

令和5年2月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和5年度当初予算等関係)

福祉保健部

各事業の説明資料の「本年度」の欄は来年度の当初計上額

「前年度」の欄は今年度の当初予算額

「比較」の欄は「本年度」－「前年度」の額

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和5年2月定例会議案説明資料目次

福祉保健部

【予算関係】
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和5年度鳥取県一般会計予算		
	1 予算説明資料	(総括表)	3
		福祉保健課	4
		福祉監査指導課	35
		障がい福祉課	44
		子ども発達支援課	98
		長寿社会課	121
		健康政策課	144
		医療政策課	168
		医療・保険課	196
	2 歳入歳出事項別明細書		208
	3 節の明細		215
	4 債務負担行為に関する調書	福祉保健課ほか	228
	5 継続費に関する調書	子ども発達支援課	231

(特別会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第5号	令和5年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算		
	1 総括表	医療・保険課	232
	2 歳入事項別明細書	"	233
	3 予算説明資料	"	234
	4 歳入歳出事項別明細書	"	243
	5 節の明細	"	246
	6 給与費明細書	"	247
	7 債務負担行為に関する調書	"	249

【予算関係以外】
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第43号	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例	子ども発達支援課	250
議案第48号	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	医療政策課	270
議案第55号	財産を無償で貸し付けること(鳥取県赤十字血液センター用地)について	医療政策課	275

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	倉吉総合看護専門学校	276

予 算 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	本年度	前年度	比 較	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,128,470	5,020,672	107,798	419,491	21,000	201,885	4,486,094	
福祉監査指導課	613,856	706,424	△ 92,568	176,102			437,754	
障がい福祉課	8,179,777	8,915,841	△ 736,064	920,986	8,000	164,002	7,086,789	
子ども発達支援課	1,460,640	1,304,807	155,833	121,808	247,000	389,999	701,833	
長寿社会課	13,588,224	11,893,345	1,694,879	1,103,509		1,544,749	10,939,966	
健康政策課	1,421,514	1,345,017	76,497	654,120		972	766,422	
医療政策課	6,089,419	6,173,699	△ 84,280	578,084	107,000	551,431	4,852,904	
医療・保険課	14,048,415	13,962,323	86,092	6,780		225,767	13,815,868	
一般会計合計	50,530,315	49,322,128	1,208,187	3,980,880	<188,500> 383,000	3,078,805	43,087,630	県費負担 43,276,130

説 明

主な事業

- ・ (新) 孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業
- ・ (新) 生活困窮者光熱費等支援事業
- ・ 手話言語条例制定10周年・第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園記念事業
- ・ (新) 鳥取県立バリアフリー美術館発展事業
- ・ デジタルを活用した認知症予防啓発事業
- ・ 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業
- ・ 医師確保奨学金等貸付事業
- ・ (新) とっとりデータ・ヘルスアップ事業

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

福祉保健課 (内線：7139)

12目 諸費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部国庫返還金調整事業	100,000	113,000	△13,000				100,000	
トータルコスト	100,780千円 (前年度 113,789千円) [正職員：0.1人]							
主な業務内容	国庫返還事務、執行管理							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>令和4年度以前の福祉保健部内の国庫（負担）補助事業について執行実績により精算した結果、受け取り超過となった国庫（負担）補助金を返還することに要する経費である。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切に国庫（負担）補助金返還事務を行う。 								

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7158)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
心のバリアフリー推進事業	1,044	931	113	809			235													
トータルコスト	5,722千円 (前年度 5,663千円) [正職員：0.6人]																			
主な業務内容	制度周知、協定締結・利用証交付、普及啓発、協議会の開催																			
工程表の政策内容	心のバリアフリーの推進																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県民にバリアフリーに関する意識の浸透を図るとともに、高齢者・障がい者等への理解と支援を深め、誰もが住みやすいまちづくりを推進する。</p> <p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハートフル駐車場利用証制度</td> <td>県内施設の車いす利用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす利用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付</td> <td>福祉保健部管理運営費（民生費）の標準事務費で執行</td> </tr> <tr> <td>普及啓発</td> <td>小学生向けのバリアフリーに関する冊子の作成</td> <td>809</td> </tr> <tr> <td>推進体制の整備</td> <td>福祉のまちづくり推進協議会の開催等</td> <td>235</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者、妊産婦等が利用しやすい公共的整備を促進するため、ハートフル駐車場利用証制度の協力施設を増加させるよう、制度の普及啓発を適切に実施する。 福祉のまちづくり推進協議会の開催 ※委員は福祉、交通、建設、経済、行政分野等で構成。 小学生向けの冊子を作成、配付（令和3年度作成部数：7,641部、配付先：小学4年生）等 ハートフル駐車場利用証制度協力施設の増加（令和4年9月末）786施設 									項目	内容	予算額	ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす利用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす利用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付	福祉保健部管理運営費（民生費）の標準事務費で執行	普及啓発	小学生向けのバリアフリーに関する冊子の作成	809	推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等	235
項目	内容	予算額																		
ハートフル駐車場利用証制度	県内施設の車いす利用者等用駐車場について県内共通の利用証を発行し、車いす利用者等用駐車場の適正利用を図る。 ○利用証の作成、配付 ○協定施設用案内表示ステッカーの作成、配付 ○制度周知用チラシの作成、配付	福祉保健部管理運営費（民生費）の標準事務費で執行																		
普及啓発	小学生向けのバリアフリーに関する冊子の作成	809																		
推進体制の整備	福祉のまちづくり推進協議会の開催等	235																		

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立福祉人材研修センター管理委託費	（債務負担行為） 158,065 62,130	38,321	（債務負担行為） 158,065 23,809		<10,500> 21,000	（使用料） 3,757	（債務負担行為） 158,065 37,373	県費負担 47,873
トータルコスト	64,469千円（前年度 40,687千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	委託料支払事務、指定管理者との連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>指定管理による管理運営</p> <p>鳥取県における福祉の担い手の養成をはじめ、各種の福祉情報の発信などの拠点として整備した鳥取県立福祉人材研修センターの管理運営について、指定管理者へ委託する。</p> <p>【施設の概要】</p> <p>所在地：鳥取市伏野1729-5</p> <p>延床面積：5,401.04㎡</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（鳥取市伏野1729-5） 会長 藤井 喜臣</p> <p>(2) 業務の内容</p> <p>ア 福祉人材研修センターの施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 福祉人材研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 債務負担行為 158,065千円（令和6年度から令和10年度まで）</p> <p>※今回の指定管理更新に当たっては、県有施設・資産有効活用戦略会議において、民間有識者の意見を踏まえて方針を決定。</p> <p>【参考】次期指定管理に関する債務負担行為の積算の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費は、直近の民間給与調査を踏まえ職階ごとの伸びを反映。 ・物件費等は、前回債務負担行為設定時からの物価指数の伸びを反映。 ・光熱費は、物価上昇が著しい現状（例：電気+70%、都市ガス+132%）にある中、今後の動向も不透明であることから、債務負担行為には含めていない。（公募等を行う時点の価格動向を踏まえて設定） 								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に委託して、利用率の向上に向けさらなる施設の周知を図り、人材育成事業者や社会福祉法人等に対して研修利用や資格取得のための積極的な施設利用を効果的に働きかける。 								

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉協議会 活動費交付金事業	98,330	97,545	785			(基金繰入金) 12,565	85,765	
トータルコスト	102,229千円（前年度 101,488千円） [正職員：0.5人]							
主な業務内容	交付金交付事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に交付金を交付することにより、組織体制の安定化・強化を図るとともに専門性や企画立案能力、ネットワークを活用し、自主的に福祉課題に対応できる体制の整備を図る。

2 主な事業内容

事業名	事業概要
県社協運営費助成事業 56,398千円 （うち人件費53,987千円 職員9人）	役職員の人件費、交付金制度の外部評価等
基盤整備事業 41,932千円 （うち人件費36,898千円 職員6人） ※鳥取県地域医療介護総合確保基金充当	鳥取県の地域福祉を一層推進するため、重要かつニーズの高い次の項目に係る事業を提案し、県の承認を受けて実施する。 ※県社協の企画・立案能力を活用する。 ○福祉人材育成確保事業 ・福祉人材の育成、新規参入促進、環境改善等 ○地域共生社会実現支援事業 ・地域福祉活動計画の策定支援、市町村社協担当制の実施、社会福祉法人の地域貢献実施支援

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・県内の社会福祉事業を推進している県社協に対し、運営経費（主に人件費）を助成することで、県社協の自主性を生かした地域福祉活動の推進を図る。
- ・平成28年度に県社協の企画能力を活用した事業に取り組めるように交付金制度を見直し、県社協が認識している課題に対して交付金事業を活用して取り組んでいる。
- ・平成28年度から令和4年度までに基盤整備事業を行い、以下のような取組の企画・実施により、県社協に求められている地域福祉の推進を図ることができた。
 - <H28～H30取組>
 - ・制度間の狭間にある者に対する「えんくるり事業（社会福祉法人の地域貢献モデル事業）」の創設。
 - ・市町村社協が自治会、集落等で住民主体の地域づくりを行うための「“我がまち”づくりのためのガイドライン」を策定。
 - <R1～R3取組>
 - ・市町村社協担当制などにより、住民が主体的な地域づくり・相談体制等を整備する上での効果的な働きかけを市町村社協へ行う。
 - ・「えんくるり事業」への参加促進などによる、社会福祉法人間で連携した複合的な地域課題への対応（地域公益事業の促進）。
- ・令和4年度以降は、地域共生社会の実現における地域福祉の役割が増大していることから、令和3年度までの事業を拡大して以下の事業に取り組んでいる。
 - <R4～R6取組>
 - ・市町村社協担当制により各市町村社協の個別課題を分析し指導・助言を行うとともに、地域福祉推進支援員を設置し市町村社協全体の状況・課題を把握・分析し支援を行う。
 - ・地域福祉の推進のため、市町村社協と連携をしながら地域ごとの課題や支援経過を体系的に記録する「地域カルテ」の策定・普及を行う。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
鳥取県再犯防止推進事業	30,428	29,655	773	22,543			7,885																
トータルコスト	34,327千円（前年度 33,598千円）〔正職員：0.5人〕																						
主な業務内容	再犯防止推進会議の運営、支援対象者への支援、新たな相談支援体制の構築にかかる検討、市町村に対する研修会開催等																						
工程表の政策内容	—																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要 犯罪をした者等が、適切な福祉支援等を受けることにより、再び社会を構成する一員となるように取り組むことで、再び犯罪を行うことを防止し、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 再犯防止推進協議会の開催（年2回程度） 272千円 ア 構成者 鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、各矯正施設等国の関係機関、更生保護等に取り組む民間団体等 イ 内容 令和5年4月頃策定予定の第2期鳥取県再犯防止推進計画を踏まえて、相互の情報交換や課題の共有、鳥取県再犯防止推進計画の進捗管理等を行う。</p> <p>(2) 鳥取県地域生活定着支援センターの運営 29,865千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">区分</th> <th style="width:45%;">入口支援</th> <th style="width:45%;">出口支援</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営主体</td> <td colspan="2">一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター</td> </tr> <tr> <td>職員</td> <td colspan="2">相談支援員4名、事務職員1名</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的な支援が必要な者</td> <td>刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者</td> </tr> <tr> <td>支援内容</td> <td> 1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催） </td> <td> 1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催） </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)（新規）高齢者・障がい者以外の出所者等に対する相談支援体制の構築 233千円 支援の届きにくい地域生活定着支援センターの支援対象外の者や満期釈放者、その家族等向けの相談体制の構築に向けて、関係者による検討会を行う。</p> <p>(4) 市町村に対する再犯防止推進支援事業 58千円 市町村担当者等対象の研修会、市町村等関係者・県との連携会議を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪・非行をした者を適切に福祉的支援へとつなげるとともに、地域社会で孤立しないよう、地域における支援体制を構築する。また、刑法犯検挙者中の再犯者率を令和4年度末までに20%にする（※第2期計画では新たな指標を設定予定）。 （参考）鳥取県の再犯者率 H29：31.8% H30：30.8% R1：28.0% R2：25.6% R3：28.3% 社会生活自立支援センターが支援した者の再犯者率 R1：3.0%（1/33人）R2：3.8%（1/26人） 平成30年4月1日に再犯の防止等に関する法律に基づく「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、第2期計画を令和5年4月頃に策定予定。 鳥取県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所者や被疑者・被告人等で福祉的支援が必要な者（依頼先からの相談案件）について、福祉サービスへのつなぎを実施している。（令和3年度特別調整実施人数：9名） 									区分	入口支援	出口支援	運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター		職員	相談支援員4名、事務職員1名		対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的な支援が必要な者	刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者	支援内容	1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催）	1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）
区分	入口支援	出口支援																					
運営主体	一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター																						
職員	相談支援員4名、事務職員1名																						
対象者	起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者等のうち、福祉的な支援が必要な者	刑務所を出所予定であるが帰住先がない障がい者又は高齢者																					
支援内容	1 被疑者・被告人段階の支援 ・対象者の福祉サービス等に係るニーズ確認 ・更生計画の作成 ・社会復帰後の受入施設等の確保や、直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等の開催）	1 刑務所出所前の支援 ・保護観察所の生活環境調整への協力 ・刑務所等出所後の受入施設等の確保や、福祉サービス等を利用できるようにするための体制整備（コーディネート） 2 社会復帰後の支援 ・福祉サービス等に係る申請支援等 ・地域生活支援に関するアフターケアなどのフォローアップ ・相談支援 ・地域ネットワークの構築（ケース会議、合同支援会議、連絡会議等の開催） ・情報発信（地域住民等の理解が得られるよう普及啓発のための講演会等を開催）																					

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害時における福祉支援機能強化事業	24,373	19,122	5,251	5,750			18,623	
トータルコスト	26,712千円（前年度 21,488千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	災害時派遣福祉チームの登録予定者・登録者等への研修、登録事務等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

災害発生後に避難所等で、介護や相談、サービス利用の調整などの福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するため、研修、訓練、所属施設のBCP作成支援等により要員の確保と連携の強化を図る。また、市町村社協が災害時に設置する災害ボランティアセンターについて、運営スタッフの養成等の支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 事業費 6,611千円

鳥取県社会福祉協議会に委託して設置している鳥取県災害福祉支援センターにより、次の業務を行う。

区分	内容	
D W A T の 組 成 と 研 修	(1) 登録の管理	研修終了後の申請受付・登録手続き、登録者（先遣隊、チーム員 138人）の状況調査等。
	(2) 意見交換会の開催	県と災害時の協定を締結している専門職団体や事業主団体と意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。（年2回程度）
	(3) 基礎研修	チーム員として最低限必要な法制度や現場での経験を伝え、DWATへの登録希望者を募る。（年2回実施、講師による座学中心）
	(4) スキルアップ研修（拡充）	派遣チームのリーダーの候補者に、研修を行う。（年1回の実施→年1回×3地区で実施）
	(5) コーディネーター研修	派遣調整や事務作業を行う事務局員と、現地に先乗りして関係者との調整や支援の必要性を見極める先遣隊の要員を養成する研修を行う。（年1回実施）
	(6) 実働訓練（拡充）	市町村の総合防災訓練に参加して、より実践的な研修を行うとともに、DWATの知名度向上を図る。（年1回の実施→複数回実施）
	(7) 活動資機材の整備（新規）	災害時に活用する資機材を整備する。発災時にSNS（face book）を用いて登録者の意向を確認するため、携帯電話（スマホ）を2台整備する。
	(8) BCP策定フォローアップ事業（組替）	災害時の業務継続計画（BCP）の策定を支援した法人に、継続的な支援を行う。モデルとして2施設でBCPを作成し、報告会を開催する。
	(9) 災害時派遣調整等	災害時の派遣調整、その他センター管理業務（1/4がDWAT分で福祉保健部が要求、3/4は災害ケースマネジメント分で危機管理局が要求）
2. 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア	(1) 関係機関連絡会の開催	ボランティア関係団体、地域活動団体などと意見交換を行い、問題点を把握して改善に努める。（年2回程度）
	(2) 災害ボランティアセンター運営者研修の実施（拡充）	災害時に市町村社協が設置して、ボランティア受入希望や実施希望者を受け付けて調整する災害ボランティアセンターの運営スタッフを養成する研修を、地域住民・団体会員等を対象に行う。（年1回→複数回に拡充）
	(3) センター運営の支援（新規）	市町村社協が行う災害時に備えた準備や災害時におけるボランティアセンターの立上げについて指導・助言する。
	(4) 災害ボランティアセンターICT導入研究	災害時のボランティア希望者受付・配置を効率化・非接触化するためにICTを導入するための検討を行う。（令和5年度検討、令和6年度導入予定）
県執行分（消耗品費、役務費（保険料）、使用料及び賃借料）		

(2) 人件費 17,762千円

※国庫は定額補助

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・災害発生時に県内及び県外の被災地で不足する福祉人材を派遣できるように体制構築を行う。
- ・まだ実働経験がないため、より実践的な研修や訓練を行い、活動の実効性を確保していく。
- ・活動に協力いただく法人の体制整備を支援して、登録するチーム員の増加を図る。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉人材センター運営事業	8,006	7,452	554	2,705		(基金繰入金) 2,596	2,705	
トータルコスト	8,786千円（前年度 8,241千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	運営管理委託							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成5年4月1日付で鳥取県知事が社会福祉法第93条に基づき福祉人材センターとして指定した社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に対し、福祉人材センターの運営に係る事業を委託する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	内容	予算額	財源
(1) 福祉人材センター事業運営管理	事務所費、消耗品費、通信運搬費など福祉人材センターの運営にかかる事務費を負担する。	1,912	国1/2 県1/2 一部鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
(2) 運営委員会開催事業	福祉人材センター事業を円滑かつ効果的に実施するため、運営委員会を年2回開催する。	141	国1/2 県1/2
(3) 福祉人材無料職業紹介事業	無料職業紹介や福祉人材バンクの運営、関係機関（ハローワーク、県内介護事業所など）との連絡調整を行う。	703	
(4) 福祉に関する啓発・広報事業	県内の社会福祉事業所等を紹介する情報誌を発行する。	2,039	
(5) 階層別研修	福祉職員が職場においてキャリアに応じた役割を認識し、働きやすい職場づくりに資するよう、階層別に研修を実施する。	250	
(6) 福祉人材確保相談事業	県外の就職面接会への参加や、求人の手引き・リーフレットといった求人・求職活動に関する冊子の作成を行う。	512	
(7) 新任看護職員研修	福祉職場で働く看護職員の定着と資質向上を図るため、新任者を対象に看護業務等に関する研修を実施する。	222	
(8) 就職フェア開催事業	求職者や新卒予定者を対象に、求人事業所ごとの就職説明会やガイダンスを開催する。	2,227	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分)
合計		8,006	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・福祉人材センターへの支援を行い、就職フェアの実施や職業紹介により県内の福祉人材の充実を図る。
- ・福祉職場での人材不足が続く状況下で、福祉人材の確保のため、日常的な相談業務窓口に加え、福祉の就職フェア、合同説明会への参加等を引き続き行っていく。鳥取県内において社会福祉に関わる人材の育成及び福祉情報の提供を積極的に行う。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
民生委員費	83,340	82,719	621	213			83,127	
トータルコスト	88,798千円（前年度 88,239千円） [正職員：0.7人]							
主な業務内容	補助金交付事務、民生委員の委嘱・解嘱等事務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

民生委員・児童委員制度の一層の理解の促進や、民生委員・児童委員の資質向上、活動しやすい環境の整備を図るため、民生委員・児童委員の活動費（主任児童委員分を除く。）や研修、民生児童委員協議会の活動及び各市町村による民生委員推薦会の開催等を支援する。

2 主な事業内容

区分	予算額(千円)	実施主体	財源
民生委員活動費	64,311	県	県10/10
民生児童委員協議会等補助金	18,406	県民生児童委員協議会等	県10/10
地区民児協会長等研修事業委託料	426	県（委託先：県民生児童委員協議会）	国1/2、県1/2
民生委員推薦会開催事業負担金	180	市町村	県10/10
事務費	17	県	県10/10
合計	83,340		

※鳥取市分は除く。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・地域住民の立場に立った民生委員・児童委員の活動を推進・支援することで、地域福祉の向上を目指す。
- ・研修等を実施し民生委員・児童委員の資質向上を図る。

○相談・支援件数

令和3年度 27,161件 (26.0件/人)
 令和2年度 25,376件 (24.3件/人)
 令和元年度 25,674件 (24.6件/人)
 平成30年度 30,965件 (29.7件/人)

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県民総合福祉大会開催事業	1,200	1,200	0				1,200	
トータルコスト	2,759千円（前年度 2,777千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	負担金交付事務、県民総合福祉大会事務局との連絡調整事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
地域福祉を身近な問題、自らの問題として受け止め、福祉のまちづくりに対する理解を深めることを目的に、本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより、福祉に携わる者の意識高揚を図る県民総合福祉大会の開催経費を支援する。								
2 主な事業内容								
(1) 実施主体 県民総合福祉大会実行委員会（福祉関係者・行政等）								
(2) 事業内容 県民総合福祉大会の開催（県内福祉関係者の表彰、福祉に関する記念講演、活動発表など）								
(3) 参加者数 約1,000人								
(4) 予算額 負担金1,200千円								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉についての講演により県民への福祉活動に対する理解を促進する。 ・本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより福祉に携わる者の意識の高揚を図る。 ・地域福祉についての講演や本県の社会福祉の発展に功労のあった方々の顕彰を行うことにより、福祉に携わる者の意識高揚及び広く県民の福祉活動への理解を促進してきた。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
日常生活自立支援事業	43,943	45,443	△1,500	21,571		(基金繰入金) 800	21,572	
トータルコスト	45,502千円（前年度 47,020千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で適切に福祉サービスを利用することが困難な方が、地域で安心して生活を送れるように支援するため、鳥取県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対し補助する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 事業の概要

- ア 各市町村社協が、支援を必要とする方の調査、一次審査会の開催、利用契約の締結を行う。
- イ 各市町村社協の専門員及び生活支援員による福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等を行う。
- ウ 県社協は、広報活動、専門員・生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等を実施する。

(3) 補助対象経費 人件費（事務局・専門員）、事務費

区分	予算額（千円）	摘要
県社協運営費	9,607	契約締結審査会（契約・更新）、連絡会議、広報活動、調査書類の様式作成、専門員、生活支援員への研修、市町村社協の相談・支援等
委託費	34,336	市町村社協への委託
合計	43,943	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・判断能力が十分でない方に対し、生活支援員のサポートにより、必要な福祉サービスの受給や金銭管理を行うことを目的とする。
- ・平成26年度までは東・中・西部地区の住民支援を鳥取県社会福祉協議会が鳥取市社協・倉吉市社協・米子市社協に委託していたが、平成27、28年度の移行期間を経て、平成29年度からは全市町村社協に委託し実施している。

【相談・契約締結件数】

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	6,834	9,149	8,593	9,890	9,868	9,491	10,024
契約締結件数	234	238	247	262	282	275	258

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業	12,193	12,249	△56	6,096			6,097	
トータルコスト	14,532千円（前年度 14,615千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	補助金交付事務、連絡調整業務							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

支援が必要な方が地域で安心して暮らしていくことができる環境を整備するため、県社協が実施する、活動希望者と活動元との調整等を行うボランティアバンクの運営や人材の育成、ボランティア団体の支援や広報を行う「支え愛ボランティア養成組織化事業」に対し助成する。

また、県社協が実施する、学校での取組への助成・指導・助言、福祉施設でのボランティア体験や指定した市町村社協が地域の団体と連携して行う福祉活動への助成・指導・助言などの「福祉教育推進事業」に対し助成する。

2 主な事業内容

(1) 実施主体 社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

(2) 補助の内訳（補助率 10/10（負担割合 国1/2、県1/2））

区分	内容
支え愛ボランティア養成組織化事業 (8,225千円)	<p>①ボランティアバンク運営 生活支援と災害対応を柱に、ボランティア活動希望者の登録、活動先の紹介、調整等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営。登録団体等の活動をSNS等で紹介する。</p> <p>②ボランティア人材の育成 ア ボランティアコーディネーター研修 市町村ボランティアセンターや社会福祉施設等の受入施設で連絡調整やプログラム等を行うコーディネーターを養成する。（年1回、市町村社協職員等を対象） イ 市町村社協ボランティアコーディネータースキルアップ研修 新たなニーズをキャッチして地域課題として提起し、支援プログラムを開発するコーディネーターとしてのスキルアップを図る。（年1回、市町村社協職員等を対象）</p> <p>③ボランティアセンターの機能強化とボランティア団体の支援 県ボランティア・市民活動センターの運営、事業評価及びボランティア振興方策を検討する県ボランティアセンター運営委員会の開催、ボランティア情報誌HOTEYEの発行</p>
福祉教育推進事業 (3,968千円)	<p>①地域で取り組む福祉教育・ボランティア活動推進事業 指定市町村社協において、地域の子どものための福祉教育等を実践する。（3年間・1か所30万円を助成。継続2（鳥取市、三朝町）、新規1）</p> <p>②ボランティア体験事業 高校生等を対象とする社会福祉施設等でのボランティア体験学習を実施する。（短期型：7～2月の4日間程度、長期型：7～2月の週1～2日間程度）</p> <p>③高校における福祉活動推進事業 福祉教育・体験のため、高校生が自ら企画運営する地域福祉活動に助成する（3年間・1か所20万円）。県社協は指定校を訪問し、企画・内容について支援・助言等を行う。</p> <p>④福祉教育研究委員会 専門家による委員会を設置し、障がい者が地域で主体的に学習に参加できるプログラムを作成し実施する。当事者の社会参加活動の自主性を高め、共生社会づくりを目指す。</p> <p>⑤福祉教育研究セミナー 地域や学校で取り組む福祉教育の取組の成果・課題を協議し、その推進方策を共有し、実践の広がりを図るセミナーを開催する。</p>

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・運営人材の養成など県民のボランティア活動を一層活性化することで地域での支え合いの担い手を確保する。
- ・多様な団体と社協との連携・協働により、地域を基盤として子どもや地域住民の福祉活動・ボランティア活動及びこれらについての学習活動を推進・支援するためのプログラムや人材育成等の推進方策の開発を目指す。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
成年後見支援センター 運営支援事業	14,250	14,250	0	5,000			9,250	
トータルコスト	15,809千円（前年度 15,827千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

高齢者、障がい者等が成年後見制度の活用等により、住み慣れた地域で安心・安全な生活が継続できるよう、弁護士、社会福祉士等の専門人材による権利擁護に関する相談から支援までの一元的・専門的な支援を担う成年後見支援センターの運営を支援する。

2 主な事業内容

(1) 補助対象者

- 一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター
- 一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉
- 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき

(2) 補助対象事業

- ・成年後見支援センターの設置運営
- ・困難事例の法人後見
- ・成年後見制度や権利擁護に係る普及啓発
- ・成年後見制度や権利擁護に係る市町村への相談支援
- ・市民後見人の養成
- ・法人後見の担い手の育成・活動支援
- ・日常生活自立支援事業等関連制度からの円滑な移行支援
- ・各関係機関との地域連携ネットワーク会議等の開催
- ・成年後見制度の実務に関する研修会の開催

(3) 予算額 14,250 千円

1ヶ所当たり定額4,750千円×3ヶ所=14,250千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・各成年後見支援センターへの支援を行い、権利擁護にあたり困難な課題がある場合に同センターが法人後見を行ったり、各市町村に助言等行ったりすることなどで県内の権利擁護体制の強化を図る。
- ・各圏域に成年後見支援センターが設置され、全市町村と県が一体となって支援体制を整備しており、受任件数は年々増加している。（H24.4.10(西部)、H25.4.1(東部)、H25.4.8(中部)設置）
- ・センターは広域的なセーフティネットとして困難事例の後見受任を行いながら、後見受任の新たな担い手の育成やその活動を支援することで、地域における権利擁護体制の充実に努めている。

各年度末における法人後見受任件数の推移

（単位：件）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3
受任件数	102	121	137	149	184	199	199	214

※受任件数は3センター合計の数値

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活福祉資金貸付事業	21,666	21,654	12	10,806			10,860	
トータルコスト	22,446千円（前年度 22,443千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業、及び当該貸付事業のうち平成28年鳥取県中部地震の被災者への貸付に対する償還利子相当額の軽減に対して補助を行う。</p> <p>【生活福祉資金貸付制度の概要】</p> <p>目的 低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付ける制度。</p> <p>種類 ・総合支援資金：生活再建までの間に必要な生活費や住宅賃貸契約を結ぶための費用等を貸付 ・福祉資金：日常生活を送る上で一時的に必要なであると見込まれる費用等を貸付 ・教育支援資金：高校、大学又は高等専門学校への入学や就学に必要な経費を貸付 ・不動産担保型生活資金：居住用不動産を有し、その住居に住み続ける高齢者に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>ア 予算額 21,613千円</p> <p>イ 補助率 10/10（国1/2、県1/2）</p> <p>ウ 補助の内容 生活福祉資金貸付事業に係る事務費（人件費、事務費等）を補助する。</p> <p>(2) 被災者生活復興支援貸付事業（生活福祉資金利子補給事業）</p> <p>ア 予算額 53千円</p> <p>イ 補助率 県10/10</p> <p>ウ 補助の内容</p> <p>平成28年鳥取県中部地震の被災により損壊した住宅の保全・補修に必要な経費への借入を6年間（貸付後据置き期間を含む。）無利子とし、その償還利子相当額の軽減分を補助する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者、離職者等に対し、必要な資金の貸付と相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送れるようにする。 ・平成21年10月から「総合支援資金」を新設し、貸付利子を緩和して利用しやすい制度に改正するとともに、相談支援体制の強化のため貸付相談員2名を配置した。平成24年度からは、償還指導を強化するため、償還指導員（償還事務、償還指導を行う）を2名配置した。 ・令和2年3月から令和4年9月末まで、新型コロナウイルスに係る当該資金の特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金）により、休業や離職による生活立て直しのための一時的な資金貸付を行った。 <p>(2) 被災者生活復興支援貸付事業（生活福祉資金利子補給事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中部地震に伴う生活福祉資金の償還利子を軽減することで、借受人の負担軽減を図る。 ・中部地震に伴い平成28年10月の知事専決において、被災により生活福祉資金（住宅資金及び災害援助資金）貸付を受ける場合は、一部の貸付について、貸付から6年間利子を補助する制度を創設。5名が事業を活用しうち2名は償還済である。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救護事業費	920	920	0				920	
トータルコスト	1,700千円（前年度 1,709千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	行旅死亡人等の取扱いに要する費用の支払							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づいて、市町村が行う引取り人のない死体の引取り及び取扱いに要する経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点 ・行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、市町村が行旅死亡人の引取り及び取扱いに要した経費を県が適切に支弁する。 <令和2年度> 9件 860千円 <令和3年度> 6件 653千円 <令和4年度> 3件 564千円（12月時点）								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
市町村包括的福祉支援体制整備推進事業	8,226	8,034	192	4,254			3,972	
トータルコスト	16,023千円（前年度 15,920千円） [正職員：1.0人]							
主な業務内容	制度周知、委託契約締結・委託先との連絡調整、市町村訪問、普及啓発・研修開催							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
低所得者、介護、ひきこもり対策など、従来の縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村に包括的な支援体制を整備する。								
2 主な事業内容								
各市町村において福祉の包括的支援体制の整備を推進するため、研修会の開催や地域住民同士の支え合いの取組との協働などの地域力強化に向けたバックアップ支援を行う。また、現場における実践をサポートするための人材育成等を行う。								
(1) 市町村バックアップ事業 [1,414千円]								
包括的支援体制整備推進員（1名）を配置し、市町村の包括的支援体制整備や地域づくり等の取組を支援する。								
(2) 世帯訪問調査等支援事業 [2,550千円]								
町村が実施する課題のある世帯を把握・支援するための世帯訪問調査等について、その経費を支援する。								
(3) 包括的支援体制の実践サポート事業 [745千円]								
包括的支援体制を整え運用する先進的市町村に対し、専門家等（市町村職員、コミュニティソーシャルワーカー、ひきこもり支援、権利擁護等の実践者）の推進チームを派遣し、相談体制を動かすノウハウや市町村の抱える具体的課題に対して、実践的サポートを行う。								
(4) 包括的支援体制のための基盤整備支援 [3,517千円]								
県全体の推進を図るため、各自治体や社会福祉協議会の担当者等を対象とした研修会の開催、住民に対するセミナー等を開催する。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・複雑化・複合化した従来の行政の属性や課題に応じた縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない課題に対応するため、市町村における地域住民による見守りや支え合いの取組も活用した包括的な支援体制の整備、充実に支援する。 ・包括的な支援体制整備の取組が拡大するよう、各市町村の実情に応じた取組にかかる個別支援と広域的な意識醸成や人材育成研修の実施等による取組促進の後押しを行う。 ・包括的支援体制整備推進員、専門家等の推進チームを配置し、市町村の体制構築への助言等を実施しているほか、包括的支援体制整備に係る意識醸成を図るため、令和2年度に市町村長、市町村社協会長等を対象としたトップセミナーを開催したほか、令和3年度からは担当者向け研修会や住民向けセミナー等を開催している。 ・研修実施にあたり関係者の意見を聴取して反映させるとともに、世帯訪問調査等への支援については、課題を抱える世帯を把握し支援することを目的に実施する事業を幅広く対象とし、取組の促進を図っている。 								

1目 社会福祉総務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
コロナ禍における生活困窮者総合支援事業	69,923	68,819	1,104	27,264			42,659	
トータルコスト	83,713千円（前年度 82,703千円）〔正職員：1.4人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	生活困窮者への相談支援、委託契約締結・委託先との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築するとともに、生活困窮者の経済的自立のみならず、日常生活や社会生活などにおける本人の状態に応じた自立を総合的に支援する。また、市町村が行う生活困窮者の自立に向けた支援を県がサポートし生活困窮者の生活再建を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】</p> <p>市町村バックアップ事業（8,456千円）</p> <p>市町村に対して、生活困窮者自立支援制度に関する後方支援（養成研修・現任研修の実施、関係機関とのネットワーク形成等）を行う。</p> <p>（関連する取組・支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県社協及び市町村社協の体制拡充に対する支援（令和4年度12月補正予算） ・県社協及び市町村社協が借入者のフォローを行うために必要となる今後13年間（据置期間を含めた償還期間）の経費を補助する。 ・市町村の自立相談支援の機能強化・保護決定体制強化等に対する支援（令和4年度12月補正予算（繰越明許）） <p>新型コロナウイルスの影響等により生活に課題を抱える方（生活困窮者等）への支援について、自立相談支援員、保護決定等に係る業務補助者の加配等を行う市町村に対して必要となる経費を支援する。</p> <p>【生活困窮者に対する支援】</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業（25,930千円 国3/4(ほか)）</p> <p>県福祉事務所を設置する三朝町、大山町における生活困窮者自立支援法に基づく必須事業（自立相談支援、住居確保給付金）及び任意事業（就労準備支援、家計改善支援、学習支援）を実施する。</p> <p>(2) ファイナンシャルプランナーと連携した家計支援事業（1,140千円 国1/2）</p> <p>生活困窮の未然防止策として、ファイナンシャルプランナーによる世代に応じた家計啓発セミナー及び個別相談等を実施する。</p> <p>(3) 見舞金（26,350千円 単県）</p> <p>県内の被保護者、母子生活支援施設入所者に対して、夏季に見舞金を支給する。</p> <p>(4) 低所得者等に係る中間的就労支援推進事業（8,047千円 国1/2）</p> <p>中間的就労事業所育成員が県全域の支援機関のニーズに応じた協力事業所の開拓や支援対象者とのマッチングを行う。また、協力事業所が中間的就労支援の取組ノウハウを共有する等により就労支援の推進を図る。</p> <p><参考>中間的就労：さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>【生活困窮者を支える市町村の支援体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村における生活困窮者自立支援制度の円滑な実施を図るため、人材育成、ネットワークの構築、関係する情報の収集・提供等のバックアップ支援を行うことにより、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等が円滑に実施できる支援体制の充実を図る。 <p>【生活困窮者に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を構築し、本人の状態に応じた自立支援や地域ネットワークの構築による包括的な支援を実施する。 ・家計管理に関するセミナー等による困窮の未然防止、就労支援員による被保護者に対する就労支援、見舞金の支給、中間的就労支援による就労困難者等の就労に向けた段階的な機会の提供等を併せて実施することにより、生活困窮者の自立を総合的に支援する。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進事業	20,934	0	20,934				20,934	
トータルコスト	25,612千円（前年度 0千円） [正職員：0.6人]							
主な業務内容	審議会の開催、委託契約締結・委託先との連絡調整							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」に基づき、必要な支援に関する施策を推進するため、施策の調査審議・実施状況の検証を行う「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置するとともに、孤独・孤立に悩む方の相談の入口としての窓口を設置し、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげる等により支援の充実を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会事業 [934千円] 本人及び家族・援助者の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、施策の実施状況を検証するため、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置する。 ・委員の構成 学識経験者、当事者団体、現場で支援を行う者 ・人数 20人以内 ・開催回数 年4回程度を予定</p> <p>(2) 孤独・孤立に関する相談窓口設置事業 [20,000千円] 「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」での意見も踏まえ、令和4年11月に設置した孤独・孤立に関する様々な相談の総合的な窓口「生活困りごと相談窓口」を運営する。 <窓口の概要> ・対面相談 県内3か所の県立ハローワーク内に設置（週2回開設） ・電話相談 年中無休（平日：午前8時30分～午後5時15分、土日祝日：午前9時～午後5時15分）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」を設置し、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」の関連施策について調査審議・実施状況の検証を行うことにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 孤独・孤立に悩む方の相談の入口として「生活困りごと相談窓口」を設置することで、これまでどこに相談して良いか分からない、自分が住んでいる近所の相談窓口には相談しにくい等の理由で相談できていない方に対し、気軽に相談できる場を提供するとともに、相談内容によって専門の相談窓口や支援機関につなげる等により、相談者に寄り添った支援を行う。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 孤独・孤立を防ぐための市町村包括的支援体制強化事業	31,750	0	31,750				31,750	
トータルコスト	33,309千円（前年度0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

核家族化の進行や都市化の進展、社会の高度化・複雑化等により、ヤングケアラーや産後鬱となる人の存在、老々介護、8050問題などにより、本人が望まない孤独を感じ又は孤立していることが大きな課題として認識されるようになり、その課題解決のため、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定し、様々な取組を進めているところである。

特に、複雑化・複合化した課題に対しては、従来の属性別の支援体制では狭間のニーズ等への対応が困難であることから、市町村が、属性を問わない包括的な支援体制を構築し創意工夫をもって円滑に実施することが求められており、県としてそれを支援するものである。

2 主な事業内容

包括的な支援体制については、住民に身近な市町村が主体となって実施することが重要であり、市町村がそうした支援体制を整備、充実していけるよう、国が定める包括的支援体制の一つのスキームである「重層的支援体制整備事業」(※)について、当該事業の実施に係る経費の一部を支援する。

※地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村が社会福祉法に基づき、属性や世代を問わない「相談支援」、既存制度の支援では対応できないニーズに対し、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行う「参加支援」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保等を行う「地域づくりに向けた支援」を一体的に行う事業

【実施主体】市町村（実施予定：鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町）

※八頭町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村は準備事業を実施予定（国が直接補助）

【補助対象経費】重層的支援体制整備事業の実施に係る経費を支援

例) 福祉の様々な相談をワンストップで受け止める総合相談窓口の設置

・世帯訪問調査等のアウトリーチで把握した情報をもとに対象世帯をピックアップし、当該世帯への訪問等により、支援につなげるための信頼関係づくりを図る など

※主に人件費、事務費など

【負担割合】国1/2（直接市町村へ）、県1/4（参加支援等）、市町村1/4

重層的支援体制整備事業等に係る令和5年度事業費等見込額

（単位：千円）

区分	実施予定市町村	重層的支援体制整備事業				移行準備事業	計
		相談支援	地域づくりに向けた支援	参加支援等	小計		
重層的支援体制整備事業	鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、北栄町	953,000	344,000	127,000	1,424,000		1,424,000
移行準備事業	八頭町、湯梨浜町、琴浦町、日吉津村					77,700	77,700
事業費		953,000	344,000	127,000	1,424,000	77,700	1,501,700
財源	国	413,000	120,000	63,500	596,500	25,725	622,225
	県	179,000	81,000	(新) 31,750	291,750	-	291,750
	市町村	361,000	143,000	31,750	535,750	51,975	587,725

※ 国の「令和5年度重層的支援体制整備事業の実施に関する所要見込額等調べ（令和4年10月実施）」に対する各市町村の報告額をもとに算出

3 事業目標・取組状況・改善点

・従来の行政の属性や課題に応じた縦割り制度による相談支援体制では解決しきれない複雑化・複合化した課題に対応するため、県内全市町村において、地域住民による支え合いの取組も活用した包括的な支援体制を整備する。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)生活困窮者光熱費等支援事業	144,500	0	144,500	144,500				
トータルコスト	146,059千円（前年度0千円） [正職員：0.2人]							
主な業務内容	制度周知、補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>ウクライナ危機や円安などの影響による物価高騰が継続していることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>電気代等の高騰が継続している状況を踏まえ、令和4年度9月補正予算で措置した、生活困窮者に対するエアコン等光熱費の助成を行う市町村への補助を継続実施し、切れ目のない生活支援対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者：市町村が支給対象として認める世帯（生活保護受給世帯等）※17,000世帯を想定 補助率：1/2 1世帯当たり補助基準額：17千円（令和3年度からの電気料金上昇分5.5千円×3月分） <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に対し、エアコン等光熱費に係る助成等、緊急的な支援を実施することにより当面の生活を維持するとともに、生活困窮者の自立に向けた計画的・継続的な支援等を推進する。 <p>（参考）物価高騰に対する支援（令和4年度補正予算）の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施市町村：全市町村 補助対象世帯数：16,239世帯 交付決定額：148,664千円 ※1世帯当たり補助基準額21千円（2.3千円×9月分） 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	27,445	27,947	△502			(基金繰入金) 14,300	13,145	
トータルコスト	28,225千円（前年度 28,736千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成29年度まで県が直接支援を行っていた補助事業について、より現場のニーズに即した取組になるよう、定期的に各種社会福祉団体と調整し、現場のニーズを十分に把握している県社会福祉協議会を窓口とし、円滑かつ迅速に事業実施する。

2 主な事業内容

補助事業に要する経費（事業費、人件費（2名分）及び事務費）を支援する。

（単位：千円）

区 分	予 算 額	財 源
1 事業費	19,775	
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金	80	単県
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金	120	単県
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業補助金	150	単県
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金	560	単県
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金	400	単県
(6) 手話学習会開催事業費補助金	1,350	単県
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金	240	単県
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金	510	単県
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金	338	単県
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む。）	5,900	基金
(10-2) 生活援助型研修受講支援補助金（担い手加算・過疎地就業奨励金含む。）	700	基金
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金	400	基金
(12) 介護実務者研修受講支援補助金	6,500	基金
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金	800	基金
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金	727	単県
(15) ことぶき起業支援補助金	800	単県
(16) 外国人高齢者福祉給付金	200	単県
2 人件費	6,370	単県
3 事務費	1,300	単県
合 計	27,445	

3 事業目標・取組状況・改善点

- 各補助金がより現場のニーズに即した補助制度になるよう、県社会福祉協議会と連携を密にして補助制度の適切な実施を図る。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
福祉保健部管理運営費（民生費）	29,688	31,161	△1,473	1,011			28,677																			
トータルコスト	147,178千円（前年度 149,929千円） [正職員：14.7人 会計年度任用職員：1.0人]																									
主な業務内容	審議会の開催、研修及び各種統計の実施、部及び課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整、知事表彰・叙勲・褒章事務等																									
工程表の政策内容	—																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的、概要 「社会福祉審議会」の開催、福祉先進県づくりの推進のため福祉専門職員の専門性向上に資する研修を体系的に実施するための経費及び各種統計調査に要する経費、福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等に要する事務経費である。																										
2 主な事業内容 (1) 社会福祉審議会費（1,018千円） 【鳥取県社会福祉審議会】 根拠：社会福祉法、鳥取県社会福祉審議会条例 委員数：35名（委員25名、臨時委員10名） 専門分科会：民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会 委員の構成： 市町村社協、ボランティア団体、民生児童委員、高齢者関係団体、障がい者関係団体、児童・母子関係団体、県医師会、県歯科医師会、鳥取大学、鳥取短期大学、県議会、青少年・文化団体、社会福祉士会、市町村等から委員を選出 (2) 福祉職員の専門性向上事業（156千円） 福祉関係職員の資質向上を図るための各種研修に係る経費等 (3) 社会福祉統計調査費（1,011千円） 【主な統計調査】 <table border="1" data-bbox="290 1491 1297 1740"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>調査時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査（所得票）</td> <td>7月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>介護サービス施設・事業所調査</td> <td>10月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>福祉行政報告例</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>所得再配分調査</td> <td>7月予定</td> <td>臨時</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	調査時期	調査周期	国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎年	社会福祉施設等調査	10月予定	毎年	介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年	福祉行政報告例	毎月実施	毎年	所得再配分調査	7月予定	臨時
調査名	調査時期	調査周期																								
国民生活基礎調査（所得票）	7月予定	毎年																								
社会福祉施設等調査	10月予定	毎年																								
介護サービス施設・事業所調査	10月予定	毎年																								
福祉行政報告例	毎月実施	毎年																								
所得再配分調査	7月予定	臨時																								
(4) 管理運営費（22,011千円） 福祉保健部及び福祉保健課の連絡調整に係る経費、各種表彰に係る経費等 (5) 自治法派遣職員負担金（5,492千円） 自治法に基づき市町村から県に派遣される職員にかかる負担金を負担する。																										
3 事業目標・取組状況・改善点 ・福祉保健部内及び福祉保健課の各種企画調整・対応等を適切に実施する。																										

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
指定管理候補者審査 ・指定管理施設運営 評価委員会運営費	331	149	182				331													
トータルコスト	1,111千円（前年度 938千円） [正職員：0.1人]																			
主な業務内容	委員会の開催																			
工程表の政策内容	—																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>指定管理者制度をとる公の施設の指定管理候補者の選定に当たり、外部意見を反映し透明性を確保するとともに、専門的見地から総合的な審査を行うため、外部有識者等による指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会を開催し、施設の適切な管理運営を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会を開催し、以下の施設の令和6年度から令和10年度までの指定管理期間の指定管理候補者の選定等を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>選定方法</th> <th>所管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉人材研修センター</td> <td>指名</td> <td>福祉保健課</td> </tr> <tr> <td>障がい者体育センター</td> <td>公募</td> <td>スポーツ課（令和5年度から）</td> </tr> <tr> <td>鳥取砂丘こどもの国</td> <td>公募</td> <td>子育て王国課</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会を開催し、外部意見を反映しながら施設の適切な管理運営を図る。</p>									施設名	選定方法	所管課	福祉人材研修センター	指名	福祉保健課	障がい者体育センター	公募	スポーツ課（令和5年度から）	鳥取砂丘こどもの国	公募	子育て王国課
施設名	選定方法	所管課																		
福祉人材研修センター	指名	福祉保健課																		
障がい者体育センター	公募	スポーツ課（令和5年度から）																		
鳥取砂丘こどもの国	公募	子育て王国課																		

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】新型コロナウイルス入院患者家族支援事業	0	11,575	△11,575					
トータルコスト	0千円（前年度 18,776千円）							
主な業務内容	支援を行う事業者との調整・契約・支払、県職員による直接の処遇支援（児童のみ）							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>新型コロナウイルス感染症対策推進課で計上する「新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業」に統合するため廃止する。</p>								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】鳥取県更生保護給産会建替補助事業	0	28,000	△28,000					
トータルコスト	0千円（前年度 28,789千円）							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
事業完了のため廃止する。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】中国地区医療社会事業大会開催補助事業	0	100	△100					
トータルコスト	0千円（前年度 889千円）							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
事業完了のため廃止する。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】生活困窮者自立支援体制強化事業	0	17,519	△17,519					
トータルコスト	0千円（前年度 17,519千円）							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
事業完了のため廃止する。								

6目 遺家族等援護費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
戦傷病者戦没者遺族等援護事業	7,088	8,891	△1,803	4,287		(雑入) 11	2,790	
トータルコスト	54,080千円（前年度 56,193千円） [正職員：4.7人 会計年度任用職員：3.6人]							
主な業務内容	慰霊祭開催、補助金交付業務、表彰事務、特別給付金等の裁定、研修会の実施、療養費支給事務、市監査、恩給等に関する相談受付及び書類進達、軍歴証明事務、国庫委託金事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

戦傷病者や戦没者遺族等の福祉の増進を図るための援護に要する経費である。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	内容	財源
戦没者慰霊等援護事業	2,740	・ 県戦没者慰霊祭等の慰霊事業の執行及び旧陸軍墓地の維持管理の実施 ・ 県遺族会が実施する慰霊事業等への補助 ・ 援護事業功労に対する表彰	単県
戦傷病者遺族等援護事業	3,822	・ 旧軍人・軍属等の公務上の死亡又は傷病に対し本人若しくは遺族に対して支給する各種給付金等に係る事務 ・ 戦傷病者に対する療養給付等の実施 ・ 戦傷病者相談員及び戦没遺族相談員の設置	国10/10 (一部雑入)
中国残留邦人等支援事業	316	・ 中国残留邦人等の永住帰国及び自立に係る支援 ・ 支援給付実施機関に対する施行事務監査	国 10/10・ 単県
恩給等事務処理費	210	・ 旧軍人・軍属等に対する普通恩給・傷病恩給等の請求指導及び請求書類の進達 ・ 各種年金通算及び叙位叙勲等に係る軍歴の調査・証明	国10/10・ 単県
合計	7,088		

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ 法に基づき、適正な援護業務を実施する。
- ・ 国からの補助・委託等に基づき、毎年度各種援護事業を実施している。

4項 災害救助費
1目 救助費

福祉保健課 (内線：7142)
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
救助費	2,400	2,400	0				2,400										
トータルコスト	6,299千円 (前年度 6,343千円) [正職員：0.5人]																
主な業務内容	災害見舞金支給事務、避難被災者生活支援金制度の運用																
工程表の政策内容	-																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要 県外で発生した大規模災害への見舞金並びに県内で発生した災害救助法適用外の小災害被災者への見舞金を支給する。また、大規模地震や大雨災害で被災され、本県へ避難して本県に居住された場合に、当面の生活費として支援金を支給し、生活再建を支援する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 災害見舞金 900千円 (小災害被災者に対する見舞金) 全壊・全焼世帯：1世帯あたり5万円 半壊・半焼世帯：1世帯あたり2万円</p> <p>(2) 避難被災者生活支援金 1,500千円 ア 避難被災者生活支援金 (新規避難者向け) 1,000千円 (ア) 支給対象者 賃貸借住宅等 (公営住宅、民間賃貸借住宅等) または、親類宅や知人宅、ホームステイなどで1ヶ月以上居住する世帯 (者) (イ) 支給額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>住居 対象</th> <th>賃貸借住宅等</th> <th>親類宅や知人宅、ホームステイ等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯</td> <td>30万円</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>単身者</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 避難被災者生活再建支援金 (継続避難者向け) 500千円 (ア) 支給対象者 生活再建支援金申請時点で鳥取県に引き続き6ヶ月以上居住している者 (イ) 支給額 一人あたり5万円 (世帯員数に応じて支給)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・見舞金贈呈方針及び支援金要領に基づき、適切に実施する。 ・近年の実績は以下のとおり。 ○小災害被災者に対する見舞金 平成29年度 台風18号に係る見舞金支給 (鳥取市) 計45万円 ○避難被災者生活支援金 平成30年度 平成30年7月豪雨に係る生活支援金 (1世帯に対し、100千円を支給)</p>									住居 対象	賃貸借住宅等	親類宅や知人宅、ホームステイ等	世帯	30万円	20万円	単身者	15万円	10万円
住居 対象	賃貸借住宅等	親類宅や知人宅、ホームステイ等															
世帯	30万円	20万円															
単身者	15万円	10万円															
被災者生活復興支援貸付事業 (災害援護資金利子補給事業)	36	80	△44				36										
トータルコスト	816千円 (前年度 869千円) [正職員：0.1人]																
主な業務内容	補助金交付事務																
工程表の政策内容	-																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要 平成28年鳥取県中部地震に係る災害援護資金を借り受けた被災者に、その償還に係る利子相当額の利子補給を行う市町村に対し、利子相当額の2分の1 (1.5%分) を補助する。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点 ・補助金の交付要綱に基づき、適正な業務を実施する。 ・該当市町村及び助成額は下記のとおり。 北栄町：35,283円</p>																	

2目 備蓄費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
備蓄費	4,478	9	4,469			(財産収入) 9	4,469	
トータルコスト	5,258千円（前年度 798千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	災害救助基金の運用依頼、同基金運用益の同基金繰入事務							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
災害救助法に基づく災害救助基金の積立及び運用に要する経費である。								
2 主な事業内容								
法定積立最少額の不足分（4,469千円）								
基金運用に伴う収益分（9千円）								
3 事業目標・取組状況・改善点								
・法に基づき適切に積立てを実施する。								
・毎年、運用益も含め、法令で定められた額以上の金額を着実に積み立て、不測の事態に備えている。								

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

福祉保健課（内線：7142）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
衛生統計費	3,530	8,451	△4,921	3,486			44																			
トータルコスト	22,982千円（前年度 28,075千円） [正職員：2.2人 会計年度任用職員：0.8人]																									
主な業務内容	各種統計の記入、とりまとめ及び国への報告																									
工程表の政策内容	－																									
事業内容の説明																										
1 事業の目的、概要																										
保健衛生行政推進の基礎資料を得るための各種調査及び人口動態調査集計システムの保守に要する経費である。																										
2 主な事業内容																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査名</th> <th>実施時期</th> <th>調査周期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民生活基礎調査（世帯票）</td> <td>7月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>人口動態調査</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>病院報告</td> <td>毎月実施</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>衛生行政報告例</td> <td>5月予定</td> <td>毎年</td> </tr> <tr> <td>地域保健・健康増進事業報告</td> <td>5月予定</td> <td>毎年</td> </tr> </tbody> </table>									調査名	実施時期	調査周期	国民生活基礎調査（世帯票）	7月予定	毎年	人口動態調査	毎月実施	毎年	病院報告	毎月実施	毎年	衛生行政報告例	5月予定	毎年	地域保健・健康増進事業報告	5月予定	毎年
調査名	実施時期	調査周期																								
国民生活基礎調査（世帯票）	7月予定	毎年																								
人口動態調査	毎月実施	毎年																								
病院報告	毎月実施	毎年																								
衛生行政報告例	5月予定	毎年																								
地域保健・健康増進事業報告	5月予定	毎年																								
3 事業目標・取組状況・改善点																										
・各種厚生労働統計調査（保健関係）を適切に実施する。																										
・国からの委託に基づき、毎年度各種厚生労働統計調査（保健関係）を実施している。																										

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原爆被爆者保護費	92,386	94,546	△2,160	87,136			5,250	
トータルコスト	110,074千円 (前年度 112,373千円) [正職員：1.9人 会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	医療機関及び国との委託契約、各種手当等の認定・支給事務、療養費支給事務、補助金交付業務、国庫負担金等事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
原子爆弾被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる援護施策に要する経費である。								
2 主な事業内容								
(単位：千円)								
区分	予算額	事業内容						
原爆被爆者健康診断費	1,705	原子爆弾被爆者に対する健康手帳の交付及び健康診断の実施 (国10/10)						
	500	鳥取県原爆被害者協議会の行う援護事業及び教育宣伝事業に対する助成 (単県)						
原爆被爆者保護費	89,153	各種手当の認定及び支給、介護保険サービス等利用料の個人負担分の全額助成 (国10/10ほか)						
	240	鳥取県原爆被害者協議会の行う慰霊式典に対する助成 (国2/3・県1/3)						
標準事務費	788	事業に係る標準事務費 (国10/10)						
合計	92,386							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき、適正な援護業務を実施する。 ・国からの補助・委託に基づき、毎年度各種援護施策を実施している。 								

1目 公衆衛生総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部管理運営費(衛生費)	81	81	0				81	
トータルコスト	1,640千円 (前年度 1,658千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
全国衛生部長会への参加に係る経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・保健分野に係る各種連絡調整・対応を適正に実施する。 								

5目 母子衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
優生手術被害者支援事業	600	600	0				600	
トータルコスト	2,939千円（前年度 2,966千円） [正職員：0.3人]							
主な業務内容	調査、訪問、補助金事務等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
旧優生保護法による優生手術を受けられた方（被害者）や家族等と面談等を行い、必要な支援を行う。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
訴訟支援	被害者が損害賠償請求訴訟への参加を希望される場合に、裁判所への旅費と成年後見申し立てに必要な弁護士等の費用を支援する。							318
同行支援	被害者が救済を求める活動や県が行う面談のために同行する、介助者や手話通訳者等の謝金・旅費を支援する。							199
その他の支援	優生手術の事実確認のための費用（診断費用、診断書作成料）、カウンセリングや精神科の受診の費用等、面談で必要と思われる費用を支援する。 ※旧優生保護一時金支給法及び一時金支給等業務事務取扱交付金に該当しない部分							83
合計							600	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・旧優生保護法の優生手術を受けた方の相談に真摯に応じ、被害者が望まれる支援を適切に実施する。								
＜請求等状況＞ ※令和5年1月4日現在								
請求書進達人数 11名（うち、請求が認定された人数 11名）								
※補助金の利用は令和元年度に1件・6,060円（診断書料）。ただし、当該利用者は国により一時金と併せて診断書料も交付されたため、県に補助金を返納された。								

3項 保健所費

福祉保健課（内線：7142）

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
指導管理費	865	1,071	△206				865	
トータルコスト	1,645千円（前年度 1,860千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	保健所との連絡調整等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
全国保健所長会への参加、社会医学系専門医制度における専門医・指導医登録及び保健所長就任のために必須となっている研修受講に係る経費である。								
2 事業目標・取組状況・改善点								
・公衆衛生に係る各種連絡調整・対応を適正に実施する。								

1目 保健所費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
感染症対策人材強化事業	47,200	47,200	0			(基金繰入金) 8,134 (雑入) 4,066	35,000	
トータルコスト	47,980千円（前年度 47,989千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の重要性が増大する中、感染症対策を担う人材の充実・強化が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、公衆衛生行政の充実・強化と将来の公衆衛生医師不足の解消を図る体制を構築するとともに、県内の感染症対策に貢献できる専門的知識を有した人材育成等を推進する。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 公衆衛生対策強化緊急事業（12,200千円） ※地域医療介護総合確保基金（医療）及び雑入を充当</p> <p>鳥取大学と県が連携協定を締結した上で、鳥取大学が新たに公衆衛生医師を確保することで、医局から保健所に恒常的に人材を派遣するほか、以下の取組を実施する。</p> <p><地域住民向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民を対象とした公衆衛生（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）のミニ講座（オープンキャンパス）の開催 ○地域住民と医学生との交流活動への参加 <p><県向け></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県が抱える公衆衛生行政上の課題（食中毒、感染症、熱中症、健康づくりなど）の調査研究及び結果のフィードバック ○公衆衛生行政に係る施策立案段階での助言 ○将来の公衆衛生医師の確保 <p>医学部生の保健所での実習の企画・運営、公衆衛生医師の全国ネットワークづくり</p> <p>(2) 寄附講座「臨床感染症学講座」（35,000千円）</p> <p>県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等のため、鳥取大学医学部に寄附講座「臨床感染症学講座」を設置する。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識を有する人材の育成 <p>医学生を対象としたカリキュラムと病院実習のほか、初期研修医教育、感染症専門医を目指す専門医教育を行う。</p> ○教育・研究の推進、病原体等の検査の能力の向上及び技術開発 <p>新型コロナウイルスのような、新たな感染症や結核等の再び注目されている感染症に対する新しい診断技術の開発を行う。</p> ○感染症診療・対策、医療支援等、地域医療向上への寄与 <p>感染症の診療、対策等を随時行うとともに、県内感染症指定医療機関に対して助言指導のための医師派遣の実施や、医療関係者を対象とした県内の感染教育等を行う。</p> ○感染症に関する公開講座等広報活動 ○その他感染症に関する活動等 								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の重要性を広く県民に理解いただくとともに、鳥取大学から医師を受け入れることで、新型コロナウイルス感染症対策など本県の公衆衛生行政の充実・強化を図る。 ・寄附講座により、県内の感染症対策に貢献する専門的知識を有した人材育成及び教育・研究等を効果的に実施する。 								

中部総合事務所倉吉保健所（電話：０８５８－２３－３１２１）

1目 保健所費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 中部総合事務所倉吉保健所運営費	8,677	8,707	△30				8,677	
トータルコスト	32,068千円（前年度 32,365千円） [正職員：3.0人]							
主な業務内容	保健所の管理運営費、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 中部総合事務所倉吉保健所の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
2 主な事業内容 保健所等の管理運営、関係機関との連絡調整を行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・中部総合事務所倉吉保健所の施設維持管理及び運営を適切に実施する。								

西部総合事務所米子保健所（電話：０８５９－３１－９３１５）

1目 保健所費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 西部総合事務所米子保健所運営費	34,315	32,459	1,856				34,315	
トータルコスト	69,199千円（前年度 67,609千円） [正職員：3.7人 会計年度任用職員：2.1人]							
主な業務内容	保健所の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 西部総合事務所米子保健所の管理運営・企画調整等に要する経費である。								
2 主な事業内容 保健所等の管理運営、庁舎管理、関係機関との連絡調整を行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・西部総合事務所米子保健所の施設維持管理及び運営を適切に実施する。								

福祉保健課（内線：7142）

1目 保健所費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】保健所機能 等体制強化事業	0	318,788	△318,788					
トータルコスト	0千円（前年度 319,577千円）							
主な業務内容	保健所との連絡調整等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
新型コロナウイルス感染症対策推進課で計上する「新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業」に統合するため廃止する。								

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
職員人件費	4,090,162	3,773,081	317,081	72,060		(使用料) 98,331 (手数料) 10,917 (受託収入) 30 (雑入) 44,737	3,864,087	

事業内容の説明

一般職員471名、定数外職員39名及び会計年度任用職員116名の人員費である。

※正職員左（）内は定数外職員数

（単位：千円、人）

区分			本年度		前年度		財源内訳			
款名	項名	目名	予算額	職員数	予算額	職員数	国庫	起債	その他	一般財源
総務費	総務管理費	一般管理費	63,027	正職員 9	0	正職員 0				63,027
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	824,569	正職員 (5)101 会計年度 30	812,807	正職員 (5)100 会計年度 65	22,610		(手数料) 1,454 (雑入) 32,711	767,794
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	1,512,163	正職員 187 会計年度 40	1,513,367	正職員 192 会計年度 39	21,163		(使用料) 98,331 (受託収入) 30 (雑入) 1,026	1,391,613
民生費	生活保護費	生活保護総務費	73,230	正職員 10 会計年度 1	72,592	正職員 10 会計年度 1	22,209		(雑入) 12	51,009
衛生費	公衆衛生費	公衆衛生総務費	446,810	正職員 57 会計年度 20	242,145	正職員 29 会計年度 30	6,078		(手数料) 466 (雑入) 162	440,104
衛生費	保健所費	保健所費	387,401	正職員 51 会計年度 12	345,685	正職員 46 会計年度 8			(雑入) 105	387,296
衛生費	医薬費	医薬総務費	782,962	正職員 (34)56 会計年度 13	786,485	正職員 (34)56 会計年度 12			(手数料) 8,997 (雑入) 10,721	763,244
計			4,090,162	正職員 (39)471 会計年度 116	3,773,081	正職員 (39)433 会計年度 155	72,060		154,015	3,864,087

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉監査指導課(内線:7140)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉法人指導強化事業	3,063	2,507	556	528			2,535	
トータルコスト	37,950千円(前年度 37,541千円) [正職員:3.0人 会計年度任用職員:4.0人]							
主な業務内容	社会福祉法人指導監査							
工程表の政策内容	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>社会福祉法人の運営の適正化・健全経営の推進を図り、適切な福祉サービスが安定して提供できるよう、指導監査や許認可を行うとともに、各種研修会等を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 社会福祉法人指導監査の充実 [2,550千円] 社会福祉法に基づき社会福祉法人の運営の適正化を指導するため法人指導監査を実施するための経費、また、関係機関との連携を図るために要する経費である。</p> <p>(2) 法人支援をはじめとする各種研修会の実施 [513千円] 法人の役職員及び県の監査担当者の資質向上を図るために実施する各種研修会等に要する経費である。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指導監査・各種研修等の事業を行い、社会福祉法人運営の適正化を図る。 ・高度な専門的知識(法律・財務・会計)を要する指導監査に対応するため、必要に応じて公認会計士及び弁護士に同行してもらうなどし、専門家の視点での監査の着眼点、法的な見解等について助言・指導いただきながら、監査を実施することとしている。 ・県民福祉局等が行う施設監査における会計面の監査強化に当たり、法人監査と施設監査の情報共有、連携強化を図っている。 ・施設監査所管課及び県内4市をメンバーに社会福祉事業指導監査等連絡調整会議を開催し、監査における指摘事項の統一や情報の共有を図っている。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
社会福祉法人育成事業	35,478	36,029	△551				35,478																					
トータルコスト	38,597千円（前年度 39,183千円）〔正職員：0.4人〕																											
主な業務内容	補助金交付業務																											
工程表の政策内容	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的、概要 県内社会福祉法人の健全な育成を図るため、運営費に対する支援等を行う。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>予算額（千円）</th> <th>実施主体</th> <th>補助率等</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金</td> <td>28,300</td> <td>社会福祉法人が経営する社会福祉施設 （保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） （※1）</td> <td>1施設当たりの補助金額 2,500千円（上限）</td> <td>施設の人件費・事務費を補助する。</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金</td> <td>495</td> <td>社会福祉法人等</td> <td>支払利息額の1/4又は1/2</td> <td>独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）</td> </tr> <tr> <td>福祉施設経営指導事業補助金</td> <td>6,683</td> <td>社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会</td> <td>10/10</td> <td>社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※1）市町村の関与が大きいと知事が認めた法人等を除く。 （※2）平成17年3月31日までに借入を行ったものに限る。</p>									補助金名	予算額（千円）	実施主体	補助率等	事業内容	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,300	社会福祉法人が経営する社会福祉施設 （保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） （※1）	1施設当たりの補助金額 2,500千円（上限）	施設の人件費・事務費を補助する。	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	495	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）	福祉施設経営指導事業補助金	6,683	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	10/10	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。
補助金名	予算額（千円）	実施主体	補助率等	事業内容																								
鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,300	社会福祉法人が経営する社会福祉施設 （保育所、介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） （※1）	1施設当たりの補助金額 2,500千円（上限）	施設の人件費・事務費を補助する。																								
独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	495	社会福祉法人等	支払利息額の1/4又は1/2	独立行政法人福祉医療機構から借入を行った施設整備借入金に係る支払利子の一部を補助する。（※2）																								
福祉施設経営指導事業補助金	6,683	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	10/10	社会福祉施設を経営する法人に対し、入所者処遇や施設経営等に関する助言、指導援助及び巡回相談等を行う経費を補助する。																								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間社会福祉法人運営費等に要する経費の一部を補助し、健全な育成を図る。 鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金実績 平成29年度：10施設 平成30年度：8施設 令和元年度：11施設 令和2年度：13施設 令和3年度：12施設 令和4年度：11施設（見込） 																												

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業	1,096	1,095	1				1,096	
トータルコスト	5,774千円（前年度 5,827千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	評価推進委員会の開催、評価調査者研修、評価機関の指導・監督							
工程表の政策内容	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県が認証した評価機関が、専門的かつ客観的な立場から福祉サービス提供事業者のサービスの質を評価することにより、福祉サービスの質の向上を図るとともに、評価結果をインターネット等で公表することにより、利用者に対する情報提供を図り、もって利用者の適切なサービスの選択に資する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 評価推進委員会の運営 [223千円] 学識経験者等7名で構成する評価推進委員会の開催に要する事務費（年3回） ※審議内容 評価制度の整備、見直し及び評価機関の認証等</p> <p>(2) 評価調査者継続研修 [233千円] 県が登録した評価調査者の知識・技能のフォローアップ、資質維持のための研修（年2回）</p> <p>(3) 評価調査者養成研修（県社協委託） [619千円] 新たに名簿登載する評価調査者を養成するための研修（年1回）</p> <p>(4) 評価機関の指導、監督等 [21千円] 監督、指導及び関係機関との連携に要する事務費</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス第三者評価の受審の促進を図る。 評価事業のPR及び受審促進を図るため、評価実績のある施設を鳥取県のホームページに掲載している。 受審誘導策として「鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金」で受審施設に対する加算を実施している。 評価機関の充実（評価調査者の信頼性の向上）のため、評価調査者の有効期限を3年とすること、評価調査者の更新に当たっては、評価調査者継続研修の受講（3年に2回以上）を義務化している。 受審は基本的には任意であるが、施設の運営基準を定める条例において努力義務を課している。 法人指導監査の際に受審勧奨を行うとともに、国の法人指導監査実施要綱の改正に基づき、県の法人指導監査実施要綱において、評価受審を監査周期延長の要件の1つとして定めている。 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉サービス利用者苦情解決事業	9,520	9,615	△95	4,760			4,760	
トータルコスト	10,300千円（前年度 10,404千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策内容	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図る。

2 主な事業内容

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に設置される「福祉サービス運営適正化委員会」の活動等に対して補助する。（補助率：10/10<国1/2、県1/2>）

（単位：千円）

区分	予算額	内容
事務局運営費	7,292	事務局人件費、消耗品費（共同使用負担金・コピー代等、光熱水費）、通信運搬費、手数料
会議等開催経費	1,417	運営適正化委員会の開催経費等 （選考委員会 0回（隔年開催）） （運営適正化委員会 2回） （運営監視小委員会 6回） （苦情解決小委員会 6回）
広報、啓発活動費等	811	パンフレット製本費等
合計	9,520	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・社会福祉法第83条に基づき、当事者間（利用者及び事業者）で対応困難な、福祉サービスに関する苦情を解決するために、各都道府県社会福祉協議会に設置された公正な第三者機関（運営適正化委員会）の運営への助成を通じて、福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げ、サービスの質の改善を図ることにつながる。
- ・運営適正化委員会が実施する次の活動等に対して助成した。
 - ア 運営適正化委員会（苦情解決小委員会で以下相談に対応）を年6回実施した。（令和3年度）
 - イ 苦情及び相談受付件数
 - 平成29年度（84件）
 - 平成30年度（77件）
 - 令和元年度（76件）
 - 令和2年度（114件）
 - 令和3年度（75件）
 - ウ 苦情解決制度等に関する啓発活動及び広報（令和3年度）
 - ・苦情解決ポスター、リーフレット等を事業所に配布した。
 - ・巡回活動（事業所等を訪問し、制度の啓発等を実施した。）
 - ・福祉サービス苦情解決研修会を実施した。（令和4年3月4日）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県民間社会福祉施設整備等補助事業	10,359	10,359	0				10,359	
トータルコスト	13,478千円（前年度 13,513千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策内容	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 老朽化した民間社会福祉施設の改修・修繕を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。</p> <p>2 主な事業内容 財政基盤が脆弱なため整備が進まない老朽化した民間社会福祉施設の建物及び設備の改修・修繕等に対して補助を行う。</p> <p>(1) 対象施設 社会福祉法人が経営する社会福祉施設（介護保険対象施設、ケアハウス等を除く。） ※市町村社会福祉協議会等市町村の関与が大きいと知事が認めた法人の施設を除く。 ※高額繰越金等を有する施設を除く。</p> <p>(2) 補助対象事業 設置後10年以上が経過した施設又は設備（例：外壁、屋上防水工事、給排水設備、冷暖房設備、消防用設備）の改修・修繕 ※総事業費が50万円以上1,000万円未満（通所・利用施設は上限が500万円未満）のものが対象。</p> <p>(3) 補助率等 ①施設の利用が施設所在市町村の住民に限られない施設：3/4 ②施設の利用が概ね施設所在市町村の住民に限られる施設：1/2</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人へ中小規模の修繕に対し補助を行うことにより、民間社会福祉施設の整備を促進し、施設環境の改善と入所者等の処遇改善を図る。 過去5か年で、計15施設へ補助を行った。 平成29年度：3施設 平成30年度：2施設 令和元年度：4施設 令和2年度：3施設 令和3年度：3施設 令和4年度：4施設（交付決定） 								

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	181,579	183,743	△2,164				181,579	
トータルコスト	182,359千円 (前年度 184,532千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策内容	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業に補助金を交付し、民間社会福祉施設職員の処遇確保及び施設経営の安定を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条に基づき、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業による退職手当支給に要する経費の1/3を補助する。 (負担割合: 国1/3、県1/3、事業主体1/3)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当制度による退職手当支給に要する経費の1/3を独立行政法人福祉医療機構へ補助することにより、民間社会福祉施設職員の処遇の向上を通じ、本県社会福祉事業の振興を図る。 本県における被共済職員数は、3,847人(令和4年4月1日)であり、退職手当支給実績は520人、982,708,393円(令和3年度)となっている。 								
【廃止】鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金	0	72,160	△72,160					
トータルコスト	0千円 (前年度72,949千円)							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策内容	福祉サービスの質の向上及び利用者への情報提供							
事業内容の説明								
対象となる施設の解体撤去の予定がないため廃止する。								

3項 生活保護費

福祉監査指導課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
保護行政費	22,271	14,961	7,310	9,976			12,295																									
トータルコスト	91,420千円（前年度 84,836千円）〔正職員：8.5人 会計年度任用職員：1.0人〕																															
主な業務内容	福祉事務所の監査、保護の決定及び調査																															
工程表の政策内容	—																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要 生活保護に係る各種の調査や福祉事務所に対する監査などを行い、生活保護の適正実施を図る。</p> <p>2 主な事業内容 生活保護に係る各種の調査、監査、適正化推進事業の実施に要する経費である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額（千円）</th> <th>財源</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法施行事務費</td> <td>5,804</td> <td>国1/2ほか</td> <td>県内全福祉事務所に対する指導監査及び、県福祉事務所における保護決定事務を行う。</td> </tr> <tr> <td>生活保護法適正実施推進事業</td> <td>13,648</td> <td>国1/2ほか</td> <td>県福祉事務所における生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等に係る経費。 ・生活保護システム改修事業 医療扶助のオンライン資格確認の導入に必要なシステム改修等を行う。 ・生活保護システムの保守管理を行う。 ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。</td> </tr> <tr> <td>監査委託事業</td> <td>486</td> <td>国10/10</td> <td>事務費</td> </tr> <tr> <td>【新規】社会保障生計調査事業</td> <td>2,333</td> <td>国10/10</td> <td>被保護世帯における家計収支の内容を調査する。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,271</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護に係る各種の調査、監査、適正化推進事業等を実施し、県内全福祉事務所における生活保護の適正実施を図る。 レセプト点検員によるレセプト点検、嘱託医の医療要否意見書の審査等により、医療費の適正化を図った。 本庁嘱託医による医療機関への個別指導により医療扶助の適正実施を図った。 福祉事務所への指導監査を行うことにより、生活保護の実施水準の向上を図った。 県設置福祉事務所の査察指導員、ケースワーカーを全国研修等に参加させることにより、査察指導の方策、生活保護制度の理解が深まり、生活保護の適正実施に役立てることができた。（令和4年度は新型コロナウイルス感染防止のためリモート開催） 									区分	予算額（千円）	財源	内容	法施行事務費	5,804	国1/2ほか	県内全福祉事務所に対する指導監査及び、県福祉事務所における保護決定事務を行う。	生活保護法適正実施推進事業	13,648	国1/2ほか	県福祉事務所における生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等に係る経費。 ・生活保護システム改修事業 医療扶助のオンライン資格確認の導入に必要なシステム改修等を行う。 ・生活保護システムの保守管理を行う。 ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。	監査委託事業	486	国10/10	事務費	【新規】社会保障生計調査事業	2,333	国10/10	被保護世帯における家計収支の内容を調査する。	合計	22,271		
区分	予算額（千円）	財源	内容																													
法施行事務費	5,804	国1/2ほか	県内全福祉事務所に対する指導監査及び、県福祉事務所における保護決定事務を行う。																													
生活保護法適正実施推進事業	13,648	国1/2ほか	県福祉事務所における生活保護の実施基盤の整備充実、適正実施等に係る経費。 ・生活保護システム改修事業 医療扶助のオンライン資格確認の導入に必要なシステム改修等を行う。 ・生活保護システムの保守管理を行う。 ・被保護者の就労準備に対して補助を行う。																													
監査委託事業	486	国10/10	事務費																													
【新規】社会保障生計調査事業	2,333	国10/10	被保護世帯における家計収支の内容を調査する。																													
合計	22,271																															

1目 生活保護総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	13,216	68,128	△54,912	8,810			4,406	
トータルコスト	13,996千円(前年度 68,917千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 社会福祉法人等の行う施設整備等に対して補助を行い、救護施設における施設整備を図り、施設入所者のサービス利用環境の向上を目指す。</p> <p>2 主な事業内容 県内救護施設(ゆりはま大平園)における新型コロナウイルス感染症感染防止対策を目的とした多床室(2人部屋)の個室化(18→36室)の改修のための経費及び老朽化した給湯用チラーを更新する経費を補助する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・救護施設における施設入所者のサービス利用環境の向上を図る。</p>								

2目 扶助費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
扶助費	337,274	307,827	29,447	152,028			185,246	
トータルコスト	369,242千円（前年度 340,160千円）〔正職員：4.1人〕							
主な業務内容	生活保護費支払事務、県負担金交付事務							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長する。</p> <p>2 主な事業内容 県設置の中部福祉事務所（三朝町を所管）及び西部福祉事務所（大山町を所管）における生活保護費及び居住地がないか、明らかでない被保護者につき県内市町村（鳥取市を除く）が支弁した国負担分以外の保護費等を市町村に代わって県が負担するための経費である。 （1）生活保護費（県設置福祉事務所分） 202,705千円（国3/4、県1/4） （2）現 在 地 保 護 者 県 負 担 金 134,569千円（単県）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方にに基づき、生活に困窮されている方が必要な支援を受けられるよう、適切な保護を実施する。 生活に困窮する者の健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その者の自立を助長するため、負担金の支給等を行う。 生活に困窮する者の最低限度の生活を保障するとともに、その者の自立を助長するために要する経費を支出した。（県設置福祉事務所分、令和3年度実績：134,126千円） 居住地がないか、明らかでない被保護者につき市町村が支弁した国負担分以外の保護費等を市町村に代わって県が負担した。 （令和3年度実績：218,754千円） 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7193）

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者福祉施設放射線防護対策事業	589	589	0	589				
トータルコスト	4,488千円（前年度 4,532千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	補助金事務等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径 30 キロメートル以内に所在する障害者支援施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な障害者支援施設入所者等を安全に避難させるため、平成 26 年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：社会福祉法人しらゆり会 (2) 施設名：光洋の里（境港市渡町、障害者支援施設） (3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備（フィルター内蔵型）、非常用電源設備等 (4) 県補助率：10/10（財源内訳：国 10/10）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度から当該施設の保守点検経費に助成を行っており、必要時に確実に稼働できるようにする。 								

2目 身体障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
身体障害者更生相談所費	2,542	2,542	0				2,542	
トータルコスト	7,795千円（前年度 7,843千円）[正職員：0.6人、会計年度任用職員：0.2人]							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、補装具・更生医療判定、身体障がい者の援護に係る各種研修の開催							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 身体障害者更生相談所が行う医学的判定や補装具の処方・適合判定等の経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期相談、巡回相談事業 ・更生医療の判定事業 ・医学審査（障害程度審査委員会） ・地域リハビリテーション推進事業 ・市町村職員研修開催事業 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所は、医学的、心理学的判定等の専門的な判定機能を持ち、リハビリテーションに不可欠な補装具判定、更生医療判定、障害程度の医学審査等を行っており、当事業を行うことにより判定機能の維持向上を図る。 								

3目 知的障がい者福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
知的障害者更生相談所費	516	516	0				516	
トータルコスト	20,584千円（前年度 20,800千円）[正職員：2.5人、会計年度任用職員：0.2人]							
主な業務内容	定期・巡回相談の実施、医学的・心理学的判定業務、各種研修の開催							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 知的障害者更生相談所が行う医学的・心理学的判定等に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・判定業務（療育手帳等の判定業務を行うとともに、専門的な相談に応じ、必要な支援を行う。） ・市町村職員研修事業 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生相談所は、療育手帳の判定を行うとともに、援護の実施者である市町村と連携し、地域の知的障がい者とその家族の全般的な生活支援等を行っており、当事業を行うことにより判定機能の維持向上を図る。 								

8目 特別医療費助成事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
特別医療費助成事業費	1,527,480	1,580,296	△52,816				1,527,480																									
トータルコスト	1,530,599千円（前年度 1,583,450千円）〔正職員：0.4人〕																															
主な業務内容	補助金交付事務等																															
工程表の政策内容	－																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要 鳥取県特別医療費助成条例に基づき、重度心身障がい者、精神障がい者、小児その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費に対して助成し、その者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p> <p>2 主な事業内容 重度心身障がい者等の医療費の本人負担分（3割等）から自己負担額を除いた額について、市町村が助成した額の2分の1を補助する。</p> <p>(1) 対象者 ア 重度心身障がい者（所得制限有） イ 精神障がい者（所得制限有） ウ 特定疾病患者 エ ひとり親家庭（所得制限有） オ 小児（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象）</p> <p>(2) 自己負担額 ア 重度心身障がい者、精神障がい者 1 医療機関ごとに、月額負担上限額まで総医療費の1割を負担 （ただし、市町村民税非課税世帯等に該当する場合は、自己負担額なし） 〔月額負担上限額〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>通院</th> <th>入院</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>1,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※低所得：本人が市町村民税非課税</p> <p>イ 特定疾病患者、ひとり親家庭、小児 ・通院 1医療機関ごとに530円/日（負担上限額：4日/月まで（2,120円/月）） ・入院 1医療機関ごとに1,200円/日（低所得者の負担上限額：15日/月まで（18,000円/月））</p> <p>(3) 予算額内訳 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費補助金</td> <td>1,483,093</td> <td>医療費の助成に要する経費（県1/2、市町村1/2） 重度心身障がい者：513,091千円 精神障がい者：60,201千円 特定疾病患者：754千円 ひとり親家庭：74,550千円 小児：834,497千円</td> </tr> <tr> <td>事務費補助金</td> <td>41,437</td> <td>市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費（県1/2、市町村1/2）</td> </tr> <tr> <td>協力費交付金</td> <td>2,950</td> <td>特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,527,480</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・身体障害者その他特に医療費の助成を必要とする者の医療費について、市町村に対する助成を行うことにより、これらの者の健康の保持及び生活の安定を図り、もってその福祉を増進する。</p>									所得区分	通院	入院	一般	2,000円	10,000円	低所得	1,000円	5,000円	区分	予算額	内 容	医療費補助金	1,483,093	医療費の助成に要する経費（県1/2、市町村1/2） 重度心身障がい者：513,091千円 精神障がい者：60,201千円 特定疾病患者：754千円 ひとり親家庭：74,550千円 小児：834,497千円	事務費補助金	41,437	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費（県1/2、市町村1/2）	協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円	合計	1,527,480	
所得区分	通院	入院																														
一般	2,000円	10,000円																														
低所得	1,000円	5,000円																														
区分	予算額	内 容																														
医療費補助金	1,483,093	医療費の助成に要する経費（県1/2、市町村1/2） 重度心身障がい者：513,091千円 精神障がい者：60,201千円 特定疾病患者：754千円 ひとり親家庭：74,550千円 小児：834,497千円																														
事務費補助金	41,437	市町村が鳥取県国民健康保険団体連合会等に委託して行う審査支払の事務費の補助に要する経費（県1/2、市町村1/2）																														
協力費交付金	2,950	特別医療費助成事業の適正かつ円滑な運営を図るため、医療機関に対する広報等に要する費用を支援するために要する経費 県医師会 2,500千円 県歯科医師会 450千円																														
合計	1,527,480																															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
特別障害者手当等支給事業費	9,616	8,804	812	7,212			2,404													
トータルコスト	12,735千円（前年度 11,958千円）〔正職員：0.4人〕																			
主な業務内容	特別障害者手当等の認定・支給業務																			
工程表の政策内容	－																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>日常生活において常時特別な介護を要する在宅・重度の障がい者（児）に対し、精神的・物質的な負担の軽減を図るため、特別障害者手当等を支給することにより、福祉の増進を図る。 （負担割合：国3/4、県1/4）</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中部・西部総合事務所県民福祉局において、福祉事務所を設置していない三朝町及び大山町分の特別障害者手当等の支給事務を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月額手当額</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者手当</td> <td>27,300 円／月</td> <td>8,190</td> </tr> <tr> <td>障害児福祉手当</td> <td>14,850 円／月</td> <td>1,426</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td>9,616</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別障害者手当等を支給することにより、重度の障がい児（者）の精神的・物質的な負担の軽減を図る。 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、日常生活において常時特別な介護を要する在宅重度の障がい児（者）に対し、特別障害者手当等を支給している。 									区 分	月額手当額	予算額	特別障害者手当	27,300 円／月	8,190	障害児福祉手当	14,850 円／月	1,426	合 計		9,616
区 分	月額手当額	予算額																		
特別障害者手当	27,300 円／月	8,190																		
障害児福祉手当	14,850 円／月	1,426																		
合 計		9,616																		

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療））	1,370,811	1,360,217	10,594	563,127			807,684	
トータルコスト	1,410,621千円（前年度 1,400,293千円）〔正職員：4.0人、会計年度任用職員：3.0人〕							
主な業務内容	支給認定業務、診療報酬等支払事務等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 (1) 自立支援医療（精神通院医療） 精神疾患のある方が自立した日常生活、社会生活を営むため、その障がいの軽減及び再発防止のために必要な通院医療費の一部を助成する。 ア 実施主体 県 イ 負担割合 国：1/2、県：1/2 ウ 受給対象者数 14,564人（令和4年3月末現在） (2) 自立支援医療（更生医療） 18歳以上の身体障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むため、障がいの軽減・除去や機能回復のために必要な医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等） ア 実施主体 市町村 イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4 ウ 受給対象者数 3,159人（令和4年2月末現在） (3) 療養介護医療 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等（療養介護）のうち、医療に係るものに対し医療費の一部を助成する。（市町村への負担金等） ア 実施主体 市町村 イ 負担割合 国：1/2、県：1/4、市町村：1/4 ウ 受給対象者数 152人（令和4年3月末現在）								
2 主な事業内容 (1) 自立支援医療（精神通院医療） （単位：千円）								
区分	予算額	内容						
自立支援医療費（精神通院） （国1/2、県1/2）	1,126,254	医療費助成費（精神通院医療）						
医療費審査事務委託費（単県）	16,696	精神通院医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）						
特別職非常勤職員報酬等（単県）	737	精神障害者保健福祉手帳交付に係る事務						
合計	1,143,687							
(2) 自立支援医療（更生医療） （単位：千円）								
区分	予算額	内容						
自立支援医療費（更生医療） 給付事業負担金（単県）	189,574	市町村が実施する医療費助成（更生医療）に係る負担金						
医療費審査事務委託費（単県）	876	更生医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）						
合計	190,450							
(3) 療養介護医療 （単位：千円）								
区分	予算額	内容						
療養介護医療費 給付事業負担金（単県）	36,595	市町村が実施する医療費助成（療養介護医療）に係る負担金						
医療費審査事務委託費（単県）	79	療養介護医療費の審査・支払事務の委託 （委託先：診療報酬支払基金、国保連合会）						
合計	36,674							
3 事業目標・取組状況・改善点 ・医療費を助成することにより、身体に障がいのある方及び精神疾患のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療の受診を促す。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援給付費等負担金	3,966,133	3,952,284	13,849	59,442			3,906,691	
トータルコスト	4,013,695千円（前年度 4,000,389千円） [正職員：6.1人]							
主な業務内容	負担金交付事務、指導監査等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>障害者総合支援法により支給される指定障害福祉サービス等に要する費用について、その一部を負担するとともに、訪問系サービスの給付額が自立支援給付費の国庫負担基準額の上限を超えている市町村に対し、超過費用の一部を支援する。</p>								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	概要			実施主体	予算額			
自立支援給付費（介護給付費等）	障害者総合支援法で定める自立支援給付費（市町村が障がい福祉サービス事業者に対して、サービスに要した費用のうち利用者負担分（原則1割）を除いた部分の金額を給付するもの）について、県が一定割合を負担する。 〈負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4〉			市町村	3,876,970			
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	自立支援給付費負担の対象となっている障がい福祉サービスのうち、「居宅介護」「重度訪問介護」等の訪問系サービスに係る給付について、国庫負担基準額の上限を超過している市町村に対し、超過費用の一部を支援する。※間接国庫補助 〈負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4〉			市町村	89,163			
合 計					3,966,133			
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 自立支援給付費に係る事業者の指定基準や報酬等の適切な運用について、市町村ほか関係機関と連携して対応するとともに、指導監査を通じて、障害福祉サービスの質の向上に努める。 間接補助国庫補助事業として一定の財政支援を行うことにより、訪問系サービスを利用する重度障がい者の地域生活の支援の充実を図る。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
障がい者虐待防止・権利擁護事業	3,000	3,000	0	1,500			1,500									
トータルコスト	7,678千円（前年度 7,732千円）〔正職員：0.6人〕															
主な業務内容	委託契約等事務、研修事業調整事務、各事業検査等事務															
工程表の政策内容	－															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者を養成し、研修等を通じて障害福祉サービス事業者、行政及び教育機関や医療機関等の職員の理解を深めるとともに、専門的な見地から市町村等への支援を行う「支援チーム」を設置し、虐待防止、解決のために取組を実施する。</p>																
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報 <委託先>一般社団法人鳥取県社会福祉士会 </td> <td style="text-align: center;">1,986</td> </tr> <tr> <td> 障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。 <委託先>以下3団体に委託 ・ 東部圏域：（社）とっとり東部権利擁護支援センター ・ 中部圏域：（社）成年後見ネットワーク倉吉 ・ 西部圏域：（社）権利擁護ネットワークほうき </td> <td style="text-align: center;">1,014</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> </tr> </tbody> </table>									内 容	予算額	障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報 <委託先>一般社団法人鳥取県社会福祉士会	1,986	障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。 <委託先>以下3団体に委託 ・ 東部圏域：（社）とっとり東部権利擁護支援センター ・ 中部圏域：（社）成年後見ネットワーク倉吉 ・ 西部圏域：（社）権利擁護ネットワークほうき	1,014	合 計	3,000
内 容	予算額															
障がい者虐待防止等研修事業（委託） ・ 県障がい者権利擁護センター職員、市町村障がい者虐待防止センター職員、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所等の管理者・従業者及び相談支援窓口職員を対象とした研修の実施 ・ 障がい者虐待防止・権利擁護公開講座の開催 ・ 障害者虐待防止法の啓発のための広報 <委託先>一般社団法人鳥取県社会福祉士会	1,986															
障がい者虐待防止等に係る支援チーム設置事業（委託） 市町村等に対し、専門的な見地から支援を行うバックアップ組織（弁護士、司法書士、社会福祉士など専門的関係者で組織する団体）を東・中・西各圏域に設置し、必要な専門的助言・支援が行える体制を整備する。 <委託先>以下3団体に委託 ・ 東部圏域：（社）とっとり東部権利擁護支援センター ・ 中部圏域：（社）成年後見ネットワーク倉吉 ・ 西部圏域：（社）権利擁護ネットワークほうき	1,014															
合 計	3,000															
<p>※負担割合：国1/2、県1/2</p>																
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・ 広く障がい者と接する可能性のある者に対する啓発を継続し、理解を深めるとともに、虐待防止支援チームの活動を通じて障がい者の権利擁護を図る。</p>																

12目 障がい者自立支援事業費

(内線：7193) (単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考															
				国庫支出金	起債	その他																
県立障がい者体育センター管理費(指定管理者制度)	(債務負担行為) 39,379 20,732	10,832	(債務負担行為) 39,379 9,900		<3,200> 8,000	(債務負担行為) 39,379 12,732	県費負担 15,932															
トータルコスト	21,512千円(前年度 11,621千円) [正職員：0.1人]																					
主な業務内容	委託料の支払、業務の点検・評価、指定管理者との協議等																					
工程表の政策内容	-																					
事業内容の説明																						
1 事業の目的、概要 県立障がい者体育センター(以下、「体育センター」という。)の管理運営を指定管理者に委託するとともに利用環境を向上するための施設整備を行う。 【施設の概要】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>鳥取市湖山町西三丁目113-2</td> </tr> <tr> <td>設置目的</td> <td>障がい者の体育活動等を推進するため</td> </tr> <tr> <td>建築面積</td> <td>992.65 m²</td> </tr> <tr> <td>開館年月日</td> <td>昭和52年10月13日</td> </tr> </tbody> </table>								区分	内容	所在地	鳥取市湖山町西三丁目113-2	設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため	建築面積	992.65 m ²	開館年月日	昭和52年10月13日					
区分	内容																					
所在地	鳥取市湖山町西三丁目113-2																					
設置目的	障がい者の体育活動等を推進するため																					
建築面積	992.65 m ²																					
開館年月日	昭和52年10月13日																					
2 主な事業内容 (1) 管理委託費(8,577千円) ア 指定管理者の名称等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市米原八丁目11番49号</td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td>株式会社TKSS</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>代表取締役 田中 富士夫</td> </tr> </tbody> </table> イ 指定管理期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間) ウ 業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・体育センターの施設設備の維持管理に関する業務 ・体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 等 ○債務負担行為 39,379千円(令和6年度から令和10年度まで) ※今回の指定管理更新に当たっては、県有施設・資産有効活用戦略会議において、民間有識者の意見を踏まえて方針を決定。 【参考】 次期指定管理に関する債務負担行為の積算の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費は、直近の民間給与調査を踏まえ職階ごとの伸びを反映。 ・物件費等は、前回債務負担行為設定時からの物価指数の伸びを反映。 ・光熱費は、物価上昇が著しい現状(例：電気+70%、都市ガス+132%)にある中、今後の動向も不透明であることから、債務負担行為には含めていない。(公募等を行う時点の価格動向を踏まえて設定) 								区分	内容	所在地	米子市米原八丁目11番49号	団体名	株式会社TKSS	代表者名	代表取締役 田中 富士夫							
区分	内容																					
所在地	米子市米原八丁目11番49号																					
団体名	株式会社TKSS																					
代表者名	代表取締役 田中 富士夫																					
(2) 障がい者体育センター利用促進事業(1,606千円) 障がい者及び高齢者等の社会参加促進を図るため、指定管理者が障がい者及び高齢者等の利用料を減免する場合に当該減免相当額を補助金として交付する。(補助率10/10)																						
(3) 指定管理施設利用者環境向上事業(10,549千円) 利用者環境の向上を目的とする備品購入費や施設改修等を行う経費である。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震補強改修</td> <td>延期されていた耐震補強工事(実施設計委託)を実施する。</td> <td>6,647千円</td> </tr> <tr> <td>体育室(アリーナ)エアコン設置</td> <td>体育室(アリーナ)エアコン設置工事(実施設計委託)を実施する。</td> <td>3,245千円</td> </tr> <tr> <td>下水道受益者負担金</td> <td>下水道接続に伴う受益者負担金を負担する。</td> <td>657千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>10,549千円</td> </tr> </tbody> </table>								項目	概要	金額	耐震補強改修	延期されていた耐震補強工事(実施設計委託)を実施する。	6,647千円	体育室(アリーナ)エアコン設置	体育室(アリーナ)エアコン設置工事(実施設計委託)を実施する。	3,245千円	下水道受益者負担金	下水道接続に伴う受益者負担金を負担する。	657千円	合計		10,549千円
項目	概要	金額																				
耐震補強改修	延期されていた耐震補強工事(実施設計委託)を実施する。	6,647千円																				
体育室(アリーナ)エアコン設置	体育室(アリーナ)エアコン設置工事(実施設計委託)を実施する。	3,245千円																				
下水道受益者負担金	下水道接続に伴う受益者負担金を負担する。	657千円																				
合計		10,549千円																				
3 事業目標・取組状況・改善点 ・現在、指定管理の第4期である(平成18年度から実施)。管理運営にあたって安全に配慮し、利用者減免助成を通じ障がい者及び高齢者等の社会参加促進を図る。また、必要備品の配備や施設の修繕等を行い、利用者の環境向上を図る。																						

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重度障がい児者支援事業	54,905	46,569	8,336				54,905	
トータルコスト	57,244千円（前年度 48,935千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 重度障がい児者（障害程度区分が4以上である等の要件に該当する方）等がより地域で生活しやすくするため、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ含む）の充実を図る社会福祉法人等に対してソフト面及びハード面の両面から助成を行う。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
補助金名	補助対象事業・補助対象経費		実施主体	県補助率（上限額）		予算額		
重度障がい児者日中支援事業	生活介護事業所、短期入所事業所、放課後等デイ事業所において、重度障がい児者の日中支援を行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。		市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。	1/2 【基準単価】 生活介護利用者 一人当たり2,900円/日 短期入所利用者 一人当たり6,700円/日 放課後等デイ利用者 一人当たり1,900円/日		34,700		
（新規）「鳥取県型（要医療障がい者支援特化型）生活介護事業所」運営支援事業	生活介護事業所において、超重度障がい者に対しサービスを提供する際に看護職員を配置し医療的ケアを行う社会福祉法人等に対し、事業所運営に要する経費の助成を行う。		市町村 ※左記の法人に対する補助事業を行った市町村。	1/2 【基準単価】 利用者 一人当たり7,200円～13,900円/日		8,000		
在宅医療的ケア児者支援体制強化事業 （子ども発達支援課から移管）	訪問系のサービスについては、手厚いケアが必要な重度者への支援を積極的に提供するインセンティブが殆どない制度（基本報酬は時間区分のみによって単価設定）となっているため、独自の加算制度を設ける。また、遠隔地の利用者宅への移動や通院移動時（運転時）についても、事業者の負担を軽減するための独自の加算制度を設ける。		市町村	1/2 【重度加算】通所系サービスにおける基本報酬への加算額（約15%）と同程度（10,710千円） 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円（500千円） 【通院加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円（250千円）		11,460		
たん吸引研修等受講奨励金交付事業 （子ども発達支援課から移管）	たん吸引等の資格を得るための研修を受講する際に、サービス提供をしていれば本来得られたであろう報酬額の1/2程度の奨励金を交付し、資格取得者を増やす。		研修を受講する障がい福祉従事者の所属する障害福祉サービス事業者	受講者1人につき以下の額 ・基本研修：23千円 ・実地研修：20千円 ・指導者養成研修：10千円		745		
合 計						54,905		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 充実したサービス提供のため、関係者の意見を聴取し、適切なサービス報酬設定や支援等を図る。 手厚い支援が必要な重度障がい児者に対する補助を行うことにより、法人負担を軽減してきた。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業	12,200	12,200	0				12,200	
トータルコスト	13,759千円（前年度 13,777千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、事業者等との連絡調整							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
夜間世話人や生活支援員の配置に必要な経費を補助することにより、グループホーム等の設置の促進及び安全で質の高い運営を確保することで、障がい者の地域移行の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者グループホーム夜間世話人配置事業補助金（6,171千円）								
区分	内容							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等							
間接補助事業主体	市町村							
内容	グループホームにおいて夜間支援体制を確保するために必要な経費と事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。							
補助基準額	夜間支援の対象となる利用者ごとに下表の障害支援区分に応じた単価に支援日数を乗じて算出した額の合計							
	(1) 夜勤を行う夜間支援従事者を配置する場合							
	補助単価（単位：円（日・人））							
	障害支援区分	夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1				
	区分5、6	570	460	380				
	(2) 宿直を行う夜間支援従事者を配置する場合							
	補助単価（単位：円（日・人））							
	障害支援区分	夜間世話人配置 4人：1以上	夜間世話人配置 5人：1	夜間世話人配置 6人：1				
	区分1～6	680	540	450				
負担割合	県1/2、市町村1/2							
(2) 重度障がい児者グループホーム夜間生活支援員配置事業（6,029千円）								
区分	内容							
実施主体	グループホームを設置する社会福祉法人等							
間接補助事業主体	市町村							
内容	グループホームにおいて重症心身障がい児者等を支援する生活支援員を配置する事業者に対し、1：1相当の配置に必要な人件費から事業者が得る自立支援給付費との差額相当を補助する市町村に対し県がその一部を補助する。							
補助基準額	夜間生活支援員一人当たり 9,435円/日（1施設 支援員2名を上限とする）							
負担割合	県1/2、市町村1/2							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度よりグループホームに夜間世話人を配置する法人等に市町村と連携して補助を行っており、引き続き、安全で質の高いサービス提供を支え、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域移行に繋がる支援を行う。 利用者の安全確保、グループホーム、ケアホームの設置促進を図っている。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修(特定の者対象)事業	1,731	1,731	0			(基金繰入金) 1,731		
トータルコスト	2,511千円（前年度 2,520千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	研修の委託実施、事業所登録							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 介護職員等によるたんの吸引等（口腔内、鼻腔内等のたん吸引や胃ろう、腸ろう等による経管栄養）を必要とする特定の者に対しその必要とする特定の行為を適切に行うことができる介護職員等を養成するための研修を実施する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 介護職員等によるたん吸引等の実施のための研修（1,584千円） ア 対象 特定のものに対したんの吸引等を実施しようとする福祉施設従事者等 イ 定員 60人 ウ 内容 (基本研修) ・重度障がい児者の障がいや支援に関する講義等 8時間 ・たんの吸引等に関する演習 1時間 (実地研修) 実際に行行為の対象となる特定の者に対し連続2回手引き書の手順どおりに実施できるようになるまで実地研修を行う。</p> (2) 指導者養成事業（76千円） 都道府県研修で講師、指導者を務める看護師等を養成する。 (3) 喀痰吸引等研修実施委員会の開催（71千円） 医師、看護師等で構成する委員会を開催し、研修実施計画、研修教材・講師、筆記試験問題等について審議する。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・受講者が増加するよう研修開催箇所を2箇所とするなど配慮しているが、引き続き県内の修了者数を増やし、たん吸引等の支援が必要な者へのサービスの充実を図る。 ・社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴い創設された研修であり、平成24年度から研修実施委員会の審議を通じて県内の適切な研修体制を構築している。 受講者実績（基本研修）：平成29年度8名、平成30年度22名、令和元年度10名、令和2年度8名、令和3年度4名</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
障がい者情報アクセスモデル県推進事業	21,214	21,211	3	3,655		17,559	
トータルコスト	24,333千円（前年度 24,365千円）〔正職員：0.4人〕						
主な業務内容	団体との調整、契約事務等						
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進						
事業内容の説明							
1 事業の目的、概要 障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進のための全国的なモデルとなるよう、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器整備、同行援護従事者の確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、電話リレーサービスの利用促進等を図っていく。							
2 主な事業内容							
（単位：千円）							
対象	細事業名	事業内容					予算額
障がい全般	障がい者 ICT サポート総合推進事業（国1/2）	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、ICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上、情報アクセスの円滑化を支援する。また、音声による特殊な操作が必要な視覚障がい者に対し、ICT機器の適切な操作を説明できるよう支援者のスキルアップを図る。 ・当事者、家族、支援者を対象としたICT関連の相談対応、デジタルデバイス活用の個別支援、機器の貸し出し ・技術支援等ボランティアの派遣、広報（ネットへの接続方法、ネットによる情報収集・コミュニケーション、アプリの活用方法など基本的なことから支援） ・視覚障がい者支援スタッフスキルアップ研修の実施					7,011
	信号機への高度化PICS導入事業	専用アプリを入れた視覚障がい者等のスマートフォン等に対して、歩行者信号機の表示を音声で知らせるための装置（高度化PICSを信号に装着する（県内2箇所予定））。					(8,021) ※警察本部事業
視覚障がい	視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県・国1/2）	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援するとともに、ICT機器の基本操作や補助機能を学ぶ講座の開催を通じて、見えない・見えにくい人の情報アクセス向上と読書環境の拡充を図る。					5,000
	同行援護従事者確保推進事業（単県）	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。 ・同行援護従事者募集広報、人材育成（研修受講奨励金）					5,000
聴覚障がい	電話リレーサービス加入促進事業	日本財団電話リレーサービスが運営する電話リレーサービスの「地域登録」制度を活用し、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。					1,323
	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）	・レククリア、遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末を設置した施設での利用促進やイベント等への貸し出し等を行い、聞こえない・聞こえにくい人の情報アクセス向上を図る。 ・端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行う AI による手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。					2,880
	きこえない・きこえにくい子のサポートセンター設置事業（国10/10）	きこえない・きこえにくい子とその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつける中核となるセンターを整備し、早期から切れ目のない支援を行う。					(21,501) ※子ども発達支援課事業
合 計							21,214
3 事業目標・取組状況・改善点							
<ul style="list-style-type: none"> ・法制定を受け、国においても情報アクセシビリティの一層の促進が図られることを踏まえ、そのモデル県を目指した取組を進めていく。 ・これまでも、全国で初めて手話言語条例を制定し普及を図るほか、聴覚障がい者センター、盲ろう者支援センター、視覚障がい者支援センター、ロービジョン相談窓口の設置、失語症者支援センターなど支援拠点づくりと、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に基づく読書環境の拡充など、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進に取り組んできた。 ・また、令和4年5月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立したが、同法の成立前から、関係団体等の意見を踏まえ、情報アクセシビリティ向上に資する取組を実施してきた。 							

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																										
障がい児・者地域生活体験事業	1,519	1,519	0				1,519																										
トータルコスト	2,299千円（前年度 2,308千円）[正職員：0.1人]																																
主な業務内容	補助金交付事務、事業所・市町村との調整等																																
工程表の政策内容	－																																
事業内容の説明																																	
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>生活体験ホームを利用し、自立に向けた生活技術の習得や自立意欲を引き出すための生活体験を行うことにより、在宅で生活する障がい児・者が、地域で自立した社会生活が営めるよう支援する。</p>																																	
<p>2 主な事業内容</p> <p>障がい児・者の地域生活移行のために一戸建て住宅等(生活体験ホーム)を利用して、生活体験の場を確保して事業を実施する社会福祉法人等に対して、その運営経費を補助する市町村を支援する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施主体</td> <td colspan="2">生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等</td> </tr> <tr> <td>利用者</td> <td colspan="2">県内に居住している在宅の障がい児者</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補助基準額</td> <td colspan="2">【補助単価】</td> </tr> <tr> <td>利用者一人当たり 日額単価</td> <td>4,270円/日（人件費相当） （補助基準額は、障害福祉サービスの提供に係る人件費等に基づき算出している）</td> </tr> <tr> <td>家賃補助額</td> <td>330,000円（1施設あたり、上限額）</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td colspan="2">県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>事業所数（※）</td> <td colspan="2">3箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>（※）生活体験ホームの基準を満たした事業所であり、あらかじめ県が指定する。</p>									区 分	内 容		実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等		利用者	県内に居住している在宅の障がい児者		補助基準額	【補助単価】		利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日（人件費相当） （補助基準額は、障害福祉サービスの提供に係る人件費等に基づき算出している）	家賃補助額	330,000円（1施設あたり、上限額）		施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで		負担割合	県 1/2、市町村 1/2		事業所数（※）	3箇所	
区 分	内 容																																
実施主体	生活体験ホームを運営する社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人等																																
利用者	県内に居住している在宅の障がい児者																																
補助基準額	【補助単価】																																
	利用者一人当たり 日額単価	4,270円/日（人件費相当） （補助基準額は、障害福祉サービスの提供に係る人件費等に基づき算出している）																															
	家賃補助額	330,000円（1施設あたり、上限額）																															
	施設利用日数 利用者一人当たり日帰り～3ヶ月まで																																
負担割合	県 1/2、市町村 1/2																																
事業所数（※）	3箇所																																
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・障がい者が地域で自立した社会生活を営めるよう支援し、地域移行の促進を図る。</p>																																	

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者等口腔機能向上推進事業	360	574	△214	180			180	
トータルコスト	1,140千円（前年度 1,363千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約・検査事務、補助金事務							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>歯科保健医療サービスを受けることが困難な障がい者の口腔の健康の保持を推進させるため、それぞれの障がいの状態に応じた知識や技術を有する歯科専門職（歯科医師及び歯科衛生士）を育成するとともに、施設職員等に対して口腔衛生に関する研修等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 障がい者等歯科医療技術者養成講座 330千円（国1/2） 日本障害者歯科学会の指導医を招聘し、県内の歯科医を対象に障がい者歯科診療についての講習会を開催する。また、臨床指導において指導を行う。（年2回開催） （委託先：一般社団法人鳥取県歯科医師会）</p> <p>(2) 障がい福祉施設職員等に対する講習会 30千円（国1/2） 障がい福祉施設職員等に対して、歯科疾患の予防や口腔機能の低下防止、障がい特性に合わせた歯磨きの方法等に関する講習会を開催する。（動画配信を検討）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の歯科診療においては、自身で歯の痛みを訴えられない等様々な理由により、一般の歯科医では適切な診療を受けることが困難なケースが多く存在する。このようなニーズへの受診体制の整備等を目的とし、県歯科医師会と連携し、障がい特性に応じた歯科医療が可能な専門職の育成を推進していく。 令和3年度に配信した研修動画の受講者アンケートでは、利用者の口腔ケアを行う上での注意点、感染対策に配慮した口腔ケアの方法等について指導を求める意見があったため、歯科衛生士による研修動画配信を引き続き実施する。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
親亡き後の安心サポート体制構築事業	3,511	3,511	0	1,756			1,755	
トータルコスト	4,291千円（前年度 4,300千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>保護者が健在なうちに、障がいのある我が子の支援を段階的に関係機関等へ託していくための引継書である「安心サポートファイル」の着実な全県の普及と促進を図るため、継続して普及員の設置及び新規の普及員の養成を行うとともに、普及員と関係機関等との連絡調整を進めるコーディネーターを配置する。また、「安心サポートファイル」の内容を改めて検討するため、見直しに向けたアンケートを実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安心サポートファイルの普及の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コーディネーターの配置 ○普及拡大のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な説明会実施と実施回数の拡大 ・説明会実施対象の拡大 <p>(2) ファイル内容の見直しに向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ファイル活用状況等の実態把握（アンケート実施） ○ファイル見直しの検討 等 <p>(3) 親亡き後に向けて必要とされる支援について検討する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検討委員会開催 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心サポートファイルの普及については、これまで育成会会員（主に知的障がい者を中心に構成）を中心に実施してきたが、令和5年度は、育成会会員以外の知的障がい者や、他の障がい種別団体への普及活動の強化を図り、親亡き後のサポート体制の更なる充実に取り組む。 ・開始から8年以上経過し、新型コロナウイルス感染拡大、想定外の災害の頻発など、作成当初想定していなかった障がい者を取り巻く環境の変化が生じていることを踏まえ、利用者の意見等を聴きながらファイル内容の見直しに向けた取組を行う。 								

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考			
				国庫支出金	起債	その他	一般財源				
地域生活支援事業 (市町村地域生活支援事業費補助金)	198,692	195,909	2,783				198,692				
トータルコスト	201,811千円 (前年度 199,063千円) [正職員：0.4人]										
主な業務内容	補助金交付事務、市町村との連絡調整等										
工程表の政策内容	-										
事業内容の説明											
<p>1 事業の目的、概要 障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業について、その経費の1/4を補助することにより、事業の円滑な実施に資する。(根拠法令 障害者総合支援法第94条)</p> <p>2 主な事業内容 実施主体：市町村 実施方法：補助 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 障害者総合支援法に基づき、市町村が実施する市町村地域生活支援事業について、その経費の1/4を補助する。</p> <p>【参考】全体の枠組み 市町村地域生活支援事業 総事業費</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 (1/2)</td> <td style="text-align: center;">県 (1/4)</td> <td style="text-align: center;">市町村 (1/4)</td> </tr> </table> <p>※国庫補助金が、総事業費の1/2に満たない場合であっても、県は、国庫補助金の額にかかわらず、総事業費の1/4を補助する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・障がい者等がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者等の福祉の増進を図る。</p>									国 (1/2)	県 (1/4)	市町村 (1/4)
国 (1/2)	県 (1/4)	市町村 (1/4)									

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
相談支援体制強化事業	6,634	5,613	1,021	942			5,692	
トータルコスト	16,770千円（前年度 15,865千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	県地域自立支援協議会の運営業務等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい者等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むため、相談支援体制を整備するなど、広域的な支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 地域自立支援協議会運営事業等（750千円）単県 有識者・保護者・各圏域自立支援協議会委員からなる県地域自立支援協議会について、全体会、専門部会を開催し、広域的な障がい福祉サービス等に関する課題を協議・検討する。</p> <p>(2) 地域生活支援拠点推進等のための計画策定等の支援（342千円）国 1/2 令和2年度に市町村が整備した「地域生活支援拠点」の機能・充実に向けて、先進地の講師招へいや他県視察の経費を支援する。また、市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を行い、各圏域の地域課題のアセスメントを行う。</p> <p>(3) 身体・知的障害者相談員研修委託事業（1,214千円）国 1/2 市町村が設置する身体・知的障害者相談員に対する研修を実施し、相談員の資質の向上を促進し、活動の強化を図る。</p> <p>(4) 腎臓病患者サポート事業（328千円）国 1/2 腎臓病に関して生活、制度、医療の面で豊富な知識と見識がある相談員を、県内東・中・西部圏域に一人ずつ設置し、それぞれの圏域で月2回程度の相談会を開催する事業に必要な経費を補助する。 （実施主体：鳥取県腎友会 補助率：10/10）</p> <p>(5) 障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業（3,000千円）単県 ※子ども発達支援課から移管 複数のサービス種別・事業所の組み合わせをコーディネートする人材である「相談支援専門員」が不足しているため、相談支援専門員を新規に配置する事業所、追加で配置する事業所に対して、相談支援専門員の設置にかかる人件費の一部を支援する。 （補助率：1/2）</p> <p>(6) （新規）障害福祉サービス等利活用促進事業（1,000千円）単県 情報冊子を作成するなど、広く障がい者等に障がい福祉制度や事業所の情報等が行き届くよう情報発信事業を実施する市町村に対し、必要となる経費の一部を支援する。 （補助率：1/2）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県の障がい児者を取りまく状況やニーズが複雑化・多様化する中、平成30年度に設置した県地域自立支援協議会の相談支援体制部会、医療的ケアを要する障がい児者の支援部会、人材育成部会、就労支援部会、地域移行支援部会の専門部会における議論を通じて、各分野の課題解決等に向けて取組を進めていく。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）	42,316	36,962	5,354	21,044			21,272	
トータルコスト	45,435千円（前年度 40,116千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	研修の委託実施、国研修への派遣、修了証書交付事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
障害福祉サービスを提供する者等を対象に、人材の育成、サービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。また、障害者支援施設等において、専門性や高度な技術を必要とする強度行動障がい者等の支援を適切に提供するため、支援の方法を検討するとともに各種研修を実施することにより技術の向上を図る。								
2 主な事業内容								
(1) 研修の実施にかかる費用（40,197千円）国庫1/2								
障害福祉サービスを提供する者等に対する人材の育成やサービス等の質の向上を目的とした各種研修を実施する。（委託事業）（単位：千円）								
区分	予算額	研修内容						
サービス提供責任者等研修	3,337	実務経験が3～5年の従事者等を対象に、サービスの質の確保に必要な知識及び技能を習得するための研修。						
サービス管理責任者等研修	13,015	サービス管理責任者及び児童発達管理責任者になる者の養成や現任のサービス管理責任者等の支援技術向上のための研修のほか、令和4年度からファシリテーター養成の研修を追加。						
障害者支援施設等職員研修	1,333	現在障害者支援施設内で課題となっている事案の支援方法の内容等に関する研修。						
強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修/実践研修/専門研修）（行動援護従業者養成研修を兼ねる）	3,329	従事者全般を対象に、強度行動障がいの特性や制度の理解、基本的な支援技術を習得するための研修。また、基礎研修修了者を対象に実践的な支援技術の習得や専門性向上のための研修を実施する。障害福祉サービス課題別研修（専門研修）を追加。						
障がい者グループホーム世話人等研修	951	障がい者グループホーム等において、障がい者に対して直接支援を行う世話人の資質（専門性）を向上するための研修。						
同行援護従業者養成研修	5,952	同行援護事業所のサービス提供責任者や従事者等に対し、サービスに必要な知識及び技術を習得するための研修。						
相談支援従事者研修	7,813	相談支援事業の従事者の技能向上を図るため、初任者研修、現任研修、主任研修及び専門コース別研修を実施。						
障害支援区分認定調査員等研修	1,261	障害支援区分認定調査員及び市町村審査会委員に対し養成・現任研修を実施。						
障害者ピアサポート研修	3,206	ピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成する研修。（うち精神障がい者地域移行・地域定着支援事業から組替859千円）						
合計	40,197							
(2) 指導者養成研修等への派遣（1,668千円）国庫1/2								
県が実施する研修の指導者（講師）を養成するために、国が実施する研修に受講者を派遣する。								
研修名	派遣人数	予算額						
相談支援従事者指導者養成研修	4名	380千円						
サービス管理責任者等指導者養成研修	6名	570千円						
強度行動障害指導者養成研修（基礎）	2名	165千円						
強度行動障害指導者養成研修（実践）	2名	165千円						
主任相談支援専門員養成研修	3名	315千円						
障害支援区分認定調査員研修指導者養成研修	1名	73千円						
合計	18名	1,668千円						
(3) 障がい福祉サービス質の向上支援事業（224千円）国庫1/2								
事業者が実施する処遇困難事案に係る事例検討等に必要な費用や事業所等が自ら企画する研修会や国立のぞみの園等が主催する研修会参加に係る費用を補助する。								
(4) 障がい福祉分野就職支援金貸付事業（227千円）単県								
他分野・他職種で働いていた者等の障害福祉分野への介護職としての参入促進する障害福祉分野就労支援金貸付事務に要する事務経費。								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 平成18年に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づく、障害福祉サービスに携わる人材の育成・質の向上等を目的に各種研修を実施し、必要な人材の確保に努める。 令和3年度受講実績 サービス管理責任者等基礎研修(125人)、相談支援専門員初任者研修(38人)等 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業 （高次脳機能障がい者支援普及事業）	4,482	4,482	0	2,241			2,241	
トータルコスト	11,499千円（前年度11,579千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	研修会の開催、総括的相談対応、委託契約事務等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
高次脳機能障がいのある方の支援体制の充実を図るため、以下を目的に実施する。								
(1) 高次脳機能障がい者支援拠点機関を設置し、高次脳機能障がいに対する相談対応、医療から福祉、地域への一貫した支援体制を確立するためのネットワークの充実を図る。								
(2) 研修会等を通して必要な人材育成を行うとともに、普及啓発を行い、広く高次脳機能障がいへの理解を進める。								
2 主な事業内容								
区分	事業内容							予算額
高次脳機能障がい者支援事業（国1/2）	「高次脳機能障がい者支援拠点機関」を設置の上、相談支援コーディネーター（精神保健福祉士）を1名配置し、以下の業務を実施する。 ①相談対応及び関係機関との連絡調整 ②専門研修の開催 ③高次脳機能障がい者の支援に係る関係機関のネットワークの充実 ④関係機関の支援状況の把握及び情報提供 ⑤高次脳機能障がいの普及啓発 ⑥ドライビングシミュレーターを活用した運転評価 〔委託先：医療法人十字会野島病院〕							4,410
高次脳機能障がい支援連携強化事業（国1/2）	圏域ごとに、市町村福祉担当課、障がい者相談支援事業所、医療関係者、高次脳機能障がい者家族会等高次脳機能障がいのある方の支援に携わる職員を対象に、事例検討、意見交換会等を実施し、支援者のネットワークの充実を図る。							72
合計							4,482	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 高次脳機能障がいのある者に携わる支援者の連携を強化し、支援ネットワークの充実を図る。 高次脳機能障がい者支援拠点を医療法人十字会野島病院に設置し、相談支援コーディネーターを1名配置（精神保健福祉士）して、相談対応、普及啓発等に取り組んでいる。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者社会参加促進事業	6,715	6,715	0	2,400			4,315	
トータルコスト	8,274千円（前年度 10,658千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	指導者研修受講者選定事務、委託契約事務、受託者との打ち合わせ、事業内容広報等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 障がいのある方が社会の構成員として地域の中で生活を送ることができるよう、社会参加促進のための各種事業を実施する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区 分	予算額	内 容						
1. 知的障がい者レクリエーション教室開催事業（国1/2）	1,400	知的障がい者等が行う各種レクリエーションの開催に要する経費を補助する。（補助率 10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
2. 知的障がい者本人大会開催事業（国1/2）	200	知的障がい者本人が企画運営して行う「本人大会」の開催に要する経費を補助する。（補助率 10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
3. 鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業（国1/2）	2,200	知的障がい児者がスポーツを通じて、健康増進と体力向上を図り、社会参加を促進するため「手をつなぐスポーツ祭り」の開催に要する経費を補助する。（補助率 10/10） 〔実施主体：一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会〕						
4. 鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金（国1/2）	1,000	在宅の障がい児者、その保護者及び支援者で構成する10名以上の広域的な団体に対し、以下の事業を実施する際に補助する。（補助率 10/10） ①自発的レク事業（1事業あたり上限 100千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等の福祉の増進又は社会参加を図る事業 ②地域づくり交流促進事業（1事業あたり上限 250千円） 補助事業者の構成員である在宅の障がい児者等と健常者の交流を図る事業						
5. 多目的トイレ利用促進事業（単県）	1,237	仮設の多目的トイレ（バリアフリー、オストメイト対応）2台及びオストメイト用非水洗トイレ5台について、「災害発生時における多目的トイレのレンタルに関する協定書」の規定に基づき、災害発生時の避難所や市町村が行う避難訓練、県が共催等するイベント会場に設置するために必要となる経費を措置することでこの活用を図るとともに、障がい者等が安心して参加できる社会環境の整備を進める。 ①保守管理の補助（補助率 10/10） ②イベント等への貸出（委託）						
6. UD タクシー利用促進事業（単県）	100	日頃外出困難な障がい者の参加促進のため、イベント主催者によるUDタクシーの借り上げ経費を補助することにより、障がい児者と地域社会をつなげるUDタクシーを利活用したモデル的な取組を支援する。（補助率 1/2）						
7. 障がい者福祉関連鳥取県・江原道交流事業（隔年）（単県）	578	江原道と鳥取県内の障がい福祉関係者の交流を促進することにより、相互理解と友好を深め、本県の障がい福祉施策の一層の発展を図る。						
合 計	6,715							
※5～7の事業については、障がい福祉交流・発信事業を統合								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 知的障がい者レクリエーション教室開催事業、知的障がい者本人大会開催事業を通じて、障がい児者の体力増強、交流、余暇の充実等を促進するとともに、鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業により、知的障がい児者の健康増進と社会参加を促進する。 イベント時における災害時対応バリアフリートイレの貸出やUDタクシーの利用促進補助金の交付により、障がいのある方の社会参加を促進することを目指す。 当事者を含む障がい福祉関係者同士による江原道との交流を行い、障がい福祉の振興を図る。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業(障害者就業・生活支援事業)	30,628	30,628	0	15,314			15,314	
トータルコスト	31,408千円（前年度 31,417千円）[正職員：0.1人]							
主な業務内容	委託契約事務、会議出席等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>就業と密接不可分である日常生活の安定を確立し、障がい者雇用の促進及び就業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターに生活支援員及び発達障がい者就労・生活支援員を配置し、センターに登録している障がい者に対して、日常生活や社会生活を営む上で必要な相談・支援を行うとともに、近年増加傾向にある発達障がい者に重点を置いて、就労面や生活面で必要な相談・支援を行う。</p> <p>また、特別支援学校の卒業生等働くことを希望する障がい者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に結び付くようコーディネートする「アセスメント（就労評価）・調整支援員」を西部圏域の障害者就業・生活支援センターに配置する。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 委託先								
	圏 域	東 部	中 部	西 部				
	事業所名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらのよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと				
	実施主体	社会福祉法人鳥取県厚生事業団			社会福祉法人あしーど			
(2) 障害者就業・生活支援センターについて								
<人員配置状況> (人)								
	区 分	所 管	財 源	東 部	中 部	西 部		
	就業支援員	労働局	国委託	4	3	3		
	生活支援員	障がい福祉課	国 1/2	1	1	1		
	発達障がい者就労・生活支援員		国 1/2	1	0.5	1		
	アセスメント・調整支援員		国 1/2	—	—	1		
	職場開拓支援員	商工労働部	単県	1	1	1		
	業務補助員	雇用人材局	単県	1	1	1		
	定着支援員	雇用政策課	単県	1	1	1		
	計			9	7.5	9		
※太線枠内が本事業による人員配置								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターに配置する生活支援員等による障がい者の就業に係る生活面での相談・支援等を通じて、障がい者雇用の促進や就業の安定を図る。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域生活支援事業(生活訓練等事業)	7,464	7,464	0	3,732			3,732	
トータルコスト	9,023千円（前年度 9,041千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託契約等事務、関係団体との連絡調整等、協議・相談等業務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者に対する日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、日常生活の質的向上や障がい者の地域における自立生活と社会参加の促進を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>（負担割合：国1/2、県1/2） （単位：千円）</p>								
区 分	委託先		内 容		予算額			
聴覚障がい者日常生活訓練事業	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会		聴覚障がいのある方に対して、コミュニケーションや社会生活、職業生活、家庭生活等に関する講習を開催する。		942			
オストメイト日常生活訓練事業			ストマ（いわゆる人工肛門）装着訓練やオストメイト（ストマを装着した人）に対して社会生活訓練を講習会等を通じて行う。		389			
音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業			音声機能を喪失した者に、食道発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練の指導者を育成する。		744			
在宅重度障がい者社会参加促進事業			筋ジストロフィーによる重度の障がい者の健康維持と生きがいを高めるため、医療相談・集団指導等を実施する。		600			
日常生活訓練事業			身体障がい者を対象として、補装具装着訓練やその他日常生活上必要な事項について専門的指導等を行う。		4,058			
障害者社会参加推進センター設置事業			障害者社会参加推進センターを設置し、相談、啓発、生活環境改善等の各種事業を行う。		731			
合 計					7,464			
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・障害者社会参加推進センターによる社会参加活動の支援や日常生活訓練を通じて障がい者の生活の質的向上を図り社会参加の促進を目指す。</p>								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
地域生活支援事業（盲人ホーム運営費補助金）	6,636	6,551	85	3,328			3,308									
トータルコスト	7,416千円（前年度 7,340千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	補助金交付事務、運営法人との連絡調整等															
工程表の政策内容	－															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>あん摩師免許等を有する視覚障がい者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に就労の場を提供するとともに、必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営に要する経費を助成することにより、視覚障がい者の自立更生を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する盲人ホームに対して運営費を助成する。 （負担割合：国 1/2、県 1/2）</p> <p>【施設概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>鳥取県ライトハウス盲人ホーム</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市皆生温泉三丁目 18-3</td> </tr> <tr> <td>主な業務</td> <td>あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 盲人ホームの運営費を助成することにより、あん摩師、はり師、きゅう師の免許を有する視覚障がい者の自立更生を図る。 									区分	内容	施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム	所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3	主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供
区分	内容															
施設名	鳥取県ライトハウス盲人ホーム															
所在地	米子市皆生温泉三丁目 18-3															
主な業務	あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障がい者への就労場所の提供															

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者一般就労移行支援事業	2,119	2,119	0	437			1,682	
トータルコスト	3,678千円（前年度 3,696千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託契約事務、実習謝金の支払い、一般就労移行調査、各種会議への出席等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
障害福祉サービス事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の地域の社会資源が連携して、障がい者の就労支援ネットワークを構築し、就労支援の現状や課題等について、理解を深め共に考えるためのセミナーや職業指導員等のスキルアップ研修等を開催するほか、企業における障がい者の職場実習や県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組を学ぶ。また、研修派遣の支援を通じて障がい者の就労支援を効果的に推進する。								
2 主な事業内容								
(1) 障がい者一般就労移行ネットワーク会議								
内 容	障害者就業・生活支援センターを運営する法人に委託して、各障がい保健福祉圏域で関係機関による連絡調整会議・研修会を開催する。							
予算額	733千円（単県）							
(2) 就労移行・定着支援セミナー開催事業								
内 容	就労支援の現状や課題等について、関係者が理解を深め、共に考えるためのセミナーや就労支援機関の職業指導員等のスキルアップを図るためのワークショップ等を開催する。 <対象者> 障害福祉サービス事業所等の支援員、職場適応援助者養成研修修了者（特別支援学校、企業を含む。）、就労相談・障がい者雇用に関わる方、企業・団体 等							
予算額	875千円（国1/2）							
(3) 実習受入謝金等の支給								
内 容	障害福祉サービス事業所利用者（実習受講者）の実習を受入れた企業等に対して謝金を支給し、実習受講者に対して奨励金を支給する。（但し、3日以上の実習に限る。） <謝金・奨励金の単価> ア 受入企業等への謝金 …実習1日当たり1,000円 イ 実習受講者への奨励金 …実習1日当たり1,000円							
予算額	331千円（単県）							
(4) 研修受入謝金等の支給								
内 容	県内の就労移行支援及び就労継続支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を支給し、研修受講者に奨励金（旅費相当額）を支給する。（県内で1名） <謝金・奨励金の単価> ア 受入事業所への謝金 50千円 イ 研修受講者への奨励金 130千円上限（東京都：5泊6日想定）							
予算額	180千円（単県）							
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 就労支援機関のネットワーク形成、就労支援力向上のためのセミナーの開催や事業所職員の研修派遣への支援、職場実習に協力する企業等への謝金の支給を実施し、障がい者の一般就労を促進する。 福祉就労から一般就労への移行実績 令和2年度：61人 令和3年度：70人 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
農福連携推進事業	20,063	19,564	499	14,789			5,274	
トータルコスト	30,979千円（前年度 30,604千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	農福連携マッチング業務、補助金交付事務、委託契約事務、委託先との連絡調整 等							
工程表の政策内容	障がいのある方の工賃の向上							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

農業者と就労系障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）とのマッチング等による農作業等の受託支援、自主農業に取り組む事業所への支援やマルシェの開催等により、農福連携等を通じた地域の課題解決や活性化等の仕組みをつくり、障がい者が安定的・継続的に関わられる就労機会の創出や工賃向上を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
農福連携マッチング機能（国10/10）	農業者と事業所の受委託を円滑に行うため、東中西の各圏域にコーディネーターを1名ずつ配置する。 ＜業務内容＞ ・農業者、事業所双方のニーズ把握、農作業のマッチング、契約支援等	職員人件費（福祉保健課）で予算措置
農作業等の受託環境の整備、自主農業の生産性向上等への支援（単県）	新たに農林水産分野の作業の受託に取り組む事業所を支援するほか、新たに農業分野に新規参入する事業所の取組や、既に自主農業に取り組んでいる事業所の生産性向上・事業拡大等に資する取組を支援する。 【農業分野等チャレンジ支援事業補助金】 農林水産分野作業受託支援：補助率2/3、上限額 100千円 (新)スタートアップ支援：補助率1/2、上限額 300千円 自主農業支援：補助率1/2、上限額 1,000千円	5,274
農福連携による地域づくり事業（国10/10）	農福連携を地域に根差した取組に発展させるため、農福連携セミナーを開催し、地域とのネットワークづくりを進めるとともに、加工や流通を見据えたコーディネーターや専門家派遣による事業所支援を行うほか、農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）の開催、県内外マルシェへの出店支援等を行う。	14,789
合 計		20,063

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・農福連携を通じて、障がい者の就労機会を創出するとともに、工賃3倍計画に定める目標工賃月額（33,000円）の達成に向けた工賃向上を目指す。
- ・平成22年度から、全国に先駆けた取組として、各圏域に農福連携コーディネーターを配置し、農業者事業所による農作業の受委託のマッチングを実施している。平成22年度から令和3年度の12年間で、約1,760件の農作業をマッチングし、9,100万円を上回る作業料金が事業所に支払われた。

	R3	R2	R1	H30	H29
マッチング（件）	296	264	204	184	128
作業料金（千円）	22,222	18,886	13,077	12,189	7,822

- ・平成28年度から、事業所の利用者が生産等に携わった農産物、農産加工品等を販売する農福連携マルシェ（ごきげんマルシェ）を開催するとともに、単なる販売会でなく、専門家のアドバイス等による商品のブラッシュアップや様々な分野の人の交流による新たな商品開発や販路開拓等の場としている。
- ・平成30年度から、農福連携による地域の課題解決や活性化等を図るとともに、障がい者の安定的・継続的な仕事を創出するモデル事業の構築に向けて、鳥取県障害者就労事業振興センターに配置したコーディネーターによる事業所支援や専門家派遣等を実施している。引き続き6次産業化への取組を支援していく。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりモデルの共同受注体制構築事業	20,992	16,619	4,373				20,992	
トータルコスト	25,670千円（前年度 21,351千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	委託契約事務、委託者との連絡調整 等							
工程表の政策内容	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、ワークコーポとっとり（※）でのさらなる高工賃作業の提供や参加事業所の拡充を図る。</p> <p>※単独の障害福祉サービス事業所では処理できない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため、複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場として、平成27年に設置（全国初）。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>（1）共同作業場の運営（20,692千円）</p> <p>受託作業確保のための企業営業、施設外就労により共同作業場を利用する事業所のマッチング、受託数量と作業数量とのバランスをふまえた生産調整、共同作業場の利用促進等からなる運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同作業場運営のための人役（4名）の配置 ・建物・機材の維持管理 ・企業や事業所との調整、生産や出荷の管理 等 <p>（2）共同作業場の実習にかかる奨励金（300千円）</p> <p>中・西部も含めた共同作業場の作業内容を広く理解してもらい、より多くの事業所の参加を推進するため、共同作業場における実習に新たに参加した事業所に対して奨励金を支給する。</p> <p>（日額3,000円／事業所、最大10日）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度からの第3期工賃3倍計画においても、引き続き工賃水準を33,000円に引きあげることを目標とし、特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター等と連携し、共同作業場での取組を始めとする支援策を講じ、更なる工賃向上を図る。 ・工賃水準を平成18年度の約11,000円から33,000円以上にすることを目指して、平成19年度に工賃3倍計画を策定した。令和3年度の平均工賃は19,797円と過去最高を記録し（前年度比594円増）、また、工賃支払総額は、4年連続で6億円を超え、前年度から約2千万円増加し過去最高となった。 ・ワークコーポとっとりで行う業務は大規模ロットであったり、高い品質水準が求められることから、単価の高い作業が多く、令和3年度の月額平均工賃は約77,000円であった。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障害福祉サービスハートフルサポート事業	4,741	4,689	52				4,741	
トータルコスト	9,419千円（前年度 9,421千円）[正職員：0.6人]							
主な業務内容	審査委員会の開催、審査、補助金交付事務等							
工程表の政策内容	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 障害者就労支援事業所（以下「事業所」という。）の安定した運営等を支援するための無利子融資制度及び事業所又は事業所と協働する企業が新商品開発を行う場合に要する経費の助成制度を設け、事業所で働く障がい者の所得向上につなげる。								
2 主な事業内容 (1) 障害福祉サービス事業所運転設備資金融資制度								
融資制度概要	貸付対象	就労継続支援（A型・B型）事業所（多機能型事業所を含む。）を運営する法人						
	貸付限度額	5,000千円						
	貸付要件	無利子（県は金融機関に基準金利に基づき算出した利子相当額を全額補助） 担保及び保証人は、金融機関の取扱いによる。						
	貸付使途	事業所運営に必要な資金（職員人件費、就労事業に必要な仕入れ経費等）及び設備資金（創業又は規模拡大のために必要な施設整備・備品購入の際の自己資金充充分）						
	償還期間	5年以内（据置期間：6カ月以内）						
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予 算 額	74千円（補助金等審査会経費 ※（3）、（4）の審査会も含む）							
(2) 障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業								
実施主体	（1）により就労継続支援（A型・B型）事業所に運転設備資金の貸付を行う金融機関							
補助率	県10/10							
補助対象経費	（1）による運転設備資金融資残額に基準金利を乗じて得た額（利子相当額）を助成							
予 算 額	667千円							
(3) 障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金・(4) 障害福祉サービス事業所協働連携企業補助金								
	(3) 新商品開発支援補助金				(4) 協働連携企業補助金			
実施主体	工賃水準向上のための事業計画書及び収支予算書を作成する就労継続支援（A型・B型）事業所を運営する法人				県内の就労継続支援（A型・B型）事業所と連携し、新商品・新サービスの開発等を行うあいサポート企業・団体			
対象事業	新商品（製品・サービス）開発のための開発設計費、研修・講習受講費、試作・改良・商品デザインに要する経費、評価・試験販売及び市場での評価分析等に要する委託料など							
補助率・限度額	補助率：県2/3 限度額：1,000千円							
摘 要	審査委員会を開催して事業計画を審査							
予 算 額	3,000千円				1,000千円			
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・融資による事業所の安定運営、また自主事業としての新商品・サービスの開発を支援することで、生産活動収入の増加を図り、事業所で働く障がい者の工賃向上に繋げる。 ・平成22年度の制度創設より、融資制度は30件（融資総額約1.3億円の利子相当分を支援）、新商品開発は90件（支援総額6,550万円）、企業との協働連携は7件（支援総額480万円）の支援実績がある。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	32,926	30,917	2,009	16,235			16,691							
トータルコスト	38,384千円（前年度 35,649千円）〔正職員：0.7人〕													
主な業務内容	委託契約事務、委託先との連絡調整等													
工程表の政策内容	障がいのある方の工賃の向上													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>平成30年度からの第3期工賃向上計画を踏まえ、障がい者就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）に対して、各事業所の特性に応じた支援を実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターにコーディネーターを配置し、以下の支援を実施する。（32,470千円 国1/2、県1/2）</p> <p>（1）総合相談窓口機能の充実、事業所情報収集・分析及び対応策の検討 事業所からの相談等に対応する総合相談窓口機能を整え、コーディネーターによる相談・助言や専門機関と連携した支援等を行う。また、事業所情報の収集・分析、対応策の検討等を行う。</p> <p>（2）第3期工賃向上計画に沿った支援 各事業所の目標設定や中長期事業計画作成の支援等を行うとともに専門家（商品開発、事業経営等）を派遣するなど、事業所の特性に応じた支援を行う。</p> <p>ア 自主的な事業展開により工賃向上に向かっている事業所 商品開発・販路拡大支援、売上・原価計算等の計数管理支援 等</p> <p>イ 共同作業場等の施設外就労及び高単価作業受託により工賃向上を目指す事業所 企業等からの受注作業の斡旋・調整、作業受託の環境作り支援、共同作業場・施設外就労促進の体制作り支援 等</p> <p>ウ その他の事業所（経営基盤の安定支援） 運営面に課題のある小規模事業所等を対象とした研修会の実施、利用者の特性に応じた作業のマッチング 等</p> <p>（3）就労支援における「人づくり」プログラムの実施 事業所職員の経験年数や職位等に合わせた人材育成研修を実施し、福祉とビジネス双方の視点やスキルを持った就労支援の「人づくり」を行う。</p> <p>（4）共同受注窓口機能の強化 民需、官公需等の事業所への斡旋・調整等をワンストップで行う共同受注窓口を設置し、受発注のマッチングを行う。また、企業・団体等とのネットワークの構築等により、共同受注窓口の機能を強化し、民需、官公需等の増進を図るとともに、企業等との連携事業（共同開発、共同販売イベント等）の企画・実施や情報発信等を行う。</p> <p>（5）事業所間ネットワーク会議等の開催 事業所間のネットワーク等を形成し、情報交換会や事例報告会、研修会等を通じて、工賃向上に向けた取組の推進や相互に学び合える仕組みづくりを図る。</p> <p>○第4期鳥取県工賃3倍計画検討委員会（456千円 県10/10） 就労継続支援事業所等で働く障がいのある人の賃金（工賃）を向上することにより、就労に対する意欲や価値観を高め、地域で自立して充実した生活を営むことができるよう、現行計画（平成30年度～令和5年度）の見直しを検討する。（委員会：年3回）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業所の特性等に応じた支援を行い、工賃3倍計画の達成を目指す。 各事業所の特性等に応じ、工賃3倍計画に定める目標工賃月額（33,000円）の達成を目指した工賃向上の取組により、令和3年度の平均工賃は19,797円と過去最高を記録し（前年度比594円増）、また、工賃支払総額は、4年連続で6億円を超え、前年度から約2千万円増加し過去最高となった。 <p>【特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センターの概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>設立趣旨</td> <td>鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>11名（総合相談・事業コーディネート、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福県民福祉局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）</td> </tr> </table>									設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕	職員数	11名（総合相談・事業コーディネート、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）	事務局	（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福県民福祉局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）
設立趣旨	鳥取県内の就労継続支援事業所等における障がい者の仕事を活性化させるための調整・支援を行う「鳥取県障害者就労事業振興センター」を設置し、地域における障がい者の就労の場の確保及び就労活動を通じた自立の促進を図る。〔設立時期：平成16年7月1日〕													
職員数	11名（総合相談・事業コーディネート、ワークコーポとっとり運営、農福連携等）													
事務局	（西部事務所）米子市東福原1丁目1-45（鳥取県西部総合事務所福県民福祉局内 別棟1階） （東部事務所）鳥取市商栄町403-1（ワークコーポとっとり内）													

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉の店販売機能強化事業	7,813	7,247	566				7,813	
トータルコスト	9,372千円（前年度 8,824千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、実施主体との連絡調整等							
工程表の政策内容	障がいのある方の工賃の向上							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 障害者就労継続支援事業所等（以下「事業所」という。）が製作する商品を事業所同士の連携のもとに運営される常設店舗又は常設店舗を拠点に移動販売する福祉の店を支援することにより、障がい者の自立や社会参加、障がいに対する県民の理解の促進を図る。								
2 主な事業内容 (1) 支援スキーム								
要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関して障がい者の関わりがあること 複数の事業所の連携のもとに運営がなされていること 販売力が脆弱又は販路確保が困難等の理由のある事業所商品を含め10カ所以上の事業所の商品を取り扱うこと 							
支援方法	要件を満たす福祉の店のある市町村への間接補助							
補助率	県1/2							
補助対象経費	福祉の店を運営するための経費							
(2) 算定方法 次の算定方法に基づく常設販売部分と移動販売部分の合計額（上限は当該年度の運営に要した合計額） ア 常設販売部分 【（人件費+家賃-販売手数料-会費）×前年度対比売上率に基づく配分率】								
人件費	次のA又はBのいずれか低い額 A：人件費として支出した額 B：基準額（2,250千円）※会計年度任用職員単価をベースとした年間賃金支出額							
家賃・販売手数料・会費	実績額							
○前年度対比売上率に基づく配分率								
前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率	前年度対比売上率	配分率			
50%未満	50%	90%以上～100%未満	90%	130%以上～140%未満	130%			
50%以上～70%未満	60%	100%以上～110%未満	100%	140%以上～150%未満	140%			
70%以上～80%未満	70%	110%以上～120%未満	110%	150%以上	150%			
80%以上～90%未満	80%	120%以上～130%未満	120%					
イ 移動販売部分 【移動販売に係る経費×障がい者参加率に基づく配分率】								
移動販売に要する経費	次のA又はBのいずれか低い額 A：移動販売車リース料、燃料代、旅費等移動販売を行うために必要な経費 B：基準額（854千円）※会計年度任用職員単価をベースとした週2回の年間賃金支出額							
○障がい者参加率に基づく配分率								
障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率	障がい者参加率	配分率			
20%未満	10%	50%以上～60%未満	50%	80%以上～90%未満	80%			
20%以上～40%未満	20%	60%以上～70%未満	60%	90%以上～95%未満	90%			
40%以上～50%未満	40%	70%以上～80%未満	70%	95%以上～100%未満	100%			
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 事業所が製作する商品を販売する福祉の店を支援し安定的な運営基盤を構築することで、商品の販売を単独で行うことが困難な小規模事業所等の販売機会を確保する。 各福祉の店は、売上が減少傾向にある常設店舗販売以外での移動販売（イベント、バザー等）により運営を維持していくための努力を行っている。平成27年度に行った支援内容の見直しで、経営努力による販売額の上昇率に応じて、補助金額を算定する仕組みとしたところ、営業努力により、販売額が増加している。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉フォーラム等開催補助事業	2,300	2,300	0	650			1,650	
トータルコスト	5,419千円（前年度 5,454千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	補助金関係業務、大会当日の参加・資料作成、開催通知発送業務等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がい者の自立・社会参加の推進を目的として開催されるフォーラムやスポーツ大会を支援し、地域住民への情報発信や意識啓発を行うとともに、スポーツ活動等に参加できる環境を整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
鳥取県福祉フォーラム開催支援補助事業	障がい福祉制度の今後の進むべき方向等について議論する「あいサポートとっとりフォーラム」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】福祉フォーラム実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】単県	1,000
鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助事業	全県的な身体障がい者の機能維持・健康増進や社会参加を進め、障がい者に対する理解を広げることを目的とした体育大会の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】鳥取県身体障害者福祉協会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2	800
全日本 Challenged アクアスロン皆生大会開催事業費補助事業	スポーツを通して障がい児・者と地域の方々の交流を図るとともに、自分の力を最大限に発揮し、地域で暮らすことへの自信を持ち、日中活動の充実を図ることを目的として開催される「全日本 Challenged アクアスロン皆生大会」の開催経費の一部を助成する。 【実施主体】全日本 Challenged アクアスロン皆生大会実行委員会 【補助率】定額 【財源内訳】国 1/2、県 1/2	500
合 計		2,300

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・フォーラムによる講演、シンポジウム等の実施や各種障がい者スポーツ大会の開催を支援することにより障がい者の自立と社会参加を図っている。継続して支援を行い、障がい者への理解の促進や社会参加、健常者と障がい者の交流により障がいへの相互理解を図っていく。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
あいサポート推進事業	11,146	9,830	1,316	2,523			8,623	
トータルコスト	22,026千円（前年度 20,870千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	委託契約等業務、他県連携・啓発業務、大使活用業務、企業・団体認定業務、条例普及関係業務							
工程表の政策内容	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
平成29年9月1日に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」（愛称：あいサポート条例）が施行となり、障がい者の真の自立と社会参加を進めるため、「あいサポート運動を県民全体で取り組む運動」と位置付けた。								
あいサポート運動の精神にのっとり、障がい者を取り巻く社会的障壁を取り除き、地域社会（共生社会）の実現に向けた事業に取り組む。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
内 容								予算額
(1) 「あいサポート運動」研修等事業（一部国庫充当） あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポーター研修等事業を委託して実施。								8,202
(2) あいサポート運動の更なる推進事業（単県） ・ 県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・ あいサポート企業・団体認定制度 ・ あいサポート大使の活用（講演、イベントへの協力等） ・ 障害者週間における啓発、心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集 ・ 障がい者への理解促進公開講座の開催 ・ バリアフリー観光等を推進する研修会の開催								2,944
合 計								11,146
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・ あいサポート運動は県内にとどまらず大きく広がりを見せ、あいサポーターの数も令和4年度中に60万人を超えたが、今後も県内外での拡大を進めていく余地はあり、共生社会の実現に向けより一層の啓発を図っていく。 ・ 配慮や支援が必要なことを周囲に知らせるための「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」（カード型のヘルプマーク）の配布を実施しており、ヘルプマークのさらなる周知を進めていく。 （令和4年11月末現在：ヘルプマーク5,158個配布。） ・ 県内外の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、研修を受講し、あいサポーターとしてあいサポートバッジを身に付けて実践いただいている。 								
〔令和4年11月末現在の状況〕								
○あいサポーター数：614,297人（うち県内82,257人、県外532,040人）								
※県外のあいサポーター数は、連携してあいサポート運動を実施している8県16市6町の合計数。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	12,964	15,464	△2,500				12,964	
トータルコスト	19,202千円（前年度 21,773千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	委託契約等業務、関係先との連絡調整・協議等							
工程表の政策内容	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>「障がい者理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正（令和3年6月4日公布）され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。</p>								
<p>※「合理的配慮の提供」について 行政機関や事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁（バリア）の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することが求められているもの。</p>								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
内 容								予算額
(1) 障がい者差別解消に向けた体制整備 事業者における障がい者差別解消に向けた体制整備が図られるよう、あいサポート運動に取り組む企業・団体の拡大を推進するための取組を実施する。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費を助成 〔補助上限額〕1件30万円 〔補助率〕2/3 ※あいサポート企業・団体の場合、少額の場合は補助対象経費の10/10（上限5万円）								9,846
(2) 合理的配慮の提供及びあいサポート運動の普及啓発 県民への合理的配慮の周知やあいサポート運動の更なる推進を図るとともに、県外におけるあいサポート運動の機運を高めるため、SNS広告等を通じた情報発信を実施する。								1,540
(3) 障害者差別解消法の理解促進 関係団体等と事例共有等を行う「障がい者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした障害者差別解消法やあいサポート精神の理解を深める研修を実施する（研修会の一部はオンラインにより実施）。								1,578
合 計								12,964
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に配置したあいサポート企業拡大推進員の活動により、県内のあいサポート企業・団体の認定数は大幅に増えたが（県内のあいサポート企業・団体の認定数：令和2年度 43件、令和3年度 20件⇒令和4年度（10月末）96件）、一層の啓発を行い、あいサポート企業・団体の更なる認定拡大を図る。 県内の民間事業者等を対象に障害者差別解消法の研修会を開催するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を実施し、事例の共有や障がい者差別を解消するための対策を協議している。また、「障がい者差別解消相談支援センター」を県内3か所に設置し、障がいを理由とする差別解消に対応する相談支援体制を整備しており、より一層の周知を進めていく。 								
〔令和4年11月末現在の状況〕								
○あいサポーター数：614,297人（うち県内82,257人、県外532,040人）								
○あいサポート企業・団体数：2,479企業・団体数（うち県内566企業・団体、県外1,913企業・団体）								
※県外のあいサポーター数等は、連携してあいサポート運動を実施している8県16市6町の合計数。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (雑入)	一般財源	
失語症者向け意思疎通支援事業	16,406	16,402	4	4,249		7,907	4,250	
トータルコスト	17,186千円（前年度 17,191千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

失語症者に対する意思疎通支援を行うため、失語症者向け意思疎通支援者の養成、当該養成に係る指導者の養成及び意思疎通支援者派遣に向けた体制づくりを実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
失語症者向け意思疎通支援者養成等事業 （国1/2、鳥取市負担金）	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「失語症者向け意思疎通支援者」の養成等を行うとともに、より高度な内容の派遣依頼に対応するため、カリキュラムに定める選択科目を実施する。	7,849
指導者養成研修への派遣 （国1/2、鳥取市負担金）	失語症者向け意思疎通支援者の養成に必要な「指導者」を養成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修に候補者2名を派遣する。	187
意思疎通支援者の派遣 （国1/2、市町村負担金）	意思疎通支援者の派遣調整等を行うコーディネーターを配置し、当事者個人への意思疎通支援者の派遣を開始するほか、主催者の依頼に基づき、会合等に支援者を派遣し、意思疎通支援を行う。	8,370
合 計		16,406

3 事業目標・取組状況・改善点

- 失語症に係る県民の理解を広げ、支援者を着実に養成していくとともに、支援者の派遣を行い支援を行うことで、失語症者の福祉の増進を図っていく。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																											
聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）	24,468	26,315	△1,847	8,242		（雑入） 7,232	8,994																											
トータルコスト	25,248千円（前年度 27,104千円）〔正職員：0.1人〕																																	
主な業務内容	団体との調整、契約事務等																																	
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進																																	
事業内容の説明																																		
<p>1 事業の目的、概要 県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>① 聴覚障がい者センター関連経費（国1/2）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>字幕入り映像の貸出事業</td> <td>字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。</td> <td>4,112</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 要約筆記事業（国1/2、鳥取市負担金）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要約筆記者養成研修事業</td> <td>要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。</td> <td>10,683</td> </tr> <tr> <td>要約筆記者設置・派遣事業</td> <td>主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。</td> <td>9,673</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>20,356</td> </tr> </tbody> </table> <p><聴覚障がい者センターの概要></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>設置者</td> <td>鳥取県</td> </tr> <tr> <td>実施主体</td> <td>公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取市、倉吉市、米子市</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者センターの機能</td> <td>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 （1）聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 （2）聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 （3）聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記取組により、聴覚障がい者への支援を行い、聴覚障がい者の社会参加を推進する。 平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図り、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。 今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていくとともに、聴覚障がい者は全員手話が使えるとの認識もまだ多々あることから、要約筆記等、手話の使えない聴覚障がい者への支援に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。 									区分	事業内容	予算額	字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	4,112	区分	事業内容	予算額	要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,683	要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	9,673	合 計		20,356	設置者	鳥取県	実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市	聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 （1）聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 （2）聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 （3）聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等
区分	事業内容	予算額																																
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。	4,112																																
区分	事業内容	予算額																																
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。	10,683																																
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。	9,673																																
合 計		20,356																																
設置者	鳥取県																																	
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会																																	
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市																																	
聴覚障がい者センターの機能	対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。 （1）聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出 （2）聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置 （3）聴覚障がい者の居場所づくり（生きがい、学習、情報収集など） 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等																																	

12 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	99,814	96,007	3,807	35,108		(雑入) 20,403	44,303	
トータルコスト	106,052千円（前年度 102,316千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。								
2 主な事業内容								
① 手話の普及（4,962千円）（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
(拡)ミニ手話講座、難聴者等向け手話学習会、筆談セミナーの開催（単県）	2時間/回程度のミニ手話講座、筆談セミナーを県内各所で開催するとともに、新たに難聴者等向け手話講座を開催する。							3,497
手話サークルへの補助（単県）	手話サークル活動を推進するための補助金の交付							600
手話啓発イベント、聴覚障がい者福祉研修会への補助（単県）	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント及び、聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金の交付							865
② 手話を使いやすい環境整備事業（93,827千円）（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
遠隔手話通訳サービス（国1/2）	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施する。							4,569
音声文字変換システム（単県）	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声を文字に変換して表示するシステムを運用する。							885
手話通訳士試験受験料の補助（単県）	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料を支援する。							110
手話通訳者トレーナー（国1/2、鳥取市負担金）	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。							7,465
手話通訳者設置・派遣（国1/2、鳥取市負担金）	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。							32,200
手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施する。							10,955
手話通訳者指導者養成研修への派遣（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。							1,253
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策（単県）	手話通訳者等の頸肩腕障がい予防のための講習会の開催及び健康診断を実施する。							1,635
鳥取県手話施策推進協議会（単県）	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費							372
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助（単県）	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金の交付							100
聴覚障がい者相談員設置事業（国1/2）	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う。							34,183
手話通訳者等派遣費の補助（単県）	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金の交付							100
③ コミュニケーション支援事業（1,025千円）（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援（単県）	障がい者と地域住民とが交流できるサロン設置を通じて、交流の機会を提供する取組に対する補助金の交付							500
難聴者等向けコミュニケーション学習会開催に対する支援（単県）	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等開催に対する補助金の交付							425
(新)第30回中国地区合同手話研修会開催費補助金（単県）	中国地区手話サークル連絡協議会・全国手話通訳問題研究会中国ブロックが主催する「第30回中国地区合同手話研修会」開催に対する補助金の交付							100
3 事業目標・取組状況・改善点								
・上記の取組により手話や聴覚障害に対する理解が広がってきており、これを着実に前進させていくため、関係団体等と連携しながら取組を継続していく。								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
手話言語条例制定10周年・第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園記念事業	31,977	25,130	6,847				31,977													
トータルコスト	42,648千円（前年度 35,860千円）〔正職員：1.0人 会計年度任用職員：1.0人〕																			
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等																			
工程表の政策内容	－																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>令和5年度に第10回目を迎える全国高校生手話パフォーマンス甲子園について、全国に先駆けて鳥取県が制定した手話言語条例が制定10周年を迎えることを併せて記念し、「鳥取県手話言語条例制定10周年記念 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」として開催する。手話言語への理解と普及促進、共生社会の実現等を図るため「多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらう」ことを目的とした本大会を“手話の聖地”鳥取県で開催し、今後の手話言語の更なる認知度及び普及率の向上につなげる事業とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取県手話言語条例制定10周年記念 第10回全国高校生手話パフォーマンス甲子園</p> <p>(1) 主催・共催等</p> <p>ア 主 催：手話パフォーマンス甲子園実行委員会</p> <p>イ 共 催：鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</p> <p>ウ 特別協賛：日本財団</p> <p>(2) 大会の実施概要（令和5年秋に鳥取市内で開催予定）</p> <p>ア 参加資格：高等学校・特別支援学校高等部等に在籍する生徒</p> <p>イ 演技及びエントリー内容：手話言語を使った歌唱・ダンス・演劇・ポエム・コントなどのパフォーマンス等</p> <p>ウ 本大会出場チーム：予選審査を通過した15チーム（個人含む）</p> <p>エ 審査方法</p> <p>(ア) 予選審査会：動画審査により審査する。</p> <p>(イ) 本大会：手話言語の正確性・分かりやすさと演出力・パフォーマンス度の観点から採点する。</p> <p>オ 交流会の開催：本大会前日に、出場チーム、出演者、来賓等が参加する交流会を開催する。</p> <p>カ 大会記録テレビ番組放送：大会での選手の様子・パフォーマンスをダイジェスト版にした番組制作・放送を行う。</p> <p>キ（新）小中高校生による手話ダンスのパフォーマンス（教育委員会特別支援教育課と連携）：県内の小中高校生が出演する手話ダンス動画の制作・公開を行うことで、若年層へ手話言語の普及推進を図るとともに、そのダンスを手話パフォーマンス甲子園で披露する。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>予算額 (前年度予算額)</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金</td> <td>20,552千円 (15,130千円)</td> <td>○大会開催に要する経費（日本財団助成額を除く経費） ○(拡)新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策経費 ○(新)高校生向け大会PRホームページ新規立上げ経費 ○(新)若年層への手話言語普及推進動画制作費</td> </tr> <tr> <td>奉迎対策費</td> <td>11,425千円 (10,000千円)</td> <td>○関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費等）</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>31,977千円 (25,130千円)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									項目	予算額 (前年度予算額)	内 容	手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	20,552千円 (15,130千円)	○大会開催に要する経費（日本財団助成額を除く経費） ○(拡)新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策経費 ○(新)高校生向け大会PRホームページ新規立上げ経費 ○(新)若年層への手話言語普及推進動画制作費	奉迎対策費	11,425千円 (10,000千円)	○関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費等）	合 計	31,977千円 (25,130千円)	
項目	予算額 (前年度予算額)	内 容																		
手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	20,552千円 (15,130千円)	○大会開催に要する経費（日本財団助成額を除く経費） ○(拡)新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策経費 ○(新)高校生向け大会PRホームページ新規立上げ経費 ○(新)若年層への手話言語普及推進動画制作費																		
奉迎対策費	11,425千円 (10,000千円)	○関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費等）																		
合 計	31,977千円 (25,130千円)																			
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など、幅広い人たちに手話言語を身近に感じてもらうとともに、「きこえない人」と「きこえる人」の交流の推進及び地域の活性化に寄与する。 全国で初めてとなる手話言語条例を制定した翌年の平成26年11月に、第1回全国高校生手話パフォーマンス甲子園を鳥取市で開催して以降、毎年大会を開催している。令和4年度の第9回大会は3年ぶりの現地開催を実施した。新型コロナウイルス感染症対策のため、一般入場をとりやめたものの、ライブ配信では18,000回（令和3年度11,000回）を超える視聴があり、更なる新たな視聴者層を獲得できた。 本大会出場チームには、地元のイベントに呼ばれ、手話を使ったパフォーマンスを披露するところが生まれる等、大会を通じた手話言語の認知度向上の波及効果も表れている。 																				

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者情報支援事業	67,289	67,865	△576	33,057			34,232	
トータルコスト	68,848千円（前年度 69,442千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	団体との連絡調整、契約事務、補助金交付事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
情報の取得・利用、コミュニケーションに困難を抱える視覚障がい者等が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段やその他情報を取得する手段により、円滑に情報を取得し利用できるよう、次のとおり各種事業を実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事業内容							予算額
視覚障がい者支援センター運営事業（国1/2、県1/2）	視覚障がい者に対する総合的な相談支援の拠点として設置する「鳥取県視覚障がい者支援センター」を継続して運営する。また、関係機関・団体との協議の場を設け、全盲、ロービジョン（弱視）の特性に応じた支援の充実について検討を行う。							16,159
点字図書館運営費補助金（国1/2、県1/2）	社会福祉法人鳥取県ライトハウスが設置する点字図書館に対して運営費を助成する。							40,799
点字・声の広報発行事業（国1/2、県1/2）	県が発行する広報誌や視覚障がい者が必要とする情報の点字・音声版を作成し、視覚障がい者に提供する。							2,322
点字による即時情報ネットワーク事業（国1/2、県1/2）	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合から配信される最新の新聞情報等の点字版を作成し、視覚障がい者に提供する。							1,503
視覚障がい者向けICT機器活用支援事業	視覚的な情報へのアクセスが困難な視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るため、パソコン貸与、ICT機器の活用講座等を開催する。							300
情報アクセス・コミュニケーション研究会（国1/2、県1/2）	情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える視覚・聴覚・盲ろう・音声機能障がい者の意見を県政に反映させるため、情報アクセス・コミュニケーション研究会を開催する。							102
点字資料等作成費補助事業（単県）	障がい者団体がイベント等を開催する際の点字資料作成に要する経費を補助する。							300
視覚障がい者情報支援機器整備事業（単県）	視覚障がい者の情報アクセシビリティ向上を支援する情報支援機器を整備し、生活訓練等に活用する。							869
補助犬育成事業（国1/2、県1/2）	補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を育成し補助犬を必要とする身体障がい者へ貸与する。また、補助犬ユーザーに対して予防接種代を助成する。							2,287
視覚障がい者移動支援従事者資質向上研修の旅費支給（国1/2、県1/2）	視覚障がい者移動支援事業に従事している者の資質向上研修の受講者を選定し、受講者へ旅費を支給する。							199
視覚障がい者生活訓練事業（国1/2、県1/2）	歩行、家事、点字、福祉機器・社会資源の活用方法、家庭生活（生活設計、育児等）等の講習会等を開催する。							1,167
中途視覚障がい者生活訓練事業（国1/2、県1/2）	中途視覚障がいによる不安の除去のため、相談・ピアカウンセリング（障がい者の不安を取り除く面談）、歩行訓練、点字講習等を実施する。							1,282
合 計							67,289	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度末に「鳥取県視覚障がい者支援センター」を開設し、視覚障がい者やその家族等からの様々な相談に対して、訪問等によりきめ細やかな相談支援を実施しているところであるが、今後も関係団体の意見等を踏まえながら、視覚障がい者等に対するきめ細やかな支援を行う。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
盲ろう者支援センター運営事業	48,764	42,202	6,562	18,964		(雑入) 8,336	21,464	
トータルコスト	49,544千円（前年度 42,991千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）が社会から孤立せず、安心して暮らすことを支援するために設置した「鳥取県盲ろう者支援センター」において、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や専門の相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練等を実施する。

注）盲ろう者向け通訳・介助員とは、手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの知識・技術を用いて、盲ろう者に対して通訳・介助を行う者のこと。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
盲ろう者支援センター運営費（単県）	盲ろう者支援センターの運営（建物の賃借料、自動車のリース料等）	2,499
盲ろう者向け相談支援事業（国1/2、県1/2）	盲ろう者支援センターに盲ろう者相談員を2名配置し、盲ろう者やその家族等に対する相談支援を行う。	16,349
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	厚生労働省が提示したカリキュラムに基づく研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	8,033
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（国1/2、県1/2、鳥取市負担金）	盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	17,997
盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業（国1/2、県1/2）	盲ろう者向けに点字・手話等のコミュニケーション訓練や家事等の生活訓練、交流カフェの開催を行う。	3,886
合 計		48,764

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・盲ろう者の社会参加推進のため、今後もきめ細かな支援を行っていくとともに、より多くの盲ろう者に支援が行き届くよう、掘り起こしのため関係機関等への働きかけなどを通して支援の充実を図る。
- ・平成28年度に新設した鳥取県盲ろう者支援センターにおいて、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣や相談員による相談支援、生活・コミュニケーション訓練などを実施し、ニーズの掘り起こしや盲ろう者が自身でできることを見い出すことによって、盲ろう者の活動の幅が広がってきている。
- ・当事者同士の情報交換の場に対するニーズが高く、交流カフェの開催回数増加に取り組んでいく。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
鳥取県障がい者アート推進事業	99,973	98,784	1,189	9,500			90,473																															
トータルコスト	115,567千円（前年度 114,556千円）〔正職員：2.0人〕																																					
主な業務内容	委託契約事務、補助金交付業務、関係団体との連絡調整業務																																					
工程表の政策内容	障がい者の芸術・文化活動の振興																																					
事業内容の説明																																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」の成果を未来に引き継ぐとともに、平成30年6月に公布・施行された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」及び法律を踏まえ同年10月に全国に先駆けて策定した「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に基づき、障がい者アートのさらなる推進を図る。</p> <p>また、大阪・関西万博に向け、他の都道府県と連携し、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の芸術を全国に発信する。</p>																																						
<p>2 主な事業内容 （単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「あいサポート・アートセンター」の運営 （国1/2（上限450万円））</td> <td>障がい者アートの普及啓発や相談支援、人材育成などを行うとともに、県内外の障がい者の優れた作品を常設展示する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）</td> <td>30,111</td> </tr> <tr> <td>「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催 （単県）</td> <td>関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。</td> <td>1,377</td> </tr> <tr> <td>障がい者アート活動支援事業補助金（単県）</td> <td>障がい者や障がい者が所属する団体等が行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う（補助率10/10）。</td> <td>17,000</td> </tr> <tr> <td>「あいサポート・アートとっとり祭」の開催 （国1/2（上限500万円））</td> <td>障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として開催する。</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）</td> <td>障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として開催する。</td> <td>15,135</td> </tr> <tr> <td>障がい者と健常者が共につくる芸術（単県）</td> <td>全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）</td> <td>鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し、定額で支援する。</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>知事連盟に係る連絡調整費（単県）</td> <td>知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>99,973</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事業内容	予算額	「あいサポート・アートセンター」の運営 （国1/2（上限450万円））	障がい者アートの普及啓発や相談支援、人材育成などを行うとともに、県内外の障がい者の優れた作品を常設展示する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）	30,111	「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催 （単県）	関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	1,377	障がい者アート活動支援事業補助金（単県）	障がい者や障がい者が所属する団体等が行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う（補助率10/10）。	17,000	「あいサポート・アートとっとり祭」の開催 （国1/2（上限500万円））	障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として開催する。	16,000	「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）	障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として開催する。	15,135	障がい者と健常者が共につくる芸術（単県）	全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）	19,000	「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し、定額で支援する。	1,000	知事連盟に係る連絡調整費（単県）	知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。	350	合 計		99,973
区 分	事業内容	予算額																																				
「あいサポート・アートセンター」の運営 （国1/2（上限450万円））	障がい者アートの普及啓発や相談支援、人材育成などを行うとともに、県内外の障がい者の優れた作品を常設展示する障がい者文化芸術活動拠点「あいサポート・アートセンター」を運営する。 委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）	30,111																																				
「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の開催 （単県）	関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。	1,377																																				
障がい者アート活動支援事業補助金（単県）	障がい者や障がい者が所属する団体等が行う舞台発表、展示会等の芸術・文化活動に対して支援を行う（補助率10/10）。	17,000																																				
「あいサポート・アートとっとり祭」の開催 （国1/2（上限500万円））	障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として開催する。	16,000																																				
「あいサポート・アートとっとり展」の開催（単県）	障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として開催する。	15,135																																				
障がい者と健常者が共につくる芸術（単県）	全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を支援する。 実施主体：鳥の劇場運営委員会（鳥取市鹿野町）	19,000																																				
「フクシ×アート WEEKs」実行委員会への支援（単県）	鳥取市中心市街地で行われる障がい者アートイベントを開催する実行委員会に対し、定額で支援する。	1,000																																				
知事連盟に係る連絡調整費（単県）	知事連盟加盟都道府県との連絡調整を行う。	350																																				
合 計		99,973																																				
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の芸術・文化活動の推進にあたり、「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」に数値目標を定めている。 ＜主な目標＞ <ul style="list-style-type: none"> アート活動取組団体数…令和5年度目標 55団体 ⇒令和3年度取組団体数：40団体 あいサポート・アートとっとり祭来場者数…令和5年度目標 5,000人 ⇒令和4年度は各日300名（合計600名）限定で有観客開催。実入場者数：500人 別途WEB配信閲覧者数：1,112人 あいサポート・アートとっとり展来場者数…令和5年度目標 4,000人 ⇒令和3年度来場者数：2,023人 別途オンライン展示閲覧者数：7,301人 コロナ禍により発表会、展示会等への現地集客が難しい中、活動団体の相談支援を充実し、「あいサポート・アートとっとり祭」のWEB配信や「鳥取県立バリアフリー美術館」の展示の充実など日頃の成果の発表の場を提供するとともに、県民が障がい者の芸術・文化作品を気軽に楽しむ環境を整備することで、障がい者の芸術・文化活動の理解を深め、更なる推進を図る。 																																						

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
視覚障がい者等の読書 バリアフリー環境整備 推進事業	5,629	5,640	△11	2,710			2,919	
トータルコスト	6,409千円（前年度 6,429千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託事務							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年6月施行）に基づく、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定（令和3年3月）しており、視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）が身近に読書を楽しめるよう、読書バリアフリーに向けた環境整備を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
端末機器・ICT機器の使用等に係る研修会の開催（国1/2）	視覚障がい者等向けに、ICT機器の使用等に関する研修を実施する。							242
点訳・音訳ボランティア向けスキルアップ研修の開催（国1/2）	点訳・音訳ボランティア団体に所属する者を対象に、点訳・音訳技術向上のため、外部から講師を招聘し、スキルアップ講座を開催する。							125
点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会への派遣（単県）	ライトハウス点字図書館の職員、点訳・音訳ボランティア活動に長年携わっている者等を点字指導員資格認定講習会及び音訳指導員認定講習会へ派遣することで、県内の点訳・音訳奉仕員養成研修のレベルアップを図る。							208
ライトハウス点字図書館への情報支援員の加配（国1/2）	ライトハウス点字図書館に読書バリアフリー基本計画の推進に総合的に取り組む情報支援員を1名配置し、県計画に関連する上記等の業務を行う。							5,054
合計							5,629	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・県計画に基づき、県立図書館、ライトハウス点字図書館、市町村図書館等と連携して、視覚障がい者等の読書環境の整備を進め、全ての県民が等しく文字・活字文化の恩恵を受けることができるようにする。								

障がい福祉課（内線：7856、7866、7193、7858）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（障がい福祉課）管理運営費	28,261	20,262	7,999				28,261	
トータルコスト	102,252千円（前年度 95,786千円）〔正職員：8.9人 会計年度任用職員：1.6人〕							
主な業務内容	審査業務、指定医師関係業務、社会福祉統計等取りまとめ、各障害手帳交付事務、会議開催事務、委員任命事務、契約事務、事業者情報管理、連絡調整等							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

以下の各種事務に係る経費である。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費
- (2) 「鳥取県障害者施策推進協議会」の運営にかかる経費
- (3) 「鳥取県障害者介護給付費等不服審査会」の開催にかかる経費
- (4) 「障害福祉サービス事業者等管理システム」の運用・改修にかかる経費
- (5) 県有財産の管理にかかる経費
- (6) 障がい福祉課業務の総括及び課内外の連絡調整等にかかる経費

2 主な事業内容

（単位：千円）

	区 分	内 容	予算額
1	障がい者福祉事務費（3障がい手帳事務費） （一部国2/3）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行・管理業務にかかる経費。	7,507
2	鳥取県障害者施策推進協議会運営事業（単県）	鳥取県障害者施策推進協議会（障害者基本法等に基づき条例で設置される県の附属機関）の運営にかかる経費。（県は事務局として協議会の開催準備等を行う。）	529
3	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会運営事業（単県）	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、市町村が行った介護給付費及び障害児通所給付費等に係る処分に不服がある障がい児・者等の審査請求に対する審査にかかる経費。	100
4	障害者総合支援法施行事務費（指定事業者管理事業） （単県）	県が障害者総合支援法における指定事業者の申請受付から指定、指定後の台帳管理を行うためのシステム「障害福祉サービス事業者等管理システム」について、保守管理業務を委託する経費。	3,735
5	県有財産管理事業（単県）	当課が所管する（元）西部やまと園跡地の維持管理に係る経費。	122
6	管理運営費（単県）	障がい福祉課の総括及び課内外の連絡調整に係る経費。	16,268
合 計			28,261

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・協議会等の円滑な開催及び管理運営費の適正な執行を行う。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
ロービジョンケア推進事業	5,709	4,914	795				5,709							
トータルコスト	7,268千円（前年度 6,491千円）〔正職員：0.2人〕													
主な業務内容	委託事務													
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進													
事業内容の説明														
1 事業の目的、概要														
視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える人（ロービジョン者）が、保有する視機能を最大限に活かし、安心した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種事業を実施する。														
※ロービジョンとは、病気など何らかの原因により視覚に障がいを受け、「見えにくい」「まぶしい」「視野が狭い」など日常生活での不自由さをきたしている状態。														
2 主な事業内容														
(1) ロービジョンケア推進のための相談支援体制の強化（4,259千円）														
日常生活、職場、学業など様々な場面で不安や困難を抱えながら生活している多くのロービジョン者のための相談支援窓口を設置し、相談支援員を配置する。														
<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>・ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援 ・ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>鳥取大学医学部内</td> </tr> </table>									内容	・ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援 ・ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施	設置場所	鳥取大学医学部内		
内容	・ロービジョン者の日常生活や今後の不安に対する相談支援 ・ロービジョン外来や関係機関・団体等との連携によるロービジョン者の心のケアの実施													
設置場所	鳥取大学医学部内													
(2) ロービジョンフォーラムの開催（800千円）														
社会における理解や認識があまり進んでいないロービジョンに対する企業や県民の理解を深めるとともに、ロービジョン者をロービジョンケアに繋げていくためのフォーラムを開催する。														
<table border="1"> <tr> <td>内容</td> <td>・著名人による講演 ・パネルディスカッション ・視覚補助機器展、相談コーナーの設置</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>80名程度</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>東部地区</td> </tr> </table>									内容	・著名人による講演 ・パネルディスカッション ・視覚補助機器展、相談コーナーの設置	定員	80名程度	会場	東部地区
内容	・著名人による講演 ・パネルディスカッション ・視覚補助機器展、相談コーナーの設置													
定員	80名程度													
会場	東部地区													
(3) 眼科医等向けロービジョン講習会の開催（650千円）														
県内眼科医のロービジョンケアに対する理解を深めるための講習会を開催する。														
3 事業目標・取組状況・改善点														
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年2月に「ロービジョン相談窓口」を開設し、ロービジョン者のニーズの掘り起こし、ロービジョン外来、開業医（眼科医）、関係機関・団体と連絡調整等を実施しており、引き続きロービジョン者を適切な支援へ繋げていく。 窓口での相談のほか、窓口に来所が難しい方のために出張相談にも対応し、相談体制の強化を図る。 全盲、ロービジョン（弱視）では必要とされる支援が異なり、その内容も多岐にわたるため、関係機関・団体との協議の場（連絡協議会）において、それぞれの特性に応じた支援の充実について検討を進めている。 														

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
強度行動障がい者支援体制総合強化事業	23,800	30,786	△6,986				23,800	
トータルコスト	24,580千円（前年度 34,729千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 強度行動障がい者の受け入れ先の確保・充実のため、施設整備や環境調整のための改良を行う場合の経費の補助を行うとともに、強度行動障がい者が、障害福祉サービス事業所の体験利用を行う場合や、訪問系サービスの提供を受ける場合の事業者負担の軽減を図る。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
細事業名	事業内容	対象サービス	補助内容等	予算額				
強度行動障がい者利用施設基盤整備事業	強度行動障がい児者を受け入れるために必要な施設の整備（突起物の除去や壁・窓の構造強化など）や、備品購入に要する経費の補助を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護 療養介護	受入れを行う強度行動障がい児者1人（居室）につき、1,500千円を支援	4,500				
（統合）鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業	強度行動障がい者が障害福祉サービスを利用する場合に、支援を行う社会福祉法人等に対し、1：1相当の配置に係る人件費から事業者が得る相当の自立支援給付費を引いた差額の助成を行う。	障害者支援施設 共同生活援助 短期入所 生活介護	障害者支援施設 一人当たり 240千円／月 共同生活援助 一人当たり 226～356千円／月 短期入所 一人当たり 7～17千円／日 生活介護 一人当たり 2千円／日	6,582				
強度行動障がい者体験利用等促進事業	障害福祉サービスの環境適応のために、マッチングに向けた体験利用を行う場合に、必要な経費を支援する。	短期入所 生活介護等	市町村による利用者の支給決定後に受領する報酬相当額を補助	1,000				
在宅強度行動障がい者支援体制強化事業	在宅生活を支える訪問系サービスについて、重度者への手厚い支援、遠隔地への支援、複数人による通院時の支援について、積極的なサービス提供を促すため独自の加算制度を設け、補助を行う。	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	【重度加算】基本報酬に15%を乗じた金額を補助 【遠隔地加算】サービス提供1回あたり最大で2千円を補助 【通院等加算】通院等介助等のサービスを提供した場合に1回あたり最大で2千円を補助	8,184				
（統合）在宅強度行動障がい者に対する在宅支援の効果検証事業	令和2年度から3か年にわたり実施してきた、強度行動障がい者の在宅生活の環境を整えることで、行動障がいの緩和を図り、その後の支援につなげる施策の有効性を検証したモデル事業のアフターフォローと今後の展開の検討等を行う。	-	・令和4年度以前に支援を開始している対象者のアフターフォロー ・今後の支援スキーム検討会の開催 ・市町村等へのモデル事業の結果報告会の開催	3,534				
合 計				23,800				
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 強度行動障がい児者の支援の受け皿拡大と、当事者とご家族の生活を守るための広域的な支援体制の維持を目指して、強度行動障がい児者の特性に応じた施設の改良等を行う際の支援制度を創設するほか、積極的なサービス提供を促す独自の加算制度を創設し、在宅生活を支える訪問系サービスやレスパイトとなる短期入所の充実を図っていく。 このような取組を進めてきているものの、支援の困難さから、強度行動障がい者の受け入れ先はなお不足している状況にあり、行動障がいのある支援対象者の早期からの支援や専門人材の育成を通じて、行動障がいの軽減を図るとともに、保護者の負担・不安軽減のため、更なる支援の受け皿の確保や地域生活が可能な者の地域移行を進める必要がある。 								

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県立バリアフリー美術館発展事業	12,875	0	12,875				12,875	
トータルコスト	14,434千円（前年度 0千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	委託契約事務、関係団体との連絡調整業務							
工程表の政策内容	障がい者の芸術・文化活動の振興							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

障がいがある人の優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして整理し、そのデジタルデータを使って、何時でも・何処でも・誰でも障がい者アートを鑑賞することが出来る「鳥取県立バリアフリー美術館」を創立したことから、引き続きデジタルアーカイブの充実を図るとともに、情報アクセシビリティの理解促進に向けて、デジタルデータを使った企画展及びワークショップを行う。

＜鳥取県立バリアフリー美術館について＞

- 最大110点（常設展示55点、企画展示55点）のデジタル化（3Dを含む）した障がいのある人の優れたアート作品を展示
 - ・常設展示では、福祉施設や個人を訪問調査して発掘した優れたアート作品を展示
 - ・企画展示では、あいサポート・アートとっとり展の入賞作品展などを開催
- バリアフリー機能として、作品解説の音声読み上げや手話翻訳、背景の色調補正機能などを実装

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
デジタルアーカイブ作品の調査、選定	県内の障がいがある方たちの優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開をする。	4,134
デジタル美術館の企画展開催	常設展示の展示替（年1回）及び企画展（年2回）を実施する。	4,671
デジタル美術館を使ったワークショップ	企画展の開催にあわせ、音声・手話による作品解説や自動鑑賞モードなどのバリアフリー機能とインターネットの利点を活かしたイベント（例：全国各地の様々な障がいのあるアーティストによるオンラインギャラリートーク、障がい種別によるオンラインギャラリートークなど）を開催する。	2,750
デジタル美術館等保守管理	デジタル美術館及びデジタルアーカイブで使用するサーバーの利用料及び管理料	1,320
合計		12,875

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない人たちなど、誰でも、何処でも障がい者の芸術・文化作品を気軽に楽しむ環境を整備し、障がい者の芸術・文化活動の理解を深め更なる推進を図る。

目標値：バーチャルミュージアム閲覧者数…10,000人/年

- ・デジタル田園都市構想の一環として、鳥取県立バリアフリー美術館を創立した。

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【休止】鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業	0	2,200	△2,200					
トータルコスト	0千円（前年度 2,989千円）							
主な業務内容	補助金等交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
令和4年度国補正予算により前倒し実施したことによる事業休止である。								
【休止】鳥取県社会福祉施設等施設整備事業	0	736,454	△736,454					
トータルコスト	0千円（前年度 740,397円）							
主な業務内容	補助金等交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
令和4年度国補正予算により前倒し実施したこと等による事業休止である。								
<ul style="list-style-type: none"> ・〔統合〕重度障がい児者支援事業（重度障がい児者利用施設基盤整備事業） ・〔統合〕鳥取県グループホームスプリンクラー等設置促進事業 								
【廃止】障がい者の実態・ニーズ調査事業	0	5,000	△5,000					
トータルコスト	0千円（前年度 9,732千円）							
主な業務内容	補助金等交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
単年度実施事業のため廃止する。								
【廃止】障がい者施設の新型コロナウイルス対策支援事業	0	16,270	△16,270					
トータルコスト	0千円（前年度 17,059千円）							
主な業務内容	補助金等交付事務、看護協会等との調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
新型コロナウイルス感染症対策推進課で計上する「新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業」に統合するため廃止する。								

2項 児童福祉費

障がい福祉課（内線：7152）

3目 母子福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別児童扶養手当支給事業	4,209	4,583	△374	2,869			1,340	
トータルコスト	16,439千円（前年度 16,890千円）〔正職員：1.2人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	認定審査、支払事務、市町村事務監査、制度の周知							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>20歳未満の精神または身体に中程度以上の障がいをもつ在宅児童を監護・養育している者に対し手当を支給し、これらの児童の福祉の増進を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 特別児童扶養手当の支給に係る認定・市町村指導等に要する経費（2,344千円、国10/10） （令和4年4月30日現在の受給権者数：1,374人）</p> <p>(2) 特別児童扶養手当支払事務システム管理委託料（1,865千円、単県（一部国庫））</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体又は精神に障がいがある在宅児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母又は養育者に特別児童扶養手当を支給するため、現地調査、認定、証書交付、市町村指導等を行っている。 								

4目 心身障がい者扶養共済事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
心身障がい者扶養共済事業費	185,395	193,144	△7,749	32,521		(雑入) 118,392	34,482	
トータルコスト	191,388千円（前年度 199,142千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	年金給付金の支払、加入者掛金の収納、制度の周知等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

心身障がい者の保護者である加入者が死亡又は重度障がいになったとき、障がい者に対して終身一定額の年金を支給することにより、障がい者の生活の安定と、保護者が抱く障がい者の将来に対する不安の軽減を図る。

2 主な事業内容

心身障がい者を扶養している者（加入者）が一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいになった場合に、その者が扶養していた障がい者に年金を支給する。

（心身障がい者年金給付金：20,000円／月・口、加入口数は1人2口まで）

（単位：千円）

区分	予算額	備考
心身障害者年金給付金	102,696	
脱退一時金給付金等	1,500	
特別調整費負担金	64,842	扶養共済制度運営費
保険料	15,312	加入者掛金等
その他	1,045	システム委託料・標準事務費等
合計	185,395	

加入者及び年金受給者の状況（令和4年4月1日現在）

加入者数	205人
加入者口数	302口
年金受給者数	346人
年金受給者口数	399口

3 事業目標・取組状況・改善点

- 障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づき、障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がいのある方の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る。
- 加入者に対しては掛金の確実な納付を促し、また受給資格者に対しては年金保険金の請求を案内している。毎年度、加入者及び受給者の現況確認を行い、請求忘れや年金の過払い等が発生しないようにするなど制度の円滑な運用に努めている。

4 款 衛生費

1 項 公衆衛生費

障がい福祉課 (内線：7862)

4 目 精神衛生費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神障がい者地域移行・地域定着支援事業	1,957	2,816	△859	927			1,030	
トータルコスト	3,516千円 (前年度 4,393千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	地域移行・地域定着支援、各種会議の開催、関係機関の調整・連携推進、地域で支える仕組み体制構築等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

精神科医療機関に入院中で、地域の社会資源等の受入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の地域移行・地域定着を促進するための取組を行い、本県における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の推進を図る。

2 主な事業内容

区 分	事業内容	予算額
地域移行推進会議、実務担当者会議の開催 (単県)	①地域移行推進会議 各圏域の保健・医療・福祉の各分野の責任者が、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて、課題を整理・検討する。 ②実務担当者会議 各圏域で、実務担当者が、個別課題等の整理・検討、事例研究等を行い、支援の充実と関係者のスキルアップ、連携強化を図る。 (標準事務費等対応)	-
ピアサポーターによる退院・退所支援 (国 1/2)	①各保健所から依頼を受けて支援活動を行う。 ②入院中の精神障がい者に地域生活をイメージしていただくため、同行支援や、保健所等が開催する交流会へ参加していただく。 ③地域住民等に対して当事者としての体験談発表を行う。	142
地域移行支援強化研修会 (国 1/2)	退院支援に携わる専門職等のスキルアップを図るための研修会を開催する。	533
地域と病院との交流 (単県)	精神科医療機関に入院中の精神障がい者と地域住民やボランティア (地域移行推進ボランティア等) との交流の場を提供することにより、入院患者の地域での孤立を防ぐとともに、地域に戻る意欲を高める。また、地域における精神障がいへの理解の促進を図る。	101
障がい者に対応した地域で支える仕組み構築支援事業 (国 1/2)	国の基本指針等を踏まえ、障がい者を地域全体で支える仕組みの構築を関係者と連携して進める。 ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を特定の圏域に設置する。 ・国のアドバイザーの招集、県のアドバイザーの指定等により、研修や個別相談等の技術的支援を実施する。	871
精神障がい者地域移行サポート事業 (国 1/2)	地域移行後の精神障がい者を見守り、彼らが、地域で継続して社会生活を送ることができるよう手助けする「地域移行サポーター」を養成し、支援活動を行うボランティア組織を支援する。 [補助先：県内で活動するボランティア組織]	310
合 計		1,957

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・精神障がい者が地域で生活を送るためには、医療支援、住宅や日中活動の場の確保、容態が不安定となった場合の対応等の多職種・多機関による支援が必要となるため、これらを包括的に提供できる体制づくりを進める。
- ・精神科医療機関に1年以上入院する精神障がい者(長期入院者)の地域生活への移行に向けて、圏域ごとに保健・医療・福祉等の関係機関の連携を強化するとともに、支援者育成や普及啓発などに取り組んでいる。

【在院期間1年以上の長期入院者数 (令和3年6月末現在)】

65歳未満：240人 [目標：223人以下 (令和5年度末)]

65歳以上：513人 [目標：520人以下 (令和5年度末)]

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科救急医療体制整備事業費	61,417	61,165	252	32,578			28,839	
トータルコスト	63,756千円（前年度 63,531千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	関係機関との連絡調整、精神科救急医療施設等の指定、委託契約事務等							
工程表の政策内容	－							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

休日・夜間において、緊急な医療を必要とする全ての精神障がい者等が、迅速かつ適正な医療を受けられるように、精神科救急医療体制の整備運営を図ることを目的とする。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
精神科救急医療施設事業	圏域毎に精神科救急医療施設を指定し、輪番制による精神科救急医療体制を確保する。（医師・看護師各1名が待機。） また、直ちに入院の必要がある者へ対応するため精神科病床の空床（1床）を確保する。	53,573
精神医療相談事業	精神科救急輪番病院による精神医療相談体制を確保する。 【対象事業者】 輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関。	7,819
移送体制の整備及び運営	精神保健福祉法第34条の移送で医療の提供が必要な場合に精神保健指定医に同行してもらう等、移送体制を整備する。	25
医療圏域ごとに連絡調整を行う委員会の設置運営	医療圏域ごとに、連絡調整会議を開催し、関係機関との精神科救急の連携を図る。	－
合 計		61,417

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・身体合併症を有する患者を含む精神科救急患者に対して、24時間365日、精神科救急医療が提供できる体制づくりを進める。
- ・休日・夜間において緊急を要する相談、診察、入院等に対応するため、現在協力を得られる7病院を精神科救急指定病院として指定し、精神障がい者の緊急時における適切な医療及び保護に繋げる。

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
精神障がい者スポーツ大会	534	534	0				534													
トータルコスト	1,314千円（前年度 1,323千円）〔正職員：0.1人〕																			
主な業務内容	委託契約事務等																			
工程表の政策内容	-																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的、概要 精神障がい者の社会参加の促進や交流を図る手段の1つとして、スポーツの活用は重要であり、スポーツを通じて精神障がい者の社会参加の促進及び交流を行い相互に友好を深めるとともに、精神障がい者の生活意欲の増進を図る。																				
2 主な事業内容 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区 分</th> <th style="width:60%;">事 業 内 容</th> <th style="width:20%;">予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障がい者バレーボール交流会</td> <td>「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td>鳥取県精神障がい者フットサル交流会</td> <td>「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>534</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事 業 内 容	予算額	精神障がい者バレーボール交流会	「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	188	鳥取県精神障がい者フットサル交流会	「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	346	合 計		534
区 分	事 業 内 容	予算額																		
精神障がい者バレーボール交流会	「精神障がい者バレーボール交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	188																		
鳥取県精神障がい者フットサル交流会	「精神障がい者フットサル交流会」を開催し、精神障がい者の社会参加の促進、当事者同士の交流の機会を提供する。	346																		
合 計		534																		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ交流会により精神障がい者の社会促進や交流の機会の提供、生活意欲の増進を図る。 ・精神障がい者バレーボール協会及び鳥取県ソーシャルフットボール協会へ委託して実施している。 																				
鳥取県精神障害者家族会連合会支援事業	1,718	1,648	70				1,718													
トータルコスト	4,057千円（前年度 4,014千円）〔正職員：0.3人〕																			
主な業務内容	家族会等の事業に係る連絡調整、補助金交付事務																			
工程表の政策内容	-																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的、概要 鳥取県精神障害者家族会連合会が実施する研修会、交流会や精神障がい者に対する正しい理解・知識の普及啓発事業等の取組に対して必要な経費を補助し、当事者・家族の立場から実施する精神保健福祉施策の円滑な推進を図る。																				
2 主な事業内容 鳥取県精神障害者家族会連合会が行う次の事業に係る経費を助成する。 （1,718千円 財源：単県 補助率：10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい福祉研修会の実施・精神障がい関係者研修会の実施 ・精神障がい者家族相談事業（研修会、相談ダイヤル）・研修会等参加活動事業・広報、啓発活動事業 																				
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の家族支援、精神障がいに対する正しい理解の普及啓発を図る。 ・鳥取県精神障害者家族会連合会は、本県において組織され、県内全域をカバーする精神障がい者家族の自助グループであり、各研修会等により、精神障がい者の家族の学び合い、支え合い、当事者の自己表現の促進に取り組んでいる。 																				

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神保健福祉に関する事業	20,330	17,926	2,404	9,762		(負担金) 1	10,567	
トータルコスト	62,969千円（前年度 60,989千円）〔正職員：5.1人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	精神医療審査会の運営、定期実地審査、文書作成委託料支払事務、精神保健指定医の任免、措置入院関係事務、レセプト点検業務等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき精神医療審査会の開催及び精神科病院に対する定期実地審査等を実施する。</p> <p>また、精神疾患のある方（措置入院医療対象者）の医療・保護を行い、措置入院に係る手続きを適切に実施すると共に、本県の措置入院患者が措置入院解除後、地域で安心して生活することができる支援体制を構築する。</p> <p>大規模災害等の後に被災地域に入り、精神医療及び精神保健活動を行う専門チームDPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制整備を進める。</p>								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区 分	事 業 内 容							予算額
精神医療審査会に関する こと（単県）	①毎月1回開催し、精神保健福祉法に基づき、措置入院、医療保護入院の適否について書面審査、実地審査等を行う。 ②退院（処遇改善）の請求をした患者について、意見聴取を行い、病院管理者、家族等の意見に基づき審査を行う。 ※精神障がい者の医療に関し学識経験を有する者（医師6名） 法律に関し学識経験を有する者（検事1名、判事1名、弁護士2名）精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者（看護師等4名）14名（2合議体）にて構成する。							1,249
精神科病院に対する定期 実地審査に関すること （単県）	精神保健福祉法に基づき、精神病床を有する県内の精神科病院11病院に対し、年1回実地審査を行う。							259
定期病状報告書等文書料 に関すること（単県）	精神病床を有する県内の精神科病院11病院へ医療保護入院者の入院届及び措置・医療保護入院者の定期病状報告書作成を委託する。							3,616
精神保健福祉法第29条に 基づく措置入院の実施 （一部国3/4）	①精神保健福祉法に基づき、措置入院等を実施する。 ②措置入院医療費の公費負担及び精神保健福祉業務推進事務を実施する。							13,244
災害派遣精神医療チーム （DPAT）編成に係る経費 （単県）	①DPAT隊編成に向け、県内の精神科病院との意見交換会を開催する。 ②DPAT隊編成に関わる研修会への参加を支援する。							843
措置入院解除後の支援体 制強化事業 （単県）	①「鳥取県措置入院解除後の支援体制に係るマニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、措置入院中から患者に対し、退院後支援計画を作成するため、支援に携わる関係者を集めた調整会議を開催する。 ②精神保健に関する専門研修に参加し、資質向上を図る。 ③講師を招き、マニュアルに基づく支援を行った事例について、事例検討会等を開催する。							164
精神保健福祉普及啓発 （国1/2）	精神障がい者に対する正しい知識の普及啓発等を図るため、「心の健康フォーラム」及び「こころの健康啓発事業」を開催する。							955
合 計							20,330	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の精神疾患のある方が、安心して医療を受けられる体制の維持・構築を目指す。 ・大規模災害等発生時の精神医療及び精神保健活動等に係る支援体制づくりを進めていく。 ・人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院制度等の適切な運用に取り組んでいる。 ・精神障がいに関して、社会的関心の高いものをテーマにフォーラム等を開催することで、より多くの人が精神保健に関心を持ち、精神保健福祉に関する知識の普及啓発が図られている。 								

4目 精神衛生費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
てんかん対策推進事業	2,200	2,200	0	1,100			1,100	
トータルコスト	2,980千円（前年度 2,989千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	出前講座・啓発セミナー・研修会の開催、てんかん診療拠点の整備							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
てんかんのある方への理解促進や支援の手法を学ぶための研修会等を開催するとともに、当事者の方を地域で支える体制の整備を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算
てんかんのある方の支援者等研修事業 （国 1/2）	① 学校、公民館、企業関係者等を対象に出前講座を開催する。 ② 広く県民へ向けた普及啓発を図るための啓発セミナーを開催する。 ③ てんかんのある方への適切な対応（介助方法）を学ぶ研修会を開催する。〔補助先：公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部〕							700
てんかん地域診療連携体制整備事業 （国 1/2）	① てんかんの外科治療や、複数の診療科による集団的治療を行うことのできる病院を「てんかん支援拠点病院」に指定し、患者や家族等が適切な支援を受けることのできる診療ネットワークを構築する。 ② 診療ネットワーク内での情報共有や機関同士の連携を図る関係者会議を開催するとともに、てんかん治療のための研修を開催する。 ③ てんかん支援拠点病院にてんかん診療支援コーディネーターを配置し、当事者等に相談支援や県内の医療機関に助言・指導を行う。 〔委託先：鳥取大学医学部附属病院〕							1,500
合 計							2,200	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・てんかんについて、一般啓発研修や人材育成研修を行うことにより、てんかんに対する理解を促進するとともに、てんかんのある方に対する支援の手法を学び、てんかんのある方を地域で支える支援体制の整備を図る。 ・てんかん支援拠点病院を鳥取大学医学部附属病院に設置し、てんかん診療支援コーディネーターを配置（看護師）して、相談対応を行うとともに、医療機関との診療ネットワークの構築を進めていく。 								

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アルコール健康障害・依存症対策事業	21,562	20,545	1,017	8,303			13,259	
トータルコスト	28,579千円（前年度 27,642千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	地域移行・地域定着支援、各種会議の開催、関係機関の調整・連携推進、地域で支える仕組み体制構築等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明	-							

1 事業の目的、概要

鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画及び関係法令の基本理念等にとり、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に関する対策を計画的に推進し、これらの依存症等に関連した問題を抱える当事者や家族への支援体制の強化を図る。

なお、令和5年度は、依存症啓発フォーラムについて、アルコール健康障害対策基本法制定（平成25年公布）10周年及び第10回のフォーラムであることを記念し、依存症当事者・家族等の支援者等だけでなく、若年層を中心とした一般県民への啓発を一層推進し、依存症への理解と支援の必要性についての気づきの浸透を図るため、内容拡充を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
依存症支援拠点機関（アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症）の設置（国1/2）	依存症の専門性を持った医師が在籍する精神科病院を依存症支援拠点機関（アルコール健康障害、薬物・ギャンブル等依存症）として指定の上、相談支援コーディネーターを配置して相談対応、研修会の開催、普及啓発を行う。 〔委託先：医療福祉センター渡辺病院〕	10,000
（拡充）依存症啓発フォーラムの開催（国1/2、単県）	依存症について、県民の正しい理解と関心を深めるためのフォーラムを開催する。 令和5年度は、アルコール健康障害対策基本法制定（平成25年公布）10周年及び第10回のフォーラムであることを記念し、若年層を中心とした一般県民への啓発を一層推進し、依存症への理解と支援の必要性についての気づきの浸透を図るため、鳥取県ゆかりのゲストの招聘、商業施設でのパネル展（プレイベント）の実施等、内容拡充を図る。	5,037
医師、看護師等の依存症専門研修受講経費（単県）	依存症専門医療機関の充実（新たに中部及び西部圏域に専門医療機関を設置）に向けて、選定に必要な専門性を持った医師及び看護師等を養成するため、国が指定する依存症専門研修に派遣する。	460
アルコール健康障害・各種依存症普及啓発相談員の設置・派遣（単県）	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症から回復した当事者やその家族等を普及啓発相談員として任命し、県の機関や相談支援コーディネーターと協働して当事者・家族からの相談対応や普及啓発にあたる。	438
鳥取アディクション連絡会及び自助グループ等に対する活動支援（国1/2）	・依存症に関する複数の自助グループ等で構成する団体が行う普及啓発事業の実施を支援する。 （補助上限額：500千円 補助率 10/10） ・依存症に関する自助グループ等の活動を支援する。 （補助上限額：100千円 補助率：1/2）	1,300
かかりつけ医等依存症対応力向上研修事業（単県）	一般診療科の医療従事者等を対象に依存症に関する研修を実施し、依存症への対応力向上を推進する。	891
薬物依存症リハビリ施設に対する運営支援（単県）	依存症者の回復・社会復帰促進を図るため、薬物依存症リハビリ施設の運営費の一部を助成する。 （補助上限額：1,959千円 補助率：10/10）	1,959
依存症相談支援等の実施（国1/2、単県）	・精神科医による依存症の定例相談会及び依存症当事者の家族を対象とした家族教室を開催する。 ・各種依存症に関する地域の課題を検討するための関係者会議や相談支援の充実に向けた研修会等を開催する。 ・学識経験者、医師、自助グループ、リハビリ施設、関係事業者等からなる「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議」を開催し、対策の進捗状況について諮問・審査を行う。	1,477
合 計		21,562

3 事業目標・取組状況・改善点

・アルコール健康障害に加え、薬物・ギャンブル等依存症の当事者が身近な地域で適切な治療を受けられるよう治療体制の充実を目指す。

〔専門医療機関の設置〕令和3年度：1箇所→令和7年度：3箇所（各圏域1箇所）

・普及啓発、相談支援体制の充実、関係機関・団体との連携強化等に取り組み、多量飲酒者の低減、未成年飲酒者をなくし、また、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の低減を図る。

〔相談状況（令和3年度）〕

アルコール健康障害：延べ 282 件（139人）、薬物依存症：延べ 19 件（19人）

ギャンブル等依存症：延べ 118 件（56人）

4目 精神衛生費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】精神障がい者地域移行・地域定着支援事業（国モデル事業分）	0	22,786	△22,786					
トータルコスト	0千円（前年度28,306千円）							
主な業務内容	地域移行・地域定着支援、各種会議の開催、関係機関の調整・連携推進、地域で支える仕組み体制構築等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>国の補助対象期間が終了したことによる事業廃止である。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

子ども発達支援課 (内線: 7 8 6 5)

12 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
障がい児者在宅生活支援事業	10,722	10,555	167				10,722																					
トータルコスト	13,061千円 (前年度 14,498千円) [正職員: 0.3人]																											
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務																											
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																											
事業内容の説明																												
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスのうち、県が定めた事業を実施する市町村に補助することにより、障がい児者の在宅生活を支援する。</p>																												
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事業名</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業</td> <td>県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>② 家庭外看護師派遣支援事業</td> <td>県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3</td> </tr> <tr> <td>③ エアーマットレスレンタル助成事業</td> <td>県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3</td> </tr> <tr> <td>④ (拡充) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 (長時間派遣利用の加算)</td> <td>県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>⑤ 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業</td> <td>県 1/2、市町村 1/2</td> </tr> <tr> <td>⑥ 重度障がい児者地域移行等推進事業</td> <td>県 1/2、市町村 0~1/2、事業所 0~1/2</td> </tr> <tr> <td>⑦ 入院時付添依頼助成事業</td> <td>県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3</td> </tr> <tr> <td>⑧ 家庭内排痰補助装置助成事業</td> <td>県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3</td> </tr> <tr> <td>⑨ (拡充) 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 (カチューシャ型骨伝導補聴器・軟骨伝導補聴器、乾燥機の購入補助を追加)</td> <td>県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3</td> </tr> </tbody> </table>									事業名	負担割合	① 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業	県 1/2、市町村 1/2	② 家庭外看護師派遣支援事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3	③ エアーマットレスレンタル助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3	④ (拡充) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 (長時間派遣利用の加算)	県 1/2、市町村 1/2	⑤ 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業	県 1/2、市町村 1/2	⑥ 重度障がい児者地域移行等推進事業	県 1/2、市町村 0~1/2、事業所 0~1/2	⑦ 入院時付添依頼助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3	⑧ 家庭内排痰補助装置助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3	⑨ (拡充) 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 (カチューシャ型骨伝導補聴器・軟骨伝導補聴器、乾燥機の購入補助を追加)	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3
事業名	負担割合																											
① 施設入所障がい児者等在宅生活支援事業	県 1/2、市町村 1/2																											
② 家庭外看護師派遣支援事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3																											
③ エアーマットレスレンタル助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3																											
④ (拡充) 要医療障がい児者受入事業所看護師配置等助成事業 (長時間派遣利用の加算)	県 1/2、市町村 1/2																											
⑤ 要医療障がい児者受入事業所医療機器購入助成事業	県 1/2、市町村 1/2																											
⑥ 重度障がい児者地域移行等推進事業	県 1/2、市町村 0~1/2、事業所 0~1/2																											
⑦ 入院時付添依頼助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3																											
⑧ 家庭内排痰補助装置助成事業	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3																											
⑨ (拡充) 身体障害者手帳交付対象外の難聴児への補聴器購入等助成事業 (カチューシャ型骨伝導補聴器・軟骨伝導補聴器、乾燥機の購入補助を追加)	県 1/3、市町村 1/3、本人 1/3																											
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者のニーズが高いものの、障害者総合支援法等による支給の対象とならないサービスに対し補助を行うことにより、障がい児者の在宅生活の支援を図る。 ・障がい児者在宅生活支援事業の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度: 14市町村で延べ29事業 令和元年度: 13市町村で延べ33事業 令和2年度: 14市町村で延べ28事業 令和3年度: 13市町村で延べ29事業 																												

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自立支援医療費(育成医療)	4,875	5,534	△659				4,875	
トータルコスト	6,434千円(前年度7,111千円)[正職員:0.2人]							
主な業務内容	負担金及び審査支払手数料の支払、予算・決算・要綱整備等、国庫負担金事務							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

身体に障がいのある児童等の健全な育成を図り、当該児童が生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区 分	予算額	内 容
医療費(負担金)	4,846	身体に障がいのある児童又は現存する疾患を放置すれば将来障がいを残すと認められる児童のうち、確実な治療効果が見込まれるものに対し、必要な医療費を給付する。
審査支払事務手数料(委託料)	29	医療費の審査・支払事務の委託
合 計	4,875	

負担割合 医療費 国1/2、県1/4、市町村1/4
 審査支払事務手数料 県1/2、市町村1/2

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・身体に障がい又は疾患がある児童に係る症状の除去・軽減のため医療費を一部支給し、日常生活が容易にできるよう支援体制の整備を図る。
- ・令和3年度までの実績
 - 平成30年度:9,252千円
 - 令和元年度:6,637千円
 - 令和2年度:3,286千円
 - 令和3年度:3,407千円

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
<地方機関計上予算> 地域生活支援事業(発達障がい者支援センター運営費)	2,575	2,569	6	1,287			1,288													
トータルコスト	50,427千円(前年度 50,841千円)[正職員:5.4人、会計年度任用職員:2.0人]																			
主な業務内容	相談支援、関係機関との調整、研修の企画・立案・実施、普及啓発																			
工程表の政策内容	発達障がい児(者)に対する地域における総合的な支援体制の推進																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的、概要																				
発達障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児(者)及びその家族からの相談に応じるとともに、地域における総合的な支援体制の整備の推進を図る。																				
2 主な事業内容																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>『エール』発達障がい者支援センター</td> </tr> <tr> <td>開設時期</td> <td>平成16年6月</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>障害児入所施設 県立皆成学園(倉吉市みどり町)内</td> </tr> <tr> <td>対 象 者</td> <td>発達障がいのある方、疑いのある方、その保護者及び支援機関等</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>①相談支援 ②発達支援(発達状況の検査・判定・療育指導) ③就労支援(就労相談への対応・情報提供) ④普及啓発・研修</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	名 称	『エール』発達障がい者支援センター	開設時期	平成16年6月	設置場所	障害児入所施設 県立皆成学園(倉吉市みどり町)内	対 象 者	発達障がいのある方、疑いのある方、その保護者及び支援機関等	事業内容	①相談支援 ②発達支援(発達状況の検査・判定・療育指導) ③就労支援(就労相談への対応・情報提供) ④普及啓発・研修
区 分	内 容																			
名 称	『エール』発達障がい者支援センター																			
開設時期	平成16年6月																			
設置場所	障害児入所施設 県立皆成学園(倉吉市みどり町)内																			
対 象 者	発達障がいのある方、疑いのある方、その保護者及び支援機関等																			
事業内容	①相談支援 ②発達支援(発達状況の検査・判定・療育指導) ③就労支援(就労相談への対応・情報提供) ④普及啓発・研修																			
3 事業目標・取組状況・改善点																				
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備の推進を図る。 相談支援の年齢別相談割合は、近年では全体の6割を超える等、年々成人期の方の割合が高くなっている。 令和3年度に内容を更新した当センターの案内リーフレットを活用し、相談促進につながるようにした。 令和3年度は、普及啓発の講演会及び支援者向けの主催研修を3件実施し、延べ2,168人が参加した。 																				

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
障がい児者事業所職員等研修事業	345	345	0				345													
トータルコスト	1,125千円（前年度 1,134千円）[正職員：0.1人]																			
主な業務内容	研修の企画、開催、講師への謝金等の支払い																			
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																			
事業内容の説明																				
1 事業の目的、概要 重症心身障がい児者、医療的ケア児等に携わる支援者の育成を行い、利用できる障がい福祉サービス事業所等を増やし、障がいのある方の在宅生活を支援するため、当該事業所の職員を対象に支援方法等に関する研修を行う。																				
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 重症心身障がい児者・医療的ケア児事業所職員研修</td> <td>156</td> <td>事業者を対象に重症心身障がい児者、医療的ケア児についての基礎的な研修を行い、事業所での受入れ促進と支援者のスキルアップを図る。</td> </tr> <tr> <td>② リハビリテーション関連事業所職員研修</td> <td>189</td> <td>リハビリテーションに関わる事業所の職員を対象に、小児リハビリテーションに関する基礎的な研修を行い、地域の病院や訪問リハビリ事業所等での受入れを進めるとともに、支援機関同士の連携を図る。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>345</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									事業名	予算額	事業内容	① 重症心身障がい児者・医療的ケア児事業所職員研修	156	事業者を対象に重症心身障がい児者、医療的ケア児についての基礎的な研修を行い、事業所での受入れ促進と支援者のスキルアップを図る。	② リハビリテーション関連事業所職員研修	189	リハビリテーションに関わる事業所の職員を対象に、小児リハビリテーションに関する基礎的な研修を行い、地域の病院や訪問リハビリ事業所等での受入れを進めるとともに、支援機関同士の連携を図る。	合計	345	
事業名	予算額	事業内容																		
① 重症心身障がい児者・医療的ケア児事業所職員研修	156	事業者を対象に重症心身障がい児者、医療的ケア児についての基礎的な研修を行い、事業所での受入れ促進と支援者のスキルアップを図る。																		
② リハビリテーション関連事業所職員研修	189	リハビリテーションに関わる事業所の職員を対象に、小児リハビリテーションに関する基礎的な研修を行い、地域の病院や訪問リハビリ事業所等での受入れを進めるとともに、支援機関同士の連携を図る。																		
合計	345																			
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児者及び医療的ケア児等に携わる支援者を育成し、安心して暮らすことができる環境の整備を図る。 令和元年度から鳥取県理学療法士会と協働してリハビリテーション関連事業所の職員に対する研修を実施している。 																				

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
子どもの心の診療ネットワーク整備事業	10,895	10,744	151	5,446			5,449	
トータルコスト	12,454千円（前年度12,321千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	ネットワーク会議業務、研修・講演会等事務、拠点病院との連絡調整・打合せ等							
工程表の政策内容	発達障がい児者（疑いのある児者を含む）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備を進める							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発達障がい、不登校等子どもの心の問題に対応するため、鳥取大学医学部附属病院を拠点病院と位置付け、医療、保健、福祉、教育等のネットワークの充実、子どもの心の問題に対応できる医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
①子どもの心の診療ネットワーク事業（鳥大附属病院）	7,374	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点病院内に事業推進に係る推進室を設置（公認心理師2名を配置） ・子どもの心に関する情報収集、研修、講演会等の開催 ・医療と保健福祉教育等関係分野の連携について協議するネットワーク会議の開催 ・鳥取大学医学部において、事業の内容について企画・検討する学内ミーティングを開催 ・小学校等での対応困難事例について、スーパーバイズできる公認心理師の派遣
②子どもの心を支えるスタッフスキルアップ事業（鳥大附属病院・県）	2,124	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の問題について理解を深める医学講座の開催 ・福祉保健教育等、子どもの心の問題に携わる支援者に対する専門研修会の開催 ・発達障がいの専門医が地域の小児科医を対象とした具体的な診療法等を伝える研修の実施
③子どもの心に関する理解啓発事業（鳥大附属病院）	826	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の問題に関して県民の方の理解を深める講演会の開催
④その他（県）	571	<ul style="list-style-type: none"> ・理解啓発等に関する経費
合計	10,895	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・医療、保健、福祉、教育等のネットワークの充実、医師や支援者の養成及び県民への理解啓発を図る。
- ・令和3年度までの実績

研修・講演会	平成30年度：15回	令和元年度：48回	令和2年度：10回	令和3年度：37回
診療協力医	平成28年度：4人	平成29年度：4人	平成30年度：2人	
	令和元年度：4人	令和2年度：3人	令和3年度：3人	（計20人）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
発達障がい者支援体制整備事業	5,359	4,634	725	2,598			2,761	
トータルコスト	12,132千円（前年度 11,421千円）〔正職員：0.5人、会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	検討委員会の開催、ペアレントメンター相談活動の推進、人材育成等							
工程表の政策内容	発達障がい児者（疑いのある児者を含む）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備を進める							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発達障がい児者及び家族に対し、ライフステージに応じて一貫した支援を行うため、県全体の発達障がいに係る支援施策について検討し、家族支援や人材育成などの支援体制の整備を図る。また、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、市町村や事業所等の後方支援の充実を図ることにより、発達障がい児者の地域生活の充実と各地域における支援体制の確立を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
①鳥取県発達障がい支援地域協議会（国1/2）	130	発達障がい児者支援体制の整備、円滑な実施のための検討を行う。
②ペアレントメンターに係る家族支援事業（国1/2）	3,500	ペアレントメンター（よき相談相手である先輩保護者）の活用を進め、発達障がい児者の家族支援体制整備の強化を図る。 ・活動スキルの維持及び情報交換等を目的としたフォローアップ研修を開催する。 ・活動状況を把握し相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける判断や適切な情報提供等を行うコーディネーターを配置する。 ・新たなペアレントメンターを追加で養成し、安心して子育てができるためのペアレントメンターの活動を展開する。
③ペアレント・トレーニング普及推進事業（国1/2）	216	ペアレント・トレーニング講習会の実施によって、療育施設や各市町村、児童相談所等でのペアレント・トレーニングの実施を推進する。
④発達障がい者相談支援人材養成事業（国1/2）	191	相談支援機関職員、市町村保健師、教員等を対象に、思春期から青年期の発達障がい児者の相談支援が適切にできる人材を養成するための研修を実施する。
⑤発達障がい者地域支援マネージャー配置事業（国1/2）	1,162	発達障がい者支援センター『エール』の地域支援機能の強化を図るため、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、ネットワークの構築、市町村への後方支援、アセスメントツールの導入を促進する。
⑥ペアレントメンター相談事業（単県）	160	ペアレントメンター活動の促進を図るため、ペアレントメンターを登録し、相談活動等を実施する団体に活動経費を補助する。 （補助率：10/10）
⑦発達障がい情報発信強化事業	標準事務費対応	国連が定める世界自閉症啓発デー（4月2日）及び厚生労働省が推進する発達障害啓発週間（4月2日～8日）を広く県民にPRする。
合計	5,359	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・発達障がい児者のライフステージに応じた一貫した支援体制の確立を目指す。
- ・身近な相談の場におけるペアレントメンターを活用したピアサポートや、高度な相談に対応するペアレントメンターのスキルアップの向上が求められている。また、増加する発達障害児者の相談に対応できる体制を保持するため、令和5年度は、ペアレントメンターを追加で養成する。
- ・全市町村でペアレント・トレーニングに取り組めるよう、未実施市町村に対して受講を促していく。
- ・令和3年度までの実績
 ペアレントメンター数 平成30年度：58人、令和元年度～令和3年度：70人
 ペアレント・トレーニングファシリテーター養成数
 平成30年度：59人、令和元年度：34人、令和2年度：20人、令和3年度：34人

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童発達支援センター利用料軽減事業	717	717	0				717	
トータルコスト	3,836千円（前年度 3,871千円）[正職員：0.4人]							
主な業務内容	市町村・施設との連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>子育て支援の観点から、児童発達支援センター（※）を利用している児童の保護者に対し、同一世帯内の第2子や第3子以降の同センターを利用する児童の利用者負担の軽減を行う。</p> <p>※児童発達支援センター・・・未就学の障がい児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施する施設</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>児童発達支援センターの利用者負担金を軽減する市町村に対して、その所要経費の1/2を補助する。 （負担割合：県1/2、市町村1/2）</p> <p>【軽減措置の主な適用事例】</p> <p>①2人同時通所等の場合・・・1人目は軽減なし、2人目は2分の1に軽減 ②第3子以降・・・免除</p> <p>（参考）県内の児童発達支援センター 鳥取市立若草学園、米子市立あかしや、県立鳥取療育園、県立中部療育園 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、県立総合療育センター、NPO法人陽なた</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを利用している児童の保護者に対し、利用者負担の軽減を行うことにより、子育て支援の充実を図る。 令和3年度までの実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度：720千円（58人） 平成28年度：757千円（56人） 平成29年度：800千円（53人） 平成30年度：701千円（48人） 令和元年度：606千円（49人） 令和2年度：220千円（24人） 令和3年度：175千円（16人） 								

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児等地域療育支援事業	3,007	3,007	0				3,007	
トータルコスト	50,569千円（前年度 51,112千円）〔正職員：6.1人〕							
主な業務内容	契約業務、関係団体等の連絡調整							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

在宅の重症心身障がい児者・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児及びその保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図る。

2 主な事業内容

(1) 療養等支援施設事業

・訪問療育等指導事業

在宅障がい児の自宅を訪問し、家庭生活における注意点・訓練方法を指導する。併せて、保護者の相談に応じることにより、保護者の育児不安の解消を行い、家庭生活の継続を支援する。

・外来療育等指導事業

在宅障がい児及び保護者に施設に来てもらい、家庭生活における注意点、訓練方法を指導、併せて相談に応じ育児不安の解消を行い、家庭生活の継続を支援する。

・施設支援一般指導事業

保育所、幼稚園、学校職員等に対し、療育に関する指導・助言を行う。

(2) 療育拠点施設事業

拠点施設が療育等支援施設事業の円滑な実施を支援するため、支援施設に対する研修会の開催や専門職員を派遣する。また、困難な事例に対し拠点施設の職員がより専門的な立場から相談支援を行う。

(3) 地域療育担当支援員配置事業

在宅の障がい児及びその保護者に対し、関係機関と連携を図りながら相談・指導を行う。また、地域療育セミナー等を開催し、地域に対する啓発活動等を行う。

【事業実施施設一覧】

区分	内容	実施施設
療育等支援施設事業	・家庭訪問等、地域への訪問指導 ・外来による相談・指導 ・保育所等の職員に対する技術指導	鳥取療育園、中部療育園、皆成学園、総合療育センター、若草学園（委託）、あかしや（委託）、陽なた（委託）
療育拠点施設事業	療育等支援施設への専門的技術支援等	総合療育センター
地域療育担当支援員配置事業	地域療育担当支援員による相談支援、地域における啓発活動等	鳥取療育園、中部療育園、総合療育センター

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・在宅の障がい児及び保護者等が身近な地域で療育指導・相談を受けられる体制の充実を図り、安心して暮らすことができる環境の整備を目指す。
- ・地域で障がい児を預かる保育所等に専門スタッフを派遣し、療育指導を行っている。また、各圏域ごとに療育セミナーを開催し、障がいに対する理解啓発、支援者のスキルアップを図っている。
- ・令和3年度までの実績
平成30年度：県立(訪問31件、外来230件、施設一般665件)、委託(訪問81件、外来44件、施設一般160件)
令和元年度：県立(訪問23件、外来107件、施設一般712件)、委託(訪問69件、外来50件、施設一般212件)
令和2年度：県立(訪問15件、外来114件、施設一般718件)、委託(訪問63件、外来65件、施設一般141件)
令和3年度：県立(訪問10件、外来144件、施設一般499件)、委託(訪問45件、外来24件、施設一般78件)

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（子ども発達支援課）管理運営費	12,015	9,535	2,480				12,015	
トータルコスト	32,287千円（前年度 30,039千円）〔正職員：2.6人〕							
主な業務内容	子ども発達支援課内外の総括・連絡調整等及び施設におけるシステムの整備等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内の指定障害児通所支援事業所等のシステムによる情報管理、県立障がい児施設の運営の効率化及びサービス向上を図るとともに、障がい児支援の業務全般を円滑に行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) システム管理費（4,539千円） 障がい児福祉事務を円滑に行うためのシステム保守及び障害児入所給付費等の審査業務を委託する。</p> <p>(2) 療育園電子カルテ整備事業（4,257千円） 鳥取療育園及び中部療育園に整備した電子カルテシステムの稼働に係る機器リース及び保守業務等を委託する。 また、鳥取大学医学部附属病院で整備している県内の医療ネットワーク「おしどりネット」を利用して、カルテ情報を共有しながら地域医療及び利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>(3) 措置費負担金滞納整理事業（267千円） 児童措置費負担金の滞納者のうち、職員による納付要請・督促等に応じない滞納者について、債権回収を弁護士委託することで未収金の縮減を図る。</p> <p>(4) 重症心身障がい児・者関係医療機関会議費（527千円） 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者及びその家族等が安心して地域生活を送ることができるよう、医療・行政等の関係者会議を開催する。</p> <p>(5) 標準事務費等（2,425千円） 子ども発達支援課業務の総括及び課内外の連絡調整等に要する経費である。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属における総括・調整業務や県立障がい児施設の運営など障がい児支援業務全般を円滑に執行することにより、障がい児及びその家族が安心して暮らすことができる環境の整備を目指す。 								

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
医療型ショートステイ総合支援事業	25,392	25,439	△47				25,392																	
トータルコスト	28,511千円（前年度 28,593千円）〔正職員：0.4人〕																							
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務、関係機関との連絡調整等																							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医療的ケアの必要な重度障がい児者の地域生活を支援するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。</p> <p>また、総合療育センター（以下「センター」という。）のショートステイ利用が増加傾向にあり、希望に沿った利用ができない状況にあることから、西部圏域における地域生活支援を充実することで、より多くの利用希望者のニーズに対応できる体制を構築する。</p>																								
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助金名</th> <th>実施主体</th> <th>補助率</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問型レスパイト支援モデル事業補助金 （1,964千円）</td> <td>訪問看護ステーション</td> <td>10/10</td> <td>医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 （補助内容） ・訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を越えた部分）から自己負担530円を控除した額。</td> </tr> <tr> <td>医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金 （720千円）</td> <td>松江医療センターでのショートステイ利用者（センターの医療型ショートステイ利用希望者に限る）</td> <td>10/10</td> <td>西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図ることにより、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 （補助内容） ・松江医療センターまでの交通費。</td> </tr> <tr> <td>重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金 （22,708千円）</td> <td>医療機関、介護老人保健施設、居宅介護事業所等</td> <td>10/10 （ヘルパー等派遣事業：当該利用者負担額を除いた額に対して10/10）</td> <td>医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。 （補助内容） ・入院診療報酬と医療型短期入所サービスの報酬との差額、看護職員の人件費相当額等。 ・ヘルパー等が付添い等を行った場合の経費。 ・診療所が宿泊のショートステイを受け入れる際に、看護職員の夜間勤務人件費相当額を加算。</td> </tr> </tbody> </table>									補助金名	実施主体	補助率	内 容	訪問型レスパイト支援モデル事業補助金 （1,964千円）	訪問看護ステーション	10/10	医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 （補助内容） ・訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を越えた部分）から自己負担530円を控除した額。	医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金 （720千円）	松江医療センターでのショートステイ利用者（センターの医療型ショートステイ利用希望者に限る）	10/10	西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図ることにより、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 （補助内容） ・松江医療センターまでの交通費。	重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金 （22,708千円）	医療機関、介護老人保健施設、居宅介護事業所等	10/10 （ヘルパー等派遣事業：当該利用者負担額を除いた額に対して10/10）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。 （補助内容） ・入院診療報酬と医療型短期入所サービスの報酬との差額、看護職員の人件費相当額等。 ・ヘルパー等が付添い等を行った場合の経費。 ・診療所が宿泊のショートステイを受け入れる際に、看護職員の夜間勤務人件費相当額を加算。
補助金名	実施主体	補助率	内 容																					
訪問型レスパイト支援モデル事業補助金 （1,964千円）	訪問看護ステーション	10/10	医療的ケアの必要な障がい児者（県内に在住するセンター利用者に限る）のレスパイトの多様化に対応するため、訪問看護ステーションの看護師が自宅等を訪問し、家族に代わって医療的ケアを行うことで、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 （補助内容） ・訪問看護サービスを行った場合のサービス提供相当額（2時間を越えた部分）から自己負担530円を控除した額。																					
医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金 （720千円）	松江医療センターでのショートステイ利用者（センターの医療型ショートステイ利用希望者に限る）	10/10	西部圏域周辺の医療機関である国立病院機構松江医療センターへのショートステイ利用の促進を図ることにより、センターのショートステイ利用者の集中化を緩和する。 （補助内容） ・松江医療センターまでの交通費。																					
重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金 （22,708千円）	医療機関、介護老人保健施設、居宅介護事業所等	10/10 （ヘルパー等派遣事業：当該利用者負担額を除いた額に対して10/10）	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる環境を整備するため、県内の医療機関等が実施する医療型ショートステイに係る支援の充実を図る。 （補助内容） ・入院診療報酬と医療型短期入所サービスの報酬との差額、看護職員の人件費相当額等。 ・ヘルパー等が付添い等を行った場合の経費。 ・診療所が宿泊のショートステイを受け入れる際に、看護職員の夜間勤務人件費相当額を加算。																					
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くのショートステイ利用者が、希望どおりショートステイを利用できる環境の整備を目指す。 令和4年度に開所した鳥取県医療的ケア児等支援センターにおいて、ショートステイ利用希望者と医療機関のマッチングを行い、利用の促進を図る。 令和3年度までの重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金実績（延べ利用日数） <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>4,505千円（44日）</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4,272千円（49日）</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9,301千円（278日）</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>14,372千円（632日）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>18,000千円（745日）</td> </tr> </tbody> </table>									平成29年度	4,505千円（44日）	平成30年度	4,272千円（49日）	令和元年度	9,301千円（278日）	令和2年度	14,372千円（632日）	令和3年度	18,000千円（745日）						
平成29年度	4,505千円（44日）																							
平成30年度	4,272千円（49日）																							
令和元年度	9,301千円（278日）																							
令和2年度	14,372千円（632日）																							
令和3年度	18,000千円（745日）																							

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考						
				国庫支出金	起債	その他	一般財源							
N I C Uからの地域移行支援事業	776	800	△24				776							
トータルコスト	1,556千円（前年度 1,589千円）[正職員：0.1人]													
主な業務内容	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務													
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備													
事業内容の説明														
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>新生児集中治療室（N I C U）又は集中治療室での治療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師等が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N I C U等からの地域移行支援事業補助金 訪問看護師等の派遣に係る費用のうち、保険請求で対応できない部分について補助する。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業主体</td> <td>訪問看護事業所、訪問リハビリを行う病院等</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>県 10/10</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業</td> <td>(1) 退院に向けたケース検討会への参加 (2) 入院中支援 (3) 外泊時支援</td> </tr> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・N I C Uでの治療が終了した児童及び保護者が安心して地域で生活するための仕組みを整えることにより、地域で安心して暮らすことができる環境の整備を図る。 ・令和3年度までの実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 1,137千円（6事業所） 平成30年度 193千円（4事業所） 令和元年度 574千円（4事業所） 令和2年度 135千円（2事業所） 令和3年度 355千円（3事業所） 									事業主体	訪問看護事業所、訪問リハビリを行う病院等	補助率	県 10/10	補助対象事業	(1) 退院に向けたケース検討会への参加 (2) 入院中支援 (3) 外泊時支援
事業主体	訪問看護事業所、訪問リハビリを行う病院等													
補助率	県 10/10													
補助対象事業	(1) 退院に向けたケース検討会への参加 (2) 入院中支援 (3) 外泊時支援													

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケア児等に係る人材確保事業	301	315	△14				301	
トータルコスト	1,860千円（前年度 1,892千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	医療的ケア児に係る理解啓発講義及び障害児通所支援事業所等の職場見学の業務等							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

重症心身障がい児及び医療的ケア児（以下「医療的ケア児等」という。）を支援する通所支援事業所等の充実が求められる中、障がい福祉分野における人材確保が課題となっている。そのため、県内の医療的ケア児等を受け入れる事業所等の充実を目的として、県内学生へのPR、理解・啓発事業を展開することで、事業所の人材確保を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容
医療的ケア児等に係る理解・啓発講義	157	医療的ケア児等への支援に従事する看護職員等が講師となって、県内の看護学生を対象に医療的ケア児等への支援方法及び仕事のやりがい等に関する講義を実施し、医療的ケア児等の支援について理解・啓発を推進する。
事業所見学事業	144	県内専門学校の学生による県内の障害児通所支援事業所等の見学を実施し、障がい福祉分野における職場の魅力や仕事のやりがいを知る機会を創出し、障がい福祉分野への就業促進を図る。
合計	301	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・医療的ケア児等の支援に従事する看護職員等の人材確保を通じて、通所支援事業所等の充実を図る。
- ・令和3年度までの実績

年度	講義実施	見学実施
平成30年度	2校（74人）	-
令和元年度	3校（99人）	2事業所（12人）
令和2年度	4校（90人）	-
令和3年度	2校（50人）	-

※令和元年度からは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講義及び見学実施中止校あり。

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療的ケア児等総合支援事業	39,791	42,810	△3,019	4,633			35,158	
トータルコスト	42,910千円（前年度 45,964千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	委託契約事務、連絡調整、補助金交付事務							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

医療的ケア児等とその家族に係る多様な課題解消に向け、令和3年9月18日に施行された医療的ケア児支援法に基づく「医療的ケア児支援センター」の運営及び医療的ケア児者の在宅支援に係る人材の育成・確保等を総合的に行い、地域で安心して生活できる環境を整える。

2 主な事業内容

事業名	予算額	事業内容
医療的ケア児等支援センター設置事業	35,884	医療的ケア児等に関する相談、関係機関との連携・調整、人材育成に対応するセンターを設置し、医療的ケア児やその家族等の適切な支援に繋げる。 ○医療的ケア児支援センター（総合窓口）の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名、福祉職1名）、事務職1名 ○東部相談窓口の設置 医療的ケア児支援マネージャー（看護師1名）、事務職1名
医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業	1,980	医療的ケア児の訪問看護を行う際に、経験の少ない他の訪問看護ステーションの訪問看護師を育成目的で同行させた場合、それぞれの訪問看護ステーションに人件費相当額を補助し、医療的ケア児の支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。 補助単価：参加側（看護師1名ごと）、受入側とも1.1万円/回
医療的ケア児等の在宅支援を担う看護職員等養成研修事業	1,439	医療的ケア児等の支援について、専門的知識を有する拠点施設の看護師等が、県内で医療的ケア児等の在宅支援に関わる事業所職員等を対象に、医療的ケアの技能・NICUからの在宅移行並びに在宅支援に関する研修を実施する。
医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の一時預かり事業	488	医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等の居場所の確保及び家族のレスパイトを目的として、当該児童を一時的に預かり、必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他必要な支援を行う。
合計	39,791	

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・『医療的ケア児等支援センター』において、医療的ケア児やその家族のライフステージに応じた様々な相談に対応して家庭訪問や関係機関につなぐなど、医療的ケア児の支援の窓口の充実を図る。
- ・訪問看護師の医療的ケア児に対する実地経験を積む機会を増やすことにより、医療的ケア児支援ができる訪問看護ステーションの拡大を図る。
- ・医療的ケア児等の地域生活を支える人材育成と一時預かり等を行い、医療的ケア児等及びその家族の地域生活を支えるための環境の整備を目指す。
- ・令和4年度相談実績（6月～11月）430件

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター設置事業	21,501	21,501	0	21,501														
トータルコスト	25,400千円（前年度 25,444千円）〔正職員：0.5人〕																	
主な業務内容	委託契約事務、国庫補助金事務、連絡調整																	
工程表の政策内容	－																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>きこえない・きこえにくい子どもの早期支援を図り、今後の社会生活をより豊かにするために、きこえない・きこえにくい子どもとその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、切れ目のない支援を行う。</p>																		
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 業務内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族支援の実施 きこえない・きこえにくい子どもとその家族からの相談に対応し、コミュニケーション手段や医療、療育の選択肢を提供し、必要に応じて専門的な支援機関へつなぐ。 ○情報の収集・活用・発信 きこえない・きこえにくい子どもの状況把握及び把握した情報の適切な活用を行うことで、取りこぼしのない、安定的で、切れ目のない支援を目指す。また、人工内耳・補聴器・手話等のコミュニケーション手段の選択肢の提示、ライフステージごとの支援機関の紹介、公的補助制度、キャリア事例等をリーフレットやホームページにまとめ、発信する。 ○関係機関との連携・支援 保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関と切れ目なく連携し、乳児からの支援対応を強化する。また、巡回相談や研修案内等により事業所等への支援を行う。 ○協議会の設置 きこえに関する支援機関が連携し、県内の支援課題について共通認識を図り、円滑な連携体制を構築するため協議会を設置する。 （年2回程度、参加者：耳鼻科医、保健師、特別支援学校・療育機関関係者等） </td> </tr> <tr> <td>(2) スタッフ</td> <td>所長1名、相談員兼コーディネーター1名、支援員3名（内ろう者1名）、事務局員1名</td> </tr> <tr> <td>(3) 設置場所</td> <td>鳥取市桜谷</td> </tr> <tr> <td>(4) 運営方法</td> <td>委託：(公社)鳥取県聴覚障害者協会</td> </tr> </tbody> </table>									項目	事業内容	(1) 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族支援の実施 きこえない・きこえにくい子どもとその家族からの相談に対応し、コミュニケーション手段や医療、療育の選択肢を提供し、必要に応じて専門的な支援機関へつなぐ。 ○情報の収集・活用・発信 きこえない・きこえにくい子どもの状況把握及び把握した情報の適切な活用を行うことで、取りこぼしのない、安定的で、切れ目のない支援を目指す。また、人工内耳・補聴器・手話等のコミュニケーション手段の選択肢の提示、ライフステージごとの支援機関の紹介、公的補助制度、キャリア事例等をリーフレットやホームページにまとめ、発信する。 ○関係機関との連携・支援 保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関と切れ目なく連携し、乳児からの支援対応を強化する。また、巡回相談や研修案内等により事業所等への支援を行う。 ○協議会の設置 きこえに関する支援機関が連携し、県内の支援課題について共通認識を図り、円滑な連携体制を構築するため協議会を設置する。 （年2回程度、参加者：耳鼻科医、保健師、特別支援学校・療育機関関係者等） 	(2) スタッフ	所長1名、相談員兼コーディネーター1名、支援員3名（内ろう者1名）、事務局員1名	(3) 設置場所	鳥取市桜谷	(4) 運営方法	委託：(公社)鳥取県聴覚障害者協会
項目	事業内容																	
(1) 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本人・家族支援の実施 きこえない・きこえにくい子どもとその家族からの相談に対応し、コミュニケーション手段や医療、療育の選択肢を提供し、必要に応じて専門的な支援機関へつなぐ。 ○情報の収集・活用・発信 きこえない・きこえにくい子どもの状況把握及び把握した情報の適切な活用を行うことで、取りこぼしのない、安定的で、切れ目のない支援を目指す。また、人工内耳・補聴器・手話等のコミュニケーション手段の選択肢の提示、ライフステージごとの支援機関の紹介、公的補助制度、キャリア事例等をリーフレットやホームページにまとめ、発信する。 ○関係機関との連携・支援 保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関と切れ目なく連携し、乳児からの支援対応を強化する。また、巡回相談や研修案内等により事業所等への支援を行う。 ○協議会の設置 きこえに関する支援機関が連携し、県内の支援課題について共通認識を図り、円滑な連携体制を構築するため協議会を設置する。 （年2回程度、参加者：耳鼻科医、保健師、特別支援学校・療育機関関係者等） 																	
(2) スタッフ	所長1名、相談員兼コーディネーター1名、支援員3名（内ろう者1名）、事務局員1名																	
(3) 設置場所	鳥取市桜谷																	
(4) 運営方法	委託：(公社)鳥取県聴覚障害者協会																	
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きこえない・きこえにくい子どもの早期支援が図られるよう、相談支援体制及び関係機関とのネットワークを構築し、切れ目のない支援を行う。 ・「第2期障害児福祉計画に係る基本指針」（令和3年度～令和5年度）において、令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することが成果目標に位置付けられたことをふまえ、県内での難聴児支援における中核的機能を有する体制を確保するため、令和3年度に「きこえない・きこえにくい子どもの支援検討会」を設置し、本県における中核機能体制について協議を実施した。令和4年7月に、難聴児支援の中核的機能を有する「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』」を開設し、相談支援や情報提供の実施や、保健・医療・福祉・教育の連携を強化するため、各分野の関係者を集めた協議会を開催した。 ・令和4年度相談実績（7月～11月）32件 																		

2目 児童措置費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい児入所給付費等	602,705	566,363	36,342	80,827			521,878	
トータルコスト	627,655千円（前年度 591,598千円）〔正職員：3.2人〕							
主な業務内容	国庫負担金事務、障害児入所給付費等の審査・支払、国保連との連絡調整							
工程表の政策内容	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者等が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

児童福祉法に基づき、知的障がい児、肢体不自由児又は重症心身障がい児等が障害児入所施設等を利用する場合に要する経費の一部を、障害児入所施設等に対して支給する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	負担割合	事業内容
入所措置費	27,408	国 1/2 県 1/2	障害児入所施設（県立施設以外）への措置入所に要する経費。
入所給付費	85,581	国 1/2 県 1/2	障がい児の保護者等が障害児入所施設と契約を締結し、入所支援を受ける際に要する経費。
通所給付費 （県負担分）	441,049	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	障がい児の保護者等が障害児通所支援事業所と契約を締結し、通所支援を受ける際に要する経費及び障害児相談支援に要する県負担金。
入所医療費	48,667	国 1/2 県 1/2	契約入所及び措置入所をしている障がい児が治療を受けたときに要する医療費。
合 計	602,705		

3 事業目標・取組状況・改善点

- 障がい児が各障がい児支援施設等と利用契約を締結し、社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活動作の訓練・指導を行う費用の一部を給付することで、障がい児の福祉の増進及び向上を図る。

令和3年度までの実績

平成29年度	448,056千円
平成30年度	467,700千円
令和元年度	492,262千円
令和2年度	568,712千円
令和3年度	656,352千円

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
療育支援シニアアドバイザー（専門的な知識と実績を有する医師）派遣事業	2,220	2,339	△119				2,220	
トータルコスト	3,000千円（前年度 3,128千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	発達障がい支援体制の整備の推進、障がい児に対する療育支援							
工程表の政策内容	発達障がい児者（疑いのある児者を含む）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備を進める							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>近年の課題である発達障がいに対する支援体制の充実を図るため、発達障がい児支援等に専門的な知見を有し、かつ実績のある医師を県立障がい児施設に派遣する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>発達障がい支援体制の整備の推進を図るとともに、総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園において障がい児に対する支援（診察、訓練、保護者・保育所・施設職員への療育指導）を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・療育に関する高度な専門的知識のある療育支援シニアアドバイザーが障がい児・保護者に対する療育支援を実施するとともに、療育に関わる施設職員に対する指導等を行うことで、県の発達障がい支援体制の強化を図る。 ・令和3年度までの実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度 のべ65日 平成30年度 のべ63日 令和元年度 のべ47日 令和2年度 のべ39日 令和3年度 のべ33日 								

5目 児童福祉施設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考										
				国庫支出金	起債	その他	一般財源											
<地方機関計上予算> 皆成学園費	88,818	83,722	5,096	4,766	<1,000> 2,000	(使用料) 29,106 (受託事業収入) 4,012 (雑入) 2,617 (その他) 2	46,315	県費負担 47,315										
トータルコスト	568,874千円 (前年度 568,956千円) [正職員：59.8人、会計年度任用職員：4.8人]																	
主な業務内容	施設の管理・運営																	
工程表の政策内容	1 在宅障がい児のサポート機能の充実 2 入所利用児童とその保護者へのサービスの向上及び充実																	
事業内容の説明																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>知的障がい等のある児童が入所や短期入所等で利用するに際し、児童の能力や適性、希望にそって自立を支援する。</p> <p>併せて、児童の社会自立に必要な知識・技能を獲得するための日常生活の訓練等のサービスを提供し、地域での生活ができるよう支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県立の福祉型障害児入所施設である皆成学園の管理運営等に要する経費である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉型障害児入所施設</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td>空床型</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>日中一時支援</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援を必要とする利用者のニーズを踏まえて、専門的で質の高いサービスが提供できる体制を整える。 ・ 児童、保護者が安心かつ円滑に地域移行できるよう、より早期から支援を開始し、関係機関との連携、支援体制を充実させる。 ・ 在宅障がい児と保護者が安心して暮らせるよう、当園での受け入れ態勢を整えるとともに関係機関と連携して地域での生活の充実を図る。 ・ 令和3年度の利用者数 <ul style="list-style-type: none"> 入所 (知的) 23.3人/月 児童発達支援 9.7人/月 短期入所 10.8人/月 日中一時支援 61.5人/月 									内容	定員	福祉型障害児入所施設	45人	短期入所	空床型	児童発達支援	25人	日中一時支援	—
内容	定員																	
福祉型障害児入所施設	45人																	
短期入所	空床型																	
児童発達支援	25人																	
日中一時支援	—																	

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
＜地方機関計上予算＞ 総合療育センター費	(債務負担行為) 273 320,334		(債務負担行為) 273 25,717			(債務負担行為) 273 (使用料) 304,774 (手数料) 1,315 (基金繰入金) 11,200 (受託事業収入) 228 (雑入) 1,317	750																
トータルコスト	1,163,544千円（前年度 1,098,417千円） [正職員：101.4人、会計年度任用職員：18.3人]																						
主な業務内容	施設の管理・運営																						
工程表の政策内容	障がい児・医療的ケア児の地域生活支援サービスの充実																						
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																						
1 事業の目的、概要	<p>肢体不自由児、重症心身障がい児者等に対し、入所（院）、通園等の方法により日常生活動作の訓練、指導等必要な療育を行うとともに、入所児童の地域生活移行を支援することによって福祉の増進及び向上を図る。</p>																						
2 主な事業内容	<p>県立医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センターである総合療育センターの管理運営等に要する経費である。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型障害児入所施設（肢体不自由）</td> <td style="text-align: center;">25人</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所施設（重症心身障がい）</td> <td style="text-align: center;">25人</td> </tr> <tr> <td>短期入所</td> <td style="text-align: center;">空床型</td> </tr> <tr> <td>医療保険入院</td> <td style="text-align: center;">5人</td> </tr> <tr> <td>医療型児童発達支援センター</td> <td style="text-align: center;">30人</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td>日中一時支援</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・債務負担行為 273千円（令和6年度から令和8年度まで）</p>							内 容	定 員	医療型障害児入所施設（肢体不自由）	25人	医療型障害児入所施設（重症心身障がい）	25人	短期入所	空床型	医療保険入院	5人	医療型児童発達支援センター	30人	生活介護	6人	日中一時支援	—
内 容	定 員																						
医療型障害児入所施設（肢体不自由）	25人																						
医療型障害児入所施設（重症心身障がい）	25人																						
短期入所	空床型																						
医療保険入院	5人																						
医療型児童発達支援センター	30人																						
生活介護	6人																						
日中一時支援	—																						
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・医療的ケア児の地域生活支援サービスの充実を図る。 ・医療型障害児入所施設事業 <ul style="list-style-type: none"> ○入所児は重度の障がいを抱えているが、施設であっても豊かな生活を送れるよう、花火大会、映画鑑賞、外出体験などの行事を数多く実施した。 ○視線入力装置はリハビリとしての活用ではなく余暇での活動と広がっており、また対象者も拡大している。 ・短期入所事業 <ul style="list-style-type: none"> ○入所病棟の一部をゾーニングとし、全室個室にしたことで、新型コロナウイルス警報等の影響を受けることなく、事業を継続できた。 ・医療型児童発達支援センター事業 <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、オンラインや電話対応、個別療育で支援の継続を行った。 ・生活介護事業 <ul style="list-style-type: none"> ○コロナウイルス感染対策を強化しながら業務継続することで、利用者の健康管理・維持及び家族の負担軽減につながった。 ・令和3年度の利用者数 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">医療型障害児入所施設</td> <td style="width: 25%; border: none; text-align: center;">15.4人／日</td> <td style="width: 50%; border: none;">短期入所</td> <td style="width: 25%; border: none; text-align: center;">5.5人／日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">医療保険入所</td> <td style="border: none; text-align: center;">0.2人／日</td> <td style="border: none;">医療型児童発達支援センター</td> <td style="border: none; text-align: center;">1.3人／日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">居宅訪問型児童発達支援</td> <td style="border: none; text-align: center;">0.1人／日</td> <td style="border: none;">生活介護</td> <td style="border: none; text-align: center;">1.8人／日</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">外来</td> <td style="border: none; text-align: center;">50.2人／日</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table> 							医療型障害児入所施設	15.4人／日	短期入所	5.5人／日	医療保険入所	0.2人／日	医療型児童発達支援センター	1.3人／日	居宅訪問型児童発達支援	0.1人／日	生活介護	1.8人／日	外来	50.2人／日		
医療型障害児入所施設	15.4人／日	短期入所	5.5人／日																				
医療保険入所	0.2人／日	医療型児童発達支援センター	1.3人／日																				
居宅訪問型児童発達支援	0.1人／日	生活介護	1.8人／日																				
外来	50.2人／日																						

5目 児童福祉施設費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> 総合療育センター施設環境改善事業（継続費）	259,342	166,168	93,174		<116,500> 233,000		26,342	県費負担 142,842
トータルコスト	260,122千円（前年度 166,957千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	業者・関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	障がい児・医療ケア児の地域生活支援サービスの充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>総合療育センターのエアコンについて、設置から15年以上経過したことによる経年劣化や塩害により、室外機の腐食が進行しているため、全面的に改修し、個々の入所児童の体調に合わせた温度管理が可能となるよう環境整備を行う。</p> <p>令和4年度から令和5年度にかけて、エアコンが稼働しない時期に3回に分けて施工する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内にあるパッケージエアコン及びマルチエアコンを更新する。 ・入所（病棟）エリアにおけるマルチエアコンをパッケージエアコンに個別化する。 <p>○委託内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン改修工事の工事監理を行う。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所エリアは、エアコンを個別化することで、エアコンが故障した場合に複数の居室が同時に使用できない状態とならないようリスク軽減を図り、また個々の入所児童の体調に合わせた温度管理が可能となるよう整備を図る。 								

(注) 起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新) 総合療育センター防水改修工事	2,081	0	2,081		<500> 1,000		1,081	県費負担 1,581
トータルコスト	2,861千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主な業務内容	業者・関係機関との連絡調整							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 総合療育センターの屋上防水について、経年劣化したものを更新する改修工事を行う。 令和5年度は設計委託、令和6年に工事を行う。</p> <p>2 主な事業内容 ○委託内容（令和5年度） ・屋上防水改修工事の設計委託を行う。 ○工事内容（令和6年度） ・屋上の防水シートの更新を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・シートが浮いているものや接続部分の劣化によりひびが入っている箇所を改修することで、雨漏り及び建物の劣化防止を図る。</p>								

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
<地方機関計上予算> 鳥取療育園費	(債務負担行為) 86 25,137		(債務負担行為) 86 △1,064			(債務負担行為) 86 (使用料) 23,987 (手数料) 759	391																	
トータルコスト	170,497千円（前年度 172,906千円）[正職員：16.8人、会計年度任用職員：5.0人]																							
主な業務内容	施設の管理・運営																							
工程表の政策内容	障がい児及びその保護者が地域で暮らしやすくするための支援と地域に向けての情報発信及び関係機関への支援																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>肢体不自由児及び発達に遅れのある児童に対して、日常生活動作の訓練、指導、相談等必要な療育サービスを提供することによって、それぞれの児童の適性に合った育ちを支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県立児童発達支援センターである鳥取療育園の管理運営等に要する経費である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>保育所等訪問支援</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>外来診療</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・債務負担行為 86千円（令和6年度から令和8年度まで）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域と協働する弾力的支援体制の構築された組織を実現し、利用者と保護者の幸せに貢献することを目指す。 医療型児童発達支援では、小集団活動の場を利用することで母子共に生活リズムや他の保護者や職員との関係性の構築に効果が出ている。また、安心できる場で、親子で療育活動を行うことで、児の発達促進と合わせて保護者は児の発達特性や関わり方について深く知ることができている。また、地域の園への就園について取り組むことで、医療的ケア児を含む利用者の地域資源の利用や就園につながっている。 児童発達支援においては、近年利用開始時期が年中児～年長児期に変化しており、年長児1年だけの利用となる方も多く、利用現状やニーズに合わせてグループ療育のねらいや活動内容の大幅な見直しを行っている。また、大きく2つの目的に分けたグループを設定し、それぞれのねらいに添って活動設定を変えて、グループ療育での支援を進めている。グループ療育利用前に個別療育を実施し、理解面や特性の評価や保護者と共に行動観察を丁寧に行うことで当事業利用のねらいを定めて取り組んでいる。 保育所等訪問支援事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け十分ではないが事業を開始し、福祉職と医療職との協働した支援を行っている。子ども園、小学校（通常学校在籍児）、特別支援学校等幅広いニーズの児童に対応することができている。 診療所では、常勤医師の負担軽減と診察枠確保を目的に、新たに2名の応援医師を招聘した。利用者に必要な診療を最大限継続できるよう、診察室が密にならないよう受診者の人数制限やプライバシーに配慮しつつ室内換気に努める等の工夫を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えている。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて不安や不調を抱えがちな利用者に対し、各事業を最大限継続していることで、利用者及び保護者のニーズに応え、地域生活の安定や福祉向上に貢献している。 令和3年度の利用者数 <table style="width: 100%;"> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>3.1人/日</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>2.3人/日</td> </tr> <tr> <td>外来診療</td> <td>18.3人/日</td> </tr> </table> 									内容	定員	医療型児童発達支援	10人	児童発達支援	10人	保育所等訪問支援	—	外来診療	—	医療型児童発達支援	3.1人/日	児童発達支援	2.3人/日	外来診療	18.3人/日
内容	定員																							
医療型児童発達支援	10人																							
児童発達支援	10人																							
保育所等訪問支援	—																							
外来診療	—																							
医療型児童発達支援	3.1人/日																							
児童発達支援	2.3人/日																							
外来診療	18.3人/日																							

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
<地方機関計上予算> 中部療育園費	(債務負担行為) 86 10,682		(債務負担行為) 86 △1,005			(債務負担行為) 86 (使用料) 9,794 (手数料) 831 (受託事業収入) 40 (雑入) 17										
トータルコスト	107,945千円（前年度 94,037千円）〔正職員：11.0人、会計年度任用職員：4.0人〕															
主な業務内容	施設の管理運営															
工程表の政策内容	家庭及び保育所等における療育の推進並びに地域における関係機関と連携した子育て力の向上															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>肢体不自由児・発達障がい児等に対し、通園等の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育を行うことにより福祉の増進及び向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県立医療型児童発達支援センターである中部療育園の管理運営等に要する経費である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td rowspan="2">併せて10人</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td> </tr> <tr> <td>外来診療</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地域療育支援</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・債務負担行為 86千円（令和6年度から令和8年度まで）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達に特性のある子どもに関わる全ての人々と共に、子ども自身の能力を引き出す支援方法を見つける。 職員個人の専門性の向上に努め、地域関係者と専門性の共有を図り、地域連携の質的な充実を図る。 医療型児童発達支援では、利用児及び保護者のニーズに合わせ活動日やスタッフ配置及び活動の内容設定を行い、個々の特性に応じた支援内容の充実を図った。 放課後等デイサービスにおいては、医療的ケア児等、体調に配慮が必要な児に関しては、外来リハビリテーションで時間を組み、個別に対応を行った。 外来診療においては、診療件数の増加に伴い、迅速な対応が難しい状況が続いているが、特別非常勤医師等の医師の応援を得て診療を行った。 地域療育支援においては、来園だけでなく、必要に応じ、感染状況を確認しながら、家庭や関係機関を訪問し、「地域療育支援事業」としての支援を行った。 医療的ケア児等支援センター 中部相談窓口が令和4年度6月より開設され、圏域内の小学校に後方看護師を派遣する等、医ケア児が安全に学校生活に参加できるよう支援を提供している。 令和3年度の利用者数 <ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援 1.9人/日 放課後等デイサービス 1.4人/日 外来診療 18.0人/日 <p>（注）新型コロナウイルス感染症の流行状況に伴う感染予防策により、小集団活動が実施できない日や利用がキャンセルされる日もあり、1日あたりの利用者数は、変動が大きかった。</p>								内 容	定 員	医療型児童発達支援	併せて10人	放課後等デイサービス	外来診療	—	地域療育支援	—
内 容	定 員															
医療型児童発達支援	併せて10人															
放課後等デイサービス																
外来診療	—															
地域療育支援	—															

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> (新)屋外スロープ 設置工事	11,050	0	11,050		<3,300> 11,000		50	県費負担 3,350
トータルコスト	11,830千円（前年度 0千円） [正職員：0.1人]							
主 な 業 務 内 容	屋外スロープ設置工事に係る設計及び地質調査委託							
工程表の政策内容	家庭及び保育所等における療育の推進並びに地域における関係機関と連携した子育て力の向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>当園2階に訓練室があるが、現在の非常階段では肢体不自由児（者）、重症心身障がい児（者）等の避難が困難なため、新たに敷地内に屋外スロープを設置し、緊急時の避難経路を確保することを目的に、設計・地質調査委託経費を令和5年度に実施する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>設置の概要</p> <p>○令和5年度事業費：11,050千円</p> <p>(1) 設 計 委 託 費：4,651千円</p> <p>(2) 地 質 調 査 費：6,385千円</p> <p>(3) 倉吉市建築関係手続費用：14千円</p> <p>(4) 工 事 費（参 考 値）：111,010千円（参考値：令和6年度要求）</p> <p>(5) 工事監理費（参考値）：3,126千円（参考値：令和6年度要求）</p> <p>(6) 倉吉市建築関係手続費用：16千円（参考値：令和6年度要求）</p> <p>○構造：鉄筋コンクリート造</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月に現在の場所に移転したが、肢体不自由児（者）、重症心身障がい児（者）等が利用する訓練室が2階にあり、現在設置されている非常階段では幅が狭く安全に避難することができないことから、工事を行い適切な避難経路を確保する。 屋外スロープを設置することにより、車いす使用の状態で、職員、保護者等最小人数で安全に避難を行うことができる。 								

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線：7176)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
外国人受入介護事業所に対する学習強化事業	(債務負担行為) 2,400 5,026	5,026	(債務負担行為) 2,400 0			(債務負担行為) 2,400 (基金繰入金) 4,960	66	
トータルコスト	6,585千円 (前年度 6,603千円) [正職員：0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、支払事務、セミナー開催事務							
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要 平成29年9月1日に外国人の在留資格に「介護」が追加されるとともに、同年11月1日には、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加され、平成31年4月には特定技能(介護)が新設されるなど、今後介護業界への外国人労働者等の参入が見込まれることを受け、介護サービス水準の確保・向上を図るとともに、受入施設のサポート体制強化を図る。</p>								
<p>2 主な事業内容</p>								
				(単位：千円)				
区分	内 容			予 算 額				
外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業	介護サービスの質の維持・向上を図るとともに、受入後の実習先の支援体制を構築することを目的に、外国人実習生等を受け入れる事業所等に対し、規定カリキュラム以上の介護技術・日本語研修導入等の支援を行う。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者等 ・補助率：2/3 ・補助上限：200,000円/事業所			1,600				
受入導入セミナー開催	技能実習制度等の知識・理解を深めるとともに、取組事例の紹介等により、県内の介護現場における外国人材の受入れ体制整備等の促進を図るためのセミナーを開催する。(年1回)			66				
鳥取県介護事業者による外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業	日本語学校(1年目)を経由して介護福祉士養成施設(2、3年目)に留学する外国人留学生に対して、就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を支援することで、県内における介護人材の確保を図る。 ・対象者：県内の外国人受入介護事業者 ・補助率：1/3 ・補助上限：1,120千円/人 (1年目：320千円、2、3年目：400千円) ・債務負担行為：2,400千円(令和6年度から令和7年度まで)			3,360				
合 計				5,026				
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護業界へ外国人労働者等の参入が見込まれることを受け、県内の介護事業者等に対し助成を行うとともに、外国人介護人材の受入に係る情報提供を行うことにより、介護サービス水準の確保・向上を図り、受入施設のサポート体制強化を目指す。 学習強化支援事業補助金を外国人受入介護事業所に交付した。(令和元年度：1法人6名分) 奨学金支給に係る支援事業補助金を外国人受入介護事業所に対して交付した。(令和2年度：1法人4名分、令和3年度：1法人6名分) 県内の介護サービス事業者向けの外国人介護従事者受入導入セミナーを開催した。(参加者 令和2年度：25名、令和3年度：16名) 								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																	
介護福祉士等修学資金貸付事業	4,769	23,129	△18,360				4,769																	
トータルコスト	6,328千円（前年度 24,706千円）〔正職員：0.2人〕																							
主な業務内容	補助金交付事務、委託料支払事務																							
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進																							
事業内容の説明																								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内の介護福祉士及び社会福祉士の養成を図るため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施団体（鳥取県社会福祉協議会）に対し、貸付に係る原資の一部を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 介護福祉士等修学資金貸付事業 4,505千円（単県）</p> <p>ア 介護福祉士修学資金等貸付事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>養成施設等に在学する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>(1) 養成施設 月額5万円（加算）入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>養成施設等の正規修学期間内</td> </tr> <tr> <td>返還免除要件</td> <td>養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に5年間（実務者養成施設は2年間）継続して従事したとき。</td> </tr> </table> <p>イ 再就職準備金貸付事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付対象</td> <td>離職した介護人材のうち、一定の経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>再就職準備金 40万円（1回を限度）</td> </tr> <tr> <td>準備金活用例</td> <td>子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等</td> </tr> <tr> <td>返還免除要件</td> <td>再就職後2年間介護職として業務に従事したとき。</td> </tr> </table> <p>(2) 事務費 264千円（単県）</p> <p>債権管理事務費（委託料）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士等の資格取得を目指して、養成施設等にて修学する者や介護分野に就職する等を対象とした貸付事業を実施することにより、介護人材の育成及び確保を図る。 介護福祉士等の資格取得を目的として養成施設等に進学する学生に対し修学資金を貸与した。 介護福祉士養成施設（貸付者数 H28：48名、H29：41名、H30：63名、R1：41名、R2：23名、R3：30名） 実務者養成施設（貸付者数 H28：8名、H29：8名、H30：18名、R1：9名、R2：3名、R3：6名） 再就職準備金（貸付者数 H30：1名、R1：3名、R2：1名、R3：0名） 介護福祉士等の資格取得を目的として福祉系高校に進学する学生に対し修学資金を貸与した。 福祉系高校（貸付者数 R3：15名） 介護分野就職支援金（貸付者数 R3：0名） 									貸付対象	養成施設等に在学する者	貸付限度額	(1) 養成施設 月額5万円（加算）入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円	貸付期間	養成施設等の正規修学期間内	返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に5年間（実務者養成施設は2年間）継続して従事したとき。	貸付対象	離職した介護人材のうち、一定の経験を有する者	貸付限度額	再就職準備金 40万円（1回を限度）	準備金活用例	子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等	返還免除要件	再就職後2年間介護職として業務に従事したとき。
貸付対象	養成施設等に在学する者																							
貸付限度額	(1) 養成施設 月額5万円（加算）入学準備金 20万円、就職準備金 20万円 等 (2) 実務者養成施設 20万円																							
貸付期間	養成施設等の正規修学期間内																							
返還免除要件	養成施設等の卒業の日から1年以内に県内の社会福祉施設等において介護等の業務に5年間（実務者養成施設は2年間）継続して従事したとき。																							
貸付対象	離職した介護人材のうち、一定の経験を有する者																							
貸付限度額	再就職準備金 40万円（1回を限度）																							
準備金活用例	子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や学び直し代 等																							
返還免除要件	再就職後2年間介護職として業務に従事したとき。																							

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源					
「働く介護家族応援！」企業内研修開催支援事業	2,000	2,000	0			(基金繰入金) 2,000						
トータルコスト	2,780千円 (前年度 2,789千円) [正職員: 0.1人]											
主な業務内容	委託契約締結、支払事務、広報											
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進											
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>働く家族が介護不安から介護離職してしまわないよう、職場を通し介護サービスや制度に関する情報提供をするとともに、介護者が働きやすいような意識醸成・環境改善を狙い、企業内研修の開催促進を図る。</p>												
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>委託先</td> <td>研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等</td> </tr> <tr> <td>委託内容</td> <td>企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業制度の「いろは」、介護離職防止に役立つ制度等の紹介</td> </tr> </table>									委託先	研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等	委託内容	企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業制度の「いろは」、介護離職防止に役立つ制度等の紹介
委託先	研修講師を派遣できる介護事業所、介護福祉士養成施設等											
委託内容	企業等を訪問し介護サービス等の情報を提供、希望する企業等で研修会を開催する。 【研修会内容】 ・介護が必要になった際の介護サービスや相談窓口、介護休暇や介護休業制度の「いろは」、介護離職防止に役立つ制度等の紹介											
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く家族が介護への不安から介護離職してしまわないよう、職場を通し介護サービスや制度に関する情報提供をするとともに、介護者が働きやすいような意識醸成・環境改善を狙い、企業内研修の開催促進を図る。 県内に所在する企業等を訪問し、介護サービスや介護制度に関する情報提供、介護離職の防止及び研修会の開催について働きかけている。 (訪問企業数 H28: 61社、H29: 119社、H30: 99社、R1: 80社、R2: 81社、R3: 84社) 企業等の職員を対象に介護サービスや介護制度に関する研修を実施している。 (研修開催回数 H28: 31社、H29: 24社、H30: 44社、R1: 30社、R2: 9社、R3: 14社) ※令和2年度の訪問企業数、研修開催数の減少は新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。 												

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業	21,698	24,944	△3,246			(基金繰入金) 21,698		
トータルコスト	28,715千円（前年度 31,253千円）〔正職員：0.9人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約締結、支払事務、広報							
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				

1 事業の目的、概要

今後も要介護認定者数の増加が見込まれる中、事業者団体や職能団体、介護福祉士養成機関等と連携しながら、様々な取組を駆使してさらなる介護人材の確保を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
中高生夏休み介護の仕事体験事業	中高生に介護の仕事に興味を持ってもらうため、介護施設の協力のもと、職場見学や仕事体験を実施する。	138
介護人材確保のためのマッチング機能強化事業	介護分野専任の就職支援コーディネーターを2名配置し、求職者、求人事業所等とのきめ細やかなマッチングを行い、新規就労、再就職につなげる。（委託先）鳥取県社会福祉協議会	10,570
「介護の仕事」イメージ変革事業	介護の仕事に対する世間の偏ったイメージを一新するため、県民への介護の仕事への理解、イメージアップのためのイベントの開催及び情報発信等を行う。	3,350
介護未経験者等の参入促進事業	介護分野への参入促進や、介護に関する理解促進を働きかける機会として、介護に関する基本的な知識を学ぶ「介護の入門的研修」を開催する。	3,425
生活援助従事者養成事業	訪問介護に従事する者を増やすため、基本的な生活援助を実践するために必要な知識・技術を理解する「生活援助従事者研修」を開催する。	1,000
介護人材確保対策協議会	事業者団体、職能団体、養成機関、行政等による協議会を設け、介護人材の確保策について連携・協働を進める。	476
介護助手導入支援事業	介護助手未導入事業所に対して、導入支援を行うことで新規事業所の開拓を進める。	2,144
介護助手導入事業所支援事業	介護助手導入済み事業所に対して、介護助手を継続して実施できるような体制づくりを行う。	595
合 計		21,698

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を図り、介護サービスの提供体制を確保するため必要となる介護従事者の確保を図る。
- ・介護の就職支援コーディネーター2名による就職支援を行った。（就職件数 H28：12件、H29：54件、H30：62件、R1：83件、R2：87件、R3：116件）
- ・介護の仕事に対する偏ったイメージを一新するため、介護のイメージアップ動画を作成した。
- ・介護に関する基本的な知識を学ぶ「入門的研修」を実施した。（参加者数 R1：43名、R2：51名、R3：56名）
- ・介護人材確保対策協議会を実施した。（実施回数 H28：3回、H29：2回、H30：2回、R1：1回、R2：2回、R3：3回）
- ・事業者向け説明会を開催し、介護助手制度の理解・周知を行うとともに、県民向けに広く制度の周知及び受入事業所の案内を行った。（受入決定事業所数：28法人118事業所 介護助手採用者数167人（R4.3月時点））

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者福祉施設放射線防護対策事業	2,506	2,380	126	2,506				
トータルコスト	3,286千円（前年度 3,169千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>島根原子力発電所から半径 30 キロメートル以内（UPZ 圏内）に所在する老人保健施設において、原子力災害発生時、即時待避が困難な老人保健施設入所者等を安全に避難させるため、平成 26 年度及び令和元年度に放射線防護対策設備を整備し、一時的な屋内退避を可能とした。この設備が災害時に確実に機能を果たすよう定期的な保守点検を実施するための経費を補助する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 実施主体：医療法人・社会福祉法人真誠会 (2) 施設名：弓浜ホスピスタウン（米子市大崎1151-1） 介護老人保健施設ゆうとぴあ（米子市河崎581-3） (3) 主な設備：陽圧（加圧）するための換気設備、非常用電源設備等 (4) 県補助率：10/10（財源内訳：国 10/10）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害発生時に、一時的な避難所の確保を図る。 UPZ 圏内にある入所定員 50 名以上の社会福祉施設を整備施設の対象とすることとし、平成 26 年 2 月中旬から、施設を所管する法人・施設に国庫補助金を活用した放射線防護対策整備の意向確認を実施した。 当該対策工事の実施について意向を示した施設が平成 26 年 7 月から工事を実施し、平成 27 年 2 月に完成した。 令和元年度には同様の整備を新たに 1 施設実施し、原子力災害発生時にすぐには移動できない近隣の住民も対象に含めた一時的な避難所を 2 カ所確保した。 								

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険運営負担金事業	9,383,070	9,368,772	14,298			(財産収入) 20	9,383,050	
トータルコスト	9,391,647千円 (前年度 9,377,447千円) [正職員: 1.1人]							
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金等業務、基金運営							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

介護保険制度の安定的な運営を支援するため、介護保険法に基づく介護給付費の負担及び地域支援事業交付金の交付を行う。また、介護保険財政安定化基金への運用益の積立を行う。さらに、介護職員処遇改善加算に係る審査事務等を行う。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区 分	内 容	予 算 額
介護給付費負担金	介護保険事業に関し、在宅介護給付費の12.5%、施設介護給付費の17.5%を負担する。	8,854,190
地域支援事業交付金	市町等が行う地域支援事業に要する経費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の12.5%、包括的支援事業・任意事業の19.25%を負担する。	525,947
介護保険財政安定化基金運用益の積立	基金運用益を一般会計予算に収入し、その後基金に積み立てる。	20
介護職員処遇改善加算に係る業務委託	事業者からの承認申請、実績報告書の受理、審査、承認等の事務を行う業務を委託する。(中部・西部に各1名分配置)	2,913
合 計		9,383,070

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護保険法に基づく介護給付費負担金の負担及び地域支援事業交付金の交付、介護保険財政安定化基金への運用益の積立、介護職員処遇改善加算に係る審査事務等を行うことにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。
- ・介護保険の運営主体である各保険者(各市町及び南部箕蚊屋広域連合)に対して、負担割合に応じた介護給付費負担金、地域支援事業交付金の負担・交付を行っている。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護保険円滑推進事業	12,591	8,446	4,145	6,030			6,561	
トータルコスト	14,150千円（前年度 10,023千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	介護保険の円滑な制度運営、介護サービス向上の推進							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

介護保険制度の円滑な制度運営を推進するため、市町村に対する助言や研修の実施、介護サービス事業所に関する情報システムの管理運営を実施するとともに、制度の普及啓発等を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
介護保険円滑推進事業	介護保険審査会の開催、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定、介護保険制度の普及啓発、ケアプラン点検支援、国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務に対する補助金等	6,839
介護保険システムの改修・管理運営費	介護サービス事業者の情報管理システムの保守管理等	4,201
サービス向上推進事業	介護保険サービス事業者への指導監督、事業者指定手続等	100
各種研修の実施	(1)認定調査員・認定審査会委員研修(584千円) 要介護（要支援）認定の申請を行った高齢者に対する訪問調査を行う認定調査員や要介護度を判定する介護認定審査会委員に対する資質向上研修 (2)医師（主治医）研修(867千円) 要介護（要支援）認定申請者の主治医に対する研修 (委託先：各地区医師会)	1,451
合 計		12,591

3 事業目標・取組状況・改善点

- 市町村（保険者）が実施する介護給付適正化の取組を支援するため、適正化業務に従事する市町村職員を対象とした研修会の充実を図り、全ての保険者がケアプラン点検支援事業を実施することを目指す。
- 令和元年度に介護保険指定事業者管理システムの大幅改修を実施（システムのクラウド化）したことにより、県、市町村間で県内介護サービス事業所の情報を共有することが可能になり、指導・監査を実施する上で非常に有効な体制を整備することができた。また、令和5年度は情報公表システムとの連携を実施し、申請手続きの電子化を進める。
- 認定調査員研修等の各種研修については、新型コロナウイルス感染症の影響下において、順次、オンライン研修に切り替える等、効果的な事業実施を行った。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護職員向け研修・職場環境向上事業	38,134	41,446	△3,312	1,500		(手数料) 40 (基金繰入金) 32,527	4,067	
トータルコスト	47,943千円（前年度 51,323千円）〔正職員：1.0人、会計年度任用職員：0.7人〕							
主な業務内容	研修等実施に係る補助金業務、委託業務、研修企画、専門員証交付							
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進							

事業内容の説明

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

介護に携わる各種職員の資質の向上を図るとともに、介護の職場における労働環境・処遇改善等の事業を実施する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	内 容	予算額
介護支援専門員研修事業	介護支援専門員法定研修（実務、更新、主任、主任更新）を補助する。 （実施主体：鳥取県社会福祉協議会、補助率：10/10）	15,555
介護支援専門員レベルアップ事業	介護支援専門員研修の企画・立案を行うための介護支援専門員支援会議等を設置し、圏域別意見交換会等を開催する。	1,910
初任段階介護支援専門員支援事業	主任介護支援専門員を小規模事業所に派遣し、初任段階の介護支援専門員に対して実地で指導・支援を行う。 （実施主体：介護支援専門員連絡協議会、補助率：10/10）	967
介護支援専門員証交付業務	介護支援専門員証の新規交付、書換交付等の業務を行う。	40
介護支援専門員実務研修受講試験補助事業	試験に係る経費のうち、受験手数料を充当しても不足となる経費を補助する。 （実施主体：指定試験実施機関、補助率：10/10）	2,157
介護支援専門員オンライン研修環境運用事業	介護支援専門員の法定研修において、Eラーニングなどのオンラインで受講できる環境の整備に必要なシステム等の保守管理を委託する。	4,070
介護職員処遇改善加算取得促進研修・相談窓口設置事業	処遇改善加算未取得事業所からの個別相談に応じるため、専門的知識を持つ社労士等の相談員による相談窓口を設置する。介護職員に対する処遇改善を図るため、処遇改善加算を取得していない介護事業所等に対し、取得のための研修会を開催する。	1,500
介護事業所等におけるBCP策定支援事業	令和3年度介護保険制度改正に伴い義務化された介護事業所等のBCP策定支援のため、相談窓口の設置や研修会の開催等を行う。	1,500
高齢者施設における認定看護師現地指導事業	介護従事者の高齢者ケアのスキルアップのため、高齢者施設に認定看護師を派遣し、現場の状況を確認した上で、個別・具体的にケアに関する指導・助言を行う。	500
若手従事者のための介護の未来創造研修事業	県内の若手介護従事者のモチベーション向上と資質向上を図り、人材定着につなげるための研修会を開催する。	810
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	安全に医療的ケア（喀痰吸引及び経管栄養）を行うことができる介護職員等の養成を目的とした、知識・技術習得のための研修を実施する。	9,125
合 計		38,134

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・現地指導の実施や、一部研修のオンライン受講環境を整備することで、介護に携わる職員の資質向上と業務負担の軽減を図る。

4目 老人福祉費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	起債	その他	一般財源										
介護保険料・利用者負担軽減事業	205,380	205,584	△204	14,382			190,998										
トータルコスト	206,160千円 (前年度 206,373千円) [正職員 : 0.1人]																
主な業務内容	負担金関係事務																
工程表の政策内容	-																
事業内容の説明																	
<p>1 事業の目的、概要 高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得の高齢者の介護保険料・利用料について、公費によりその一部を負担する仕組みを構築し、負担軽減を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p>																	
(単位:千円)																	
区分	内 容							予算額									
介護保険料軽減強化事業	介護保険料の軽減措置に要する県負担金。 (1) 対象者 (低所得者区分) 第1段階:生活保護被保護者、市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円未満等 第2段階:市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 第3段階:市町村民税非課税世帯かつ本人年金収入等120万円超 (2) 保険料基準額に対する軽減割合※標準額を1とした場合の軽減率 ※ () 内は本人負担割合 第1段階 0.20 (0.50⇒0.3) 第2段階 0.25 (0.75⇒0.5) 第3段階 0.05 (0.75⇒0.7) (3) 負担割合 国1/2、県1/4、市町村 (保険者) 1/4							183,806									
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業</td> <td>利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減</td> <td>国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</td> </tr> <tr> <td>離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業</td> <td>山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減</td> <td>国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</td> </tr> </tbody> </table>							区分	内容	負担割合	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	21,574
区分	内容	負担割合															
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業	利用者負担の軽減措置を実施する法人への補助を行う。 ※利用者負担10%を7.5%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4															
離島等における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	山村振興法による中山間地域等の特別地域加算により利用料が15%増額となる低所得者に対する軽減措置を行う。 ※利用者負担10%を9%に軽減	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4															
合 計								205,380									
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化の急速な進展に伴い、介護費用の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、低所得者も保険料を負担できる仕組みを構築し、公費によりその一部を負担し軽減を図る。 保険料負担軽減事業については、平成27年度より低所得者の方の保険料の引き下げが実施されているところであるが、令和元年10月の消費税10%への増税に伴い、軽減となる対象が広がり (第1段階～第3段階)、完全実施となった。 																	

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
軽費老人ホーム運営費補助事業	752,919	770,265	△17,346				752,919	
トータルコスト	755,053千円 (前年度 772,411千円) [正職員: 0.2人、会計年度任用職員: 0.2人]							
主な業務内容	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、日常生活上必要な便宜を供与する施設である。当該施設の利用料（サービスの提供に要する費用・生活費・居住に要する費用・居室に係る光熱水費など）のうち、施設が入所者に対して減免を行っている場合、その必要経費について補助を行う。</p> <p>また、令和4年10月から介護職員の処遇改善を行う加算が新設されたことを受け、軽費老人ホームに勤務する職員についても、職務内容が類似していることから処遇改善を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 軽費老人ホーム運営費補助金 734,663千円 (算定の考え方) 令和4年度9月1日現在の入所者の所得階層ごとの構成をもとにして算定 (施設数) 軽費老人ホームA型 4施設、ケアハウス 19施設 合計23施設</p> <p>(2) 処遇改善支援補助金 18,256千円 政府の経済対策において、介護職員の給与の引上げ（3%程度）が行われていることを踏まえ、軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設が実際に職員の給与引上げを行った場合に、その引上げ額に応じた補助金を交付し、各施設における取組を後押しする。</p> <p>ア 補助対象施設 軽費老人ホーム イ 補助対象経費 各施設が実際に職員の給与引上げを行った額 (上限: 対前年度の給与の3%引上げまで) ウ 補助率 10/10</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽費老人ホームの利用に当たり、当該軽費老人ホームが基準に基づき入所者利用料を減免した場合に、これに対して県が補助を行うことにより、低所得者層の負担軽減を図りながら福祉サービスの提供を行う。 ・軽費老人ホームの職員の処遇改善のため、各施設において職員の給与の引上げが行われるよう、必要な支援を行う。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	1,348,079	912,533	435,546	500		(基金繰入金) 1,347,579		
トータルコスト	1,348,859千円（前年度 913,322千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	申請書類の審査、交付決定、補助金の支払い等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的、概要 医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進める。								
2 主な事業内容 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業 ・可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う事業者に対し、市町村を通じて支援を行う。 ・介護施設等の創設を条件に、広域型施設の大規模修繕・耐震化事業に係る経費について支援を行う。								
区分		対象施設		予算額	補助率			
介護施設等の開設時、増床時及び再開時（改築時）に必要な経費		小規模多機能型居宅介護事業所等		460,660千円	10/10			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化事業		介護老人保健施設		78,960千円	10/10			
合計				539,620千円				
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 ・介護施設の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について支援を行う。 ・介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費について支援を行う。 ・介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費について支援を行う。								
区分		対象施設		予算額	補助率			
介護施設等の開設時、増床時及び再開時（改築時）に必要な経費		小規模多機能型居宅介護事業所等		253,115千円	10/10			
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費		小規模なケアハウス等		384,720千円	10/10			
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費		介護医療院		4,380千円	10/10			
合計				642,215千円				
(3) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ・介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費、ベッド等の設備の費用を補助する。 ・介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に要する経費について支援を行う。								
区分		対象施設		予算額	補助率			
介護施設等の看取り環境の整備		認知症高齢者グループホーム		3,500千円	10/10			
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備		介護医療院		22,300千円	10/10			
合計				25,800千円				
(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 ・感染拡大リスク軽減のため、陰圧装置の設置に必要な費用、介護施設等における多床室の個室化に係る改修に要する経費について補助する。								
区分		対象施設		予算額	補助率			
簡易陰圧装置設置経費支援		介護老人保健施設等		73,440千円	10/10			
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援		介護老人保健施設		66,504千円	10/10			
合計				139,944千円				
(5) 小規模多機能型居宅介護普及啓発事業（500千円：国 10/10） 小規模多機能型居宅介護事業所の普及のため、保険者向け講演会等を開催する。								
3 事業目標・取組状況・改善点 ・平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等の整備を進めることにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備促進を図る。 ・令和2年度より、介護施設等における新型コロナウイルスの感染を防止する観点から、施設の感染防止対策のための改修等に要する経費について支援を実施している。								
<近年の整備実績>								
令和3年度	20件（認知症高齢者グループホーム等整備8件、その他改修等12件）							
令和2年度	15件（認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等10件）							
令和元年度	7件（認知症高齢者グループホーム等整備5件、その他改修等2件）							
平成30年度	6件（認知症高齢者グループホーム等整備3件、その他改修等3件）							

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																														
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																															
地域包括ケア推進支援事業	27,768	27,479	289	26,783		(基金繰入金) 394	591																															
トータルコスト	32,446千円 (前年度 32,211千円) [正職員：0.6人]																																					
主な業務内容	研修の企画・実施、委託契約締結・支払事務、補助金交付事務																																					
工程表の政策内容	地域包括ケアシステムの深化																																					
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																																		
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向け、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域づくり）の構築が市町村に求められている。県においては、市町村による「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けて、市町村の取組を支援する。</p>																																						
<p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(拡) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (国 10/10)</td> <td>従来からの市町村への介護予防アドバイザーやリハビリ専門職等の派遣による通いの場の拡充、市町村のモデル取組事例の横展開、研修会の開催や、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員（3名）等による市町村への伴走型支援のほか、新たに移動支援・送迎の創出に向けたアドバイザー派遣等を実施する。</td> <td>7,014</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センターの機能強化 (国 10/10)</td> <td>地域包括支援センター職員を対象とした階層別研修や高齢者の介護予防に資するケアプラン作成の研修を実施する。</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>地域ケア会議の充実 (国 10/10)</td> <td>地域ケア会議の立ち上げや有効性を高めるための専門職等派遣や地域ケア会議運営に係る実務者研修を実施する。</td> <td>820</td> </tr> <tr> <td>みんなでつくる地域の生活支援体制整備 (国 10/10)</td> <td>市町村に配置された生活支援コーディネーター等を対象とした養成研修や情報交換会、先進地視察、県生活支援体制整備事業支援員（2名）等による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）</td> <td>14,503</td> </tr> <tr> <td>在宅医療・介護連携の推進支援 (国 10/10)</td> <td>各保健所において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や多職種連携の研修等を実施する。</td> <td>953</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設における口腔機能向上推進事業 (国 1/2、県 1/2)</td> <td>高齢者施設における高齢者の歯・口腔の健康づくりのため、入所者の口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会）</td> <td>1,181</td> </tr> <tr> <td>「ご当地体操交流大会」の開催 (国 10/10)</td> <td>介護予防の取組を推進するため、後期高齢者や要支援者の方も一緒になってできる市町村考案のご当地体操を活用した交流大会を開催する。</td> <td>2,215</td> </tr> <tr> <td>介護職員のための看取り研修事業 (基金)</td> <td>自宅や高齢者施設での「看取り介護」が重要となっていることから、介護職員に対して看取りの知識や心構え等について学ぶ研修を行う。</td> <td>394</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>27,768</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	内 容	予算額	(拡) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (国 10/10)	従来からの市町村への介護予防アドバイザーやリハビリ専門職等の派遣による通いの場の拡充、市町村のモデル取組事例の横展開、研修会の開催や、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員（3名）等による市町村への伴走型支援のほか、新たに移動支援・送迎の創出に向けたアドバイザー派遣等を実施する。	7,014	地域包括支援センターの機能強化 (国 10/10)	地域包括支援センター職員を対象とした階層別研修や高齢者の介護予防に資するケアプラン作成の研修を実施する。	688	地域ケア会議の充実 (国 10/10)	地域ケア会議の立ち上げや有効性を高めるための専門職等派遣や地域ケア会議運営に係る実務者研修を実施する。	820	みんなでつくる地域の生活支援体制整備 (国 10/10)	市町村に配置された生活支援コーディネーター等を対象とした養成研修や情報交換会、先進地視察、県生活支援体制整備事業支援員（2名）等による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,503	在宅医療・介護連携の推進支援 (国 10/10)	各保健所において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や多職種連携の研修等を実施する。	953	高齢者施設における口腔機能向上推進事業 (国 1/2、県 1/2)	高齢者施設における高齢者の歯・口腔の健康づくりのため、入所者の口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会）	1,181	「ご当地体操交流大会」の開催 (国 10/10)	介護予防の取組を推進するため、後期高齢者や要支援者の方も一緒になってできる市町村考案のご当地体操を活用した交流大会を開催する。	2,215	介護職員のための看取り研修事業 (基金)	自宅や高齢者施設での「看取り介護」が重要となっていることから、介護職員に対して看取りの知識や心構え等について学ぶ研修を行う。	394	合 計		27,768
区 分	内 容	予算額																																				
(拡) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 (国 10/10)	従来からの市町村への介護予防アドバイザーやリハビリ専門職等の派遣による通いの場の拡充、市町村のモデル取組事例の横展開、研修会の開催や、県介護予防・日常生活支援総合事業支援員（3名）等による市町村への伴走型支援のほか、新たに移動支援・送迎の創出に向けたアドバイザー派遣等を実施する。	7,014																																				
地域包括支援センターの機能強化 (国 10/10)	地域包括支援センター職員を対象とした階層別研修や高齢者の介護予防に資するケアプラン作成の研修を実施する。	688																																				
地域ケア会議の充実 (国 10/10)	地域ケア会議の立ち上げや有効性を高めるための専門職等派遣や地域ケア会議運営に係る実務者研修を実施する。	820																																				
みんなでつくる地域の生活支援体制整備 (国 10/10)	市町村に配置された生活支援コーディネーター等を対象とした養成研修や情報交換会、先進地視察、県生活支援体制整備事業支援員（2名）等による市町村への伴走型支援を実施する。（委託先：鳥取県社会福祉協議会）	14,503																																				
在宅医療・介護連携の推進支援 (国 10/10)	各保健所において、市町村と医療・介護関係者との連携会議や多職種連携の研修等を実施する。	953																																				
高齢者施設における口腔機能向上推進事業 (国 1/2、県 1/2)	高齢者施設における高齢者の歯・口腔の健康づくりのため、入所者の口腔健診や職員研修等を実施する。（委託先：鳥取県歯科医師会）	1,181																																				
「ご当地体操交流大会」の開催 (国 10/10)	介護予防の取組を推進するため、後期高齢者や要支援者の方も一緒になってできる市町村考案のご当地体操を活用した交流大会を開催する。	2,215																																				
介護職員のための看取り研修事業 (基金)	自宅や高齢者施設での「看取り介護」が重要となっていることから、介護職員に対して看取りの知識や心構え等について学ぶ研修を行う。	394																																				
合 計		27,768																																				
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村における地域包括ケアシステムの構築・深化を支援することにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。 全市町村での地域包括ケアシステムの構築・深化へ向けて、地域包括支援センターの体制強化、地域ケア会議の充実による多職種連携・資質向上、効果的な介護予防事業の実施、在宅医療・介護連携の推進、生活支援体制の整備等の市町村支援を行ってきた。 令和4年度から、市町村における介護予防の取組体制の構築や、事業の充実等に向けた伴走型支援を行う支援員を市町村に派遣する取組等を新たに実施した。 																																						

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考														
				国庫支出金	起債	その他 (財産収入)	一般財源															
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（介護分野）	1,500,361	11,499	1,488,862	1,000,210		45	500,106															
トータルコスト	1,501,141千円（前年度 12,288千円）〔正職員：0.1人〕																					
主な業務内容	基金計画策定、交付金申請事務、基金積立事務																					
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進																					
事業内容の説明																						
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めており、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）に令和5年度分を積み増す。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 基金の造成 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基金の造成額</th> <th colspan="2">造成額の負担内訳</th> </tr> <tr> <th>国 (2/3)</th> <th>県 (1/3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護施設等の整備</td> <td style="text-align:right">1,044,604</td> <td style="text-align:right">696,402</td> </tr> <tr> <td>介護従事者の確保</td> <td style="text-align:right">455,712</td> <td style="text-align:right">303,808</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align:right">1,500,316</td> <td style="text-align:right">1,000,210</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 対象事業</p> <p>「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護施設等の整備に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス施設等の整備への助成 ・介護施設の開設準備経費等への支援 ・既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業 ・介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 等 ○介護従事者の確保に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・参入促進 ・資質の向上 ・労働環境・処遇の改善 ・基盤整備 <p>(3) 運用益の積立て 45千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金の対象となり、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保」を推進するため、国の交付金を活用し基金を造成しており、今後も安定して事業を行うため適切な基金の造成を図る。 									基金の造成額	造成額の負担内訳		国 (2/3)	県 (1/3)	介護施設等の整備	1,044,604	696,402	介護従事者の確保	455,712	303,808	合計	1,500,316	1,000,210
基金の造成額	造成額の負担内訳																					
	国 (2/3)	県 (1/3)																				
介護施設等の整備	1,044,604	696,402																				
介護従事者の確保	455,712	303,808																				
合計	1,500,316	1,000,210																				

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保) 補助金	20,000	20,000	0			(基金繰入金) 20,000		
トータルコスト	21,559千円 (前年度 21,577千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	補助金交付事務、支払事務、連絡調整							
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金 (介護分野) を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護事業者団体等の取組を支援する。

2 主な事業内容

介護事業者団体、職能団体、市町村等が行う以下の取組に対して補助する。

(1) 参入促進

地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業、若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業、介護未経験者に対する研修支援事業 等

(2) 資質の向上

多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修、権利擁護人材育成事業、介護予防の推進に資するOT、PT、ST (作業療法士、理学療法士、言語聴覚士) 指導者育成事業 等

(3) 労働環境・処遇の改善

新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業、管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 等

【補助率・予算額等】

(単位: 千円)

事業種別	基準額	補助率	予算額
①地域住民等に対する介護や介護の仕事の普及啓発	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	3,000
②知識や技術を学ぶ研修会等の開催	1,000千円以内で、知事が必要と認めた額	10/10	8,000
③その他の事業	知事が必要と認めた額	10/10	9,000
合 計			20,000

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を図る。
- ・介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、平成27年度より、高齢者介護団体等が実施する介護人材確保の取組に対し補助金を交付している。県内の16団体及び市町村の保険者を対象に補助事業を募集し、令和4年度は14事業者による21事業に補助金交付を行う見込みである。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
いきいきシニア人生充実応援事業	75,934	77,856	△1,922	17,709			58,225	
トータルコスト	84,511千円（前年度 86,531千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	補助金事務、委託業務、会議開催、各種連絡調整等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
要介護者や独居等の高齢者世帯が増加する中、要介護者の支援や地域の助け合い等において、元気な高齢者には地域の担い手としての活躍が期待されていることから、元気な高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図る。								
2 主な事業内容								
(1) いきいき高齢者クラブ活動支援補助金（負担割合：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 ほか）								
地域を支える高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、さらなる地域活動の発展及び団体の育成強化を図るため、市町村及び県老人クラブ連合会に補助する。（単位：千円）								
区分	内容						予算額	
単位老人クラブに対する補助	60歳以上の高齢者で概ね30人以上で組織される老人クラブが行う「地域を豊かにする活動」（友愛訪問等）や「生活を豊かにする楽しい活動」（健康づくり等）に対して補助する。						16,610	
市町村老人クラブ連合会に対する補助	市町村老人クラブ連合会の活動促進に資する取組、地域の支え愛活動につながる事業、若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。						13,600	
県老人クラブ連合会に対する補助	県老人クラブ連合会の職員人件費、圏域で実施される若手高齢者を対象としたリーダー研修等の取組に対して補助する。						5,209	
合計						35,419		
(2) とっとりいきいきシニアバンク「生涯現役」運営事業（単県）								
資格、特技、技能等を持つ高齢者の活動促進を図るため、高齢者の人材バンク「とっとりいきいきシニアバンク」を運営し、活動の場づくりを行う。（単位：千円）								
区分	内容						予算額	
シニアバンクの管理・運営	シニアバンク登録者とそれを必要とする地域・団体等を繋げるため、シニアバンクの管理・運営を行う。						13,285	
シニアバンクフェスティバルの開催	シニアバンクの活動促進及び登録者の活動の場づくりのため、登録者の作品展示・販売、体験コーナー等を設けたイベントを開催する。							
施策PR新聞広告	シニアバンクの登録・活動促進、シニアバンクフェスティバルをPRするため、新聞広告を掲載する。（2回）						223	
合計						13,508		
(3) 明るい長寿社会づくり推進事業（単県）								
元気な高齢者のスポーツや文化活動等の促進を図るため、高齢者美術作品展の開催や、高齢者運動会に対する補助、全国健康福祉祭（ねんりんピック）等への派遣を行う。（単位：千円）								
区分	内容						予算額	
シニア作品展開催事業	高齢者の文化活動の成果を発表する場として高齢者の美術作品展を開催する。（ねんりんピック美術展への出品選考も併せて実施）						2,024	
高齢者健康運動会開催事業	鳥取県社会福祉協議会が県内3ヶ所（東部・中部・西部）で開催する高齢者健康運動会の経費を補助する。（補助率：10/10）						6,734	
ねんりんピック選手派遣事業等	ねんりんピックの選考会を兼ねたスポーツ大会（因伯シルバー大会）の開催、ねんりんピックへの選手団等派遣、情報誌の発行を行う。						18,249	
合計						27,007		
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度はシニアバンクの登録累計人数7,000人を目指す。（令和4年12月末現在 6,752人） 元気な高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援し、その活動の促進を図るため、シニアバンクの登録・活動促進等に取り組んでいる。 								

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
福祉施設版共生ホーム推進事業	2,000	2,000	0				2,000													
トータルコスト	3,559千円 (前年度 3,577千円) [正職員: 0.2人]																			
主な業務内容	補助金交付事務																			
工程表の政策内容	-																			
事業内容の説明																				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げるため、施設整備・改修等に必要な経費を支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金</p> <p>福祉サービス施設を拠点として高齢者、障がい者、児童等の地域住民が集う鳥取ふれあい共生ホームの整備を支援する。</p> <p>【予算額】 2,000千円 (1,000千円×2箇所分) (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> <th>対象団体</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共生サービス型</td> <td>高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの</td> <td rowspan="2">高齢者等に関する事業所を運営する民間団体</td> <td rowspan="2">10/10</td> <td rowspan="2">1,000</td> </tr> <tr> <td>事業所併設型</td> <td>地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、高齢者、障がい者、児童など地域住民の誰もが集う居場所である「鳥取ふれあい共生ホーム」を県内に広げていく。 市町村を通じたPR等により、着実に増加している。平成29年度には、事例集・ステッカー・認定証を作成し、好事例などを情報提供した。また、ホームページにも事例を掲載している。 認知症施策として推し進めている「認知症カフェ」の整備に活用していくため、「認知症カフェ」未設置の市町村にPRしている。 									区 分	内 容	対象団体	補助率	限度額	共生サービス型	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの	高齢者等に関する事業所を運営する民間団体	10/10	1,000	事業所併設型	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの
区 分	内 容	対象団体	補助率	限度額																
共生サービス型	高齢者、障がい者、児童等の2つ以上の事業を運営する事業所に設置されるもの	高齢者等に関する事業所を運営する民間団体	10/10	1,000																
事業所併設型	地域住民との交流を目的に高齢者等の事業所に設置されるもの																			

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料) 4 (基金繰入金) 8,576	一般財源	
認知症サポートプロジェクト事業	60,708	59,184	1,524	24,595			27,533	
トータルコスト	79,421千円（前年度 79,687千円）〔正職員：2.4人〕							
主な業務内容	認知症の知識の普及啓発、委託業務、研修・会議開催、各種連絡調整等							
工程表の政策内容	認知症施策の推進（「とっとり方式認知症予防プログラム」の普及を含む）							
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】							
1 事業の目的、概要								
超高齢社会において認知症への対応は喫緊の課題となっていることから、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進していく。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	内 容							予算額
認知症本人の社会参加支援 (国10/10)	認知症本人の社会参加を推進し、その視点を施策や地域啓発へ反映させるための「認知症本人ミーティング」や研修等を開催する。							618
認知症本人と家族の一体的支援 (国1/2、基金)	認知症本人と介護家族等（介護者）を地域で支えるための、コールセンター運営・相談対応、ピアサポートを実施する。また介護家族支援強化を目的とした実態調査を実施する。（委託先）認知症の人と家族の会鳥取県支部							6,909
認知症になっても安心して暮らせる共生社会 (国10/10、基金)	認知症サポーター等の養成、市町村等及び関係機関との連携会議等を開催する。							2,700
若年性認知症支援事業 (国1/2)	若年性認知症の人への相談支援として若年認知症サポートセンターの運営、関係機関とのネットワーク構築、企業や地域等への啓発研修等を実施する。（委託先）認知症の人と家族の会鳥取県支部							8,130
認知症医療体制の充実 (国10/10、国1/2、基金)	認知症専門医療の中核となる認知症疾患医療センターの運営及び地域の認知症医療の対応や、早期発見、地域包括支援センター等との連携を進めるため医療関係者への研修等を開催し、認知症医療に係る人材を育成する。							28,494
認知症高齢者介護制度人材の育成 (国10/10、基金、単県)	認知症介護職員等を対象とした各種研修会の開催、認知症地域支援推進員の人材育成や、認知症重度化予防に関する知識・技術を確実に習得するための研修会を開催する。							13,857
合 計							60,708	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーターが中心となって地域で活動をする「チームオレンジ」を2025年までに19市町村に設置する。また、認知症疾患医療センターと連携したピアサポートを定着させ、診断からサポート機関に繋がるまでのタイムラグを解消して早期対応に繋げる。 「認知症本人ミーティング」を開催し、施策に当事者視点を活用（1回/2ヵ月に開催）、認知症サポーターの養成（令和4年9月末：107,357人、対人口比で全国3位）、基幹型認知症疾患医療センター（鳥取大学医学部付属病院）と連携しピアサポートを開始した（令和3年8月17日）。 								

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
高齢者虐待防止推進事業	1,732	1,732	0	866			866	
トータルコスト	3,291千円 (前年度 3,309千円) [正職員: 0.2人]							
主な業務内容	委託業務、研修・会議開催、各種連絡調整等							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制を整備する。

2 主な事業内容

(1) 地域における高齢者虐待防止の推進

(単位: 千円)

区分	内容	予算額	財源
高齢者の権利擁護相談支援事業	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家チームによる面接相談や地域包括支援センター職員等への助言等を行う。 (委託先) ・一般社団法人とっとり東部権利擁護支援センター ・一般社団法人成年後見ネットワーク倉吉 ・一般社団法人権利擁護ネットワークほうき	734	国1/2
高齢者虐待対応現任者研修	通報受付機関(地域包括支援センター及び市町村)の職員に対し、現場対応力向上を目的とした研修を実施する。 (委託先) 鳥取県社会福祉士会	496	国1/2
合 計		1,230	

(2) 高齢者施設における高齢者虐待防止の推進

(単位: 千円)

区分	内容	予算額	財源
介護職員向け高齢者権利擁護研修会	施設内における権利擁護や身体拘束廃止に向け、具体的な知識と技術を習得するため、介護職員に対して研修や意見交換会を行う。	187	国1/2
管理者等責任者向け高齢者権利擁護研修会	介護施設等の施設長等施設内において指導的立場にある者を対象として、法人・組織のスキルアップや虐待防止に向けた資質向上と意識啓発のための研修会を行う。	187	国1/2
合 計		374	

(3) 事務費(連絡調整費等) 128千円(財源 国1/2)

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・高齢者虐待防止法に基づき県内の高齢者虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護に対し様々な支援を行い、高齢者虐待対応のための体制整備を図る。
- ・県の高齢者虐待の防止に関しての取組として、市町村・包括支援センター等を対象とした「養護者からの高齢者虐待対応研修」に加え、平成26年度からは「施設従事者による高齢者虐待対応研修」を開催している。
- ・介護職員等に対しては、施設における高齢者虐待防止に関するケアのあり方研修を継続して開催することで高齢者虐待に対する意識付けを図り、権利擁護のための取組の推進を図っている。

4目 老人福祉費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
訪問介護サービス 緊急支援事業	2,500	2,500	0				2,500	
トータルコスト	3,280千円 (前年度 3,289千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>過疎地域においても在宅介護できる体制を維持するため、事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を市町村が支援した額に対して補助する。 (国が中山間地域の訪問介護事業所に対して、新たな支援措置を講じるまでの時限的な対応)</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補助対象 全部過疎地域であって、訪問介護サービス事業所が市町村内に1つしかない市町村 (岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、日南町、日野町、江府町)</p> <p>(2) 補助対象経費 事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費に対して、市町村が支援した額</p> <p>(3) 補助率 1/2 (1事業所あたり50万円/年を上限) ※過疎債の活用が可能な場合は活用することとし、交付税措置を除いた実質市町村負担額を補助対象とする。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村と協力しながら、過疎地域における訪問介護事業所の運営を支援することで、在宅介護サービスを受けられる環境を維持する。 令和5年度は、岩美町、若桜町、智頭町、三朝町、日南町を支援予定である。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
デジタルを活用した認知症予防啓発事業	12,915	16,029	△3,114	8,115			4,800	
トータルコスト	16,034千円（前年度19,183千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	委託契約締結、支払事務、情報発信、教室運営							
工程表の政策内容	認知症施策の推進（「とっとり方式認知症予防プログラム」の普及を含む）							
事業内容の説明	【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】							
1 事業の目的、概要								
認知症は早い時期から発症リスク因子を減少させることで、発症の遅延や進行の抑制の可能性があることがわかってきていることから、ICTも導入しながら認知症に関する啓発・情報発信の強化、予防教室の拡充など、多くの高齢者がライフスタイルに合わせて早期からリスクを減少させる予防の実践が可能となるような環境を構築していく。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	内容							予算額
ICTを活用した認知症予防教室 （国1/2、県1/2）	感染症や気候により外出や参集が難しい状況や、地域の活動状況などに左右されず、高齢者がライフスタイルに合わせて自宅から認知症予防教室に参加できるよう、ICTを活用したライブ、オンデマンドによる認知症予防教室を実施する。							7,610
SNSを活用したプッシュ型情報発信 （国1/2、県1/2）	認知症に関連する情報をスマートフォン等にプッシュ型で直接配信したり、利用者に合わせた情報が配信される機能を活用するなど、効果的な情報発信を実施する。							1,990
（拡充）ハイブリッド型「とっとり方式認知症予防プログラム」教室立上げ支援（国10/10）	老人クラブと連携して「とっとり方式認知症予防プログラム」集合型教室の普及研修会を開催するとともに、令和5年度からはオンラインでも教室開催可能となるよう ZOOM 活用教室を各圏域で開催し、集合型教室の良いところ+オンライン⇒ハイブリッド型の「とっとり方式認知症予防プログラム」教室を普及することで、with コロナにおける効果的・安定的な認知症予防教室を実施する。 （委託先）鳥取県老人クラブ連合会							3,315
合 計							12,915	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 認知症について啓発・情報発信するとともに、多くの方が認知症リスク低減に繋がる活動を実践できる仕組みを構築することで、高齢者がライフスタイルに合わせて予防の実践が可能となるような環境づくりを推進する。 市町村に対し「とっとり方式認知症予防プログラム」の導入を進めている（令和4年12月現在、10市町村導入）。また、社会福祉協議会や、老人クラブ連合会と連携した研修会を開催した（令和2年度：7回、令和3年度：5回）。 その他、県ホームページでの動画公開、市町村CATVでの放映、図書館での企画展示など啓発を実施した。 老人クラブ連合会と連携したスマホ教室を開催した（令和3年度：各圏域3回、計9回、令和4年度は13回予定）。 「とっとり方式認知症予防プログラム」教室は、市町村及び老人クラブ等の民間団体含めて全市町村で取組が始まっている。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護事業所における介護ロボット・ICT導入支援事業	106,906	230,398	△123,492			(基金繰入金) 106,906		
トータルコスト	108,465千円（前年度 231,975千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進							
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】				
1 事業の目的、概要								
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等のため業務負担が増えている介護現場の現状を踏まえ、職員の負担軽減や業務効率化を推進するため、鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、事業所における介護ロボット、ICT（情報通信技術）の導入を支援する。								
2 主な事業内容								
(1) 介護ロボット導入支援事業								
事業費	82,809千円							
事業内容	介護事業者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資するため、介護事業者が介護環境の改善のために整備する介護ロボット導入費を助成する。							
対象主体	各介護事業所							
対象経費	介護ロボット購入費、見守りセンサー導入に伴う通信環境整備費 ・1機器につき補助上限額30万円 （移乗支援・入浴支援については上限100万円） ・見守りセンサー導入に伴う通信環境整備費については1事業所につき上限750万円 ・1回当たりの限度台数は、利用定員を10（在宅系サービスは20）で除した数を限度台数とする。 ・補助率 3/4（一定の要件を満たした場合）左記以外1/2							
事業開始	平成28年度							
(2) 介護分野ICT導入支援事業								
事業費	24,097千円							
事業内容	介護記録、記録に基づく事業所内での情報共有、介護報酬請求業務等、介護業務の効率化に繋がるICT導入を支援し、もって、介護職員の身体的・心理的負担を軽減し、離職防止や職場定着を図る。							
対象主体	各介護事業所							
対象経費	・タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア、ソフトウェア等の導入に必要な購入費やリース料の経費の一部を補助する。 ・補助率 3/4（一定の要件を満たした場合）左記以外1/2							
事業開始	令和元年度							
3 事業目標・取組状況・改善点								
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等のため業務負担が増えている介護現場の現状を踏まえ、事業所における介護ロボット、ICTの導入を支援することにより、職員の負担軽減や業務効率化を図る。								
<導入実績>								
・介護ロボット導入支援 平成28年度～令和3年度 204機器（51事業者）								
・ICT導入支援 令和元年度～令和3年度 276製品（125事業者）								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（長寿社会課）管理運営費	1,228	1,219	9	313			915	
トータルコスト	45,099千円（前年度 45,484千円）〔正職員：5.0人 会計年度任用職員：1.7人〕							
主な業務内容	情報公表、建設の事前審査・検査、運営の指導、市町村間の調整、課内外の連絡調整							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県内の介護サービス等の適切な実施のための事業を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 老人福祉施設指導監督事務費 90千円 老人福祉施設等に対する指導監査の実施及び市町村が行う老人ホームの入所措置に対し、県が入所時期、順位等に関する調整等を行う。</p> <p>(2) 福祉施設等の情報公開推進事業 762千円（一部国庫） 利用者のサービス選択に資する情報の提供と、サービス資質向上のために、介護サービス情報の公表、及び地域密着型サービスの外部評価を行う。</p> <p>(3) 福祉保健部（長寿社会課）管理運営費 376千円 ・長寿社会課の予算・決算・庶務業務、各種連絡調整を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な連絡調整および予算の運用を図る。 ・介護分野に係る各種連絡調整・対応を行った。 								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業	0	1,000	△1,000					
トータルコスト	0千円（前年度 1,789千円）							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	介護人材の確保・定着促進							
事業内容の説明								
<p>介護予防・生活支援サポーターの創出事業の終了に伴う廃止である。 ※介護助手の養成は「「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業」へ統合する。</p>								

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】高齢者施設の新型コロナ対策支援事業	0	80,000	△80,000					
トータルコスト	0千円（前年度 82,366千円）							
主な業務内容	補助金交付事務、委託契約事務、実施指導業務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>新型コロナウイルス感染症対策推進課で計上する「新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業」に統合するため廃止する。</p>								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課（内線：7194）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県公衆衛生学会等運営費	254	254	0				254	
トータルコスト	1,034千円（前年度1,043千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	公衆衛生学会の開催、日本公衆衛生学会への職員参加							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県公衆衛生学会及び中国地区公衆衛生学会の開催、日本公衆衛生学会に参加するための経費である。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
鳥取県公衆衛生学会の開催	県内の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。							36
中国地区公衆衛生学会の開催	中国地区の大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果・直面する課題について発表・討議する。 ※中国5県及び2政令市が持ち回りで開催。令和5年度は本県が当番県である。							173
日本公衆衛生学会への参加	全国の公衆衛生関係者が参加する日本公衆衛生学会に参加する。							45
合計								254
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 大学、医療機関及び公衆衛生行政等の関係者が一堂に会し、公衆衛生に関する情報を交換し、研究成果や当面する課題について発表・討議しその成果を業務に反映させることにより、県民の健康の保持増進を図る。 								

健康政策課（内線：7153）

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（避難退域時検査関係）	1,814	1,641	173	1,814				
トータルコスト	2,594千円（前年度2,430千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	放射線測定器・個人線量計の校正等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
島根原子力発電所事故発生時に、避難住民に対して放射性物質による体表面汚染状況を確認するため実施する避難退域時検査に必要な放射線測定機器について、校正及び修繕を行う。								
2 主な事業内容								
校正又は修繕を行う機器 GM管式サーベイメータ：26台（校正25台、修繕1台）、個人線量計：67台（校正）								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 平成24～25年度にかけて整備した住民避難時に実施する避難退域時検査に必要な基本的な放射線測定器（GM管式サーベイメータ、個人線量計）について、県危機管理局が定めた校正サイクルに従い、計画的に、毎年1回、測定機器の校正を行い、住民避難時における測定機器の正常な性能を維持する。 								

1目 公衆衛生総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源																
栄養改善指導事業	1,198	7,080	△5,882	421		80	697																
トータルコスト	16,012千円（前年度 24,907千円）〔正職員：1.9人〕																						
主な業務内容	特定給食施設等への指導、栄養改善関係者の人材育成、食品表示・広告等に関する相談指導、国民健康・栄養調査の実施、栄養士免許証の交付等																						
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的、概要 生活習慣病対策を推進するため、県民への栄養教育を担う栄養改善関係者の人材育成等を行うとともに、健康増進法に基づき、栄養管理が必要な特定給食施設等への指導や国民健康・栄養調査を実施する。 また、食品表示法及び健康増進法に基づく食品表示、広告に関する相談指導等を行う。																							
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>栄養改善指導 （単県）</td> <td>・栄養・食生活改善活動を行う者等に対する研修会の開催 ・栄養管理が必要な特定給食施設等に対して巡回等による指導・助言の実施 ・食品表示や広告に関する制度について相談指導の実施、実務講習会の開催</td> <td>660</td> </tr> <tr> <td>国民健康・栄養 調査（国10/10、 単県）</td> <td>・国民健康・栄養調査（毎年）の実施（厚生労働省からの委託事業） ・県民健康栄養調査報告書のまとめを行う。</td> <td>458</td> </tr> <tr> <td>栄養士法施行事 務（手数料）</td> <td>・栄養士免許及び管理栄養士免許に係る免許更新事務</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,198</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	予算額	栄養改善指導 （単県）	・栄養・食生活改善活動を行う者等に対する研修会の開催 ・栄養管理が必要な特定給食施設等に対して巡回等による指導・助言の実施 ・食品表示や広告に関する制度について相談指導の実施、実務講習会の開催	660	国民健康・栄養 調査（国10/10、 単県）	・国民健康・栄養調査（毎年）の実施（厚生労働省からの委託事業） ・県民健康栄養調査報告書のまとめを行う。	458	栄養士法施行事 務（手数料）	・栄養士免許及び管理栄養士免許に係る免許更新事務	80	合計		1,198
区分	事業内容	予算額																					
栄養改善指導 （単県）	・栄養・食生活改善活動を行う者等に対する研修会の開催 ・栄養管理が必要な特定給食施設等に対して巡回等による指導・助言の実施 ・食品表示や広告に関する制度について相談指導の実施、実務講習会の開催	660																					
国民健康・栄養 調査（国10/10、 単県）	・国民健康・栄養調査（毎年）の実施（厚生労働省からの委託事業） ・県民健康栄養調査報告書のまとめを行う。	458																					
栄養士法施行事 務（手数料）	・栄養士免許及び管理栄養士免許に係る免許更新事務	80																					
合計		1,198																					
3 事業目標・取組状況・改善点 ・栄養管理従事者や特定給食施設等関係者の資質向上、食品関連事業者の法令順守のための指導、県民の健康課題の把握・分析・施策展開等を図り、県民の栄養改善につなげる。																							

2目 結核対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
結核予防対策事業	（債務負担行為） 2,860 21,296	15,990	（債務負担行為） 2,860 5,306	7,626			（債務負担行為） 2,860 13,670	
トータルコスト	74,316千円（前年度69,615千円）[正職員：6.8人]							
主な業務内容	感染症診査協議会結核部会運営、公費負担医療費支払事務、県費補助金事務、表彰等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
結核の予防・拡大防止を図り、また結核患者に適正な医療を提供するため、研修啓発事業、結核の医療費の公費による負担、服薬支援（治療薬を確実に服用できるよう支援する）等を行う。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
結核予防啓発事業（単県）	結核予防功労者表彰のほか、結核予防週間（9/24～9/30）における普及啓発を行う。							33
結核対策特別促進事業（普及啓発）（単県）	結核関係医療従事者等研修事業及び各種普及啓発事業等を実施する。							712
結核対策特別促進事業（服薬支援）（国10/10）	在宅患者に対する訪問指導等継続的な服薬支援を実施する。							708
法施行事務費（単県）	結核医療を適正に行うために、感染症診査協議会結核部会の運営等を行う。 ※債務負担行為：2,860千円（令和6年度から令和9年度まで） 感染症診査協議会結核部会で使用する画像ビューワーシステムの保守費用							6,028
接触者健診・管理検診（国1/2）	感染のおそれのある者、治療が終了した者等に対する健康診断を実施する。							3,018
診療報酬支払事務（単県）	医療費の公費負担に係るレセプト処理を支払基金と国保連合会に委託する。							38
結核医療費公費負担（国3/4、国1/2）	結核医療費の公費負担を実施する。							6,126
感染症予防体制整備事業（国1/2）	80歳以上の高齢者への普及啓発を実施する。							75
結核予防技術者地区別講習会（国10/10）	結核予防に従事する技術者が結核対策に必要な知識、技術の習得、新しい施策の周知を図るため、中国四国地区の各県が持ち回りで講習会を開催する。（全国で各ブロックごとに開催）							1,591
結核定期健康診断費補助金（単県）	感染症法に基づき結核健康診断を実施する私立学校等に対して補助する。（補助率2/3）							2,967
合計								21,296
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動や医療従事者の研修派遣等を実施し、結核予防を推進する。 結核患者に対する医療費等の公費負担を滞りなく行う。 例年、200件程度の検診を実施しており、感染者の発見と感染源の追求や治療を終了した者の再発の早期発見などに努めている。 								

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
新型インフルエンザ等対策事業	33,672	883	32,789	269			33,403	
トータルコスト	67,199千円（前年度 34,793千円） [正職員：4.3人]							
主な業務内容	協議会、研修会の開催、普及啓発等							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
新型インフルエンザの発生時の医療体制整備のため、図上訓練や医療従事者の研修、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
鳥取県新型インフルエンザ医療対策連絡会議（国1/2）	新型インフルエンザの発生時に迅速かつ適切な医療が提供できるよう、医師会、病院、行政等による協議を行う。						197	
医療従事者研修（国1/2）	新型インフルエンザの診療従事者を増やすため、普段はインフルエンザの診療に携わらない内科、小児科以外の医師なども含めた研修を実施する。						347	
保健所職員研修会（単県）	発生時の初動体制の強化を図るため、患者調査等を実施する保健所職員に対する研修を実施する。						93	
抗インフルエンザウイルス薬対策委員会（単県）	タミフル等の抗インフルエンザウイルス薬の県内における安定的な供給を図るため、流通や備蓄について関係団体と協議する。						24	
図上訓練（単県）	新型インフルエンザ等対策特別措置法第12条に基づき図上訓練を実施する。						222	
抗インフルエンザ薬の購入・廃棄（単県）	新型インフルエンザが発生した際に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の更新を行う。						32,789	
合計							33,672	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・各種協議会・研修会を年1回以上を目標に圏域及び全県で開催し、新型インフルエンザ発生に備える。								

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (手数料)	一般財源	
感染症対策推進事業	38,849	38,429	420	16,870		5	21,974	
トータルコスト	111,116千円（前年度111,458千円）[正職員：8.9人 会計年度任用職員：1.0人]							
主な業務内容	感染症危機管理体制の整備、感染症指定医療機関の運営助成、麻しん・風しん対策、感染症予防、発生時の対策にかかる業務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
感染症の発生時における危機管理体制を平常時から整備するとともに、感染症患者に対する適切な医療の提供を図る。また、感染症の発生動向を調査し、感染拡大の兆候を探知し適切な予防活動を実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
感染症危機管理体制整備事業(国1/2、単県)	緊急時の防疫体制の検討などを行う感染症対策協議会・感染症診査協議会の運営や緊急時に備えた訓練等を実施する。							1,979
感染症発生動向調査事業(国10/10、国1/2)	感染症発生動向調査等、感染症流行予測調査を実施する。							11,498
感染症予防事業(国1/2、国3/4)	感染症指定医療機関に対する運営費補助のほか、感染症患者への医療費公費負担や市町村が実施する防疫対策経費に対して補助する。							17,128
麻しん・風しん対策事業(国1/2、単県)	麻しん・風しん感染予防のため、無料抗体検査の実施やワクチン接種費用の補助、啓発を実施する。また、麻しん患者発生時の緊急ワクチン接種を実施する。							8,089
動物由来感染症対策事業(国1/2、単県)	動物由来感染症に関する研修・普及啓発や情報収集・分析・情報提供体制等を整備する。 ・県内マダニ等のSFTS（重症熱性血小板減少症候群）ウイルスの保有状況調査							155
合計								38,849
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生に備えた体制整備、発生動向の調査、発生時の迅速な対応等を行い、感染症の予防、感染拡大防止等を図る。 近年では、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の他、欧米でサル痘の流行、西アフリカでエボラ出血熱の流行、中南米を中心としたジカウイルス感染症の流行等が発生した。国内においては全国的に麻しんや風しんの流行が認められており、海外からの帰国者等から患者（疑い患者を含む）が発生した場合に備え、関係機関が連携し、迅速かつ的確な対応を実施するための体制整備が必要となっている。 医療機関や市町村の協力の下、感染症発生に備えた体制作りを進めており、感染症発生時の検査体制、感染症の発生を探知する監視体制、患者を受け入れる感染症指定医療機関の整備などにより、発生した際に万全の体制で対応がとれるよう対策を講じる。 								

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
予防接種事故対策事業	12,867	12,933	△66	8,624			4,243	
トータルコスト	14,426千円（前年度14,510千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、健康状況調査事務							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
予防接種法に基づく予防接種（新型コロナウイルスワクチンを除く）により発生した健康被害者を救済するための救済給付等の事業を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
予防接種事故被害者給付事業(国1/2)	予防接種法に基づく予防接種による健康被害者に対して、市町村が行う救済給付について、経費の一部を補助する。(補助率3/4)							12,383
予防接種後健康被害調査事業(国2/3)	予防接種法に基づく予防接種による健康被害給付の認定申請があった市町村が実施する予防接種事故の調査、審査に要する経費について補助する。(補助率10/10)							57
予防接種後健康状況調査(国10/10)	予防接種後の副反応に関するアンケート調査を行い、全国で集計・解析・評価し、結果を医療現場、市町村等へ情報提供する。							331
予防接種情報交換会開催費(単県)	予防接種について情報交換を行うため、市町村及び保健所担当者を対象にした研修会を開催する。							22
予防接種研修旅費(単県)	予防接種について最新動向の把握や新制度の情報収集のため、各種研修会に参加する。							74
合計								12,867
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防のため定期予防接種の勧奨を行うとともに、予防接種によって健康被害を受けられた方への救済措置を適切に行う。 令和4年10月1日現在、予防接種法に規定される定期の予防接種が原因で健康被害にあわれ、救済制度の給付を受けている者は東部地区3名、西部地区1名の計4名である。 								
エイズ予防対策事業	4,718	4,915	△197	2,357			2,361	
トータルコスト	38,245千円（前年度38,825千円）〔正職員：4.3人〕							
主な業務内容	普及啓発、エイズ及び性感染症検査・相談の対応、研修への派遣							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進するとともに、エイズ、HIV感染に対する偏見・差別の解消を図る。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
正しい知識の普及啓発	世界エイズデー、HIV検査普及週間等のキャンペーンの実施							1,247
検査・相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 保健所でのHIV・性感染症検査（無料・匿名）の実施 医療機関等へのエイズカウンセラーの派遣 検査・相談業務従事者育成のための研修派遣 							2,441
医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等の研修派遣 医療機関の連携体制の充実（連絡会議開催等） 							1,030
合計								4,718
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 機会を捉えた啓発を引き続き実施し、エイズ及び性感染症のまん延防止と早期発見・早期治療を推進する。 医療体制充実のため、医療従事者の研修派遣等を引き続き実施する。 								

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ハンセン病問題対策事業	1,429	1,429	0				1,429	
トータルコスト	6,394千円（前年度 6,445千円）〔正職員：0.6人 会計年度任用職員：0.1人〕							
主な業務内容	普及啓発、県出身者への支援、補償法に関わる相談支援等							
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ハンセン病の元患者（回復者）は、国の強制隔離政策によりハンセン病療養所に入所を強いられた歴史があり、平成8年の「らい予防法」廃止後も、社会に根強く残っている偏見と誤解のために故郷に帰ることができず、療養所でそのまま生活しておられる。

本県出身の療養所入所者が安心して生活ができるように支援するとともに、ハンセン病に起因する人権問題解決のため、普及啓発事業を実施する。

また、ハンセン病元患者家族等への補償に対する相談窓口を設置し、支給対象の方への請求手続き等を支援する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
ハンセン病問題 人権啓発事業	○ハンセン病問題人権学習会の開催 県内の小・中・高等学校において、ハンセン病問題に係る人権学習会を実施する。 ○県民交流事業 一般公募で申込みのあった県民と、長島愛生園及び邑久光明園（岡山県瀬戸内市）を訪問し、施設見学及び入所者との交流を通してハンセン病問題に対する理解を深める。 ○ハンセン病啓発パネル展 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」（6月22日）に合わせ、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい知識の普及啓発を行うため、県内各地でパネル展を開催する。	844
本県出身入所者 支援事業	○療養所訪問事業 職員が療養所を訪問し、本県出身の入所者の意見・要望等をお伺いする。また、郷土の特産品、新聞、地方情報誌等を送付する。 ○里帰り支援事業 本県出身の入所者の里帰りに係る経費を負担し、支援を行う。 ○伝統芸能派遣事業 里帰り困難な本県出身者が入所されている療養所へ、希望に応じて郷土芸能団を派遣する。	505
ハンセン病家族 補償法支援事業	ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律等が令和元年11月22日に施行されたことに伴い、県内各圏域に相談窓口を設置し、本補償金の支給対象の方への申請手続き等の支援を行う。	80
合計		1,429

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ハンセン病が正しく理解されるよう普及啓発を行い、社会に根強く残っている差別や偏見を解消していく。
- ・入所者が減少し、また高齢化していることから里帰り事業など御意向を踏まえながら事業を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら、可能な範囲で事業を実施する。

3目 予防費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
熱中症対策事業	1,062	1,044	18				1,062	
トータルコスト	11,978千円（前年度12,084千円）〔正職員：1.4人〕							
主な業務内容	普及啓発、関係機関との会議の開催							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 地球温暖化等の環境の変化により、日常生活における熱中症発症リスクの高まりが懸念されることから、熱中症による健康被害を未然に防ぐための取組を実施する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
熱中症の予防啓発	○熱中症に係る警報等の発令（熱中症警報、熱中症特別警報等） 鳥取地方気象台が発表する気象条件に応じて、警報等の発令による注意喚起を行う。 ○熱中症予防の普及啓発 ・対面での声かけや見守り活動の支援 ・各種媒体を活用した広報活動の実施 ・夏季イベントでの注意喚起 ・冬季における浴室での熱中症予防啓発 ○鳥取県熱中症対策連絡会議の開催（年2回程度） シーズン前後等に関係者間で取組内容の共有や連携等について協議を行い、併せて、医師を招へいし、関係機関の担当者等を対象に発症予防の方法や発症時の適切な対応等の助言を行う。							1,062
3 事業目標・取組状況・改善点 ・関係機関を対象に医師を招へいして熱中症対策連絡会議を開催し、医学的見地から課題や対策への助言をいただき、普及啓発及び注意喚起等を行っていくことで、熱中症による健康被害を防ぐ。								

４目 精神衛生費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(地方機関計上予算) 精神保健福祉センター 運営費	6,101	6,872	△771	503			5,598	
トータルコスト	68,477千円(前年度 69,960千円) [正職員：8.0人]							
主な業務内容	精神保健福祉相談、技術指導・援助、教育研修、普及啓発等							
工程表の政策内容	地域の精神保健福祉に関わる関係機関との連携強化と関係機関職員等の資質向上							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県民の心の健康づくりと精神障がい者の社会参加と地域生活支援のため、次の事業を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 教育研修 精神保健福祉業務に従事する職員を対象として、資質の向上を図るため、専門的な教育研修を実施する。 (精神保健福祉研修会、地域支援研修会、アディクション(嗜癖)研修会等)</p> <p>(2) 精神保健福祉相談 心の悩みや、精神疾患、職員のメンタルヘルス、精神障がいの社会制度、ひきこもり、自死、発達障がい、アディクション(嗜癖)等様々な相談に応じる。</p> <p>(3) こころの健康に関する普及啓発 講演、リーフレット等の作成・配布、ビデオ・書籍・教育パネルの貸し出し等を行う。</p> <p>(4) 関係機関への技術指導、技術援助 地域の精神保健福祉活動を推進するため、専門的立場から助言、指導、制度等に関する相談及び関係職員を対象とした依頼講演等を行う。</p> <p>(5) 地域精神保健向上のための組織の育成 家族会等の組織育成を図るとともに、精神保健福祉に関する団体の活動を支援する。</p> <p>(6) 精神保健福祉に関する調査研究</p> <p>(7) 企画立案</p> <p>(8) 精神医療審査会事務(事業に係る予算：障がい福祉課「精神保健福祉に関する事業」)</p> <p>(9) 精神障害者保健福祉手帳等に係る判定業務(事業に係る予算：障がい福祉課「自立支援給付費」)</p> <p>(10) 自死対策情報センター(事業に係る予算：健康政策課「みんなで支えあう自死対策推進事業」)</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究及び保健所・市町村等の関係機関に対して技術指導・技術援助を行うことにより、精神障がい者の社会参加及び地域生活支援を図るとともに、心の悩みや精神疾患等様々な相談に対応し、県民のこころの健康の保持増進に努める。 ・県民を対象に精神障がいや心の健康に関する様々な相談に対応した。近年、発達障がい、ひきこもり、アルコール等依存症関連の相談も増加傾向にある中、困難な事例に対する関係機関からの相談も増加しており、専門機関としての技術援助が更に必要と考える。 ・市町村や医療機関等関係機関の職員に対する教育研修を開催し、技術支援を行いながら関係機関のスキルアップを図った。その都度、新たな課題や各種事業に取り組み、関係機関と連携をとりながら地域の精神保健福祉の向上及び精神障がい者の健康と福祉の増進を図っているところである。 								

7目 難病対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
難病対策事業	987,546	912,448	75,098	488,258			499,288	

トータルコスト 1,013,276千円（前年度938,472千円）[正職員：3.3人]

主な業務内容 医療受給者証の交付事務、医療費の公費負担、医療相談会・訪問相談の実施等

工程表の政策内容

—

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

発病の原因が不明であり、治療が困難で長期療養を要するために、医療費負担が高額となる難病について、その患者に対して良質で適切な医療を提供するため、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき県がその治療に要した医療費の一部を公費負担する。

また、難病患者の療養生活を向上させるための環境整備や、難病患者が早期に正しい診断を受けて、適切な治療を受けることができる体制を整備する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額
難病等医療費助成事業(国10/10ほか)	指定難病(338疾患)の患者に要した医療費の一部を公費負担するほか、スモン等の患者に対して特定疾患治療研究事業として医療費の公費負担を実施する。また、国が進めている診断書オンライン登録を推進するため、医療機関に対して環境整備のための補助金を交付する。	954,569
難病患者地域支援対策推進事業(国1/2)	難病患者の療養生活を支援するため、医療相談会・患者交流会の開催、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談を実施する。	217
在宅難病患者一時入院事業(国1/2)	常時介護等を必要とする難病患者の在宅での療養環境を整備するため、家族介護者の休息等を目的とする一時入院を行うことができる医療機関を確保して、難病患者の一時入院を委託する。	5,011
在宅人工呼吸器使用患者支援事業(国1/2)	人工呼吸器を使用する難病患者が在宅において適切な医療を受けることができるよう、訪問看護ステーションに訪問看護を委託する。	5,141
難病相談・支援センター等設置委託(国1/2)	難病患者及びその家族の各種相談に応じる鳥取県難病相談・支援センター及び鳥取県難病医療連絡協議会の設置・運営を、国立病院機構鳥取医療センター及び鳥取大学医学部附属病院に委託する。	22,608
合計		987,546

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・医療費の公費一部負担や療養生活の向上に資する事業を実施し、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図る。
- ・適切な医療費公費負担の事務を進めるとともに、難病患者の療養生活を支援するための医療相談会・患者交流会の開催支援、保健師等による訪問指導(診療)・訪問相談等の取組を継続して推進する。
- ・国が進めている診断書オンライン登録を推進するため、医療機関に対して環境整備のための補助金を交付する。

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ココカラげんき鳥取県推進事業	13,883	16,169	△2,286	376			13,507	
トータルコスト	42,732千円（前年度45,347千円）〔正職員：3.7人〕							
主な業務内容	健康経営マイレージ事業等による職域の健康づくりの推進、健康ポイント制度等の普及、委託業務、補助金交付事務等							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）が掲げる「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、手軽に取り組めるウォーキングをはじめ、地域や職域で健康づくりやフレイル対策に取り組む事業を展開する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
あるくと健康！うごく と元気！キャンペーン （とっとり健康ポイント 事業）	健康意識の醸成や健康づくりに向けた行動変容を図るため、スマホアプリを活用して、ウォーキングやスポーツ、日常生活における身体活動など健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、景品を贈呈するなど個人へのインセンティブを提供する。							7,035
ウォーキング立県 19 のまちを歩こう事業	○ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業 実行委員会が認定するウォーキング大会に参加しポイントを集めた方へ認定証や特典を進呈する。（委託先：「ウォーキング立県 19のまちを歩こう事業」実行委員会） ○ウォーキング立県推進事業補助金 ウォーキング大会を新規又は拡充して開催する団体等に対し、開催経費等を助成する。（補助率 1/2）							1,900
職域から始める健康づくり 推進事業	協会けんぽ鳥取支部と連携し、健康経営に取り組む企業を増やす取組を行うほか、健康経営に係る表彰や研修会を実施する。							338
健康づくり鳥取モデル 事業	○地域住民向け 800千円 地域における運動習慣の定着による健康づくりを推進するため、公民館等で体操教室など運動による健康づくりを行う自治会等に対して支援する。（補助率 10/10、上限額 200千円） ○企業向け 1,200千円 職場で運動による健康づくりに取り組む事業所に運動アドバイザーを派遣し、職場・業種ごとの課題に応じて、指導・助言を行う。（委託先：日本健康運動指導士会鳥取県支部）							2,000
みんなで取り組む 「まちの保健室」事業	○みんなで取り組む「まちの保健室」事業委託費 358千円 まちの保健室の運営や企画に主体的に取り組む地域の健康づくりリーダーとなる人材の養成やスキルアップを実施する。（委託先：鳥取看護大学） ○みんなで取り組む「まちの保健室」事業補助金 1,500千円 まちの保健室の開催により、地域における健康づくり活動や健康意識の向上に取り組む市町村や団体に対して支援する。 ・市町村向け（補助率 1/2、上限額 250千円） ・団体向け（補助率 1/2、上限額 400千円）							1,858
健康づくり文化創造推 進県民会議の運営等 （国 1/2）	鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）の推進に係る地域・職域連携会議を開催する。							752
合計								13,883

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・令和5年度までに健康寿命・平均寿命ともに全国順位10位以内を目指す。（健康づくり文化創造プラン）
- ・歩かない県民からの脱却に向けて、ウォーキング立県の推進のほか、地域や職域における健康づくり、フレイル対策に取り組む。
- ・健康づくりは若い頃から意識して取り組むことが重要である。あるくと健康！うごくと元気！キャンペーンでは、令和2年度から導入したウォーキングアプリによる歩数管理に加え、令和4年度は専用サイト上で食事・禁煙・飲酒などを含む総合的な健康管理を推奨した。令和5年度は、障がい等により歩行困難な方でも参加しやすいよう、ウォーキング以外のスポーツ活動についても運動量の多寡によってポイント付与することで、SDGsの目標「すべての人に健康と福祉を」を達成し、日頃の健康づくりに取り組みやすい環境づくりを更に充実させ、健康づくりの実践が県民の生活の中で当たり前となる健康づくり文化の定着を進めていく。

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
キラリと光る食育推進活動事業	5,231	5,387	△156	255			4,976	
トータルコスト	25,503千円（前年度25,891千円）〔正職員：2.6人〕							
主な業務内容	知事表彰、指導者研修会等の開催、関係者交流会や会議の開催等の企画調整、補助金等交付業務							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>食育関係者が各圏域での取組や課題を話し合う場を設けることで、食育活動の地域への定着と食育実践者同士のネットワーク強化を図るとともに、栄養・食生活の改善及び食育の推進を目的として活動する団体に対して助成し、団体の強化と普及啓発活動の支援を通じ、県民の健康増進を図る。</p> <p>国の消費・安全対策交付金（地域での食育の推進事業）を活用し、市町村、民間団体等が第4次食育推進基本計画等に定められた目標の達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育推進事業の支援を行う。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 食育地域ネットワーク強化事業（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
食育推進活動知事表彰（単県）	県内における食育活動の推進を奨励するため、他の模範となり地域社会に貢献している食育推進活動を表彰する。						50	
圏域食育推進ネットワーク交流会・会議（単県）	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク交流会の開催 先駆的活動事例の情報提供、関係者の情報共有 ネットワーク意見交換会の開催 圏域の個別課題を解決するための取組を検討し実践 						178	
「健康を支える食文化」推進事業（国1/2）	<ul style="list-style-type: none"> 「健康を支える食文化」専門会議の開催 「食のみやことっとり～食育プラン～」に基づく情報発信 						111	
おいしい☆へるしい☆大作戦！やさいを食べよう！事業	「やさいを食べよう協力店」の登録、情報発信							福祉保健部（健康政策課）管理運営費で対応
合計							339	
(2) 「食の応援団」支援事業（単県）（単位：千円）								
補助金名	事業内容						予算額	
鳥取県食生活改善推進員連絡協議会補助金（補助率：定額）	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民に対する食習慣改善講習会の開催及び普及啓発 会員に対する教育研修の実施 組織強化のための支援 						2,090	
（公社）鳥取県栄養士会補助金（補助率：定額）	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防のための栄養教室の開催、個別栄養相談の実施 子どものための食育教室の開催 						2,602	
合計							4,692	
(3) 鳥取県地域での食育の推進事業（国10/10）（単位：千円）								
補助金名	事業内容					補助率	予算額	
鳥取県地域での食育の推進事業交付金	市町村、団体等が行う地域食文化の継承、和食給食の普及、共食の場における食育活動、農林漁業体験機会の提供、食育を推進するリーダーの育成、日本型食生活の推進、食品ロスの削減の取組に対して補助する。					1/2以内	200	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 関係団体等の活動の充実・支援、関係団体同士が連携した取組の増加、情報収集・発信ツールの開拓等を図り、県民の健康増進につなげる。 関係課及び関係団体等との情報共有や連携、関係団体の活動を支援し、食環境整備を一層推進する。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
アレルギー対策推進事業	1,790	1,214	576	895			895	
トータルコスト	3,349千円（前年度 2,791千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	アレルギー疾患医療連絡協議会の開催、医療従事者等の人材育成、啓発資料の作成							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
アレルギー疾患を有する患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指し、アレルギー疾患拠点病院や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策を推進する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事業内容							予算額
鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催（国1/2）	診療体制の在り方や情報提供、人材育成等の施策の企画、立案等、以下の内容について検討・協議する。（委託先：鳥取県医師会）（年2回程度） ・アレルギー疾患に係る診療連携体制の整備に関する協議 ・県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関する協議 ・医療従事者の人材育成の推進に関する協議 ・アレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関する協議 ・その他アレルギー疾患対策の推進に関する協議							252
アレルギー疾患医療や支援に関わる医療従事者等の人材育成（国1/2）	(1) 医療従事者等に対する研修の実施 かかりつけ医や医療従事者、教育機関関係者等を対象にした研修を実施し、診療ガイドラインによる標準的治療やアレルギー疾患対応に関する知識の普及と技能向上に関する研修の実施。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院）） ○対象 医療従事者、保健師、薬剤師、栄養士、学校・保育施設等の関係者等 (2) (新規) 小児アレルギーエドゥケーター養成に係る補助事業 小児アレルギーエドゥケーターの認定を受けるために要する費用の一部を補助する。							1,038
アレルギー疾患患者や家族、地域住民等に対する啓発及び知識の普及（国1/2）	患者やその家族等を対象にした、関係機関と連携した講習や啓発資料の作成等によりアレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院（県拠点病院））							500
合 計								1,790
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じたアレルギー疾患対策に取り組むことにより、患者及びその家族が安心して生活できる社会を目指す。 ・アレルギー疾患医療拠点病院として鳥取大学医学部附属病院を選定し、鳥取県アレルギー疾患医療連絡協議会と連携をとり医療従事者等の人材育成や市民への知識の普及を図る。 ・令和5年度は、小児アレルギーエドゥケーターの資格取得に要する経費の一部を補助することにより、患者が居住する地域に関わらず、等しくその疾患の状態に応じて適切な医療を受けることができる医療提供体制の整備を進める。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
みんなで支えあう 自死対策推進事業	29,979	29,624	355	18,684			11,295	
トータルコスト	44,304千円（前年度 43,987千円）〔正職員：1.1人、会計年度任用職員：2.0人〕							
主な業務内容	相談支援業務、普及啓発業務、従事者研修、補助金事務等							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
自死を防ぐための相談体制の整備、人材養成等により、県内の自死に対する支援及び体制の充実を図り、自死の防止及び自死遺族に対する対策を行う。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
若年層・中高年層対策 （国1/2、国2/3）	・とっとり SNS 相談（週3～4日） ・若年層向け自死予防啓発、自死対策研修会 ・中高年層における自死対策研修会							13,260
自死対策の総合的推進 （国10/10）	・鳥取県市町村自死対策強化交付金の交付							3,000
自死遺族へのケア （国1/2）	・自死遺族の集いの開催（鳥取市、米子市） ・自死遺族自助グループへの支援（補助率：4/5、一部10/10）							1,161
相談窓口の整備 （国1/2）	・鳥取いのちの電話支援事業（補助率：定額） ・相談窓口担当者連絡会の開催							8,885
特色ある自死予防対策の 推進（国1/2）	・「眠れていますか？」睡眠キャンペーンの実施 ・自死対策人形劇派遣事業							626
精神医療体制の充実 （国1/2）	・かかりつけ医と精神科医との連携会議、精神医療関係者等研修（県医師会委託） ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修（各地区医師会委託）							1,800
自死予防県民運動の推進 （国1/2）	・「鳥取県心といのちを守る県民運動」の運営							350
（新規）職域における自 死予防啓発（国1/2）	・事業所等での働き盛り世代へのストレスチェック							690
事務経費（国1/2）								207
合計								29,979
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 誰もが自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことのできる鳥取県の実現を目指す。 平成30年4月に策定した自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」の見直しを行い「眠れていますか？」睡眠キャンペーンを軸とした積極的な普及啓発活動や関係機関と連携した相談事業体制の充実を図る。 若年層の相談体制の構築及び新型コロナウイルス感染症の影響により心身に不調が生じる県民の心のケアを目的として、「とっとり SNS 相談事業」を、令和5年度も引き続き相談日を拡充した体制で実施する。 中高年層の自死者数の増加を受け、職域における自死予防啓発事業を実施する。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
福祉保健部（健康政策課）管理運営費	2,499	4,492	△1,993			（雑入） 887	1,612	
トータルコスト	3,279千円（前年度 5,281千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	健康政策課の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
健康政策課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。								
2 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 適切な予算の運用と連絡調整を行う。 								

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひきこもり対策推進事業	34,417	32,391	2,026	18,796			15,621	
トータルコスト	49,231千円（前年度 48,163千円）〔正職員：1.9人〕							
主な業務内容	とっとりひきこもり生活支援センター委託実施、家族教室等の実施等							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

8050問題などのひきこもり問題の解決に加えて、コロナ禍であっても、ひきこもりの方やひきこもりに陥るおそれのある方が支援を求める声を上げやすい環境づくりとして、SNS（LINE）を活用した相談事業を加えた幅広い相談方法で支援を行っている。また、家族会等を含めた家族への支援、市町村が進める相談・支援の向上に対するバックアップ機能を一体的に推進し、ひきこもりからの早期の脱却、早期支援ができる体制の充実・強化を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業内容	予算額				
とっとりひきこもり生活支援センターの運営（国1/2他）	ひきこもり者に対する生活・就労支援を中心とした相談事業や社会参加促進事業（職場体験）等の実施（NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">相談事業（国1/2）</th> <th style="width: 50%;">体験事業（国3/4）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（7名） （東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 ・（新規）職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置 </td> </tr> </tbody> </table>	相談事業（国1/2）	体験事業（国3/4）	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（7名） （東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 ・（新規）職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置 	33,978
相談事業（国1/2）	体験事業（国3/4）					
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの配置（7名） （東部5名・中部1名・西部1名配置し、拠点を整え、相談支援等の充実を図る） ・相談支援（電話、メール、SNS（LINE）、訪問） ・関係機関との連携（連絡会の開催や参加、個別支援における関係機関へのつなぎ） ・市町村等への後方支援、情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場体験事業専門のコーディネーターを1名配置 ・協力事業所と提携した職場体験事業 ・（新規）職場体験事業終了者への支援に活用する自動販売機の設置 					
ひきこもりサポーター養成研修（国1/2）	ひきこもりを正しく理解し、本人やその家族を支えるひきこもりサポーターを養成するための研修会を開催する。 （NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）					
ひきこもり問題を考えるフォーラム（単県）	県民のひきこもり問題の理解を深めるための、広く一般の方を対象としたフォーラムを開催する。 （NPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託）					
オンラインによるひきこもり家族教室の実施（国1/2）	オンラインで各家庭と各保健所やひきこもり生活支援センターを結び、コロナ禍であっても、ひきこもりの家族が抱える相談や家族同士の交流ができる場を確保する。	243				
家族教室・精神科医師の専門相談（単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・家族同士の話し合いや学習等を行う家族教室の実施。 ・精神科医師による随時相談の実施。 	196				
合計		34,417				

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、本人の自立を促進し、本人及び家族の心の健康増進を図る。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターに相談支援・情報発信・職場体験等の事業を委託し、支援の充実を図る。また、ひきこもりサポーター養成講座、ひきこもり問題を考えるフォーラム等を開催し、ひきこもり問題への理解の促進を図るとともに、支援にあたる関係者の資質向上を図る。
- ・鳥取市保健所、各県民福祉局で家族教室を開催し、多角的にひきこもりに関する支援を実施している。
- ・令和4年度からSNS（LINE）を活用した相談事業を開始するとともに、専門の相談員を2名増員し相談体制の強化を図り、時代のニーズにあったひきこもり支援を展開している。令和5年度はさらに、職場体験事業終了者への支援も開始する。
- ・とっとりひきこもり生活支援センターの相談の強化に合わせて、これまでのノウハウを活かした市町村への支援やひきこもり家族会を含めた家族への支援等も強化して展開する。

8目 健康県づくり推進費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
糖尿病・慢性腎臓病（CKD）予防対策事業	1,990	2,050	△60	970			1,020	
トータルコスト	11,346千円（前年度 11,513千円）〔正職員：1.2人〕							
主な業務内容	業務の委託、制度の普及、関係者を集めた会議の開催							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

糖尿病の予防対策として、糖尿病診療の窓口となるかかりつけ医の養成や糖尿病専門医との診療連携等を図り、県民が安心してかかりつけ医療機関で糖尿病の初期治療等が受けられる体制を整備する。

また、慢性腎臓病（CKD）については、早期発見・治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、鳥取県腎友会と連携して正しい知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持・増進や医療費の適正化を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	事業内容	予算額
糖尿病予防対策連携強化事業 （国1/2）	○鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の実施 ア 委託先：鳥取県医師会（鳥取県糖尿病対策推進会議） イ 実施内容 （ア）鳥取県糖尿病対策推進会議の開催（年2回程度） ・鳥取県・糖尿病医療連携登録医制度の運用 ・かかりつけ医と糖尿病専門医の連携推進 ・かかりつけ医を対象とした糖尿病研修会の内容等 （イ）かかりつけ医を対象とした研修会の開催 ・糖尿病医療連携登録医を登録していくため、登録要件となる研修会を各圏域（各地区医師会）で開催する。 （ウ）登録医制度の県民への周知 ・「世界糖尿病デー」に合わせて開催する糖尿病予防啓発イベント『ブルーライトアップ』や市民公開講座等による制度の啓発を行う。 ・市町村や健診実施機関が健診結果を配付する際、登録医一覧表を同時に配付する。 ・登録医をホームページに掲載、周知する。 （エ）鳥取県糖尿病療養指導士養成支援 ・糖尿病療養指導士を県で養成し、生活指導・療養指導の徹底を行うことで糖尿病予防や重症化予防を促進する。 ○圏域における糖尿病対策の推進（倉吉・米子保健所が実施） 糖尿病対策の一層の推進を図るため、関係機関の担当者を集めた研修会や連絡会議、予防啓発事業を実施する。	1,940
慢性腎臓病（CKD）予防対策事業 （単県）	県民向け健康講座（鳥取県腎友会と共催）の開催 内容：CKDの理解、食事・生活上の注意点、透析患者からのメッセージ等 講師：医師、管理栄養士等 対象：一般県民	50
合 計		1,990

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・糖尿病は早期発見・早期治療や生活習慣の改善により進行が抑えられることから、糖尿病及び慢性腎臓病に関する基本的な知識を有する医療従事者等の育成や専門医に繋がりやすい体制を構築する。

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
肝臓がん（肝炎）対策事業	11,333	11,418	△85	5,737			5,596	
トータルコスト	13,672千円（前年度 13,784千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	肝炎ウイルス検査の実施、市町村の実施する肝臓がん検診の精度管理・評価業務							
工程表の政策内容	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促進するため、肝炎ウイルス検査体制や精密検査の受診支援を充実させ、県民が検査を受けやすい体制を整備するとともに、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした肝疾患の地域連携体制を強化する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
保健所・医療機関肝炎ウイルス検査（国 1/2 ほか）	○肝炎ウイルスの早期発見、早期治療を促すため、39歳以下の希望者及び40歳以上で市町村肝炎ウイルス検査等を受診できなかった希望者に対し、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を無料で実施する。 ○医療機関検査については、職場定期健診の受診等にあわせて肝炎ウイルス検査を同時に受診できる体制を整備する。							743
肝炎ウイルス精密検査費・定期検査費助成（国 1/2）	ウイルス検査で陽性と判断された者等の重症化を予防するため、検査費用を助成する。 ・ウイルス検査で陽性と診断された者に、初回に限り精密検査の自己負担額を助成 ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎患者等の定期検査費用を年2回助成							342
	区分		自己負担額					
	世帯の課税年額が235,000円未満に属する者		慢性肝炎 2千円×年2回 肝硬変・肝臓がん 3千円×年2回					
	非課税世帯に属する者		無料					
肝疾患診療地域連携体制強化事業（国 1/2）	肝疾患治療の中核組織である肝疾患診療連携拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）を核とした医療機関、市町村等の関係機関との地域連携体制を強化し、患者や家族の相談支援、県・市町村に対する技術支援、地域連携の促進、肝炎に関する各種情報の収集・共有化を推進する。 ・肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会の設置 ・肝疾患相談センターの設置 ・市町村技術支援 ・地域連携推進							9,500
肝炎医療コーディネーター養成研修会（国 1/2）	医療機関や検診機関、市町村及び県保健所に在籍する看護師、薬剤師及び保健師等を対象に、肝炎ウイルス検査の受検勧奨や受検後のフォローアップ等を支援する「肝炎医療コーディネーター」を養成する研修会を開催する。							289
肝臓がん検診等精度管理（国 1/2）	肝炎検査等の精度管理の向上を図り、肝臓がんの早期発見と死亡率の低下を推進する。 ・肝炎対策協議会の開催 ・肝臓がん検診従事者講習会、症例検討会の開催、追跡調査の実施							459
合計								11,333
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 第2次鳥取県肝炎対策推進計画の見直しを行い、関係機関と連携し、肝疾患に関する正しい知識の普及啓発や医療体制整備等を推進する。 肝炎ウイルス検査の受検者数は減少傾向にあり、引き続き検査の必要性について啓発していくとともに、相談体制の充実を図る。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
肝炎治療特別促進事業	63,620	78,957	△15,337	31,750			31,870												
トータルコスト	69,613千円（前年度 84,955千円）〔正職員：0.4人、会計年度任用職員：1.0人〕																		
主な業務内容	肝炎治療に係る受給者証交付業務、治療費支払業務																		
工程表の政策内容	－																		
事業内容の説明																			
1 事業の目的、概要 高額な治療費が必要となる肝炎治療費の一部を公費負担することにより、肝臓がんへの進行予防及び肝炎治療の促進を図る。																			
2 主な事業内容 肝炎治療を行おうとする者に、県が認定審査の上、保険医療費の月額自己負担上限額を上回る額を助成する。																			
区分	内容																		
治療の対象者	C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン及び核酸アナログ製剤治療を受ける者（助成期間：1年間を限度）																		
医療費	(1) 肝炎治療に対する医療費の助成 医療費公費負担額：57,998千円 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料負担</th> <th colspan="3">窓口負担額（3割）（ア）</th> </tr> <tr> <th>高額療養費負担（イ）</th> <th>自己負担上限額（ウ）</th> <th>公費負担額（エ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>高額療養費制度により、保険者が負担</td> <td>上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円</td> <td>県が負担する額 国 1/2 県 1/2</td> </tr> </tbody> </table>								保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）			高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）	7割	高額療養費制度により、保険者が負担	上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2
保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）																		
	高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）																
7割	高額療養費制度により、保険者が負担	上位所得層月額2万円 下位所得層月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2																
	(2) 肝がん・重度肝硬変に対する医療費の助成 令和3年度から、通院治療（分子標的薬を用いた化学療法に限る。）を対象化するとともに、入院対象月数の短縮（「入院4月」から「入院又は通院で3月」へ）をすることにより、助成対象の要件を緩和した。 医療費公費負担額：2,542千円 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料負担</th> <th colspan="3">窓口負担額（3割）（ア）</th> </tr> <tr> <th>高額療養費負担（イ）</th> <th>自己負担上限額（ウ）</th> <th>公費負担額（エ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7割</td> <td>高額療養費制度により、保険者が負担</td> <td>月額1万円</td> <td>県が負担する額 国 1/2 県 1/2</td> </tr> </tbody> </table>								保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）			高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）	7割	高額療養費制度により、保険者が負担	月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2
保険料負担	窓口負担額（3割）（ア）																		
	高額療養費負担（イ）	自己負担上限額（ウ）	公費負担額（エ）																
7割	高額療養費制度により、保険者が負担	月額1万円	県が負担する額 国 1/2 県 1/2																
	※ 公費負担額＝窓口負担額－高額療養費負担額－自己負担上限額 （エ） （ア） （イ） （ウ）																		
その他経費	診療報酬支払事務委託料、人材派遣経費等 3,080千円																		
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 肝がんの最大の原因は肝炎ウイルスとされており、肝硬変・肝がんなどの重篤な病気への進行を未然に防ぐ観点からも本事業を推進し、肝炎・肝硬変、肝がん患者の経済的救済を図る。 平成20年4月から肝炎インターフェロン治療を助成対象にすることにより制度を開始し、平成22年4月にはB型肝炎の進行を防ぐ核酸アナログ製剤治療についても助成対象とした。 平成26年9月からは、C型肝炎に係るインターフェロンフリー治療が助成対象となり、C型肝炎患者は減少している。 さらに、令和3年4月から、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成対象の要件を緩和し、より多くの患者を支援している。 令和4年度よりエプクルーサ配合錠（一般名：ソホスブビル／ベルパタスビル配合剤）が前治療歴のないC型慢性肝炎ウイルス感染者又はC型代償性肝硬変患者への使用についても助成対象となった。 																			

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健康増進事業	30,847	31,176	△329	16,272			14,575	
トータルコスト	33,186千円（前年度 33,542千円）[正職員：0.3人]							
主な業務内容	市町村が実施する健康診査、健康教育等の経費補助、市町村との調整業務等							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査等に要する費用の一部を補助する。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	事業内容						予算額	
健康増進事業費補助金	健康増進法に基づき、健康教育や健康相談、健康診査など健康増進事業を実施する市町村に対して補助金を交付する。 ・実施主体 市町村 ・補助率 2/3（うち、1/2は国） ※肝炎ウイルス検診個別勧奨メニュー受診者自己負担相当額のみ国 10/10						30,847	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・壮年期からの健康づくり、脳卒中・心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図り住民の健康増進を推進する。 ・市町村が健康増進事業実施要領に基づいて、健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施。受診者数の向上に向けて、市町村を支援していく。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
元健康増進センター等庁舎管理費	1,374	1,313	61				1,374	
トータルコスト	2,933千円（前年度 2,890千円）[正職員：0.2人]							
主な業務内容	財産貸付手続き、施設管理業務等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 元健康増進センター等の施設管理を行う。								
2 主な事業内容 (単位：千円)								
区分	事業内容						予算額	
元東部健康増進センター	機械警備、電気工作物点検・保守、消防設備点検・保守						452	
元中部健康増進センター							551	
元東部健康増進センター	消防設備更新						103	
元中部健康増進センター							268	
合計							1,374	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・財産の利活用、管理を含め、県有施設・資産有効活用戦略会議で有効な方策等の検討を進めるとともに、必要な施設の維持管理を行う。 ・決算額特別委員会からの文書指摘を受け、今後のあり方について検討を進めていく。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活習慣病検診等 精度管理委託事業	22,472	22,192	280	3,092			19,380	
トータルコスト	28,710千円（前年度 28,501千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	市町村実施の各種がん検診等の精度管理、市町村との調整業務等							
工程表の政策内容	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
健康増進法等により県の役割に位置付けられている市町村が行うがん検診等の精度管理について、鳥取県健康対策協議会に委託して実施するとともに、県民の健康増進の推進を図るため、県民の健康に関する調査研究や、県民を対象とした啓発講演会等を実施する。また、委託先である鳥取県健康対策協議会の体制維持のため、事務局経費を負担する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
①生活習慣病等管理 指導事業 （国1/2）	管理指導協議会（7部会）を設け、市町村が実施する各種検診結果を評価・分析し、専門的見地からの助言並びに検診関係者に対する能力向上のための講習会を開催する。							1,877
②がん検診精度確保 事業 （国1/2）	・胃、子宮、肺、乳、大腸などのがん検診の精度管理を徹底するため、各がん検診ごとに相互評価を行う検討会を開催する。 ・マンモグラフィの読影医師の確保及び質の確保のため、資格取得に係る費用を負担する。							3,704
③肺がん医療機関検 診読影委員会開催 事業 （国1/2）	肺がん医療機関検診の読影委員会を開催し、読影技術の精度向上を推進する。							603
④県民健康調査研究 事業（単県）	県民の健康に関する諸問題についての調査研究を実施する。 （新規）非ウイルス性肝炎患者における肝疾患の進展に関する分析を進めるため、研究対象者である高リスク者の定期検査費用を負担する。							3,253
⑤生活習慣病対策セ ミナー開催事業（単 県）	・一次予防に重点をおいた生活習慣病対策セミナー及び健康フォーラムを開催する。 ・新聞に保健衛生情報を掲載し健康に関する一般啓発を実施する。							1,450
⑥生活習慣病登録評 価分析事業 （がん登録）（単県）	・県内医療機関において、がん罹患した患者を登録し、疾患の動向について解析し、予防対策の評価を実施する。 ・がん登録に係る標準化データベースにより、登録情報のとりまとめや統計分析を実施する。							7,242
⑦健康対策協議会事 務局強化対策事業 （単県）	事務局運営のための経費を負担する。 ・事務局専任職員人件費（1人） ・連絡調整、理事会費等							3,677
⑧国立がんセンター 「全国がん登録」デ ータベース運用委 託料（単県）	国立がん研究センターに収集される「全国がん登録」のデータと都道府県がんデータベースを一体的に運用することで、本県の都道府県がんデータベースの円滑な構築・運用を行う。（委託先：国立がん研究センター）							330
⑨生活習慣病検診等 管理指導協議会経 費（単県）	鳥取県の健康対策協議会の各部会におけるがん検診等精度管理を向上させるために、各都道府県の生活習慣病等管理指導協議会の部長等を対象とした研修に参加する。							336
合計								22,472

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・がんの罹患分析、生活習慣病に係る研究調査を行うことにより、県民をがんから守る。
- ・がんの早期発見・早期治療に繋げるため、市町村や検診機関等に指導することにより、一層質の高い精度管理を目指す。
- ・鳥取県の健康対策協議会を中心とした、科学的な根拠に基づくがん検診等の精度管理に関する取組が国立がん研究センターからも高く評価され、本県の精度管理をモデルとした全国の精度管理体制の構築についての協力依頼がある等、全国でもレベルの高い精度管理を行っている。

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
歯科口腔保健推進事業	11,022	17,895	△6,873	1,869			9,153	
トータルコスト	53,906千円（前年度 61,268千円）[正職員：5.5人]							
主な業務内容	協議会等開催業務、委託業務、普及啓発業務							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
<p>県民一人ひとりが生涯自分の歯でおいしく食べ、豊かな生活を送ることができるよう、生涯を通じた歯科保健対策を推進するために、鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例及び鳥取県歯科保健推進計画（平成30年度～令和5年度）を策定し、鳥取県8020運動の目標達成に向けて、各種施策の取組を行う。</p> <p>※8020（はちまるにいまる）運動＝80歳になっても自分の歯を20本以上保つ運動</p>								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
8020運動推進事業 （国10/10、単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進協議会、8020運動推進協議会専門委員会の開催 ・地域歯科保健推進協議会の開催 ・歯と口の健康週間相談事業の実施（委託先：県歯科医師会） ・口腔衛生関係者研修会の開催（1回/年） ・普及啓発事業の実施（親子・高齢者よい歯のコンクール等） ・国民歯科疾患実態調査 							1,629
フッ化物洗口事業 （国定額）	子どものむし歯予防に効果の高いフッ化物洗口法（うがい）を普及・実施できる体制を整備するため、一般社団法人鳥取県歯科医師会へ委託し、取組を行う。							8,672
歯と口腔の健康づくり 推進事業（単県）	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業の実施 小学校に歯科医師、歯科衛生士を派遣し、むし歯や歯周病の予防教育を行う。また、地域・事業所等に歯科医師、歯科衛生士を派遣し歯周病チェックや歯科保健指導を導入し、むし歯や歯周病等歯科疾患有病率の一層の低下を図る。 ・成人歯科健診プログラム・保健指導研修会の実施 成人歯科保健事業と特定健診・特定保健指導事業との連携を図り、歯科保健指導プログラムを習得し、歯科疾患等の一次予防を推進するために必要な人材を育成する。 							721
合計								11,022
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期や乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期のライフステージ別に歯科保健対策を実施し、県民が「80歳になっても20本以上の歯を保ち、生涯自分の歯でおいしく食べる」ことを目標とする。 ・歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる健康の保持増進にとっても重要な役割を担っている。県民一人ひとりが、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療に主体的に取り組むことができるよう、事業を推進していく。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
がん対策推進事業	77,577	83,303	△5,726	27,745			49,832	
トータルコスト	132,859千円（前年度 140,573千円）〔正職員：5.8人、会計年度任用職員：3.5人〕							
主な業務内容	がん対策関係会議開催業務、関係機関との調整業務							
工程表の政策内容	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
鳥取県におけるがんの75歳未満年齢調整死亡率は、年ごとに増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しているが、早急かつ効果的にがん死亡率を低減させる取組を強化することが課題となっていることから、総合的ながん対策（医療提供体制の整備、がん予防対策等）を推進する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
【がん対策会議】								
がん対策推進県民会議等（国1/2）	医療、大学、がん患者など、各団体の代表者と、広い立場から本県のがん対策について協議していく。							866
【普及啓発・がん教育事業】								
出張がん予防教室等（国1/2ほか）	がんに関する正しい知識の普及啓発のため、学校及び企業等に対し講師派遣等を実施するとともに、関係機関との連絡調整等を行う。							2,397
【がん予防】								
がん検診、精密検査の受診率向上対策（国1/2ほか）	・市町村が胃がん対策として行うピロリ菌等検査の検査費用を助成する。 ・市町村が行う休日がん検診、大腸がん検診キットに係る費用を助成する。 ・検診機関が出張対応を行わない従業員数が30人未満の小規模事業所等を対象とした県営職域がん出張検診を実施する。							10,785
【医療提供体制の整備等（医療技術面）】								
がん診療連携拠点病院の機能強化等（国1/2ほか）	・がん診療連携拠点病院が実施する相談支援、普及啓発などの取組に対し補助するとともに、院内がん登録の実施に対する支援等を行う。 ・鳥大附属病院の放射線技師をがん診療連携拠点病院へ派遣するなど、医療技術の向上を支援する。							38,635
【医療提供体制の整備等（人材面）】								
放射線治療提供体制強化事業・医療従事者等育成事業（国1/2ほか）	・放射線治療の診療体制及び放射線治療専門医の育成体制を強化するため鳥大附属病院が放射線治療専門医を増員配置する経費を補助する。 ・がんゲノム医療をはじめ、がん専門医、がん専門医療従事者、放射線治療専門医、がん薬物療法専門医の新規資格取得等に係る経費を補助する。							13,252
【ライフステージに応じたがん対策事業】								
ライフステージに応じたがん対策事業等（国1/2）	・がんの親を持つ子どもに対する相談支援体制の充実を図るため、医療従事者対象の研修会を開催する。 ・がん治療等に伴って生じる不妊に備え、患者の卵子や精子を凍結保存する検体を用いて実施する温存後生殖補助医療費用に対し支援する。							4,123
【安心して暮らせる社会づくり（患者支援）事業】								
医療費等支援事業（単県）	高額な医療費が発生するがんの先進医療を受けた場合の金融機関からの借り入れ利子や医療用ウィッグ・補正下着等の購入費用を助成する。							4,824
【相談支援・情報提供（患者団体支援事業）】								
患者等支援事業（国1/2ほか）	看護協会が運営するがんカフェ等への助成、相談支援の研修会を開催する。							600
【がん罹患率・死亡率の高い要因分析】								
がん罹患率等の高い要因分析等（単県）	本県のがん罹患、死亡率が高い要因について、検診情報・がん登録情報など関連データの解析等を実施する。							2,095
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 第3次がん対策推進計画（平成30年度～令和5年度）に基づき、75歳未満年齢調整死亡率を令和5年度末に人口10万人あたり70.0未満を目標とする（平成29年度：86.0→令和3年度：68.1）。 専門的ながん医療の提供や質の向上を図ることを主な狙いとして、がん医療に係る専門医資格取得やがん専門医療従事者の育成に助成を行うほか、国立がん研究センターと連携してがん診療連携拠点病院の標準治療実施の検証に取り組むなど、総合的ながん対策を展開している。 がんによる死亡率を減少させるためには、医療の質の向上に加えて、がん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見を推進することが必要であるが、受診率は伸び悩んでおり、特に働き盛り世代へのがん対策を推進するため、職域をターゲットとした受診率の向上に取り組む。 								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
受動喫煙防止対策推進事業	854	1,454	△600	27			827	
トータルコスト	7,092千円（前年度7,763千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	受動喫煙防止対策に係る説明会開催業務、補助金事務							
工程表の政策内容	がん対策の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
健康増進法の改正による受動喫煙防止対策強化に伴い、受動喫煙防止について県民への普及啓発を行う。 また、望まない受動喫煙を防止するため、既存の小規模な飲食店による施設の全面禁煙化や、従業員の卒煙に取り組む事業所を支援する。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区 分	事業内容							予算額
普及啓発（国1/2）	受動喫煙防止対策の周知に係る普及啓発（啓発イベント、説明会等）を実施する。							54
既存特定飲食提供施設の禁煙化支援（単県）	既存の小規模飲食店が全面禁煙化を行う場合の施設改装費用の一部を補助する。（補助率2/3、上限100千円）							200
卒煙取組支援（単県）	従業員の卒煙に取り組む事業所に対して、事務所における従業員の卒煙取組に係る経費を補助（補助率2/3、上限100千円）するほか、地域の団体及び事務所に卒煙アドバイザーを派遣する。							600
合 計								854
3 事業目標・取組状況・改善点								
・地域や職域における望まない受動喫煙を防止する。								

9目 生活習慣病予防対策費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
循環器病対策推進事業	1,820	1,780	40	910			910	
トータルコスト	8,837千円（前年度 8,877千円）[正職員：0.9人]							
主な業務内容	循環器病対策関係会議開催業務、正しい知識の普及啓発							
工程表の政策内容	「健康づくり文化」の創造							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」に基づき、本県においても、令和3年4月、鳥取県循環器病対策推進計画を策定した。本計画に盛り込んでいる個別施策の推進を図ることにより、健康寿命の延伸と循環器病に係る年齢調整死亡率の低減を目指す。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
区分	事業内容						予算額	
脳卒中及び心疾患に係る小委員会	脳卒中及び心疾患に係る小委員会を開催し、専門医や関係者等と医療提供体制について、検討を行う。（委託先：県医師会）						1,040	
若年者心臓検診対策専門委員会	各学校で実施される心臓検診（心電図）の精度管理や精密検査対象者及び医療が必要な若年者の医療提供体制について検討する委員会を開催する。（委託先：県医師会）						200	
医療従事者向け研修会	脳卒中及び心疾患に係る多職種連携をさらに充実させるための研修会を行う。（委託先：県医師会）						260	
県民向け研修会	一般県民向けに、循環器病の正しい知識の普及啓発を行うために研修会を行う。（委託先：県医師会）						260	
循環器病予防対策に係る啓発資料作成	循環器病の予防や正しい知識の普及啓発を図るためにチラシ等を作成する。（委託先：県医師会）						60	
合計							1,820	
財源：国 1/2、県 1/2								
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 国の循環器病対策推進基本計画に基づき、本県の循環器病対策を推進するために、循環器病を取り巻く実情を把握し、循環器病の予防、早期発見、早期治療、再発の予防等を推進していく。 								

令和5年度一般会計当初予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課 (内線: 7173)

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金事業	488,006	545,714	△57,708			(財産収入) 48 (基金繰入金) 478,958 (雑入) 9,000		

トータルコスト 511,397千円 (前年度571,738千円) [正職員: 3.0人]

従事する職員数 補助金交付事務、関係機関調整等

工程表の政策内容 医療提供体制の確保・充実、医療従事者の確保

事業内容の説明 【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業

1 事業の目的、概要

鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用して、鳥取県地域医療構想に掲げる「必要な医療を適切な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」のための取組を進める。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	事業内容	予算額
居宅等の医療提供に関する事業	○在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援及び連携拠点の整備〔各地区医師会〕 ○在宅医療推進のための訪問看護師の育成支援〔鳥大病院〕など	128,607
医療従事者の確保に関する事業	○病院内保育所の運営〔病院内保育所運営病院〕 ○医療クラークの配置〔病院等〕 ○地域医療を担う医師のキャリア支援等を行う鳥取県地域医療支援センターの運営〔鳥大病院へ委託〕など	297,602
医師の働き方改革に関する事業	○病院が行う医師の時間外勤務縮減のための設備整備、人件費等〔病院〕	60,249
預金利息、返還金の基金への積立て		1,548
合計		488,006

【令和5年度の主な拡充事業(細事業)】 ※ () は、前年度からの増減額

○訪問看護支援センター事業: 17,789千円 (+4,759千円)

在宅医療の需要の増加が見込まれる中、人材育成機能、経営支援機能、普及活動機能を備えた鳥取県訪問看護支援センターを設置(H29.4.1)し、運営を公益社団法人鳥取県看護協会に委託することで、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化を図る。

<拡充内容>

訪問看護支援センターの人員体制を強化(2名→3名)し、初任者訪問看護師の現任教育や経営相談等を積極的に支援(アウトリーチ型支援)する。

○看護師の特定行為研修受講補助事業: 7,650千円 (+2,650千円)

看護師の特定行為研修(※)の受講に要する費用(旅費、受講料、実習費等)に対して支援を行う。

<拡充内容>

在宅医療等を支える看護師を地域で計画的に養成していくことが求められているが、施設の規模等から特定行為研修を受講することが困難な訪問看護ステーションにおける受講促進が課題となっていることから、新たに特定行為研修への派遣者の代替職員を採用した場合の人件費に対する支援を行う(補助対象経費に追加)。

※看護師の特定行為研修

在宅医療等を支える看護師の計画的養成を目的に、平成27年10月に、特定行為(診療補助)に係る看護師の研修制度が開始された。研修期間は、概ね5ヶ月から2年間(区分別科目による)。

⇒当該研修を修了した看護師は、受講した特定行為について、医師の手順書に基づき(医師への病状報告に基づく医師からの指示を待たず)、タイムリーなケアの実施が可能になる。

(特定行為の例) 経口用気管チューブ等の位置の調整、胃ろうカテーテル等の交換 等

3 事業目標・取組状況・改善点

- 平成26年度の基金創設以来、基金の取組の柱である「病床の機能分化・連携」「在宅医療・介護サービスの充実」「医療従事者等の確保・養成」を推進するための事業に取り組み、回復リハ病床・地域包括ケア病床の充実や在宅医療連携拠点の整備、訪問看護師の養成・確保等に取り組んでいる。また、平成28年12月に鳥取県地域医療構想を策定し、構想に掲げる「必要な医療を必要な場所で提供できる体制の整備」と「希望すれば在宅で療養できる地域づくり」に向けた取組を進めている。

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源									
令和5年度鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業（医療分）	456,957	390,212	66,745	304,638			152,319									
トータルコスト	457,737千円（前年度 391,001千円）〔正職員：0.1人〕															
主な業務内容	基金造成事務															
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要 地域における医療及び介護を総合的に確保することを推進するため厚生労働省から交付される「医療介護提供体制改革推進交付金」及び県負担分を財源として、平成26年度から令和4年度までに造成した鳥取県地域医療介護総合確保基金（医療分）に、令和5年度分を新たに積み増す。</p> <p>2 主な事業内容 年度当初から実施予定の当該基金事業（運営費等）に係る執行予算額見合いを、年度当初において基金造成を行うものである。（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基金造成額</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> <tr> <th>国（2/3）</th> <th>県（1/3）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>456,957</td> <td>304,638</td> <td>152,319</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・今後も当該基金を造成し、事業実施していくことにより、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに医療・介護サービスの総合的な確保に取り組んでいく。</p>									基金造成額	内訳		国（2/3）	県（1/3）	456,957	304,638	152,319
基金造成額	内訳															
	国（2/3）	県（1/3）														
456,957	304,638	152,319														
医療政策課管理運営費	11,226	9,118	2,108				11,226									
トータルコスト	19,023千円（前年度 17,004千円）〔正職員：1.0人〕															
主な業務内容	医療政策課内の総括及び課内外の連絡調整等															
工程表の政策内容	－															
事業内容の説明																
<p>1 事業の目的、概要 医療政策課の総括及び課内外の連絡調整にかかる業務である。</p> <p>2 主な事業内容 ・課の予算の総括に関すること ・議会对応及び監査対応に関すること ・その他連絡調整及び各種庶務業務に関すること ・広域災害救急医療情報システム（EMIS※医療機関から被災状況、受入患者数などの情報の収集やDMAT等の医療チームの要請、派遣等を一元的に管理し、災害医療をコーディネートするシステム）の運営</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・管理運営費の適正な執行を行う。</p>																

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療行政費	13,327	7,237	6,090	45		(手数料) 35	13,247	
トータルコスト	46,854千円（前年度 41,147円）〔正職員：4.3人〕							
主な業務内容	医療審議会等の運営、衛生検査所への立入検査・検査結果とりまとめ、補助金交付事務等							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県内の医療提供体制の構築を推進する。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	事業内容							予算額
医療機関管理費	医療提供体制の確保に関し重要事項を審議する医療審議会、医療法人の設立認可等を審議する同審議会医療法人部会の開催及び医療機関の開設、医療法人の設立等に係る認可事務等に要する経費である。 令和5年度開催予定：医療審議会4回、医療法人部会1回							704
地域保健医療推進費	保健医療圏毎（中部地区、西部地区）における鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行う地域保健医療協議会を開催するための経費である。							387
地域医療対策推進費	医療従事者の確保や医師の効率的な配置に配慮した医療機関の連携について検討する地域医療対策協議会の開催に要する経費である。 令和5年度開催予定：地域医療対策協議会4回							776
精度管理諸経費	衛生検査所の立入検査に要する経費である。 ・精度管理専門委員2人 ・衛生検査所2箇所							103
臨床検査精度管理推進費	（公社）鳥取県医師会が行う臨床検査の外部精度管理調査に対する助成に要する経費である。 ・補助率：県1/2							600
死因究明等推進費	死因究明等の推進のため、関係機関・団体が協議する死因究明等推進協議会の開催経費である。（国1/2、県1/2）							92
鍼灸等資格者施術所証明書作成事業	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師国家資格の有資格者の施術所と無資格者による医業類似行為を行う施術所との区別を明らかにし、正確な情報を県民に提供するため、証明書（木製看板）を作成・交付することに要する経費である。（手数料を充当）							35
とっとり医療情報ネット運営事業	医療機関の宿日直情報、空床情報、医療機能情報及び薬局機能情報を公表するとっとり医療情報ネットの保守運用に要する経費及び全国統一システムへの移行に係る改修経費である。							7,066
災害医療対策推進費	災害時などの緊急事態において、適切な災害応急対策、事業継続、早期復旧を実施するため、災害医療研修を開催するとともに、研修への参加を支援する。また、災害時に設置されるSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）に必要な通信環境を確保する。							3,564
合 計							13,327	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・鳥取県保健医療計画を踏まえた地域医療の充実について協議・検討等、県民への医療機能情報の公開、災害時の医療体制の確保を通して、地域医療の充実、災害時の医療体制の確保を図る。								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費 (医療施設等設備整備費)	236,662	267,014	△30,352	132,448			104,214	
トータルコスト	237,442千円(前年度 267,803千円)〔正職員:0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 安心・安全な医療提供体制の維持及び拡充のため、医療機関等が行う医療機器の購入等の設備整備事業に対し助成する。</p> <p>2 主な事業内容</p>								
(単位:千円)								
補助金名	補助対象事業・補助対象経費		実施主体	県補助率 (上限額)	予算額			
病院群輪番制 病院及び共同 利用型病院設 備整備事業	休日・夜間の入院を必要とする重症救急患者の救急医療を確保するために、円滑な事業運営が図られるよう、市町村等が医療機関へ医療機器等設備整備に係る費用を補助する事業に対して補助する。		病院群輪番制病院 及び共同利用型病院	2/3	16,759			
へき地医療拠点 病院設備整備 事業	へき地の医療体制の構築・維持のため、へき地診療所等への代診医等の派遣や遠隔診療支援等の活動を行うへき地医療拠点病院に対し、その活動に必要な機器の整備を補助する。		へき地医療拠点病院 (日野病院、智頭病院、西伯病院)	10/10	195,502			
共同利用施設 設備整備事業	地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の整備を補助する。		山陰労災病院	2/3	22,176			
小児医療施設 設備整備事業	小児医療施設として必要な医療機器等の備品購入を補助する。		山陰労災病院	1/3	1,488			
(新)へき地患者 輸送車整備 事業	へき地における住民の医療を確保するため、患者を最寄りの医療機関まで輸送するための車両等の整備を補助する。		市町村等(日南病院)	1/2	737			
合 計					236,662			
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機器は通常耐用年数が3年～10年と短いながらも、稼動する医療機器の中には導入後10年以上経過するものも多いため、本事業を継続して実施し、県内医療機関の適切な治療環境の整備を図る。 								

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費(医療施設等施設整備費)	67,175	96,518	△29,343	67,175				
トータルコスト	67,955千円(前年度 98,096千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 安心・安全な医療提供体制の維持及び拡充、また保健医療計画の推進のため、医療機関等が行う施設整備事業に対し助成する。								
2 主な事業内容								
(単位: 千円)								
補助金名	補助対象事業・補助対象経費		実施主体	県補助率 (上限額)	予算額			
治験施設施設整備事業	治験専門外来又は治験管理部門の整備に要する経費に対して補助する。		山陰労災病院	33%	61			
院内感染対策施設整備事業	医療機関における院内感染者のための個室整備に要する経費に対して補助する。		山陰労災病院	1/3	573			
(新) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンクの整備に要する経費に対して補助する。		博愛病院、 ウェルフェア 北園渡辺病院	33%	39,538			
(新) 医療施設浸水対策事業	医療用設備、電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設、止水板、排水ポンプ、雨水貯留槽の設置に要する経費に対して補助する。		鳥取生協病院	33%	356			
(新) 地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する整備に要する経費に対して補助する。		渡辺病院、 ウェルフェア 北園渡辺病院	33%	26,647			
合 計					67,175			
3 事業目標・取組状況・改善点 ・国の「医療提供体制施設整備交付金」のほか、「医療施設等施設整備費補助金」を活用しながら、保健医療計画の推進に取り組む。								

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費 (医療施設等運営 事業費)	44,559	44,529	30	40,428			4,131	
トータルコスト	48,458千円(前年度 48,472千円)〔正職員: 0.5人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県内の医療施設等の円滑な運営を進める。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
事業名	事業内容							予算額
救急救命士病院 実習受入促進 事業	救急救命士に対する気管挿管の実地実習を受け入れる病院に対し、指導医の 人件費等に対し支援を行う事業である。 ・実施主体: 鳥取市立病院、鳥取赤十字病院、県立厚生病院、野島病 院、山陰労災病院 ・補助率: 10/10(国庫1/2、県費1/2)(県立病院は1/2(国庫10/10)) ・基準額: 1,369千円/箇所 ・補助対象経費: 救急救命士の実地修練に係る経費(人件費等)							4,351
周産期母子医 療センター運 営事業	周産期母子医療センターの診療機能、病床数及び過酷な勤務状況にある医 師、看護師等の確保や処遇改善等に必要な周産期母子医療センターの充実強 化について迅速且つ着実に推進するよう、センターの運営事業に必要な経費 に対し支援を行う事業である。 ・実施主体: 県立中央病院(地域周産期母子医療センター) ・補助率: 1/3(国庫10/10) ・負担割合: 国1/3、実施主体2/3 ・補助対象経費: 地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費 (給与費、需用費、備品購入費等)							34,671
鳥取県鍼灸マ ッサージ師講 習会補助事業	施術者の技術向上を図るための講習会の開催経費に対し支援を行う事業であ る。 ・実施主体: 鳥取県鍼灸マッサージ師会 ・定額補助(県費10/10) ・補助対象経費: 講習会を開催するための経費							120
救急患者退院 コーディネー ター事業	医療機関が配置している「救急患者退院コーディネーター」の人件費等の経 費に対し支援を行う事業である。 ・実施主体: 県立中央病院 ・補助率: 1/3(国庫10/10) ・基準額: 9,724千円 ・補助対象経費: 救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費等							3,241
休日等歯科診 療所運営事業	各医療圏で市等が行う休日・祝祭日、年末年始等における救急歯科診療に係 る経費に対して、県がその費用の一部を補助することで、歯科診療体制の確 保を図る。 ・実施主体: 市町村等(東部・中部・西部の各地区歯科医師会へ委託) ・補助率: 1/3(県費10/10) ・負担割合: 県1/3、実施主体2/3 ・補助対象経費: 救急歯科診療に係る経費(人件費等)							1,293
中部小児救急 医療支援事業	中部地域における小児救急医療を充実するため、鳥取中部ふるさと広域連合 が行う中部小児休日急患診療事業(委託先: 県立厚生病院、医師: 中部医療 圏小児科開業医)の運営費に対し支援を行う事業である。 ・実施主体: 鳥取県中部ふるさと広域連合 ・補助率: 1/2(県費10/10) ・負担割合: 県1/2、実施主体1/2 ・補助対象経費: 休日診療にかかる経費							883
合 計								44,559
3 事業目標・取組状況・改善点 ・周産期母子医療センターの運営に係る経費の補助等を行うことにより、県内医療体制の確保を図る。 ・県内医療機関等の各種運営費に対し、適宜支援を行っており、県民に不可欠な医療の安定的な供給に 寄与している。								

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
移植医療推進事業	13,897	13,897	0				13,897	
トータルコスト	17,796千円(前年度 17,840千円)〔正職員: 0.5人〕							
主な業務内容	補助金交付事務、臓器移植あり方検討、臓器・アイバンク普及啓発活動							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
臓器移植推進のために(公財)鳥取県臓器・アイバンクに運営費補助金を交付する。 また、骨髄移植(造血幹細胞移植)の推進のために、骨髄ドナー登録会の開催及びドナー等への支援金の支給を行う。								
2 主な事業内容								
(1) 臓器移植推進関係 (単位: 千円)								
補助金名	補助対象事業・補助対象経費			実施主体	県補助率 (上限額)	予算額		
公益財団法人 鳥取県臓器・ アイバンク運 営費補助金	(1) 臓器移植コーディネーターの設置(1名) (2) 普及啓発事業の実施 ・院内移植コーディネーター会議の開催 ・グリーンライトアップの実施 ・「移植を受けた子ども達の作品展」の開催 ・メディアを活用した啓発活動 (3) アイバンク事業 (4) 事務局費			(公財)鳥取県 臓器・アイバン ク	10/10	13,169		
(2) 骨髄移植推進関係 (単位: 千円)								
事業名	内 容						予算額	
骨髄ドナー提 供支援事業	骨髄移植のための入院等に係る負担軽減のため、ドナー及び企業に対する 支援金支給制度を実施する。						700	
	実施主体	負担割 合	助成対 象	助成額				
	骨髄提供のために年次有 給休暇または就業先が用意した無休の休暇を取得 したドナー本人	県 10/10	ドナー の 休 暇 取得	取得した休暇1日あたり 10千円(上限70千 円)				
	ドナーの骨髄等提供のため に有給の特別な休暇を 付与した企業	県 10/10	企 業 の 休 暇 付 与	付与した休暇1日あたり 20千円※このうち少 なくとも10千円はドナ ーに支給するものとする (上限140千円)				
骨髄ドナー登 録会の開催	骨髄提供者の登録受付のため休日登録会を行う。						28	
合 計							728	
3 事業目標・取組状況・改善点								
<ul style="list-style-type: none"> 臓器移植コーディネーターによる学校・団体等への出前講座や、骨髄ドナー登録会の休日実施等を通じて、移植医療の普及啓発及び骨髄ドナー登録者数の増加を図る。 本県では、県内7病院の医療従事者33名に院内移植コーディネーターを委嘱して医療機関の体制整備に取り組むとともに、(公財)鳥取県臓器・アイバンクが一般県民及び医療従事者への普及啓発を行っている。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
持続可能な地域医療提供体制構築推進事業	2,377	1,516	861			(基金繰入金) 242	2,135													
トータルコスト	3,936千円（前年度3,093千円）〔正職員：0.2人〕																			
主な業務内容	連絡調整、資料作成																			
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実																			
事業内容の説明				【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>今後も人口減少と少子高齢化は進行し、人口減に伴う医療人材の不足が見込まれる中、医療現場の負担を軽減しつつ、質の高い安全な医療サービスを提供するためには、医療機能の分化・集約やICTの活用による連携の推進などにより、限られた医療資源を地域で効率的に活用していく方法を検討していく必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス等の新興・再興感染症への対応も含め、将来にわたって、県民一人ひとりが適切な医療サービスを受けられるよう、限られた医療資源の効率的な活用による持続的で効果的な医療のあり方等について、議論を進める。</p>																				
<p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>事 業 内 容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 地域医療構想アドバイザー派遣事業 【財源：鳥取県地域医療介護総合確保基金 10/10】</td> <td>地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言をしてもらうため、地域医療構想アドバイザーを地域医療構想調整会議へ派遣する。</td> <td>242</td> </tr> <tr> <td>(2) 地域医療構想調整会議開催経費 【財源：単県】</td> <td>各保健医療圏域ごとに地域医療構想の推進のための関係者との協議の場（地域医療構想調整会議）を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。</td> <td>2,135</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>2,377</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	事 業 内 容	予算額	(1) 地域医療構想アドバイザー派遣事業 【財源：鳥取県地域医療介護総合確保基金 10/10】	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言をしてもらうため、地域医療構想アドバイザーを地域医療構想調整会議へ派遣する。	242	(2) 地域医療構想調整会議開催経費 【財源：単県】	各保健医療圏域ごとに地域医療構想の推進のための関係者との協議の場（地域医療構想調整会議）を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	2,135	合 計		2,377
区 分	事 業 内 容	予算額																		
(1) 地域医療構想アドバイザー派遣事業 【財源：鳥取県地域医療介護総合確保基金 10/10】	地域医療構想調整会議において、地域医療構想の推進に関する助言をしてもらうため、地域医療構想アドバイザーを地域医療構想調整会議へ派遣する。	242																		
(2) 地域医療構想調整会議開催経費 【財源：単県】	各保健医療圏域ごとに地域医療構想の推進のための関係者との協議の場（地域医療構想調整会議）を設け、持続可能な地域医療のあり方等を検討する。	2,135																		
合 計		2,377																		
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の対応等を含め、医療機能の分化・集約、ICTの活用による連携の推進など限られた医療資源を効率的に活用し、地域全体で質の高い医療サービスを住民に提供する基盤づくりを進める。 地域医療構想の推進については、第8次医療計画の策定作業と併せて、令和5年度中に各医療機関の対応方針の策定・検証等を行うこととなっており、本県においても各圏域の地域医療構想調整会議等を通じて、関係機関と連携しながら丁寧かつ慎重に議論を進めていく。 																				

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																				
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																					
県立歯科衛生専門学校費	58,351	60,623	△2,272			(使用料) 19,448 (手数料) 280 (基金繰入金) 2,398	36,225																					
トータルコスト	60,690千円（前年度 62,989千円）〔正職員：0.3人〕																											
主な業務内容	委託契約、支出、決算、授業料徴収、学校の式典にかかる事務等																											
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実																											
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																											
1 事業の目的、概要	県立歯科衛生専門学校の運営に要する経費である。																											
2 主な事業内容	県立歯科衛生専門学校の運営を（一社）鳥取県歯科医師会へ委託する。																											
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施により、歯科衛生士を養成し、地域保健医療の需要に応えるとともに、入学者が定員割れを起こさないよう、引き続き本校のPR活動や高校訪問、学校説明会などの充実により、入学者の確保を図る。 ・令和3年度卒業生の国家試験合格率90%、就職率100% 																											
周産期医療対策事業	4,245	6,060	△1,815	1,707			2,538																					
トータルコスト	5,804千円（前年度7,637千円）〔正職員：0.2人〕																											
主な業務内容	契約手続、協議会開催等																											
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実																											
事業内容の説明	<p>1 事業の目的、概要</p> <p>安全、安心な出産ができる医療提供体制の整備のため、鳥取大学医学部附属病院の総合周産期母子医療センターを中心とする県内の周産期医療施設の患者情報等の管理を行う周産期医療情報システムのネットワーク運用等を行う。また、周産期医療搬送コーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。</p> <p>2 主な事業内容 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内 容</th> <th>財源</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周産期医療協議会の開催等</td> <td>周産期医療協議会の開催及び近畿ブロック周産期医療広域連携検討会への参加を行う。</td> <td>国 1/3 ほか</td> <td>558</td> </tr> <tr> <td>周産期医療情報システムの運営等</td> <td>障害時の窓口対応（12 か月分）、セキュリティアップデート作業、患者情報等を格納するソフトウェア等の保守、システム監査ログ集計等を委託する。</td> <td>国 1/3</td> <td>1,755</td> </tr> <tr> <td>搬送コーディネーターの設置</td> <td>周産期医療情報システムの活用を推進し、緊急時に総合周産期母子医療センターが迅速かつ的確な対応ができるように、県内の医療機関の重症患者及びハイリスク患者の把握を行うためのコーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。</td> <td>国 1/2</td> <td>1,932</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>4,245</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全、安心な出産ができる医療提供体制の整備のため、引き続き周産期医療情報ネットワークシステム未参加の医療機関（5機関）に対して参加メリットを説明する等働きかけを行っていく。 ・周産期医療情報ネットワークシステムは令和4年度に新たに3医療機関が参加予定。（参加医療機関：16機関（参加予定の3機関含む）） 								事業名	内 容	財源	予算額	周産期医療協議会の開催等	周産期医療協議会の開催及び近畿ブロック周産期医療広域連携検討会への参加を行う。	国 1/3 ほか	558	周産期医療情報システムの運営等	障害時の窓口対応（12 か月分）、セキュリティアップデート作業、患者情報等を格納するソフトウェア等の保守、システム監査ログ集計等を委託する。	国 1/3	1,755	搬送コーディネーターの設置	周産期医療情報システムの活用を推進し、緊急時に総合周産期母子医療センターが迅速かつ的確な対応ができるように、県内の医療機関の重症患者及びハイリスク患者の把握を行うためのコーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。	国 1/2	1,932	合 計			4,245
事業名	内 容	財源	予算額																									
周産期医療協議会の開催等	周産期医療協議会の開催及び近畿ブロック周産期医療広域連携検討会への参加を行う。	国 1/3 ほか	558																									
周産期医療情報システムの運営等	障害時の窓口対応（12 か月分）、セキュリティアップデート作業、患者情報等を格納するソフトウェア等の保守、システム監査ログ集計等を委託する。	国 1/3	1,755																									
搬送コーディネーターの設置	周産期医療情報システムの活用を推進し、緊急時に総合周産期母子医療センターが迅速かつ的確な対応ができるように、県内の医療機関の重症患者及びハイリスク患者の把握を行うためのコーディネーターを総合周産期母子医療センターに配置する。	国 1/2	1,932																									
合 計			4,245																									

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
災害派遣医療チーム体制整備事業	7,985	7,405	580	6,385			1,600	
トータルコスト	11,104千円(前年度 10,559千円) [正職員:0.4人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 大規模災害や局地災害における急性期の医療活動を行う災害派遣医療チーム(DMAT)の養成及び技能の維持を図るため、DMAT隊員が参加する訓練、研修に係る経費を支援する。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区分	事業内容							予算額
DMAT隊員養成研修等補助金(単県)	DMAT隊員の養成及び技能維持のため、厚生労働省主催研修等の受講に係る経費(旅費等)について補助する。 ・実施主体:DMAT指定医療機関4病院 ・補助率:2/3(600千円/病院) ・補助対象経費:厚労省主催の研修等の受講に係る経費							1,600
防災訓練等参加支援事業補助金(国10/10)	大規模地震を想定して行われる政府総合訓練についてDMATが参加する旅費等の経費(ドクターヘリでの参加を含む)について補助する。 ・実施主体:DMAT指定医療機関4病院 ・補助率:10/10 ・補助対象経費:政府総合訓練への参加経費 (旅費等500千円/病院、4,385千円(1病院))							6,385
合計							7,985	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・DMAT隊員に対して研修等を円滑に受講する体制をとり、DMAT隊員の養成及び技能維持を図り、有事に対する体制整備を行う。								
<参考>災害派遣医療チーム(DMAT)について ・概要 災害超急性期(概ね48時間以内)に活動する機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。発災時に都道府県からの派遣要請に基づき、被災地において救急医療を行う。 ・県内の日本DMAT隊員数・保有チーム数(令和4年4月1日現在) 県立中央病院36名・4チーム、鳥取赤十字病院25名・3チーム、県立厚生病院25名・3チーム、鳥取大学医学部附属病院30名・5チーム								

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)災害派遣医療チーム(DMAT)訓練実施事業	1,337	0	1,337				1,337	
トータルコスト	2,896千円(前年度0千円)[正職員:0.2人]							
主な業務内容	中国地区DMAT連絡協議会開催業務、研修会の開催							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 地震等の自然災害や大規模な災害等の急性期において、災害派遣医療チーム(DMAT)が広域で連携して円滑に活動することを目的に、中国5県で「中国地区DMAT連絡協議会」を設置し、訓練や研修などを共同実施しており、令和5年度は鳥取県が事務局の当番県となることから、本県が費用負担し、連絡協議会及び研修会を開催する。								
2 主な事業内容 (単位:千円)								
区 分	事 業 内 容							予算額
中国地区DMAT連絡協議会の開催	・開催時期 令和5年11月(予定) ※中国地区DMAT連絡協議会実動訓練の開催時期に合わせる。 ・会 場 岡山県(予定) ・所 要 額 108千円(会場使用料) ・財 源 一般財源							108
中国地区ロジスティック研修の開催	中国5県の日本DMAT登録者を対象とした合同研修会を開催 ・開催時期 春季～夏季に1回、1月～2月に1回 ・会 場 鳥取県ほか ・所 要 額 1,229千円(運営スタッフの謝金、旅費等) ・財 源 一般財源							1,229
合 計							1,337	
3 事業目標・取組状況・改善点 ・中国5県の連絡協議会や合同研修会の開催により、広域での災害医療に関する協力体制の充実を図る。								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）医療機器更新事業	24,139	0	24,139				24,139	
トータルコスト	24,919千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付業務							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>航空搬送拠点臨時医療施設（SCU※）で使用する資機材については平成25年に整備したところである。このうち医療機器については、各圏域のDMAT指定医療機関4病院（県立中央病院、鳥取赤十字病院、県立厚生病院、鳥取大学医学部附属病院）で保管・管理されているが、耐用年数を経過し老朽化していることから、更新するための費用を支援する。</p> <p>※SCU（航空搬送拠点臨時医療施設） 被災地から患者が搬送され、航空機を使用した広域搬送を含め、県内外の受入可能な医療施設へ搬送調整するための拠点として、臨時的に開設されるもの。 設置されたSCUでは、派遣されたDMAT隊員等が搬送された患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施する。</p> <p>（県内のSCU候補地） 東部：鳥取空港、県立布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク） 中部：倉吉市宮陸上競技場、東郷湖羽合臨海公園南谷広場 西部：美保飛行場（米子空港）、鳥取県消防学校</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>DMAT指定医療機関が整備する医療用機器の購入費用について支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 DMAT指定医療機関4病院 ・補除対象経費 SCUでの使用を想定した医療用機器 ※搬送用モニター、輸液ポンプ、搬送用人工呼吸器、携帯用吸引器、携帯型超音波診断装置の5品目 ・補助限度額 東部圏域（県立中央病院、鳥取赤十字病院）各7,500千円 中部圏域（県立厚生病院）15,000千円 西部圏域（鳥取大学医学部附属病院）15,000千円 ・所要額 24,139千円 （県立中央病院7,500千円、鳥取赤十字病院1,639千円、鳥取大学医学部附属病院15,000千円） ※各病院からの要望額と補助限度額を勘案して補助予定額を算出。 ・補助率 1/2（県1/2、各病院1/2） <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各病院で普段から適切に保管・管理する医療用機器を、広域的な航空搬送を必要とする災害時に迅速にSCU候補地に持ち寄り使用するスキームを維持することによって、発災に備えた安全安心な医療提供体制の構築を図る。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業	20,941	18,803	2,138	20,841			100	
トータルコスト	24,060千円（前年度 21,957千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	国への交付金申請事務、研修会の開催、資器材の校正事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器の維持管理及び、医療従事者等に対する研修を実施し、原子力災害医療の体制整備を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 放射線測定機器の校正 10,241千円（国10/10） 県が原子力災害医療機関に整備した放射線測定器等（ホールボディカウンタ、GM管サーベイメータ、個人線量計等）の校正を実施する。 ・原子力災害拠点病院 2病院、原子力災害医療協力機関 14病院</p> <p>(2) 原子力災害医療研修の実施 2,000千円（国10/10） 原子力災害医療に関する知識と技能の向上を図るため、医療関係者等を対象とした研修を実施する。 ・対象：医師、看護師、放射線技師、消防士、自衛隊員、県・市町村職員等 ・内容：放射線測定器の取扱い、汚染傷病者の搬送・受入 等</p> <p>(3) 鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金 8,600千円（国10/10） 放射線防護対策設備の定期点検及び放射線測定機器の校正を実施する医療機関に補助を行う。 ・実施主体：鳥取県済生会境港総合病院、鳥取大学医学部附属病院 ・補助率：10/10 ・補助対象経費：電気設備・機械設備等の保守点検、放射線測定機器の校正費用</p> <p>(4) 事務費 100千円（単県）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時の医療活動に必要な放射線測定器等を適切に管理し、また、医療従事者等に対する研修の実施により有事の対応に備える。 定期的に訓練を行うことにより、医療従事者等の災害対応の習熟度を高め、また、訓練や研修等を実施することにより原子力災害医療に対応できる者を増やす。 								

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
救急医療対策事業	4,928	3,691	1,237				4,928	
トータルコスト	5,708千円(前年度4,480千円)〔正職員:0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務等							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医師等が救急車両に同乗し、救急現場に出動するドクターカーを活用すると、傷病者に対し早期医療介入を行うことが可能となり、救命率の向上と傷病者の予後の改善を図ることが可能となる。</p> <p>より良い救急医療体制整備にはドクターカーの運用の必要性が高く、安定した重層的な救急医療体制の確保を図るため、平成25年5月から運用を開始した鳥取大学医学部附属病院ドクターカーの運行に対し支援を行う。</p> <p>また、(公社)鳥取県医師会が行う研修に対して補助することで、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) (拡充) ドクターカー運行事業補助金(4,226千円)</p> <p>ドクターカーの人件費等運営費(運転手経費、燃料費等)について補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:鳥取大学医学部附属病院(救命救急センター) ・補助率:10/10 ・運行時間:年末年始(12/29~1/3)を除く毎日9時~17時(要請可能時間は9時~16時) <p>※現行の運行日は平日と祝日のみとなっているが、令和5年度より、年末年始を除く土日を追加するもの。(これにより年間360日運行となる。)</p> <p>(2) 高度救命処置研修開催事業補助金(700千円)</p> <p>救急医療の現場で働く医師、看護師等の資質向上を図るため、医師会が開催する心肺蘇生に関する救急処置研修(ACLS)及び外傷現場活動指針に関する研修(JPTEC)に対して支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体:(公社)鳥取県医師会 ・補助率:10/10 <p>(3) 山陰救急医学会年会費(2千円)</p> <p>救急医学の進歩向上を図り、救急医学の普及と発展に貢献している山陰救急医学会の年会費を支出する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターカーの活用により、傷病者に対し早期医療介入を行い、救命率の向上と傷病者の予後の改善を図る。また、(公社)鳥取県医師会が行う研修に対して補助することで、救急医療の現場で働く医師、看護師、救急救命士等の資質向上を図る。 ・救急医療の現場において、ドクターヘリと役割分担をしながら運行されており、医療早期介入に貢献している。 								

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ドクターヘリ運航事業	132,505	131,887	618				132,505	
トータルコスト	138,743千円(前年度 138,196千円)〔正職員: 0.8人〕							
主な業務内容	関係機関調整、格納庫等維持管理、負担金事務、運航実績管理等							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要								
救急専門医や看護師が搭乗し、救急現場に迅速に駆け付けるドクターヘリは、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を目的とするものである。								
この目的を達成するため、鳥取県ドクターヘリ、3府県ドクターヘリ、島根県ドクターヘリ及び医師搭乗型消防防災ヘリコプターの運航経費を負担し、鳥取県ドクターヘリの格納庫等維持管理を行う。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
区分	事業内容							予算額
鳥取県ドクターヘリ運航経費等	関西広域連合が事業主体となって運航する鳥取県ドクターヘリの運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等について、要請県は関西広域連合に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体: 関西広域連合 ・基地病院: 鳥取大学医学部附属病院 ・運航範囲: 鳥取県全域並びに兵庫県、島根県、岡山県及び広島県の一部 ・H30. 3. 26から運航開始。							91,754
鳥取県ドクターヘリ格納庫等維持管理費	格納庫・乗務員待機室等の維持管理費である。(光熱水費、防衛省国有財産使用料(取付誘導路敷地)、清掃業務委託料、機械警備委託料、施設・設備保守点検料等、廃棄物処理委託料、除草業務委託料、除雪業務委託料、無線関係経費、通信運搬費、消耗品費等)							5,826
3府県ドクターヘリ運航事業	関西広域連合が事業主体となって運航する豊岡病院ドクターヘリの運航経費、搭乗医師・看護師確保経費等について、要請県は関西広域連合に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体: 関西広域連合 ・基地病院: 公立豊岡病院組合立豊岡病院 ・運航範囲: 鳥取県全域及び兵庫県・京都府の一部 ・H22. 4. 17から3府県共同運航事業を開始し、H23. 4. 1に関西広域連合へ事業移管。							33,488
島根県ドクターヘリ運航事業	島根県が事業主体となって運航する島根県ドクターヘリの運航経費等について、要請県は島根県に対して、利用実績に応じて負担金を支出する。 ・事業主体: 島根県 ・基地病院: 島根県立中央病院 ・運航範囲: 鳥取県中・西部並びに島根県全域及び広島県の一部 ・中国地方5県ドクターヘリ広域連携基本協定に基づき、H25. 5. 27から鳥取県への乗り入れを開始。							1,287
医師搭乗型消防防災ヘリコプター運航事業	消防防災ヘリコプターに医療チームが搭乗する「医師搭乗型消防防災ヘリコプター」の運用に必要な傷害保険料である。							150
合 計							132,505	
3 事業目標・取組状況・改善点								
・ドクターヘリの活用により、早期医療介入・搬送時間短縮による救命率の向上、後遺症の軽減、へき地救急医療体制の強化、迅速的・効率的な災害医療活動、重層的な救急医療体制の構築等を目指し、県民の安心安全の確保を図る。								
・鳥取県ドクターヘリ、3府県ドクターヘリが県内全域を運航範囲として活動している。また、島根県ドクターヘリも中国5県ドクターヘリ広域連携により本県に乗り入れており、「医師搭乗型消防防災ヘリ」と併せて活動することにより、県内の救急医療の重層化が図られている。								

2目 医務費

(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
おとなの救急電話 相談事業	2,817	2,817	0			(雑入) 1,278	1,539																			
トータルコスト	3,597千円(前年度 3,606千円)〔正職員:0.1人〕																									
主な業務内容	契約事務、広報に係る事務																									
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>大人が急なけがや病気になった場合に、すぐに救急車を呼ぶべきか、医療機関を受診すべきかどうかなどを専門的な経験を踏まえながら助言等を行う「おとなの救急電話相談事業(＃7119)」を運営することにより、救急車の適正利用、救急医療機関の適正受診及び県民等の安心の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○事業内容 大人(満15歳以上)の急な病気やけがなどの相談に対し、医師又は看護師が電話で対応する。(15歳未満の小児は小児救急電話相談事業(＃8000)で対応) 診療行為ではなく、あくまで相談により緊急に医療機関を受診すべきかどうかを助言することが主な役割である。</p> <p>○相談実施時間 平日:午後7時～翌日午前8時 土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始:午前8時～翌日午前8時 ※小児救急電話相談事業(＃8000)と同様</p> <p>○予算額 相談事業委託:2,556千円 ＃ダイヤル接続料分割請求書発行業務委託:261千円</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> おとなの救急電話相談事業(＃7119)を実施し、利用者に対して救急車要請や医療機関受診の必要性を助言することにより、救急車の適正利用、救急医療機関の適正受診及び県民の安心の確保を図る。 平成30年9月の事業開始以降、相談件数は月平均で約100件と多くの救急相談に対応しており、救急車の適正利用、医療機関の適正受診及び県民の安心の確保につながっている。 <p><近年の相談件数></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>年間の相談件数</th> <th>(月平均)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,208件</td> <td>100件</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,438件</td> <td>119件</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,231件</td> <td>102件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度(11月末時点)</td> <td>809件</td> <td>101件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,686件</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>									年 度	年間の相談件数	(月平均)	令和元年度	1,208件	100件	令和2年度	1,438件	119件	令和3年度	1,231件	102件	令和4年度(11月末時点)	809件	101件	合 計	4,686件	—
年 度	年間の相談件数	(月平均)																								
令和元年度	1,208件	100件																								
令和2年度	1,438件	119件																								
令和3年度	1,231件	102件																								
令和4年度(11月末時点)	809件	101件																								
合 計	4,686件	—																								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
へき地医療対策費	133,227	133,385	△158	1,580			131,647	
トータルコスト	193,264千円（前年度 194,107千円）〔正職員：7.7人〕							
主な業務内容	医師派遣、制度設計、周知説明、補助金交付事務、国との調整等							
工程表の政策内容	医療従事者の確保							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

へき地の公立病院等で勤務する総合医を育成する学校法人自治医科大学の運営費用を負担するとともに、へき地拠点病院・へき地保健指導所の運営経費を補助することで、へき地医療の充実を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	事業内容	予算額
自治医科大学医師養成派遣事業	へき地医療の充実を図るため、自治医科大学に負担金を交付し医師を養成するとともに、卒業医師を岩美町他6市町の関係医療機関へ派遣するための経費である。 ・自治医科大学運営費負担金 131,200千円 ※①定額の大学運営費負担金 127,000千円 ②平成20年度からの定員増を活用した当県出身者の追加での入学者（6年間で3人）にかかる負担金 4,200千円 （年額1,400千円/人×3名分）	131,200
へき地医療拠点病院運営事業	へき地医療支援機構の指導・調整により巡回診療、医師派遣等を行うへき地医療拠点病院に、必要な経費を補助する。 ・実施主体：鳥取市立病院、日野病院 ・補助率：10/10 ・負担割合：国1/2、県1/2	894
へき地保健指導所運営事業	へき地保健指導所（倉吉市関金町）の運営費に対して補助する。 ・実施主体：倉吉市 ・補助率：1/2（国10/10） ・負担割合：国1/2、実施主体1/2	1,133
合 計		133,227

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・へき地医療の提供体制の確保のため、自治医科大学による総合医の養成やへき地拠点病院、へき地保健指導所の安定した運営に取り組む。
- ・自治医科大学を卒業し、奨学金が返還免除になる期間（指定勤務期間）までの医師のうち、11名を自治体立病院・診療所へ派遣している。（令和4年度時点）
- ・へき地医療の提供体制の確保のため、自治医科大学卒業医師に指定勤務期間終了後も県内医療機関で就業していただくことが重要であることから、自治医科大学卒業医師と自治体関係者、派遣先病院・診療所との意見交換の機会を設け、県内医療機関のニーズを伝える等、医師の県内定着に取り組んでいる。近年は、指定勤務期間終了後も継続して県内医療機関で勤務する傾向がみられる。

2目 医務費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
医師確保奨学金等貸付事業	(債務負担行為) 360,000		(債務負担行為) 360,000			(債務負担行為) 18,000 (基金繰入金)	(債務負担行為) 342,000												
トータルコスト	275,280																		
前年度	255,540																		
比較	19,740																		
その他	3,600																		
一般財源	271,680																		
トータルコスト	286,976千円 (前年度 267,369千円) [正職員：1.5人]																		
主な業務内容	医師確保奨学金等の貸付に係る事務																		
工程表の政策内容	医療従事者の確保																		
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																		
1 事業の目的、概要	<p>地域医療を担う医師を確保するため、鳥取大学医学部をはじめ県内外の医学生に対して奨学金の貸付を行う。 (県内医療機関で一定期間勤務した場合、奨学金の返還を免除する。)</p> <p>なお、鳥取大学医学部臨時定員の1名増に伴い、特別養成枠の新規貸付枠を拡充(5名→6名)するとともに、自治医科大学に優秀な医学生を安定的に確保する観点から、一般貸付枠の対象に自治医科大学医学生を追加(3名)する。</p>																		
2 主な事業内容	以下の大学の医学部医学科入学者・在学者に対して、奨学金の貸付を行う。																		
医師養成確保奨学金(地域枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科(推薦入試)入学者																	
	貸付枠	新規：5人以内、継続：22人																	
	奨学金の額	月額120千円(年額1,440千円)																	
	免除条件	臨床研修(県内)修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務																	
医師養成確保奨学金(編入枠)	貸付対象者	令和5年度鳥取大学医学部医学科(学士編入)入学者																	
	貸付枠	新規：5人以内、継続：5人																	
	奨学金の額	月額120千円(年額1,440千円)																	
	免除条件	臨床研修(県内)修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務																	
(拡充)医師養成確保奨学金(一般貸付枠)	貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者で以下の者 鳥取大学：出身地・卒業高校の所在地を問わない、その他大学：県内高校卒業者																	
	貸付枠	新規：8人以内(うち3人は自治医科大学医学部在学者)、継続：15人																	
	奨学金の額	月額100千円(年額1,200千円)																	
	免除条件	(自治医大以外)臨床研修(県内)修了後、貸付期間の1.5倍に3年を加えた期間(最大9年)以内に、知事の指定する県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間(最大6年)勤務 (自治医大)卒業後、県職員(医師)として知事が勤務を命じる県内医療機関に貸付期間の1.5倍の期間(最大6年)勤務																	
(拡充)緊急医師確保対策奨学金(特別養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科(推薦入試)入学者																	
	貸付枠	新規：5人以内→6人以内(+1人)、継続：22人																	
	奨学金の額	月額150千円(年額1,800千円)																	
	免除条件	卒業後、県職員(医師)として、知事が勤務を命じる県内医療機関に、9年勤務																	
臨時特例医師確保対策奨学金(臨時養成枠)	貸付対象者	鳥取大学医学部医学科(一般入試)、岡山大学医学部医学科(推薦入試)																	
	貸付枠	新規：15人以内(鳥取大学14人以内、岡山大学1人以内)、継続：65人																	
	奨学金の額	月額150千円(年額1,800千円)																	
	免除条件	(新規貸付分) 臨床研修(県内)開始後、12年以内に、知事の指定する県内医療機関に9年勤務、かつ、当該9年のうち知事が指定した区域で4年(臨床研修期間除く)勤務 (既貸付分) 臨床研修(県内)修了後、9年以内に、知事の指定する県内医療機関に6年勤務																	
・債務負担行為 医師確保奨学金等貸付事業 360,000千円(令和6年度～令和11年度)																			
3 事業目標・取組状況・改善点	<p>・長期的な視点に立ち、県の医療体制の維持、向上に支障を及ぼさないよう、医師の確保を図る。</p> <p>・鳥取大学医学部医科学士編入学生を対象とした貸付枠を令和3年度から創設し、若手医師の更なる確保を図っている。</p> <p>・令和4年4月現在奨学金受給者のうち117名が義務年限内の医師として県内勤務、県内医師数は増加傾向。</p>																		
<年度別貸付者数> (単位：人)																			
奨学金	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
地域枠	5	5	5	5	5	5	3	5	5	4	5	4	3	4	5	5	5	5	83
一般貸付枠		23	5	12	9	6	5	5	7	9	4	3	3	1	5	7	4	8	116
編入枠																	5	5	10
特別養成枠				5	5	5	5	5	5	5	5	3	5	3	5	5	4	6	71
臨時養成枠					8	11	10	9	12	15	14	12	12	9	15	15	14	15	171
合計	5	28	10	22	27	27	23	24	29	33	28	22	23	17	30	32	32	39	451
※ 令和4年度までは貸付実績、令和5年度は貸付枠																			

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医師確保対策推進事業	6,295	5,023	1,272	1,113			5,182	
トータルコスト	58,535千円（前年度 57,859千円）〔正職員：6.7人〕							
主な業務内容	医師の確保・養成に係る事務等							
工程表の政策内容	医療従事者の確保							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県内の医師が不足する中、県内で勤務を希望する医師を確保するとともに、鳥取大学をはじめとする医学部の医学生を、卒業後県内で臨床研修・専門研修を行う研修医・専攻医として確保することにより、将来の鳥取県の医療提供体制を確保する。また、県内の医師が少ない区域等における医師の継続的な勤務を支援することにより地域偏在の解消を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

事業名	事業内容	予算額
無料職業紹介事業	県内に勤務を希望する医師に対して、無料の職業紹介を実施する。	214
鳥取県医療人材顧問による県外医師確保事業	鳥取県内外で広く活躍する、鳥取県に縁のある著名な医療関係者を「鳥取県医療人材顧問」として委嘱し、全国で開催される学会や研究会など様々な機会を通じて鳥取県の医療について情報発信していただくとともに、本県で勤務を希望する医師をリサーチし県に紹介していただく。	213
専門研修医師支援事業	県内外の医師を県職員として採用し、県内医師は県外医療機関、県外医師は県内医療機関において半年～2年間の研修を行い、研修終了後、研修期間の2倍に相当する期間を県内医療機関で勤務し、修得した技術の活用と、後進の指導に当たっていただく。	97
地域医療体験研修推進事業	県内外の医学生が鳥取県内の医療に触れる機会を積極的に提供するため、医療現場を体験出来る研修を年2回開催する。	900
次世代医師交流事業	卒業後、ともにへき地等の医療機関で地域医療を担う、自治医科大学医学生と鳥取大学特別養成枠学生を対象とした地域医療に関する研修会および交流、地域医療に関する研修会に参加する学生への支援により、地域医療を担う者としての認識や将来の勤務への意識を高め、へき地等に勤務する医師の定着を図る。	82
研修医確保対策支援事業	鳥取大学医学部、県内の各臨床研修指定病院と連携して「鳥取県臨床研修指定病院協議会」による各種研修医確保事業の実施を支援する。	2,400
医師臨床研修事業	臨床研修病院の指定及び研修医定員の設定等を行う。	163
医師少数区域経験認定医師支援事業 （国1/2、県1/2）	医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めた区域での勤務を促すため、当該区域で勤務を行う医師少数区域経験認定医師の研修経費等に対して補助を行う。	2,226
合 計		6,295

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・長期的な視点に立ち、県の医療体制の維持、向上に支障を及ぼさないよう、医師の確保を図る。
- ・各種の医師確保対策の効果もあり、県内の医師数は増加傾向にある。
- ・県内の医師が少ない区域等に勤務する医師の医療レベル向上や取得資格等の維持に係る経費の支援を行い、医師の当該区域における継続的な勤務を促す。

【鳥取県の医療施設従事医師数】 ※厚生労働省医師数調査より

年	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
総数（人）	1,573	1,570	1,585	1,565	1,627	1,662	1,699	1,707	1,742

医療政策課 (内線: 7 2 2 8)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】入院医療コーディネーターセンター設置事業	0	8,654	△8,654					
トータルコスト	0千円 (前年度 14,963千円)							
主な業務内容	コーディネーターセンターの運営							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>新型コロナウイルス感染症対策推進課で計上する「新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業」に統合するため廃止する。</p>								

医療政策課 (内線: 7 1 9 0)

2目 医務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【廃止】鳥取方式在宅療養体制整備事業	0	212,587	△212,587					
トータルコスト	0千円 (前年度 216,530千円)							
主な業務内容	在宅療養体制の整備・調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>新型コロナウイルス感染症対策推進課で計上する「新型コロナウイルス感染症総合対策強化事業」に統合するため廃止する。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
保健師等教育研修事業	1,380	1,381	△1	396			984	
トータルコスト	7,618千円（前年度 7,690千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	保健師等研修会の企画、運営、保健師現任教育に関する評価							
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 市町村及び県の保健師等に対する研修を行い資質向上を図るとともに、地域保健対策を推進する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 保健師等教育研修事業 584千円（単県） ①階層別研修：新人、初任者、中堅者、管理者の各階層別の研修を行う。 ②地域保健技術研修：各圏域で地域の実情に即した現任教育研修を行い、管内保健師等の資質の向上を図る。 ③教育推進者研修：各組織の現任教育を推進する教育担当者、サポーター等の資質向上を図る。 (2) 保健師現任教育検討会 114千円（国1/2、県1/2） 県全体の保健師現任教育の進捗状況を評価し、課題に対する対策を検討する。 (3) 保健師等連携体制構築支援事業 274千円（国1/2、県1/2） 県退職保健師が育成トレーナーとなり、県初任者保健師が行う家庭訪問等に同行、助言等を行い、初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図る。 (4) その他保健師研修会等 408千円（国1/2、県1/2） 県外で実施される研修会に、県の保健師等を資質向上のために派遣する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・保健師等に対する研修を行うことで、資質向上を図るとともに、地域保健対策を推進する。 ・保健師の人材育成、保健師専門能力の向上を目標に、平成25年度からガイドライン（平成24年度作成）に沿って現任教育を推進している。平成30年度にガイドラインを改訂し、個々の能力に照準を当てた教育に変えて研修を実施している。 ・平成26年度から保健師現任教育検討会を開催し、県全体の保健師現任教育の進捗状況評価及び課題に対する対応策を検討している。 ・平成28年度から初任者保健師の保健指導技術と知識の向上を図るため、保健師等連携体制構築支援事業を実施している。</p>								
看護職員研修補助事業	2,600	2,600	0				2,600	
トータルコスト	3,380千円（前年度 3,389千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 看護職員の資質向上を図るため、（公社）鳥取県看護協会が行う各種研修に対し補助を行う。</p> <p>2 主な事業内容 補助対象経費：看護職員の資質向上を図るための研修事業に要する経費 事業主体：公益社団法人鳥取県看護協会 補助率等：定額</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・看護職員の資質向上を図り、県民に対してより良質の看護を提供する。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
准看護師試験等実施費	915	955	△40			(手数料) 915		
トータルコスト	5,593千円（前年度 5,687千円）〔正職員：0.6人〕							
主な業務内容	准看護師試験委員会の開催、准看護師試験実施事務							
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 准看護師試験の実施及び准看護師免許証の交付を行う。</p> <p>2 主な事業内容 鳥取県准看護師試験委員会（附属機関）の開催 〔委員会の役割〕 鳥取県准看護師試験の実施及び合否判定、行政処分についての審議 ・開催回数：年2回程度 ・鳥取県准看護師試験委員：3名（医師・看護師等）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・保健師助産師看護師法施行令に基づき、適正に准看護師試験を実施する。</p>								
助産師出向支援事業	1,328	1,321	7	1,328				
トータルコスト	2,108千円（前年度 2,110千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	委託契約事務、関係機関との調整事務							
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 医療機関における助産師就業の偏在解消や施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向システムを構築する。</p> <p>2 主な事業内容 ・委託先：公益社団法人鳥取県看護協会 ・予算額：1,328千円（財源：国10/10） ・事業（委託）内容 ①鳥取県助産師出向支援事業協議会の開催（年3回）及び運営 ②助産師出向コーディネーターの配置及び活動</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・助産師の就業先の偏在是正と助産実践能力強化、助産師の資質向上を図る。 ・平成25・26年度に厚生労働省看護職員確保特別対策事業の「助産師出向支援モデル事業」を受託した。 ・平成27年度からは鳥取県委託事業として鳥取県看護協会へ委託し事業を開始した。各圏域にコーディネーターを配置し、圏域の状況に応じた活動を実施している。 ・平成30年度から活動報告会を開催している。多くの産科医療機関関係者が参加することで出向システムの普及につながっている。</p>								

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
看護職員等充足対策費	729,108	730,828	△1,720			(基金繰入金) 3,292	725,816																			
トータルコスト	756,198千円（前年度 757,976千円）〔正職員：2.0人、会計年度任用職員：4.0人〕																									
主な業務内容	看護職員修学資金等貸付事務、補助金交付事務																									
工程表の政策内容	医療従事者の確保																									
事業内容の説明	【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																									
1 事業の目的、概要	<p>県内に就業する看護職員等の確保のため、修学資金の貸付等を行う。また、新型コロナウイルス感染症対策において、潜在看護師を含む看護師の更なる確保が喫緊の課題となっていることから、「ナースセンター事業」による潜在看護師の掘り起こし等による看護師確保を推進する。</p>																									
2 主な事業内容	<p>(1) 看護職員修学資金等貸付事業 693,558千円（単県） 県内に就業する看護職員、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付対象</th> <th>新規貸付者</th> <th>継続貸付者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護職員養成施設等在学生</td> <td>335人</td> <td>724人</td> </tr> <tr> <td>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学生</td> <td>60人</td> <td>135人</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生</td> <td>10人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生</td> <td>10人</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>415人</td> <td>914人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ナースセンター事業 27,364千円（単県） 「ナースセンター」（県看護協会に委託）の就業支援コーディネーターを1名増員（2名→3名）し、潜在看護師の更なる掘り起こし等による看護師確保を推進する（令和4年度～令和6年度）。併せて、看護師（看護職員）へのきめ細かな再就業支援を行う。</p> <p>(3) 新卒訪問看護師育成支援事業 3,292千円（基金） 在宅医療の需要の増加が見込まれる中、県内で不足している訪問看護師の育成のため、新卒看護師を雇用し、訪問看護師に育成する訪問看護事業所を支援する。</p> <p>(4) 病院内保育施設運営費補助事業 3,517千円（単県） 県内の看護職員等の離職防止を目的とした病院内保育施設の運営を支援する。</p> <p>(5) 医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業 579千円（単県） 医師・看護職員等が保育サービスを利用し、病院等事業者がその2/3以上を負担する場合、県が病院等事業者に対し利用料金の1/3を支援する。</p> <p>(6) その他（看護サマーセミナー参加者旅費等） 798千円（単県）</p>								貸付対象	新規貸付者	継続貸付者	看護職員養成施設等在学生	335人	724人	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学生	60人	135人	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生	10人	30人	鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生	10人	25人	合 計	415人	914人
貸付対象	新規貸付者	継続貸付者																								
看護職員養成施設等在学生	335人	724人																								
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設在学生	60人	135人																								
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻地域枠推薦入学生	10人	30人																								
鳥取大学医学部保健学科看護学専攻鳥取県看護職員養成枠入学生	10人	25人																								
合 計	415人	914人																								
3 事業目標・取組状況・改善点	<ul style="list-style-type: none"> 看護師養成所等に在学している学生に対し修学上必要な資金の貸付を行うことで、将来県内で就業する看護職員等の確保を図る（令和4年3月に卒業し就業した者の県内就業率：約92%）。 看護職員数は増加傾向にあるが、現場の不足感はまだ解消されておらず、また偏在対策に係る取組も必要である。 今後の新型コロナウイルスを含む感染症の感染拡大等に備え、看護師確保の体制を強化することにより、安心して療養いただける環境整備を推進する。 ナースセンターでは、潜在看護師の掘り起こしや、相談事業・研修事業等の実施により、看護職員の再就業に向けた支援を行っている（令和3年度再就業者数：178人）。 																									

3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認定看護師養成研修事業	3,750	3,750	0				3,750	
トータルコスト	4,530千円（前年度 4,539千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	医療従事者の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 熟練した看護技術と知識を持ち、水準の高い看護実践ができる認定看護師を積極的に養成し、県内の看護現場における看護ケアの広がりや質の向上を図る。</p> <p>2 主な事業内容 認定看護師養成研修に派遣を行う施設に対して、研修経費の一部（学費相当）を補助する。 ・実施主体：民間病院・診療所等 （国立・独立行政法人・公立病院は、地域医療介護総合確保基金事業で実施） ・補助率：10/10（上限額：750千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県全体の看護ケアの向上を図るため、積極的に認定看護師の育成を働きかけていく。 ・新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、感染管理の分野で熟練した看護技術と知識を有する「感染管理認定看護師」の養成を積極的に進め、県内の感染管理に関する看護体制の拡充と質の向上を図る。</p>								

5目 病院費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
自治体病院補助事業	72,758	79,365	△6,607				72,758	
トータルコスト	73,538千円（前年度 80,154千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 山間へき地等に所在する公的医療機関が行った施設等の整備を支援することにより、地域の適正な医療の均衡及び医療供給体制の確保を図る。</p> <p>2 主な事業内容 公的病院が行った施設等の整備に対する借入金（平成18年度までの借入金対象。）の償還支払利息に対する支援を行う。 ・実施主体：病院を建設するために借り入れた地方債の支払利息について、一般会計から病院会計へ繰出す事業を行う町村 ・対象病院：岩美病院、智頭病院、西伯病院、日南病院、日野病院 ・補助率：1/2</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・県として、病院建設に係る償還金支払利息について、支払いが終了するまでの間、引き続き助成することで、自治体病院の経営の安定化を図る。 ・公的病院が行う施設等の整備に対する借入金の償還支払利息に対する補助を継続して実施し、平成19年度からは、新たな借入れを補助対象とせず、平成18年度までに借入れたものに限って補助を行っている。 ・自治体病院は地域の実情に応じ、救急医療を含む地域の医療水準の向上等を目的として設立され、都市部との適正な医療の均衡を図るため運営されている。</p>								

5目 病院費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
県立病院運営事業費	3,100,424	3,072,368	28,056				3,100,424																						
トータルコスト	3,101,204千円 (前年度 3,073,157千円) [正職員: 0.1人]																												
主な業務内容	申請書の審査・交付金支払い事務等																												
工程表の政策内容	医療提供体制の確保・充実																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>中核的な病院として地域住民の良質な医療の確保に貢献している県立病院に対して、円滑な管理運営を行うために必要な経費を交付する。</p> <p>※運営費に係る繰入と機器整備に係る繰出については平成18年度から5年間を区切りとした総額設定による交付金に移行している。(第1期:平成18~22年度、第2期:平成23~27年度、第3期:平成28~令和2年度、第4期:令和3~7年度)</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 算 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費交付金 (枠内)</td> <td>1,688,324</td> <td>救急医療等の不採算部門に対する交付金 (5年間の総枠に対して定額交付)</td> </tr> <tr> <td>運営費交付金 (枠外)</td> <td>101,675</td> <td>児童手当</td> </tr> <tr> <td>機器購入費 (枠外)</td> <td>289,353</td> <td>病院の機器購入に要する経費に対する負担金</td> </tr> <tr> <td>施設整備費</td> <td>838,758</td> <td>病院施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金</td> </tr> <tr> <td>一般会計精算金の再交付</td> <td>182,314</td> <td>過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,100,424</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予 算 額	摘 要	運営費交付金 (枠内)	1,688,324	救急医療等の不採算部門に対する交付金 (5年間の総枠に対して定額交付)	運営費交付金 (枠外)	101,675	児童手当	機器購入費 (枠外)	289,353	病院の機器購入に要する経費に対する負担金	施設整備費	838,758	病院施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金	一般会計精算金の再交付	182,314	過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの	合 計	3,100,424	
区 分	予 算 額	摘 要																											
運営費交付金 (枠内)	1,688,324	救急医療等の不採算部門に対する交付金 (5年間の総枠に対して定額交付)																											
運営費交付金 (枠外)	101,675	児童手当																											
機器購入費 (枠外)	289,353	病院の機器購入に要する経費に対する負担金																											
施設整備費	838,758	病院施設の整備、補修等に要する経費に対する負担金																											
一般会計精算金の再交付	182,314	過年度の一般会計精算金について、再交付をするもの																											
合 計	3,100,424																												
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立病院に係る運営費等の必要経費を繰り出すことで、地域住民の良質な医療の確保に貢献している県立病院の管理運営を円滑に進める。 																													

6目 鳥取看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
<地方機関計上予算> 鳥取看護専門学校管理運営費	19,718	19,160	558			(使用料) 13,761 (手数料) 492 (雑入) 18	5,447																
トータルコスト	97,485千円（前年度 97,683千円）〔正職員：9.2人、会計年度任用職員：2.1人〕																						
主な業務内容	施設の管理・運営																						
工程表の政策内容	学生の確保及び県内就業の促進																						
事業内容の説明																							
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>看護師として必要な知識・技術・態度を身につけ、主体的に学習する学生を育成し、県民の医療、保健、福祉の担い手として貢献できる看護師の育成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>鳥取看護専門学校の運営に要する経費である。</p> <p>○看護師として必要な知識及び技能を習得させ、社会に貢献していく人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護実践力を向上させるため、臨地実習施設の確保と実習の充実を図る。 <p>○専任教員を専門領域毎（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神）に配置するとともに、教員の教育力を高める研修の実施や教育用備品の整備を行い教育体制・内容の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある教育内容を継続して学生に提供するため、特別講義を新カリキュラムに組み込んで実施する。 ・新カリキュラムによる教育を執行するための ICT 機器の整備を図る。 ・専任教員の県外研修派遣及びオンラインセミナー参加や教育方法の検討、研究を充実し教員の資質の向上を図る。 <p>○学校運営状況（令和4年4月在籍者数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1 学年</th> <th>2 学年</th> <th>3 学年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>40人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td>現員</td> <td>41人</td> <td>41人</td> <td>36人</td> <td>118人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家試験合格率100%を目指し、国家試験対策の実施と個別のサポートを実施するとともに、教育の質の向上を目指す。 ・看護職としての豊かな知識、感性を育成する教育の質の向上と実習施設の確保を目指す。 ・新型コロナウイルス感染を考慮した学校広報の工夫で、新入生の確保に努める。 ・新入生の定員の確保を行い、県内就業の定着化を促進する。 ・新カリキュラムに対応した質の高いICT教育の実施を目指す。 ・県内就職の推進のための就職サポート、ハローワークとの連携の実施を継続する。 ・進学者を除く就職内定率は100%（令和4年12月末） ・看護師国家試験合格率97.5%（令和4年2月実施） ・新型コロナウイルス感染症対策で、リモートを利用したオープンキャンパスを実施、学校の動画をホームページで公開するなど、高校生や受験希望者へ広報を実施した。 ・ハローワークの職員から面接の方法やエントリーシートの書き方の指導を受けた。 ・学内での国家試験対策や模擬試験の実施、学内教員や病院医師からの知識の補強の講義を実施した。 									区分	1 学年	2 学年	3 学年	合計	定員	40人	40人	40人	120人	現員	41人	41人	36人	118人
区分	1 学年	2 学年	3 学年	合計																			
定員	40人	40人	40人	120人																			
現員	41人	41人	36人	118人																			

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源		
<地方機関計上予算> 倉吉総合看護専門学校 管理運営費	32,084	32,985	△901			(使用料) 15,356 (手数料) 816 (雑入) 1,494	14,418		
トータルコスト	207,149千円（前年度 211,376千円）〔正職員：21.9人、会計年度任用職員：1.5人〕								
主な業務内容	入学試験の実施と入学許可、助産師・看護師として必要な知識及び技能の教育、学校施設の管理、授業料の徴収等学校運営								
工程表の政策内容	学生の確保と県内就職の促進								
事業内容の説明									
1 事業の目的、概要									
教育の質を高め、学生の学力向上と鳥取県の保健・医療・福祉の向上に貢献できる、質の高い看護職員の育成に努める。									
2 主な事業内容									
倉吉総合看護専門学校（3年課程の第1看護学科、2年課程の第2看護学科及び1年課程の助産学科の3学科を有する総合看護教育施設）運営に要する経費									
○助産師、看護師の養成機関として、必要な知識・技能を習得させ、社会に貢献できる人材を育成する。									
○専任教員を助産及び看護専門領域（基礎、在宅、成人、老年、小児、母性、精神）ごとに配置するとともに、教員の専門性を高める研修の実施、教育用備品の整備等を行い、教育体制・内容の充実を図る。									
・魅力ある教育内容とするため、最新の情報、実践経験のある講師による特別講義を行う。									
・専任教員のオンライン研修を含む県外研修派遣、教育方法の検討・研究等を充実し、教員の資質向上を図る。									
○学校運営状況（令和4年4月在籍者数）									
区分	第1看護学科				第2看護学科			助産学科	合計
	1学年	2学年	3学年	小計	1学年	2学年	小計		
定員	35	35	35	105	20	20	40	16	161
現員	34	34	31	99	7	15	22	16	137
3 事業目標・取組状況・改善点									
・学校の実績をPRし、第1看護学科の県内志願者の維持及び優秀な学生の確保に努める。									
・県内就職率80%以上の維持を目指し、就職支援を実施する。									
・適切な実習評価と実習指導者との連携を継続し、学生の実践力向上の育成に努める。									
・国家試験合格率100%を目指した学習支援を実施する。									
・新型コロナウイルス感染症対策のため、例年8月に開催しているオープンキャンパスを令和4年度はオンラインで開催した。参加者の意見は、おおむね好評であった。									
・卒業予定学生の進路希望を確認し、医療機関の情報収集支援や就職支援対策（書類作成や面接指導）を実施した。									
・実習施設を1施設（中部地区）増加し、令和5年1月から実習可能とした。									
・前年に引き続き、模擬試験の計画的実施や模擬試験の結果分析に基づいた個別指導を実施した。									
・令和3年度卒業生の国家試験合格率100%									

7目 倉吉総合看護専門学校費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
<地方機関計上予算> （新）倉吉総合看護専門学校学生寮外壁改修等工事	119,118	0	119,118		<53,500> 107,000		12,118	県費負担 65,618
トータルコスト	119,898千円（前年度 0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	連絡調整							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 県有施設中長期保全計画に基づき、倉吉総合看護専門学校の学生寮の外壁改修等工事を行う。</p> <p>2 主な事業内容 屋上防水改修、外壁改修、外部建具等改修工事を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・老朽化した学生寮の工事を実施することにより、学生がより安全な寮生活を送ることが可能になる。</p>								
<地方機関計上予算> 【廃止】倉吉総合看護専門学校LED工事	0	6,756	△6,756					
トータルコスト	0千円（前年度 7,545千円）							
主な業務内容	—							
工程表の政策目標	—							
事業内容の説明								
事業完了に伴う廃止である。								

（注）起債欄の上段<>書きは交付税措置を除いた額である。

備考欄の県費負担は、起債欄の<>書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

令和5年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費
1項 社会福祉費
4目 老人福祉費

医療・保険課（内線：7975）
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度財政支援事業	8,843,154	8,776,839	66,315			(財産収入) 20 (基金繰入金) 225,000	8,618,134	
トータルコスト	8,847,053千円（前年度8,780,782千円）〔正職員：0.5人〕							
主な業務内容	後期高齢者医療制度における負担金・交付金・財政安定化基金等の財政に係る事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明 【「鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

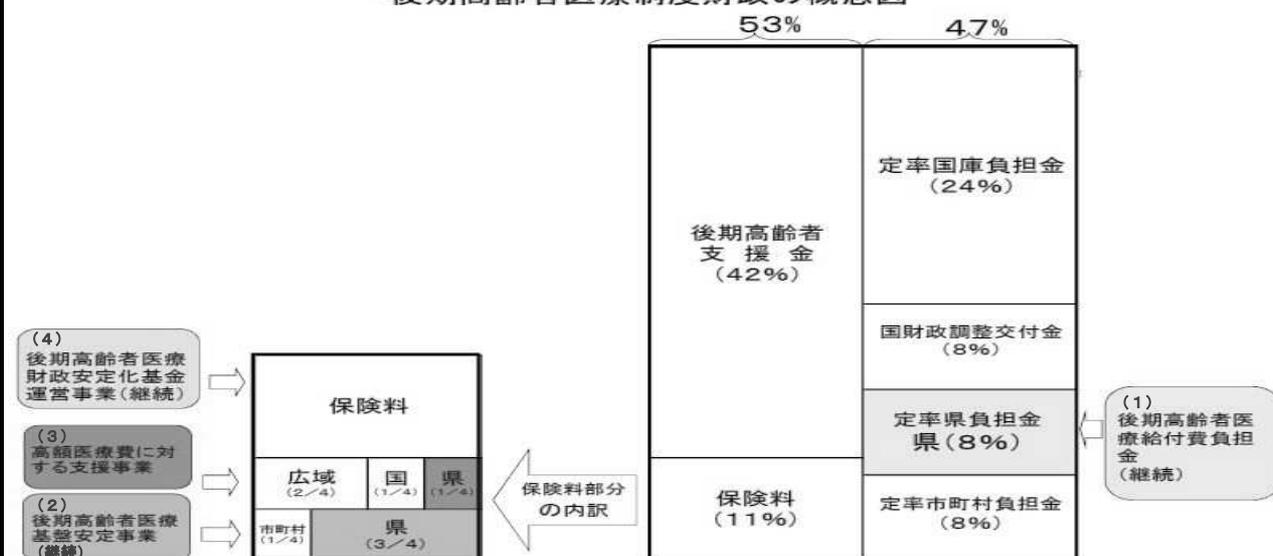
鳥取県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療制度に対して、円滑で安定的な事業運営のため、広域連合及び市町村に対し高齢者の医療の確保に関する法律に基づく財政支援等を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区 分	予算額	内 容
後期高齢者医療給付費負担金 ※下図（1）	6,673,270	広域連合が実施する医療費給付事業に要する費用について、12分の1を県が負担する。
後期高齢者医療基盤安定事業 ※下図（2）	1,428,615	後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図るため、保険料を軽減した被保険者分について、軽減分の一部を負担する。
高額医療費に対する支援事業 ※下図（3）	473,393	高額な医療給付の発生による後期高齢者医療制度の財政リスクを軽減するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分について、一部負担する。
後期高齢者医療財政安定化基金運営事業 ※下図（4）	225,020	後期高齢者医療の財政安定化に資する事業及び保険料増加抑制を図るための事業に必要な費用に充てることを目的として設置された鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金の管理運営を行う。 基金積立額：20（財産収入） 交付金：225,000（基金繰入金）
後期高齢者医療制度健康診査支援事業	42,856	県内の高齢者の健康づくりの観点から、広域連合が行う健診事業及び歯科健診事業に対し、国と同額の3分の1の額を助成する。
合 計	8,843,154	

後期高齢者医療制度財政の概念図



3 事業目標・取組状況・改善点

・後期高齢者医療制度は、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行、令和4年10月1日から一定所得者の一部負担金の負担割合が2割となるなど転換点を迎えた。引き続き広域連合及び市町村に対して必要な支援を行うことにより、制度の円滑・安定的な運営を図る。

4目 老人福祉費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
後期高齢者医療制度運営支援事業	120	120	0				120	
トータルコスト	5,578千円（前年度5,640千円）〔正職員：0.7人〕							
主な業務内容	後期高齢者医療広域連合及び市町村への助言、後期高齢者医療審査会の開催							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県後期高齢者医療広域連合及び市町村との事務打合せ・事務確認、レセプト点検の指導及び後期高齢者医療審査会の開催に要する経費である。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療制度は、令和4年度から団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行、令和4年10月1日から一定所得者の一部負担金の負担割合が2割となるなど転換点を迎えたところである。制度の円滑・安定的な運営のため、広域連合及び市町村に対し、必要な支援を行うことにより、制度の円滑・安定的な運営を図る。 								
医療費適正化対策事業	368	182	186				368	
トータルコスト	1,148千円（前年度971千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	医療費適正化計画の推進							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>「高齢者の医療の確保に関する法律」第9条に基づき策定した「第三期鳥取県医療費適正化計画」の推進を図るとともに、進捗管理を行う。</p> <p>2 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の適正化のため、引き続き「第三期鳥取県医療費適正化計画」の推進を図る。 								

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																								
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																									
国民健康保険運営事業特別会計繰出事業	3,309,472	3,284,894	24,578				3,309,472																									
トータルコスト	3,311,031千円（前年度3,286,471千円）〔正職員：0.2人〕																															
主な業務内容	国民健康保険特別会計への繰出し																															
工程表の政策内容	国民健康保険事業の健全な運営の確保																															
事業内容の説明																																
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県及び市町村が行う国民健康保険の財政の安定化を図るため、国民健康保険法（第72条の2）に基づき、県一般会計から、鳥取県国民健康保険運営事業特別会計へ繰出しを行う。</p>																																
<p>2 主な事業内容</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県繰出金</td> <td>2,794,309</td> <td>国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額を繰り出す。</td> </tr> <tr> <td>高額医療費負担金繰出金</td> <td>426,680</td> <td>1件80万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査等負担金繰出金</td> <td>65,934</td> <td>市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3</td> </tr> <tr> <td>人件費、事務費等</td> <td>12,439</td> <td>国民健康保険事業にかかる人件費、事務経費等</td> </tr> <tr> <td>保健事業費</td> <td>110</td> <td>保健事業にかかる国保加入者以外負担分</td> </tr> <tr> <td>予備費</td> <td>10,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>3,309,472</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	県繰出金	2,794,309	国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額を繰り出す。	高額医療費負担金繰出金	426,680	1件80万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2	特定健康診査等負担金繰出金	65,934	市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3	人件費、事務費等	12,439	国民健康保険事業にかかる人件費、事務経費等	保健事業費	110	保健事業にかかる国保加入者以外負担分	予備費	10,000		合 計	3,309,472	
区 分	予算額	内 容																														
県繰出金	2,794,309	国民健康保険の財政安定化及び県内市町村の財政状況等に応じた財政調整を行うため、算定対象額の9/100に相当する額を繰り出す。																														
高額医療費負担金繰出金	426,680	1件80万円超の高額医療費に対する助成を行う。 負担割合：国1/4、県1/4、市町村1/2																														
特定健康診査等負担金繰出金	65,934	市町村が実施する特定健康診査・特定保健指導事業の経費の1/3を県が負担する。 負担割合：国1/3、県1/3、市町村1/3																														
人件費、事務費等	12,439	国民健康保険事業にかかる人件費、事務経費等																														
保健事業費	110	保健事業にかかる国保加入者以外負担分																														
予備費	10,000																															
合 計	3,309,472																															
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（令和3～5年度）に基づき、令和5年度も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度から令和3年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。 																																

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
国民健康保険基盤安定等推進費	1,870,752	1,877,643	△6,891				1,870,752																
トータルコスト	1,872,311千円（前年度1,879,220千円）〔正職員：0.2人〕																						
主な業務内容	申請書の審査、交付決定、負担金の支払い																						
工程表の政策内容	国民健康保険事業の健全な運営の確保																						
事業内容の説明																							
1 事業の目的、概要 市町村国民健康保険の財政基盤の安定化を図るための保険料（税）軽減に対する助成に要する経費である。																							
2 主な事業内容 <div style="text-align: right;">（単位：千円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）</td> <td>1,602,167</td> <td>低所得者の保険料軽減に対する助成 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）</td> <td>263,591</td> <td>低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置</td> <td>4,994</td> <td>未就学児の保険料軽減に対する助成 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1,870,752</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	1,602,167	低所得者の保険料軽減に対する助成 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村	国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	263,591	低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	4,994	未就学児の保険料軽減に対する助成 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村	合 計	1,870,752	
区 分	予算額	内 容																					
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険料軽減分）	1,602,167	低所得者の保険料軽減に対する助成 負担割合：県3/4、市町村1/4 実施主体：市町村																					
国民健康保険基盤安定事業負担金（保険者支援分）	263,591	低所得者数に応じた財政支援 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村																					
子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	4,994	未就学児の保険料軽減に対する助成 負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4 実施主体：市町村																					
合 計	1,870,752																						
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（令和3～5年度）に基づき、令和5年度も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度から令和3年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。 																							

9目 国民健康保険連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
国民健康保険等に関する指導等経費	988	988	0				988	
トータルコスト	29,057千円（前年度29,378千円）〔正職員：3.6人〕							
主な業務内容	市町村への助言、研修の企画・実施							
工程表の政策内容	国民健康保険事業の健全な運営の確保							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 国民健康保険事業の適正な運営を確保するため、県が、国民健康保険法第4条第2項他に基づき保険者等に指導等を行う。また、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的に、保険医療機関、保険薬局等に対して、厚生労働省（中国四国厚生局）とともに指導等を行う。								
2 主な事業内容 （単位：千円）								
区分	予算額	内容						
保険者指導育成・支援	100	保険者に対する事業分析等関係資料の作成による技術的助言の実施、保険料の収納率が低下している保険者を中心に事務打合せを実施するとともに、レセプト点検の指導を行う。						
国民健康保険審査会費	241	保険給付に関する処分、又は保険料その他国民健康保険法の規定による徴収金に関する処分に対するの不服申立を審査するため、国民健康保険審査会を開催する。						
保険医療機関等の指導	647	ア 個別指導 保険医療機関等に対して、個別面談方式により、診療録（カルテ）や診療報酬明細書（レセプト）等の内容を確認し、指導を行う。 イ 集団指導等 保険医療機関等に対して、講習等の方法により実施する。						
合計	988							
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 第2期鳥取県国民健康保険運営方針（令和3～5年度）に基づき、令和5年度も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。 平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度から令和3年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。 								

4款 衛生費

2項 環境衛生費

医療・保険課（内線：7203）

3目 環境衛生連絡調整費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
家庭用品安全対策事業	281	281	0				281	
トータルコスト	1,061千円（前年度1,070千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	流通品の監視（買上検査）、製造、販売業者の監視指導、消費者への啓発							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第6条及び第7条に基づき、家庭用品について、保健衛生上の安全性検査及び業者への指導等を行う経費である。								
2 主な事業内容 （1）規制の基準の定められた家庭用品を買い上げ（試買）、規制有害物質の含有量等について検査をする。 （2）家庭用品による被害情報の収集・報告、製造業者及び販売業者の監視指導を行う。								
3 事業目標・取組状況・改善点 <ul style="list-style-type: none"> 過去の全国の違反事例等を参考に、家庭用品試買検査計画を作成し、計画的に試験検査機関に委託することで、検査の円滑な実施を図る。 								

4項 医薬費
2目 医務費

医療・保険課（内線：7189）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県感染制御地域支援ネットワーク運営事業	2,751	2,750	1			(雑入) 350	2,401	
トータルコスト	5,090千円（前年度 5,116千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	医療機関の院内感染対策の支援、講習会の開催、医療機関における薬剤耐性菌の分離・発生状況の調査・解析、医療機関における抗菌薬の使用状況の調査・解析							
工程表の政策内容	保険医療機関等の適正な医療の確保、感染対策等医療の安全確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県内の医療提供施設が取り組む院内感染対策を支援するために、関係行政機関と医療機関による感染制御地域支援ネットワークを運営する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 地域支援ネットワーク運営事業（408千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療圏域に整備したネットワーク（保健所、病院、地区医師会などが参加）により、感染対策に関する日常的な情報交換や研修会などを行う。 感染管理の専門資格をもった医師等により組織した専門家チームにより、感染制御に関する相談対応や緊急時（医療提供施設内で集団感染が発生した際など）に実地指導を行う。 <p>(2) 院内感染対策講習会等事業（2,343千円：雑入を充当）</p> <p>①院内感染対策講習会事業</p> <p>医師・看護師等を対象に、院内感染対策に必要な専門知識を習得するための講習会を開催する。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院）</p> <p>②院内感染対策サーベイランス事業</p> <p>県内の各医療機関が質の高い感染対策を実施することを支援するため、県内医療機関における薬剤耐性菌の分離状況、院内感染の発生状況に関する情報を提供する。 （委託先：鳥取大学医学部附属病院）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 各医療圏ネットワークを運営し、感染制御専門家チームによる相談対応及び実地指導等により、県内医療機関の連携の強化及び中小規模の医療機関等への支援を適切に実施し、県内での院内感染の拡大の防止を図る。 医療機関の担当者を対象とした院内感染対策講習会の開催等の啓発活動及び院内感染対策サーベイランス（動向調査）を通じて県内各医療機関が自立して感染対策を実施する体制整備に対する支援を図る。 								

2目 医務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療安全推進・医療機関等指導経費	272	272	0				272	
トータルコスト	36,138千円（前年度 36,548千円）〔正職員：4.6人〕							
主な業務内容	医療相談への対応、医療相談に係る研修の開催、医療安全推進協議会の開催、医療機関の検査、検査結果とりまとめ、指導通知等							
工程表の政策内容	保険医療機関等の適正な医療の確保、感染対策等医療の安全確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>医療に対する苦情・相談への対応、医療安全の確保に関する必要な情報の提供、医療機関の相談窓口担当者等に対する研修の実施を通じて、安心・安全な医療の確保の推進を図るとともに、医療機関が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、医療機関を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的とする。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 医療安全支援センター運営経費（122千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談窓口の設置及び医療安全推進協議会の開催に要する経費である。 <p>(2) 医療相談に関する研修会の開催（150千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の相談窓口担当者等を対象とし、医療相談等への対応に必要な知識等を習得するための研修会の開催に要する経費である。 <p>(3) 医療機関等指導経費（医療・保険課管理運営費で対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関の立入検査等に要する経費である。 <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関等の適正な医療を確保するため、医療相談窓口を運営し、医療に関する患者・家族からの苦情や相談等に対応することにより、患者・家族と医療機関等との信頼関係の構築を図る。 ・保健所を中心とし、病院・診療所等の医療機関に対して、必要に応じて医療法に基づく立入検査等を行う。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医薬品医療機器等総合対策事業	2,486	2,486	0	132		(手数料) 184	2,170	
トータルコスト	29,776千円（前年度 30,087千円）〔正職員：3.5人〕							
主な業務内容	販売業者・製造業者の承認・許可、監視指導、GMP調査、無承認無許可医薬品等の監視指導、関係機関等への情報提供・啓発、補助金事務、緊急用備蓄抗毒素配備、薬価調査、災害医薬品備蓄							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性確保のため必要な規制を行い、保健衛生の向上を図る。</p> <p>(2) 医薬品等の安全情報の収集及び的確な提供により、医薬品等による健康被害の未然防止及び拡大を防止する。</p> <p>(3) 疾病の治療及び予防に必要なワクチン等生物学的製剤の供給体制を確保する。</p> <p>(4) 災害発生時に被災地等へ速やかに医薬品等を供給するため、医薬品等を備蓄・管理する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 販売業者、製造業者、製造販売業者の許可事務及び監視指導を行う。 ・財源内訳：国 10/10、手数料</p> <p>(2) 医薬品等について、品質不良、不正表示及び虚偽誇大広告などの取締り及び指導を行う。</p> <p>(3) 薬事情報センターが行う医薬品等の情報収集・提供する事業へ補助する。 ・実施主体：（一社）鳥取県薬剤師会 ・補助率：定額（1,200千円） ・財源内訳：県 10/10</p> <p>(4) 緊急用備蓄抗毒素の配備及び供給を行う。 ・緊急治療用抗毒素の備蓄（乾燥ガスエソウマ抗毒素） ・国有ワクチン・抗毒素の医療機関へのあっせん（ボツリヌス抗毒素、狂犬病ワクチン等）</p> <p>(5) ワクチンの流通調整 風しん、麻しん等の各種ワクチンの安定供給を図るための対策委員会を開催する。</p> <p>(6) 登録販売者試験の実施 医薬品医療機器等法第36条の8第1項に基づき、県知事が試験を実施する。</p> <p>(7) 地域防災計画に基づく災害用医薬品等の備蓄 備蓄場所：医薬品（厚生病院、済生会病院）、医療材料等（中部及び西部総合事務所）</p> <p>(8) 医薬品及び特定保険医療材料の市場（実勢）価格を調査する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・県民の保健衛生の向上を図るため、医薬品医療機器等法に規定する医薬品等に関して、総合的な取組の推進を目指す。</p>								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
献血推進・使用適正化事業	5,931	5,931	0				5,931	
トータルコスト	16,067千円（前年度 16,183千円）〔正職員：1.3人〕							
主な業務内容	献血推進計画の策定、献血思想の普及啓発、献血者確保対策、献血推進員設置委託、血液製剤適正使用に係る指導・普及啓発、合同輸血療法委員会の開催							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血者の安定的な確保のための普及啓発、血液製剤の適正使用を推進する。</p> <p>2 主な事業内容 (1) 献血の推進（5,828千円） ・各種献血推進啓発事業の実施 ・献血推進員設置委託事業（委託先：日本赤十字社中四国ブロックセンター） ・献血推進協力団体等感謝状の贈呈 ・各保健所献血推進協議会等の開催 (2) 血液製剤の適正使用の推進（103千円） 医療機関において血液製剤が有効かつ適正に使用されるように鳥取県合同輸血療法委員会（県、血液センター、主要医療機関により構成）を設置し、血液製剤の適正使用・安全な輸血のための情報交換、研修会等を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・年度当初に鳥取県献血推進計画を作成し、血液センター、市町村等と協力して、献血の仕組み、必要性等について広く普及啓発を行い、献血者の確保に努める。なお、少子高齢化の進展に伴い、若年層の献血者の減少が進んでいるため、若年層への普及啓発の推進を図る。 ・合同輸血療法委員会による情報交換、研修会を通じて、引き続き血液製剤の適正使用の推進を図る。</p>								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
医療・保険課管理運営費	2,381	861	1,520				2,381	
トータルコスト	10,178千円（前年度 8,747千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	医療・保険課内の総括及び課内外の連絡調整等							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 医療・保険課の総括及び課内外の連絡調整等を行う。</p> <p>2 主な事業内容 ・課の予算の総括に関する事 ・議会対応及び監査対応に関する事 ・その他連絡調整及び各種庶務業務に関する事</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点 ・予算の適正な執行や課内外の連絡調整を行い、円滑な県行政の推進を図る。</p>								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬物・毒劇物総合対策事業	1,094	1,094	0	201		(手数料) 213	680	
トータルコスト	7,332千円（前年度 7,403千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	許認可事務、統計業務、相談・指導業務、立入監視、啓発活動							
工程表の政策内容	－							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 規制薬物、毒物劇物等に係る法令遵守を確保するとともに、薬物乱用による保健衛生上の危害の防止を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 麻薬・覚醒剤指導取締事業（国10/10、手数料）</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者免許等の事務及び麻薬業務所に対する監視指導の実施 不正大麻・けし撲滅運動 <p>(2) 麻薬中毒者措置事業（国3/4、手数料）</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬中毒者の観察指導、治療のための措置入院、麻薬中毒審査会の開催 <p>(3) 覚醒剤等相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 各保健所等における薬物相談の実施 <p>(4) 毒物劇物対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 毒物劇物業者等の登録事務、監視指導等の実施 毒物劇物の事故調査 <p>(5) 危険ドラッグ等の監視・規制取締り（国10/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険ドラッグ製品等の情報収集・対策 雑貨店等の巡回指導、情報収集、啓発活動を行う。 <p>(6) 薬物専門アドバイザーの委嘱に係る経費 薬物に関する専門的知見を有する薬物専門アドバイザー（2名）に助言をもらい、知事指定薬物の指定等を行う。</p> <p>(7) 啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学・高校における薬物乱用防止教室の実施 薬物乱用防止指導員による地域活動等を活用したミニ講演会の実施 「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の街頭啓発の実施 <p>(8) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議 薬物濫用対策推進計画の進捗状況の確認等を行うため、鳥取県薬物乱用対策推進本部会議を開催する。</p> <p>(9) 薬物乱用防止指導員協議会 県協議会及び地区協議会の開催及び指導員講習会を開催する。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> 麻薬、向精神薬等を取り扱う者への適正な取扱いに係る指導・監督、毒物劇物業者等への適正な保管管理・廃棄等の指導により、保健衛生上の危害防止を図る。 薬物の規制取締、各関係機関と連携・協力し県民に対する薬物乱用防止の啓発活動等を推進し、薬物に対する正しい知識の普及を図る。 全国的に若年層による大麻の乱用が問題化しているため、大麻に関する注意喚起に重点を置いた取組の推進を図る。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
薬剤師確保対策促進事業	1,918	1,918	0				1,918	
トータルコスト	4,257千円（前年度 4,284千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	県内の薬剤師確保に係る鳥取県薬剤師会との連携、啓発活動、復職支援等							
工程表の政策内容	薬剤師の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県と鳥取県薬剤師会が連携し、県内への薬剤師の就職の促進、未就業薬剤師の復職支援、高校生等への薬剤師の職業紹介等を行い、県内で不足している薬剤師の確保を促進する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 薬剤師確保対策促進事業補助金（600千円）</p> <p>①実施主体：（一社）鳥取県薬剤師会</p> <p>②事業費：1,200千円</p> <p>③補助率：1/2</p> <p>④対象事業</p> <p>1) 本県出身学生や県外就業者向けのUターン・Iターン促進策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県へのUターン・Iターン就職を奨めるチラシを薬学部設置の大学に配布する。 ・県及び薬剤師会による大学ガイダンスでの鳥取県の薬剤師就業促進の説明を行う。 <p>2) 未就業者の復職支援</p> <p>復職支援プログラムの実施、未就業者の登録、雇用希望の薬局等とのマッチング支援を行う。</p> <p>3) 高校生・保護者・高校教員向けセミナーの開催</p> <p>高校生及び保護者、高校の進路指導担当教諭を対象に、薬学部のカリキュラム、学習環境、薬剤師の様々な仕事について広く紹介し、薬学部への興味や進学意欲の喚起を図る。</p> <p>4) 薬剤師確保対策に係る検討会の開催</p> <p>今後の薬剤師確保対策の在り方を、関係者間で検討するための会議を実施する。</p> <p>5) 薬学生実務実習受入促進事業</p> <p>本県における実務実習（ふるさと実習）の受入促進に資するための事業を実施する。</p> <p>(2) 薬学生インターンシップ（658千円）</p> <p>薬剤師を目指す全国の薬学生を対象に、県内の病院、調剤薬局の協力を得て、薬剤師のチーム医療への関わり、在宅医療などへの取組現場を体験してもらい、薬学生の卒業後の進路検討や県内就業促進につなげる。（夏季、春季の2回）</p> <p>(3) 薬学生に対するターゲット広告（660千円）</p> <p>I J Uターン就職につながるインターンシップ、奨学金返還助成制度に対して、さらなる薬学生への周知を図るため、SNSを通してターゲット広告を行う。</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に当課が実施した薬剤師需要状況調査（対象：県内全病院及び薬局）においては、県全体の必要薬剤師数は増加し（+27.4人）、薬剤師の不足状態が継続している。 ・同調査において、「早急に必要薬剤師数」は若干減少（-4.3人）したものの、一方で「将来的に必要な薬剤師数」の増加が大きく（+31.7人）、中長期的な視点で関係者と連携し、薬剤師確保対策を促進する。 								

4目 薬務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
原子力災害医療体制整備事業（安定ヨウ素剤関係）	6,447	6,064	383	6,447				
トータルコスト	8,786千円（前年度 8,430千円）〔正職員：0.3人〕							
主な業務内容	原子力災害時に安定ヨウ素剤投与を実施できる体制の整備							
工程表の政策内容	安定ヨウ素剤の備蓄及び配布体制の確保							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>原子力災害の発生時に備え、被ばく防護措置の一環として、安定ヨウ素剤の備蓄、事前配布、緊急配布体制の整備等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 安定ヨウ素剤（丸剤・ゼリー剤）の購入（更新等）（2,380千円）</p> <p>(2) 安定ヨウ素剤の事前配布（3,742千円）</p> <p style="padding-left: 20px;">配布にかかる事前説明会（米子市・境港市）の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">配布スタッフ・医師等の研修、配布資料作成</p> <p style="padding-left: 40px;">・対象：事故発生時に一時集結所での安定ヨウ素剤の受取りが困難で希望する者</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤等の処分（275千円）</p> <p>(4) 原子力防災訓練（50千円）</p> <p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・安定ヨウ素剤の緊急配布体制を整備するとともに、米子市・境港市での事前配布説明会や米子保健所での個別配布により、事前配布を推進する。</p>								

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	2款 総務費					3款 民生費		
	うち福祉保健部					うち福祉保健部		
	1項 総務管理費					1項 社会福祉費		
				1目 一般管理費	12目 諸費			
1 報 酬	660,086					363,926	230,841	128,316
2 給 料	3,086,167	34,011	34,011	34,011		1,643,865	1,145,037	400,574
3 職 員 手 当 等	3,484,185	17,235	17,235	17,235		986,888	689,679	217,583
4 共 済 費	1,183,094	11,781	11,781	11,781		618,598	425,251	149,731
5 災 害 補 償 費	300							
6 恩給及び退職年金	5,424							
7 報 償 費	314,715					77,153	49,863	17,442
8 旅 費	241,074					55,798	34,005	24,125
費用弁償	39,799					15,153	8,061	3,890
普通旅費	149,391					16,925	9,427	5,390
特別旅費	51,884					23,720	16,517	14,845
9 交 際 費	2,860					200	100	100
10 需 用 費	640,884					142,117	112,832	24,752
11 役 務 費	521,176					55,646	39,856	13,839
12 委 託 料	6,416,040					3,614,057	1,275,720	894,099
13 使用料及び賃借料	1,207,472					82,448	59,308	28,794
14 工 事 請 負 費	2,340,164					374,746	276,014	23,809
15 原 材 料 費	858							
16 公 有 財 産 購 入 費	3,554							
17 備 品 購 入 費	127,886					39,415	38,482	
18 負担金、補助及び交付金	9,786,383					37,048,450	30,243,965	29,449,652
19 扶 助 費	300					1,593,795	1,481,948	1,138,370
20 貸 付 金						16,100		
21 補償、補填及び賠償金	38,443							
22 償還金、利子及び割引料	156,900	100,000	100,000		100,000			
23 投資及び出資金								
24 積 立 金	222,794					1,514,897	1,504,879	1,500,401
25 寄 附 金	34,820					950	950	50
26 公 課 費	379					47	47	
27 繰 出 金	3,000					3,311,990	3,309,472	3,309,472
予 備 費								
計	30,478,958	163,027	163,027	63,027	100,000	51,541,086	40,918,249	37,321,109
財 源 内 訳	国庫支出金	2,536,929				4,566,378	2,592,526	2,222,429
	地方債	2,267,000				276,000	276,000	29,000
	その他	2,731,793				2,832,380	2,493,003	1,885,204
	一般財源	22,943,236	163,027	163,027	63,027	100,000	43,866,328	35,556,720

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	3款 民生費								
	うち福祉保健部								
	1項 社会福祉費								
	1目 社会福祉総 務費	2目 身体障がい 者福祉費	3目 知的障がい 者福祉費	4目 老人福祉費	6目 遺家族等援 護費	8目 特別医療費 助成事業費	9目 国民健康保 険連絡調整 費	12目 障がい者自 立支援事業 費	
1 報酬	121,908	991	489	1,029			123	3,776	
2 給料	400,574								
3 職員手当等	217,583								
4 共済費	149,723	3	3					2	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	4,556	820		6,893	338		347	4,488	
8 旅費	6,384	139		7,759	267		218	9,358	
費用弁償	2,613			194	65			1,018	
普通旅費	2,128			430	122		200	2,510	
特別旅費	1,643	139		7,135	80		18	5,830	
9 交際費	100								
10 需用費	12,648			796	556		200	10,552	
11 役務費	5,260			3,645	507		100	4,327	
12 委託料	212,859	568		143,499	2,171			535,002	
13 使用料及び賃借料	5,627			5,483	1,212			16,472	
14 工事請負費	23,809								
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									
18 負担金、補助及び交付金	675,516	21	24	20,726,362	1,844	1,527,480	1,870,752	4,647,653	
19 扶助費	2,357				143			1,135,870	
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金				1,500,401					
25 寄附金					50				
26 公課費									
27 繰出金							3,309,472		
予備費									
計	1,838,904	2,542	516	22,395,867	7,088	1,527,480	5,181,212	6,367,500	
財源内訳	国庫支出金	283,515			1,101,003	4,287			833,624
	地方債	21,000							8,000
	その他	98,473			1,741,111	11			45,609
	一般財源	1,435,916	2,542	516	19,553,753	2,790	1,527,480	5,181,212	5,480,267

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	3款 民生費								
	うち福祉保健部								
	2項 児童福祉費					3項 生活保護費			
	1目 児童福祉総 務費	2目 児童措置費	3目 母子福祉費	4目 心身障がい 者扶養共済 事業費	5目 児童福祉施 設費		1目 生活保護総 務費		
1 報酬	98,651	88,355		1,522		8,774	3,874	3,874	
2 給料	706,673	706,673					37,790	37,790	
3 職員手当等	452,335	452,335					19,761	19,761	
4 共済費	262,004	261,920				84	13,516	13,516	
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	32,241	1,847		272		30,122	180	180	
8 旅費	9,102	4,325		50	40	4,687	778	778	
費用弁償	4,029	3,284		14	20	711	142	142	
普通旅費	3,401	647		14	20	2,720	636	636	
特別旅費	1,672	394		22		1,256			
9 交際費									
10 需用費	87,486	1,113		322	50	86,001	594	594	
11 役務費	25,727	1,205		128	15,712	8,682	290	290	
12 委託料	364,113	79,161	27,408	1,865	555	255,124	17,508	17,508	
13 使用料及び賃借料	30,304	6,303		50		23,951	210	210	
14 工事請負費	252,205					252,205			
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費	38,482					38,482			
18 負担金、補助及び交付金	645,492	29,025	441,049		169,038	6,380	148,785	14,216	
19 扶助費	139,373		134,248			5,125	202,705		
20 貸付金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金									
26 公課費	47					47			
27 繰出金									
予備費									
計	3,144,235	1,632,262	602,705	4,209	185,395	719,664	445,991	108,717	
財源内訳	国庫支出金	177,074	55,341	80,827	2,869	32,521	5,516	193,023	40,995
	地方債	247,000					247,000		
	その他	607,778	99,387			118,392	389,999	12	12
	一般財源	2,112,383	1,477,534	521,878	1,340	34,482	77,149	252,956	67,710

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	3款 民生費				4款 衛生費			
	うち福祉保健部				うち福祉保健部			
	3項 生活保護費	4項 災害救助費				1項 公衆衛生費		
	2目 扶助費		1目 救助費	2目 備蓄費			1目 公衆衛生総務費	
1 報酬					395,909	100,143	43,342	32,404
2 給料					1,439,799	748,242	215,403	215,403
3 職員手当等					892,007	513,006	117,534	117,534
4 共済費					533,601	275,749	81,027	81,019
5 災害補償費								
6 恩給及び退職年金								
7 報償費					306,465	34,671	10,395	1,273
8 旅費					52,720	25,741	11,903	1,895
費用弁償					12,792	3,749	1,612	1,340
普通旅費					18,617	7,245	2,938	130
特別旅費					21,311	14,747	7,353	425
9 交際費					100			
10 需用費					538,880	80,826	45,874	722
11 役務費					236,837	27,674	8,557	869
12 委託料					3,593,050	502,538	262,663	3,770
13 使用料及び賃借料					946,055	27,150	3,514	365
14 工事請負費					983,143	119,118		
15 原材料費								
16 公有財産購入費								
17 備品購入費					22,153	4,577	4,431	
18 負担金、補助及び交付金	134,569	36	36		10,606,276	4,390,399	170,279	1,725
19 扶助費	202,705	1,500	1,500		1,414,926	1,099,837	1,099,717	89,094
20 貸付金					980,790	968,838		
21 補償、補填及び賠償金					1,000			
22 償還金、利子及び割引料								
23 投資及び出資金								
24 積立金		4,478		4,478	469,097	458,505		
25 寄附金		900	900		77,830	71,900		
26 公課費					125	125		
27 繰出金								
予備費								
計	337,274	6,914	2,436	4,478	23,490,763	9,449,039	2,074,639	546,073
財源内訳	152,028				11,188,187	1,388,354	803,490	98,935
地方債					731,000	107,000		
その他		9		9	804,719	585,802	1,601	708
一般財源	185,246	6,905	2,436	4,469	10,766,857	7,367,883	1,269,548	446,430

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	4款 衛生費								
	うち福祉保健部								
	1項 公衆衛生費							2項 環境衛生費	
	2目 結核対策費	3目 予 防 費	4目 精神衛生費	5目 母子衛生費	7目 難病対策費	8目 健康県づく り推進費	9目 生活習慣病 予防対策費		
1 報 酬	2,780	636	2,797		1,288	1,041	2,396		
2 給 料									
3 職 員 手 当 等									
4 共 済 費			8						
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	281	3,579	1,864		129	778	2,491		
8 旅 費	1,177	3,616	3,303		58	899	955		
費用弁償		172				100			
普通旅費	47	1,861	400			500			
特別旅費	1,130	1,583	2,903		58	299	955		
9 交 際 費									
10 需 用 費	808	39,885	2,253			1,755	451	72	
11 役 務 費	80	3,688	1,101			1,169	1,650	10	
12 委 託 料	3,427	8,911	85,430		47,449	62,239	51,437	199	
13 使用料及び賃借料	310	1,306	616			917			
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費	3,340	1,091							
18 負担金、補助及び交付金	3,518	29,135	6,067	600	7,741	20,991	100,502		
19 扶 助 費	5,575	750	12,380		930,881		61,037		
20 貸 付 金									
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資 及び 出資金									
24 積 立 金									
25 寄 附 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	21,296	92,597	115,819	600	987,546	89,789	220,919	281	
財 源 内 訳	国庫支出金	7,626	28,120	53,173		488,258	39,976	87,402	
	地方債								
	その他		5	1			887		
	一般財源	13,670	64,472	62,645	600	499,288	48,926	133,517	281

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款 項 目 節	4款 衛生費								
	うち福祉保健部								
	2項 環境衛生費	3項 保健所費		4項 医薬費					
3目 環境衛生連絡調整費		1目 保健所費		1目 医薬総務費	2目 医務費	3目 保健師等指導管理費	4目 薬務費		
1 報 酬		18,979	18,979	37,822	28,215	9,171	62	300	
2 給 料		192,729	192,729	340,110	340,110				
3 職 員 手 当 等		105,261	105,261	290,211	290,211				
4 共 済 費		70,491	70,491	124,231	123,526	705			
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費		137	137	24,139		2,242	620	579	
8 旅 費		2,602	2,602	11,236	900	4,442	918	2,360	
費用弁償		678	678	1,459	900	534		10	
普通旅費		1,908	1,908	2,399		520	210	1,359	
特別旅費		16	16	7,378		3,388	708	991	
9 交 際 費									
10 需 用 費	72	11,341	11,341	23,539		5,554	414	4,883	
11 役 務 費	10	10,627	10,627	8,480		3,953	198	615	
12 委 託 料	199	20,098	20,098	219,578		175,386	29,545	9,125	
13 使用料及び賃借料		10,960	10,960	12,676		6,019	28	465	
14 工 事 請 負 費				119,118					
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費		30	30	116					
18 負担金、補助及び交付金		78	78	4,220,042		1,031,102	13,738	1,810	
19 扶 助 費				120				120	
20 貸 付 金				968,838		275,280	693,558		
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金				458,505		458,505			
25 寄 附 金		35,000	35,000	36,900		36,900			
26 公 課 費		125	125						
27 繰 出 金									
予 備 費									
計		281	478,458	478,458	6,895,661	782,962	2,009,259	739,081	20,257
財 源 内 訳	国庫支出金				584,864		576,360	1,724	6,780
	地方債				107,000				
	その他		12,305	12,305	571,896	19,718	515,637	4,207	397
	一般財源	281	466,153	466,153	5,631,901	763,244	917,262	733,150	13,080

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節	4款 衛生費			福祉保健部 合計
	うち福祉保健部			
	4項 医薬費			
	5目 病院費	6目 鳥取看護専門 学校費	7目 倉吉総合看護専門 学校費	
1 報酬		37	37	330,984
2 給料				1,927,290
3 職員手当等				1,219,920
4 共済費				712,781
5 災害補償費				
6 恩給及び退職年金				
7 報償費		7,467	13,231	84,534
8 旅費		725	1,891	59,746
費用弁償		5	10	11,810
普通旅費		210	100	16,672
特別旅費		510	1,781	31,264
9 交際費				100
10 需用費		3,830	8,858	193,658
11 役務費		1,790	1,924	67,530
12 委託料		2,693	2,829	1,778,258
13 使用料及び賃借料		3,000	3,164	86,458
14 工事請負費			119,118	395,132
15 原材料費				
16 公有財産購入費				
17 備品購入費		116		43,059
18 負担金、補助及び交付金	3,173,182	60	150	34,634,364
19 扶助費				2,581,785
20 貸付金				968,838
21 補償、補填及び賠償金				
22 償還金、利子及び割引料				100,000
23 投資及び出資金				
24 積立金				1,963,384
25 寄附金				72,850
26 公課費				172
27 繰出金				3,309,472
予備費				
計	3,173,182	19,718	151,202	50,530,315
財源内訳	国庫支出金			3,980,880
	地方債		107,000	383,000
	その他		14,271	3,078,805
	一般財源	3,173,182	5,447	26,536

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
1 目 一般管理費		
給 料	一般職員	9人
1 2 目 諸費		
償還金、利子及び割引料	福祉保健部国庫返還金	100,000
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報 酬	社会福祉審議会委員	35人
	社会福祉統計調査員	7人
	福祉のまちづくり推進協議会委員	23人
	民生委員	1,056人
	指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員	4人
	孤独・孤立を防ぐ、温もりある社会づくり審議会委員	20人
	会計年度任用職員	30人
	社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員	7人
給 料	一般職員	101人
	定数外職員	5人
負担金、補助及び交付金	社会福祉統計調査費交付金	156
	自治法派遣職員負担金	5,492
	鳥取県福祉研究学会支援事業補助金	300
	鳥取県民生児童委員協議会補助金	2,906
	鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金	15,500
	鳥取県市町村民生委員推薦会開催事業負担金	180
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,200
	鳥取県社会福祉協議会活動費交付金	98,330
	日常生活自立支援事業補助金	43,943
	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業補助金	12,193
	成年後見支援センター運営支援事業補助金	14,250
	生活福祉資金貸付事業補助金	21,613
	鳥取県中部地震に係る生活福祉資金貸付利子補助金	53
	行旅死亡人取扱経費市町村交付金	920
世帯訪問調査等支援事業補助金	2,550	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	重層的支援体制整備事業交付金	31,750
	物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金	144,500
	社会福祉事業包括支援事業補助金	27,445
	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金（一般事業）	28,300
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	495
	福祉施設経営指導事業補助金	6,683
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	181,579
	鳥取県福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	9,520
	鳥取県民間社会福祉施設整備等補助金	10,359
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	589
	鳥取県外国人受入介護事業者等に対する学習強化支援事業補助金	1,600
	鳥取県外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金支援事業補助金	3,360
	鳥取県介護福祉士等修学資金等貸付事業補助金	4,505
	「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業補助金	2,739
	高齢者福祉施設放射線防護対策事業補助金	2,506
2目 身体障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	5人
負担金、補助及び交付金	全国身体障害者更生相談所所長協議会負担金	21
3目 知的障がい者福祉費		
報酬	嘱託医師	4人
負担金、補助及び交付金	全国知的障害者更生相談所所長協議会負担金	24
4目 老人福祉費		
報酬	介護保険審査会委員	9人
	介護保険審査会専門調査員	3人
	鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	6人
	シニア作品展優秀作品選考委員	10人
	鳥取県後期高齢者医療審査会委員	5人
	鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県介護給付費負担金	8,854,190
	鳥取県地域支援事業交付金	525,947
	鳥取県国民健康保険団体連合会補助金	3,165
	介護支援専門員によるケアプラン点検支援事業補助金	1,177
	介護支援専門員研修事業補助金	15,555
	初任段階介護支援専門員支援事業補助金	967

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	介護支援専門員実務研修受講試験補助事業補助金	2,157
	鳥取県低所得者保険料軽減負担金	183,806
	鳥取県介護保険事業補助金	21,574
	鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金	752,919
	鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	1,347,579
	在宅医療・介護連携の推進支援事業補助金	633
	鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保）補助金	20,000
	市町村老人クラブ連合会補助金	13,600
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	5,209
	単位老人クラブ補助金	16,610
	鳥取県高齢者健康運動会補助金	6,734
	鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金	2,000
	鳥取県訪問介護サービス緊急支援事業補助金	2,500
	鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金	82,809
	鳥取県介護分野ICT導入支援事業補助金	24,097
	鳥取県後期高齢者医療給付費負担金	6,673,270
	鳥取県後期高齢者医療基盤安定事業負担金	1,428,615
	鳥取県後期高齢者医療高額医療費負担金	473,393
	鳥取県後期高齢者医療制度健康診査事業費補助金	42,856
	鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金運営事業費交付金	225,000
積立金	鳥取県介護保険財政安定化基金運用益積立金	20
	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	1,500,361
	鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金積立金	20
6目 遺家族等援護費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県遺族会補助金	1,844
寄附金	引揚者慰問金	50
8目 特別医療費助成事業費		
負担金、補助及び交付金	特別医療費補助金	1,483,093
	特別医療費事務費補助金	41,437
	鳥取県特別医療費助成事業協力費交付金	2,950
9目 国民健康保険連絡調整費		
報酬	鳥取県国民健康保険審査会委員	6人
負担金、補助及び交付金	鳥取県国民健康保険基盤安定事業負担金	1,870,752
繰出金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計繰出金	3,309,472

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
報 酬	鳥取県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会委員	3人
	喀痰吸引等研修実施委員会委員	3人
	鳥取県地域自立支援協議会委員	10人
	鳥取県障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業審査会	4人
	ハートフルサポート事業審査委員会委員	4人
	第4期鳥取県工賃3倍計画検討委員	10人
	鳥取県体験作文等審査委員会委員	5人
	あいサポーター研修動画の刷新に係るコンペ審査会審査委員	7人
	鳥取県手話施策推進協議会委員	8人
	推進会議委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	21人
	作品展表彰審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	10人
	業務委託プロポーザル審査会（舞台芸術祭）委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人
	補助金審査会委員（鳥取県障がい者アート推進事業）	5人
	鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人
	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人
	負担金、補助金及び交付金	鳥取県障害者医療費負担金
鳥取県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金		89,163
鳥取県障害者自立支援給付費負担金		3,876,970
鳥取県立障がい者体育センター利用促進交付金		1,606
鳥取県立障がい者体育センター下水道工事負担金		657
鳥取県重度障がい児者支援事業補助金		54,160
鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金		12,200
鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金		1,519
鳥取県多目的トイレ購入費等補助金		163
鳥取県UDタクシー利活用モデル事業（福祉分野）支援補助金		100
鳥取県地域生活支援事業費等補助金		198,692
障害福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金		3,000
障害福祉サービス等利活用促進事業補助金		1,000
鳥取県障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金		224
障がい福祉分野就職支援金貸付事業費補助金		227
一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金		4,128
鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金		1,000
鳥取県盲人ホーム運営費補助金		6,636

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	障害福祉サービス事業所農業分野等チャレンジ支援事業補助金	5,200
	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業補助金	667
	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	3,000
	障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金	1,000
	福祉の店販売機能強化事業補助金	7,813
	鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金	1,000
	鳥取県身体障がい者体育大会開催事業費補助金	800
	全日本challengedアクアスロン皆生大会開催事業費補助金	500
	鳥取県手話サークル等助成事業費補助金	600
	鳥取県手話啓発イベント開催事業費補助金	800
	とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	100
	鳥取県聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金	65
	手話通訳者等派遣費及び点字資料等作成費補助金	400
	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金	500
	難聴者等向けコミュニケーション学習会開催補助金	425
	手話通訳士試験受験料補助金	110
	第30回中国地区合同手話研修会開催費補助金	100
	手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	20,552
	鳥取県点字図書館運営費補助金	45,853
	鳥取県障がい者と健常者が共につくる芸術事業費補助金	19,000
	鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金	17,000
	フクシ×アートWEEK実行委員会負担金	1,000
	障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	3,000
	強度行動障がい児者利用施設基盤整備事業補助金	4,500
	強度行動障がい児者体験利用等促進事業補助金	1,000
	在宅強度行動障がい児者支援体制強化事業補助金	8,184
	鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業補助金	6,582
	視覚障がい者向け情報支援機器購入助成事業補助金	4,700
	発達障害者支援センター全国連絡協議会会費	20
	障がい児者在宅生活支援事業補助金	10,722
自立支援医療（育成医療）費負担金	4,846	
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
報酬	会計年度任用職員	40人

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
給 料	一般職員	187人
負担金、補助及び交付金	鳥取県ペアレントメンター相談事業補助金	160
	鳥取県児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費補助金	717
	訪問型レスパイト支援モデル事業補助金	1,964
	医療型ショートステイ利用促進モデル事業補助金	720
	重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金	22,708
	NICU等からの地域移行支援事業補助金	776
	医療的ケア児に係る訪問看護師育成支援事業補助金	1,980
	2目 児童措置費	
負担金、補助及び交付金	鳥取県障害児通所給付費等負担金	441,049
3目 母子福祉費		
報 酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	3人
	特別児童扶養手当診断書作成嘱託医師	2人
4目 心身障がい者扶養共済事業費		
負担金、補助及び交付金	年金給付金	102,696
	弔慰金給付金	750
	脱退一時金給付金	750
	特別調整費	64,842
5目 児童福祉施設費		
報 酬	皆成学園嘱託医師	3人
	給食調理業務委託業者選定委員会委員	3人
	給食調理業務委託業務選定委員会委員	5人
	電子カルテ更新業務委託業務選定委員会委員	3人
	鳥取療育園嘱託医師	3人
	中部療育園医師	1人
負担金、補助及び交付金	鳥取県知的障害者福祉協会団体会費	36
	日本知的障害者福祉協会会費	40
	中国地区知的障害関係施設長会議施設負担金	3
	中国・四国地区知的障害関係職員研究協議会施設負担金	3
	中国地区知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科会施設長会会費	5
	鳥取県児童福祉入所施設協議会会費	20
	倉吉地区安全運転管理者協議会会費	10
	鳥取県病院協会西部支部事務長会会費	5
	全国肢体不自由児施設運営協議会会費	200

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県医師会負担金会費	250
	鳥取県病院協会負担金会費	18
	鳥取県児童福祉入所施設協議会会費	19
	西日本肢体不自由児施設運営協議会会費	50
	おしどりネット負担金	720
	米子地区防火安全協会会費	9
	米子市社会福祉協議会会費	5
	鳥取大学関連病院長協議会会費	20
	全国自治体病院協議会会費	75
	全国児童発達支援協議会会費	20
	日本重症心身障害福祉協会会費	159
	鳥取県西部歯科医師会会費	204
	全国重症心身障害児日中活動支援協議会会費	10
	米子地区安全運転運行管理者協議会会費	8
	中国四国地区重症心身障害施設連絡協議会会費	10
	日本重症心身障害福祉協会西日本施設協議会会費	10
	障害者相談支援事業全国連絡協議会会費	20
	全国児童発達支援協議会会費	20
	鳥取市社会福祉協議会施設会費	10
	全国自治体病院協議会会費	30
	障害者相談支援事業全国連絡協議会会費	20
	中央病院併任理学療法士負担金	2,443
	中央病院派遣医師に係る負担金	1,693
	倉吉市社会福祉協議会会費	3
	全国児童発達支援協議会会費	20
	障害者相談支援事業全国連絡協議会会費	20
全国自治体病院協議会会費	30	
鳥取県中部医師会会費	162	
3項 生活保護費		
1目 生活保護総務費		
報酬	会計年度任用職員	1人
	嘱託医師	8人
給料	一般職員	10人
負担金、補助及び交付金	保護施設における衛生管理体制確保支援事業補助金	1,000

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
	負担金、補助及び交付金 鳥取県社会福祉施設等施設整備費補助金	13,216
2目 扶助費		
	負担金、補助及び交付金 鳥取県生活保護費負担金	134,569
4項 災害救助費		
1目 救助費		
	負担金、補助及び交付金 鳥取県中部地震に係る災害援護資金貸付利子補助金	36
	寄附金 小災害被害者に対する見舞金	900
2目 備蓄費		
	積立金 災害救助基金積立金	4,478
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
1目 公衆衛生総務費		
報酬	衛生統計調査員	14人
	会計年度任用職員	20人
	健康栄養専門会議委員	4人
	調査員（管理栄養士）	3人
	調査員（看護師）	2人
給料	一般職員	57人
負担金、補助及び交付金	衛生統計調査費交付金	859
	鳥取県原爆被害者協議会補助金	500
	鳥取県原爆死没者慰霊等事業費補助金	240
	全国衛生部長会負担金	81
	日本公衆衛生学会分担金	45
2目 結核対策費		
報酬	鳥取県中部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会結核部会委員	5人
	鳥取県感染症対策協議会結核部会委員	10人
負担金、補助及び交付金	鳥取県結核定期健康診断費補助金	2,676
	鳥取市保健所健康支援業務負担金	842
3目 予防費		
報酬	鳥取県感染症対策協議会委員	22人
	鳥取県中部感染症診査協議会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会委員	5人
負担金、補助及び交付金	感染症予防事業費負担金	258

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県感染症指定医療機関運営費補助金	13,309
	感染症予防費市町村等負担金	92
	鳥取県風しん対策特別促進事業補助金	3,036
	予防接種事故対策費負担金	12,383
	予防接種事業費対策補助金	57
4目 精神衛生費		
報 酬	鳥取県精神医療審査会委員	14人
	指定医師（病状診察）	19人
	指定医師（措置入院診察）	70人
	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議委員	24人
	アルコール健康障害・依存症対策事業プロポーザル審査会委員	4人
負担金、補助及び交付金	アディクション・フォーラム開催支援補助金	500
	依存症問題に取り組む民間団体支援事業補助金	800
	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金	1,959
	鳥取県精神障害者家族会連合会補助金	1,718
	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金	700
	精神障がい者地域移行サポート事業補助金	310
	全国精神保健福祉センター所長会負担金	70
	県精神科病院協議会会費	10
5目 母子衛生費		
負担金、補助及び交付金	優生手術被害者支援事業補助金	600
7目 難病対策費		
報 酬	鳥取県指定難病審査会委員	10人
負担金、補助及び交付金	難病等医療費助成事業負担金（鳥取市分）	2,100
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業負担金（鳥取市分）	1,141
	オンライン登録医療機関環境整備事業補助金	4,500
8目 健康県づくり推進費		
報 酬	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員	15人
	鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会委員	3人
	健康を支える食文化専門会議委員	4人
	鳥取県心といのちを守る県民運動委員	19人
負担金、補助及び交付金	鳥取県ウォーキング立県推進事業補助金	400
	健康づくり鳥取モデル事業補助金	800
	鳥取県まちの保健室事業補助金	1,500

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県「食の応援団」支援事業費補助金	4,692
	食料産業・6次産業化交付金	200
	小児アレルギーエデュケーター養成に係る補助金	576
	鳥取県市町村自死対策強化交付金	3,000
	鳥取県自死遺族支援団体に対する補助金	938
	鳥取いのちの電話支援事業費補助金	8,885
9目 生活習慣病予防対策費		
報酬	鳥取県肝炎対策協議会委員	9人
	鳥取県肝炎治療認定審査会委員	3人
	鳥取県8020運動推進協議会委員	24人
	鳥取県歯科保健推進協議会	24人
	鳥取県よい歯のコンクール審査会委員	8人
	鳥取県がん対策推進県民会議委員	22人
	圏域がん対策推進会議委員	28人
負担金、補助及び交付金	初回精密検査受検支援補助金（鳥取市分）	65
	肝炎治療医療費補助金（鳥取市分）	60
	健康増進事業費補助金	30,847
	地域がん登録全国協議会負担金	40
	鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金	3,677
	8020運動推進事業費補助金	100
	鳥取県休日がん検診実施支援負担金	6,500
	鳥取県大腸がん検診特別推進支援補助金	795
	市町村と連携して行う胃がん対策事業補助金	2,990
	鳥取県がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金	28,197
	鳥取県院内がん登録支援事業補助金	3,547
	鳥取県病病連携支援利子補給事業補助金	563
	鳥取県がん専門医資格取得支援負担金	1,043
	鳥取県がん専門医療従事者育成支援負担金	2,122
	鳥取県がん薬物療法専門医等資格取得負担金	300
	鳥取県がんゲノム医療人材育成支援事業補助金	737
	放射線治療提供体制強化事業補助金	9,050
	鳥取県がん患者の社会参加応援事業補助金	4,724
	県民によるがん対策推進事業補助金	600
	鳥取県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療法研究促進事業補助金	3,845

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等	
	負担金、補助及び交付金	卒煙支援推進事業補助金	500
		受動喫煙防止対策推進事業補助金	200
3項 保健所費			
1目 保健所費			
報酬	嘱託医師	3人	
	会計年度任用職員	12人	
給料	一般職員	51人	
負担金、補助及び交付金	全国保健所長会負担金	30	
	社会医学系専門医・指導医年間登録料	15	
	社会医学系専門医・指導医資格認定料	15	
	中四国ブロック保健所長会会費	4	
	安全運転運行管理者協議会負担金	8	
	防火安全協会会費	6	
	寄附金	寄附講座（臨床感染症学講座）設置寄附金	35,000
4項 医薬費			
1目 医薬総務費			
報酬	会計年度任用職員	12人	
給料	一般職員	56人	
	定数外職員	34人	
2目 医務費			
報酬	鳥取県医療審議会委員	16人	
	鳥取県精度管理専門委員	2人	
	鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会委員	10人	
	鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員	16人	
	鳥取県地域医療対策協議会委員	19人	
	鳥取県死因究明等推進協議会委員	9人	
	鳥取県周産期医療協議会委員	17人	
	鳥取県地域保健医療協議会	58人	
	嘱託医師	5人	
負担金、補助及び交付金	鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金	358,872	
	臨床検査精度管理推進費補助金	600	
	SCUトランシーバー電波利用料負担金	11	
	鳥取県医療施設等設備整備費補助金	236,662	
	鳥取県医療提供体制施設整備補助金	67,175	

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県休日等歯科診療所運営費補助金	1,293
	鳥取県周産期母子医療センター運営事業費補助金	34,671
	鳥取県鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
	鳥取県救急救命士病院実習受入促進事業費補助金	4,351
	救急患者退院コーディネーター事業補助金	3,241
	鳥取県中部小児救急医療支援事業補助金	883
	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	13,169
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	8,600
	自治医科大学運営費負担金	131,200
	鳥取県へき地医療拠点病院運営事業費補助金	894
	鳥取県へき地保健指導所運営事業補助金	1,133
	防災訓練等参加支援事業補助金	6,385
	DMA T 隊員養成研修等補助金	1,600
	鳥取県高度救命処置研修開催事業費補助金	700
	鳥取県ドクターカー運行事業費補助金	4,226
	山陰救急医学会年会費	2
	ドクターヘリ運航事業負担金	91,774
	豊岡ドクターヘリ負担金	33,488
	鳥根ドクターヘリ負担金	1,287
	臨床研修指定病院協議会負担金	2,400
	医師少数区域経験認定医師支援事業費補助金	2,226
	鳥取県航空搬送拠点臨時医療施設医療機器更新事業補助金	24,139
	貸付金	鳥取県医師養成確保奨学金
鳥取県緊急医師確保対策奨学金		50,400
鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金		144,000
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金預金利息積立金	1,548
	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	456,957
寄附金	鳥取大学医学部地域医療学講座寄附金	36,900
3目 保健師等指導管理費		
報酬	鳥取県准看護師試験委員	3人
負担金、補助及び交付金	看護職員研修事業費補助金	2,600
	鳥取県病院内保育施設運営費補助金	3,517
	鳥取県医師・看護職員の仕事と育児の両立応援事業補助金	579
	新卒訪問看護師育成支援事業補助金	3,292

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
負担金、補助及び交付金	鳥取県認定看護師養成研修受講補助金	3,750
貸付金	看護職員等修学資金貸付金	693,558
4目 薬務費		
報 酬	鳥取県麻薬中毒審査会委員	5人
	鳥取県薬物乱用対策推進本部委員	8人
負担金、補助及び交付金	鳥取県薬剤師会薬事情報センター補助金	1,200
	全国薬務主管課長協議会運営会費（負担金）	10
	鳥取県薬剤師確保対策促進事業補助金	600
5目 病院費		
負担金、補助及び交付金	鳥取県自治体病院補助金	72,758
	県営病院事業会計交付金	1,870,638
	県営病院事業会計負担金	1,229,786
6目 鳥取看護専門学校費		
報 酬	鳥取県立鳥取看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助及び交付金	鳥取安全運転運行管理者協議会会費	10
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50
7目 倉吉総合看護専門学校費		
報 酬	鳥取県立倉吉総合看護専門学校学校関係者評価委員会委員	4人
負担金、補助及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和5年度 鳥取県立福祉人材研修 センター管理委託費	福祉保健課	千円 158,065		千円	令和6年度から 令和10年度まで	千円 158,065	千円	千円	千円	千円	158,065	鳥取県立福祉人 材研修センター業 務委託
令和5年度 県立障がい者体育セン ター管理費(指定管理 者制度)	障がい福祉課	39,379			令和6年度から 令和10年度まで	39,379					39,379	県立障がい者体 育センター業務委 託
令和5年度 総合療育センター費	子ども発 達支援課	273			令和6年度から 令和8年度まで	273				273		モニタリングシス テム保守委託
令和5年度 鳥取療育園費	子ども発 達支援課	86			令和6年度から 令和8年度まで	86				86		オンライン資格認 証カードリーダーの 保守委託
令和5年度 中部療育園費	子ども発 達支援課	86			令和6年度から 令和8年度まで	86				86		オンライン資格認 証カードリーダーの 保守委託
令和5年度 外国人受入介護事業所 に対する学習強化事業	長寿社会課	2,400			令和6年度から 令和7年度まで	2,400				2,400		留学生の就労先 の介護施設等が 支援する奨学金 の一部支援
令和5年度 結核予防対策事業	健康政策課	2,860			令和6年度から 令和9年度まで	2,860					2,860	感染症診査協議 会結核部会で使 用する画像ビュー ワースシステムの購 入費用
令和5年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	360,000			令和6年度から 令和11年度まで	360,000				18,000	342,000	医師養成確保奨 学金、緊急医師確 保対策奨学金、臨 時特例医師確保 対策奨学金の貸 付

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円		
							国庫支出金 千円	地方債 千円	そ の 他 千円			
平成17年度 独立行政法人福祉医療 機構資金借入金利子補 助金	福祉監査 指導課	122,230	平成18年度から 令和4年度まで	101,219	令和5年度から 令和6年度まで	616					616	
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚 生事業団経営安定化支 援事業施設解体費補助 金	福祉監査 指導課		平成18年度から 令和4年度まで	280,088	令和5年度から 令和10年度まで	限度額に 同じ					限度額に同 じ	
令和4年度 保護行政費	福祉監査 指導課	9,758			令和5年度から 令和6年度まで	9,758					9,758	生活保護システ ムの保守委託管 理契約及びレセ プト管理システ ムからの電子デー タ委託契約
令和4年度 福祉保健部(障がい福 祉課)管理運営費	障がい福祉 課	931			令和5年度から 令和6年度まで	931					931	障害福祉サービ ス指定事業者等 管理システム保 守管理業務委託
令和4年度 心身障がい者扶養共済 事業費	障がい福祉 課	972			令和5年度から 令和7年度まで	972					972	心身障害者扶養 共済システム保 守業務委託
令和4年度 とっとりデジタル田園都 市推進事業(「鳥取県立 バリアフリー美術館」創 立事業)	障がい福祉 課	6,600			令和5年度から 令和9年度まで	6,600					6,600	障がい者アート アーカイブ及びバ リアフリー美術館 の保守管理業務
令和3年度 福祉保健部(子ども発 達支援課)管理運営費	子ども発達 支援課	798	令和4年度	165	令和5年度から 令和8年度まで	633					633	「児童福祉法及 び障害者総合支 援法請求システ ム」の保守委託に 係る経費
令和4年度 福祉保健部(子ども発 達支援課)管理運営費	子ども発達 支援課	818			令和5年度から 令和6年度まで	818					818	障害児施設給付 費等管理システ ムの保守業務
令和2年度 オンライン資格確認に 係る療育機関電子カル テシステム整備事業	子ども発達 支援課	36,392	令和3年度から 令和4年度まで	22,632	令和5年度から 令和8年度まで	13,760					13,760	
令和元年度 総合療育センター庁内 LAN用機器賃借料	子ども発達 支援課	2,376	令和2年度から 令和4年度まで	1,080	令和5年度から 令和6年度まで	720				720		
令和2年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	146,030	令和3年度から 令和4年度まで	94,089	令和5年度から 令和7年度まで	49,599				49,599		施設設備保守等 委託等に係る経 費
令和3年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	75,575	令和4年度	23,943	令和5年度から 令和8年度まで	50,704				50,704		施設設備保守等 委託等に係る経 費
令和4年度 総合療育センター費	子ども発達 支援課	108,502			令和5年度から 令和7年度まで	108,502				108,502		医療事務業務委 託等に係る経費
平成13年度 介護老人保健施設整備 費借入金利子補助	長寿社会 課	1,523,001	平成14年度から 令和4年度まで	1,173,603	令和5年度から 令和7年度まで	1,313					1,313	
令和4年度 外国人受入事業所に対 する学習強化事業	長寿社会 課	2,400			令和5年度から 令和6年度まで	2,400				2,400		留学生の就労先 の介護施設等が 支援する奨学金 の一部支援

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
令和4年度 介護保険円滑推進事業	長寿社会課	2,703			令和5年度から 令和7年度まで	2,703					2,703	介護保険指定事業者等管理システムクラウド版の利用
令和3年度 がん対策推進事業	健康政策課	26,019	令和4年度	4,525	令和5年度から 令和6年度まで	16,969					16,969	(鳥取大学医学部附属病院)放射線治療医2名の増員配置経費
令和2年度 精神保健福祉センター 運営費	健康政策課	10,208	令和3年度から 令和4年度まで	5,116	令和5年度から 令和7年度まで	2,673					2,673	建物清掃、植栽管理、電話交換機等の賃貸借契約
令和4年度 ひきこもり対策推進事業	健康政策課	45,104			令和5年度から 令和6年度まで	45,104	20,598				24,506	とっとりひきこもり生活支援センター委託料
平成30年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	115,200	令和元年度から 令和4年度まで	27,840	令和5年度から 令和6年度まで	12,720					12,720	
令和元年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	79,200	令和2年度から 令和4年度まで	33,600	令和5年度から 令和7年度まで	26,400					26,400	
令和2年度 医師養成確保奨学金	医療政策課	295,200	令和3年度から 令和4年度まで	31,200	令和5年度から 令和8年度まで	56,400					56,400	
令和3年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	355,200	令和4年度	51,600	令和5年度から 令和9年度まで	238,800					238,800	医師養成確保奨学金、緊急医師確保対策奨学金、臨時特別医師確保対策奨学金の貸付
令和4年度 医師確保奨学金等貸付 事業	医療政策課	342,000			令和5年度から 令和10年度まで	342,000					342,000	医師養成確保奨学金、緊急医師確保対策奨学金、臨時特別医師確保対策奨学金の貸付
平成30年度 緊急医師確保対策奨学金	医療政策課	54,000	令和元年度から 令和4年度まで	21,600	令和5年度から 令和6年度まで	10,800					10,800	
令和元年度 緊急医師確保対策奨学金	医療政策課	54,000	令和2年度から 令和4年度まで	26,100	令和5年度から 令和7年度まで	27,000					27,000	
平成30年度 臨時特別医師確保対策 奨学金	医療政策課	172,800	令和元年度から 令和4年度まで	64,800	令和5年度から 令和6年度まで	32,400					32,400	
令和元年度 臨時特別医師確保対策 奨学金	医療政策課	172,800	令和2年度から 令和4年度まで	79,200	令和5年度から 令和7年度まで	81,000					81,000	
令和3年度 鳥取県地域医療介護総 合確保基金事業	医療政策課	110,700	令和4年度	36,900	令和5年度から 令和6年度まで	73,800			73,800			鳥取大学(医学部附属病院)への委託
令和元年度 看護学生等修学資金貸 付金	医療政策課	774,600	令和2年度から 令和4年度まで	599,304	令和5年度から 令和6年度まで	126,444					126,444	看護職員修学資金、看護職員奨学金、理学療法士等修学資金の貸付
令和2年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	766,224	令和3年度から 令和4年度まで	409,632	令和5年度から 令和7年度まで	288,492					288,492	看護職員修学資金、看護職員奨学金、理学療法士等修学資金の貸付
令和3年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	759,000	令和4年度	197,460	令和5年度から 令和8年度まで	475,176					475,176	看護職員修学資金、看護職員奨学金、理学療法士等修学資金の貸付
令和4年度 看護職員等充足対策費	医療政策課	737,856			令和5年度から 令和9年度まで	737,856					737,856	看護職員修学資金、看護職員奨学金、理学療法士等修学資金の貸付
令和4年度 鳥取県地域医療介護総 合確保基金事業	医療政策課	56,630			令和5年度から 令和6年度まで	56,630			56,630			鳥取県地域医療支援センター運営業務の委託
令和4年度 医療政策課管理運営費	医療政策課	10,560			令和5年度から 令和6年度まで	10,560					10,560	広域災害救急医療システム(EMIS)の利用

議 案 説 明 資 料 総 括 表

福祉保健部(単位:千円)

課 名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備 考
				国庫支出金	繰入金	そ の 他	事業収入	
(特別会計) 医療・保険課	54,125,217	54,350,144	△ 224,927	16,004,065	(一般会計繰入金) 3,309,472 (基金繰入金) 821,512	(分担金及び負担金) 13,581,263 (療養給付費等交付金) 1 (前期高齢者交付金) 20,314,157 (共同事業交付金) 92,311 (財産収入) 128 (繰越金) 2,300 (諸収入) 8		
特別会計 合 計	54,125,217	54,350,144	△ 224,927	16,004,065	4,130,984	33,990,168		

令和5年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明
						区分	金額	
1 国民健康保険運営事業収入			千円	千円	千円		千円	
			54,125,217	54,350,144	△ 224,927			
	1 分担金及び負担金		13,581,263	13,648,430	△ 67,167			
	1 負担金		13,581,263	13,648,430	△ 67,167			
			13,581,263	13,648,430	△ 67,167	1 国民健康保健事業費納付金	13,581,263	
	2 国庫支出金		16,004,065	17,082,530	△ 1,078,465			
	1 国庫負担金		11,395,478	12,171,475	△ 775,997			
			10,883,739	11,688,631	△ 804,892	1 療養給付費等負担金	10,883,739	
			426,679	400,255	26,424	2 高額医療費負担金	426,679	
			19,125	16,920	2,205	3 特別高額医療共同事業負担金	19,125	
			65,934	65,668	266	4 特定健康診査等負担金	65,934	
			1	1	0	5 財政安定化基金負担金	1	
	2 国庫補助金		4,608,587	4,911,055	△ 302,468			
			3,813,925	4,133,302	△ 319,377	1 調整交付金	3,813,925	
			791,786	777,752	14,034	2 保険者努力支援制度交付金	791,786	
			1,300	0	1,300	3 デジタル田園都市国家構想交付金	1,300	
			1,575	0	1,575	4 出産育児一時交付金	1,575	
			1	1	0	5 財政安定化補助金	1	
	3 療養給付費等交付金		1	1	0			
	1 療養給付費等交付金		1	1	0			
			1	1	0	1 療養給付費等交付金	1	
	4 前期高齢者交付金		20,314,157	19,745,754	568,403			
	1 前期高齢者交付金		20,314,157	19,745,754	568,403			
			20,314,157	19,745,754	568,403	1 前期高齢者交付金	20,314,157	
	5 共同事業交付金		92,311	69,192	23,119			
	1 共同事業交付金		92,311	69,192	23,119			
			92,311	69,192	23,119	1 特別高額医療費共同事業交付金	92,311	
	6 財産収入		128	72	56			
	1 財産運用収入		128	72	56			
			128	72	56	1 利子及び配当金	128	
	7 繰入金		4,130,984	3,761,555	369,429			
	1 一般会計繰入金		3,309,472	3,284,894	24,578			
			3,309,472	3,284,894	24,578	1 一般会計から繰入	3,309,472	
	2 基金繰入金		821,512	476,661	344,851			
			821,512	476,661	344,851	1 財政安定化基金繰入金	821,512	
	8 繰越金		2,300	42,602	△ 40,302			
	1 繰越金		2,300	42,602	△ 40,302			
			2,300	42,602	△ 40,302	1 前年度繰越金	2,300	
	9 諸収入		8	8	0			
	1 県預金利子		1	1	0			
			1	1	0	1 県預金利子	1	
2 雑入		7	7	0				
		7	7	0	1 雑入	7		
歳入合計			54,125,217	54,350,144	△ 224,927			

令和5年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費 ほか

医療・保険課 (内線：7975)

1 目 保険給付費等交付金 ほか

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 (総括表)	54,125,217	54,350,144	△224,927	16,004,065	(一般会計繰入金) 3,309,472 (基金繰入金) 821,512	(分担金・負担金) 13,581,263 (財産収入) 128 (その他) 20,408,777		
トータルコスト	54,182,546千円 (前年度54,408,089千円) [正職員：6.9人、会計年度任用職員：1.5人]							
主な業務内容	国民健康保険の県全体の財政運営							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

平成30年度からの国民健康保険 (以下「国保」という。) の制度改革に伴い、県も市町村とともに国保の保険者となり、県全体の国保財政の運営・管理を行うため設置した国民健康保険運営事業特別会計に歳入歳出予算を計上し、国保事業を行うものである。

2 主な事業内容

- 県は、国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。
- 県も市町村とともに国保の一保険者として保健事業の取組を一層推進し、医療費の適正化に繋げる。
など

(単位：千円)

事業名	予算額 (前年度)	事業内容
保険給付費等交付金 (普通交付金)	43,297,369 (44,026,325)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金 (普通交付金) を交付する。
保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,133,655 (1,237,674)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金 (特別交付金) を交付する。
後期高齢者支援金	7,247,493 (6,598,739)	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金等を社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という。) に納付する。
介護納付金	2,169,004 (2,223,919)	介護保険2号被保険者 (40歳以上65歳未満) を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・第2期鳥取県国民健康保険運営方針 (令和3～5年度) に基づき、令和5年度も引き続き県全体の国保財政の安定化を図る。
- ・平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなくひとまず順調なスタートを切り、平成30年度から令和3年度決算では全市町村で赤字補填目的の法定外繰入が行われていないなど、国保財政は概ね安定的に運営されている。

【参考】令和3年度国民健康保険運営事業特別会計決算額

(単位：千円)

歳入	歳出	単年度収支	備考
55,772,414	53,722,912	2,049,502	単年度収支差額には令和4年度国庫返還金等を含む

1 款 国民健康保険運営事業費
 1 項 国民健康保険運営事業費
 1 目 保険給付費等交付金

医療・保険課（内線：7975）
 （単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																		
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																			
保険給付費等交付金 （普通交付金）	43,297,369	44,026,325	△728,956	10,830,180	(一般会計繰入金) 2,184,327 (基金繰入金) 787,558	(分担金・負担金) 9,088,834 (その他) 20,406,470																				
トータルコスト	43,314,522千円（前年度44,043,674千円）〔正職員：2.2人〕																									
主な業務内容	申請書の審査、交付金の支払																									
工程表の政策内容	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用を交付する。</p>																										
保険給付費等交付金 （特別交付金）	1,133,655	1,273,674	△140,019	757,242	(一般会計繰入金) 376,413																					
トータルコスト	1,141,452千円（前年度1,281,560千円）〔正職員：1.0人〕																									
主な業務内容	申請書の審査、厚生労働省への申請、交付金の支払																									
工程表の政策内容	—																									
事業内容の説明																										
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村の財政状況その他の事情に応じ、以下の特別交付金を交付する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">予算額</th> <th style="width: 55%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国特別調整交付金（市町村分）</td> <td style="text-align: center;">365,921</td> <td>保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。</td> </tr> <tr> <td>保険者努力支援制度（市町村分）</td> <td style="text-align: center;">325,387</td> <td>市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。</td> </tr> <tr> <td>県繰入金（2号分）</td> <td style="text-align: center;">310,479</td> <td>市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。</td> </tr> <tr> <td>特定健康診査等負担金分</td> <td style="text-align: center;">131,868</td> <td>市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">1,133,655</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	国特別調整交付金（市町村分）	365,921	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。	保険者努力支援制度（市町村分）	325,387	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。	県繰入金（2号分）	310,479	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。	特定健康診査等負担金分	131,868	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。	合 計	1,133,655	
区 分	予算額	内 容																								
国特別調整交付金（市町村分）	365,921	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。																								
保険者努力支援制度（市町村分）	325,387	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。																								
県繰入金（2号分）	310,479	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。																								
特定健康診査等負担金分	131,868	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑かつ確実に実施できるよう、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。																								
合 計	1,133,655																									

2目 後期高齢者支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
後期高齢者支援金	7,247,493	6,598,739	648,754	3,303,872	(一般会計繰入金) 558,703	(分担金・負担金) 3,384,918		
トータルコスト	7,248,273千円（前年度6,599,528千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付する。								
2 主な事業内容 【後期高齢者支援金】 支払基金に対して県全体の後期高齢者支援金を納付する。 【後期高齢者関係事務費拠出金】 支払基金に対して県全体の後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。								

3目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
前期高齢者納付金	11,999	14,110	△2,111			(分担金・負担金) 11,999		
トータルコスト	12,779千円（前年度14,899千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 前期高齢者（65歳以上75歳未満）の偏在により保険者間に生じた不均衡を調整するため、支払基金に前期高齢者納付金を納付する。								
2 主な事業内容 【前期高齢者納付金】 支払基金に対して県全体の前期高齢者納付金を納付する。 【前期高齢者関係事務費拠出金】 支払基金に対して県全体の前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。								

4目 介護納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
介護納付金	2,169,004	2,223,919	△54,915	979,271	(一般会計繰入金) 167,480	(分担金・負担金) 1,022,253		
トータルコスト	2,169,784千円（前年度2,224,708千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 介護保険制度に対して、介護保険の給付費等を賄うための介護納付金を納付する。								
2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の介護納付金を納付する。								

5目 病床転換支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
病床転換支援金	22	225	△203			(分担金・負担金) 22		
トータルコスト	802千円（前年度1,014千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 支払基金の病床転換支援金関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。</p> <p>2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の病床転換支援金事務費拠出金を納付する。</p>								

6目 共同事業拠出金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
特別高額医療費共同 事業拠出金	92,362	69,242	23,120	19,125		(分担金・負担金) 73,237		
トータルコスト	93,142千円（前年度70,031千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国民健康保険中央会への支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要 高額な医療費の発生件数の増加が、小規模保険者を中心に財政運営の不安定要因となっていることから、特別高額医療費（レセプト1件420万円超の医療費）について全国単位で共同事業を実施し、財政の安定化を図るものである。</p> <p>2 主な事業内容 特別高額医療費の共同事業に係る拠出金を国民健康保険中央会に納付する。 ・拠出金：必要とされる拠出金の全国総額を過去3か年度の対象医療費実績を基に都道府県ごとに按分して算定した額</p>								

7目 基金運営事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
国民健康保険財政安定化基金運営事業	1,131	1,075	56	1	(基金繰入金) 2	(財産収入) 128 (その他) 1,000		
トータルコスト	1,911千円（前年度1,864千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金の管理運営							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 県国保特別会計において余剰金等が生じた場合及び国庫補助金が交付された場合に、国民健康保険財政安定化基金に積み立て、後年度に備えるものである。								
2 主な事業内容 ○積み立てを行う場合の想定 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して貸付を行った場合、貸付先市町村から償還を受けたときに本基金に積み立てる。 ・市町村に対して交付を行った場合、市町村から拠出金を徴収し、本基金に積み立てる。 ・県が本基金の取り崩しを行った場合、県は国民健康保険運営事業特別会計に繰り入れを行う。 ・本基金の造成のための国庫補助金が県に交付された場合、本基金に積み立てる。 （財政安定化基金：財源 国10/10） ・基金の運用益が生じた場合、本基金に積み立てる。 ・前年度繰越金が生じた場合、本基金に積み立てる。 								

2項 総務費

1目 総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
一般管理費	11,431	11,352	79		(一般会計繰入金) 11,424	(雑入) 7		
トータルコスト	34,451千円（前年度34,591千円）〔正職員：2.5人、会計年度任用職員：1.5人〕							
主な業務内容	市町村職員向け研修会の開催など							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
1 事業の目的、概要 国保事業に要する人件費、事務費等である。								
2 主な事業内容 国保事業の実施に必要な事務費等を執行する。								

1目 総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金 (一般会計繰入金)	その他	事業収入	
国民健康保険団体連 合会負担金	208	220	△12		208			
トータルコスト	988千円（前年度1,009千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国保連合会への負担金の支払							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保連合会の会員として必要となる負担金に要する経費である。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>保険者均等割のみ（会員が平等に負担） 208千円 （参考）国保連負担金の構成：保険者均等割と被保険者数割の合計</p>								
国保運営協議会費	807	807	0		(一般会計繰入金) 807			
トータルコスト	2,366千円（前年度2,384千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	協議会の開催							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保事業の運営に関する事項を審議するため、県に設置されている国保運営協議会を開催する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>国保運営に関する以下について審議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収に関すること。 ・国保運営方針の策定に関すること。 ・その他国保運営に関する重要事項に関すること。 								

2目 保健事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考																																										
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入																																											
保健事業費	88,845	78,854	9,991	54,783	(一般会計繰入金) 110 (基金繰入金) 33,952																																													
トータルコスト	89,625千円（前年度79,643千円）〔正職員：0.1人〕																																																	
主な業務内容	保健事業に関する業務																																																	
工程表の政策内容	—																																																	
事業内容の説明																																																		
<p>1 事業の目的、概要 平成30年度から県が市町村とともに国民健康保険の保険者になったことから、市町村が行う取組の支援など保健事業の取組を一層推進し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に繋げる。</p>																																																		
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診・特定保健指導従事者研修会</td> <td>392</td> <td>県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。</td> </tr> <tr> <td>慢性腎臓病（CKD）対策研修会</td> <td>196</td> <td>県健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材の育成研修会を実施する。</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>588</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 市町村の現状把握・分析</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村のデータ分析支援事業</td> <td>10,000</td> <td>国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 都道府県が実施する保健事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診受診率向上支援事業</td> <td>43,830</td> <td>効率的かつ効果的に受診勧奨を行うため、通知による個別勧奨を行うことで受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げていく。</td> </tr> <tr> <td>重複・多剤対策事業</td> <td>27,974</td> <td>重複・多剤服用者の状況分析や、効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>71,804</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 人材の確保・育成事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業</td> <td>4,254</td> <td>糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) データ活用により予防・健康づくりの質の向上を図る事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予算額</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新)データヘルス計画策定に係る国民健康保険医療費等分析事業</td> <td>2,199</td> <td>次期県データヘルス計画策定に向けて、県内の保健・医療・介護等のデータ分析を行う。</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予算額	内 容	特定健診・特定保健指導従事者研修会	392	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。	慢性腎臓病（CKD）対策研修会	196	県健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材の育成研修会を実施する。	合 計	588		区 分	予算額	内 容	市町村のデータ分析支援事業	10,000	国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。	区 分	予算額	内 容	特定健診受診率向上支援事業	43,830	効率的かつ効果的に受診勧奨を行うため、通知による個別勧奨を行うことで受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げていく。	重複・多剤対策事業	27,974	重複・多剤服用者の状況分析や、効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。	合 計	71,804		区 分	予算額	内 容	糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業	4,254	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。	区 分	予算額	内 容	(新)データヘルス計画策定に係る国民健康保険医療費等分析事業	2,199	次期県データヘルス計画策定に向けて、県内の保健・医療・介護等のデータ分析を行う。
区 分	予算額	内 容																																																
特定健診・特定保健指導従事者研修会	392	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。																																																
慢性腎臓病（CKD）対策研修会	196	県健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を図るため、慢性腎臓病対策を総合的・効果的に推進できる人材の育成研修会を実施する。																																																
合 計	588																																																	
区 分	予算額	内 容																																																
市町村のデータ分析支援事業	10,000	国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用し、県及び各市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療の健診・医療・介護情報等分析を行い、市町村や関係機関へ情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の推進に繋げる。																																																
区 分	予算額	内 容																																																
特定健診受診率向上支援事業	43,830	効率的かつ効果的に受診勧奨を行うため、通知による個別勧奨を行うことで受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げていく。																																																
重複・多剤対策事業	27,974	重複・多剤服用者の状況分析や、効果的な服薬情報の通知、かかりつけ薬局等との連携を行い、被保険者の重複・多剤服薬を解消することで、健康保持増進及び医療費の適正化を図る。																																																
合 計	71,804																																																	
区 分	予算額	内 容																																																
糖尿病性腎症重症化予防の保健指導に係る専門家派遣事業	4,254	糖尿病療養指導等のスキルを有する専門職（栄養士）を派遣し、市町村が行う保健指導等の実施を支援する。																																																
区 分	予算額	内 容																																																
(新)データヘルス計画策定に係る国民健康保険医療費等分析事業	2,199	次期県データヘルス計画策定に向けて、県内の保健・医療・介護等のデータ分析を行う。																																																

2目 保健事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(新) とっとりデータ・ヘルスアップ事業	60,891	0	60,891	59,591		(繰越金) 1,300		
トータルコスト	61,671千円（前年度0千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	交付事務							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明				【「デジタル田園都市国家構想交付金」充当事業】				
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>鳥取県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が保有する県内国保加入者の健診・医療・介護等のビッグデータ（以下「健康ビッグデータ」という。）を、国保連合会が設置・運営している健康・医療データ等共同分析会議（国保連合会、鳥取大学医学部・工学部、県等が参画）において分析し、国保加入者及び保険者（市町村）にアプリケーションを通じて国保加入者の現在の疾病リスクや将来予測等の情報を提供することで、予防行動・受診行動に繋げ、健康寿命の延伸を図る。</p> <p><各年度の事業概要></p> <p>令和4年度：保険者向けアプリケーションの開発 令和5年度：国保加入者向けアプリケーションの開発 令和6年度：AIを活用した将来の疾病発症リスク予測を導入</p> <p>【健康・医療データ等共同分析会議の概要】</p> <p>○構 成 員：鳥取大学医学部・工学部、市町村、アプリケーション開発等関連会社、国保連合会（事務局）及び県 ○活動内容：国保連合会が保有する健診・医療・介護等のデータをもとに医療費分析、疾病傾向分析、市町村ごとの健康課題分析、将来の疾病リスクの分析を行っている。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>健康意識の啓発や予防対策の提案による行動変容を促すことを目的として、健康ビッグデータ及びその分析結果等を基に、国保加入者向けに経年的な健診結果や現在の疾病リスク等の表示を行うアプリケーションの開発経費を負担する。</p> <p>(1) 国保加入者向けアプリケーションの開発</p> <p>ア アプリケーションの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康ビッグデータ及びその分析結果等を基にした個々の健康に関するデータを経年的に表示 各市町村の健康に関する情報提供（健診案内や健康イベントなど） <p>イ 今回開発しようとするアプリケーションの特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 経年的な健診結果や現在の疾病リスク等を国保加入者のスマホ等情報端末に表示することで、自身の健康状態等が経過を追って把握することができる。また、現在の疾病リスクが表示されることと併せて予防対策の提案を示すことで、被保険者自身の気づきのきっかけとなり、生活習慣の見直しや健診受診等といった予防行動へ繋げる。 市町村の健診やイベントに関する情報を定期的に提供できる。 令和4年度に開発中の保険者向けシステムと連携を図ることで、国保加入者の行動変容を促す。 <p>(2) 保険者向けアプリケーションの運用</p> <p>令和4年度に保険者が効果的かつ効率的な保健事業を行うための保険者用のアプリを開発するため、その運用経費を負担する。</p> <p>(3) 今後の事業展開予定</p> <p>令和6年度は、国保加入者向けにAIを活用した疾病の将来予測等を行うアプリを開発し、健康意識の啓発や予防対策の提案により行動変容を促し、健康寿命の延伸に繋げる。</p>								
<p>3 事業目標・取組状況・改善点</p> <p>・国保加入者へ経年的な健診結果の推移等情報の見える化と併せて、これまで蓄積した分析結果や健康づくりに関連する情報を直接届けることで、自身の健康状態を「知る・管理する・行動する・継続する」ことができ、アプリを通じて予防行動・健診受診の行動に繋がりと、健康寿命の延伸を図る。</p>								

3項 予備費
1目 予備費

医療・保険課 (内線: 7975)
(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
予備費	10,000	10,000	0		(一般会計繰入金) 10,000			
トータルコスト	10,780千円 (前年度10,789千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	予備費の執行管理							
工程表の政策内容	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的、概要</p> <p>国保特別会計は、把握困難な不確定要素の大きい医療費の支出を基礎としているが、財源不足を理由に支出の削減をすることができないため、医療費が増加した場合に備えるものである。</p>								

令和5年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款 項 目	1款 国民健康保険運営事業費					
		1項 国民健康保険運営事業費					
			1目 保険給付費等交付金	2目 後期高齢者支援金等	3目 前期高齢者納付金等	4目 介護納付金	
1	報酬	2,642					
2	給料						
3	職員手当等	358					
4	共済費	426					
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費	324					
8	旅費	1,517					
	費用弁償	448					
	普通旅費	705					
	特別旅費	364					
9	交際費						
10	需用費	1,799					
11	役務費	7,453					
12	委託料	85,278					
13	使用料及び賃借料	1,206					
14	工事請負費						
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費						
18	負担金、補助及び交付金	54,013,084	53,951,905	44,431,024	7,247,493	11,999	2,169,004
19	扶助費						
20	貸付金	1	1				
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積立金	1,129	1,129				
25	寄付金						
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費	10,000					
	計	54,125,217	53,953,035	44,431,024	7,247,493	11,999	2,169,004
財源内訳	国庫支出金	16,004,065	15,889,691	11,587,422	3,303,872		979,271
	繰入金	4,130,984	4,074,483	3,348,298	558,703		167,480
	その他	33,990,168	33,988,861	29,495,304	3,384,918	11,999	1,022,253
	事業収入						

令和5年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	1款 国民健康保険運営事業費					
		1項 国民健康保険運営事業費			2項 総務費		
		5目 病床転換支援金等	6目 共同事業拠出金	7目 基金運営事業費		1目 総務費	2目 保健事業費
1	報酬				2,642	2,540	102
2	給料						
3	職員手当等				358	358	
4	共済費				426	426	
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費				324		324
8	旅費				1,517	1,233	284
	費用弁償				448	428	20
	普通旅費				705	705	
	特別旅費				364	100	264
9	交際費						
10	需用費				1,799	1,769	30
11	役務費				7,453	3,542	3,911
12	委託料				85,278	1,084	84,194
13	使用料及び賃借料				1,206	1,206	
14	工事請負費						
15	原材料費						
16	公有財産購入費						
17	備品購入費						
18	負担金、補助及び交付金	22	92,362	1	61,179	288	60,891
19	扶助費						
20	貸付金			1			
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積立金			1,129			
25	寄付金						
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	22	92,362	1,131	162,182	12,446	149,736
財源内訳	国庫支出金		19,125	1	114,374		114,374
	繰入金			2	46,501	12,439	34,062
	その他	22	73,237	1,128	1,307	7	1,300
	事業収入						

令和5年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款 項 目	1款 国民健康保険運営事業費	
		3項 予備費	
		1目 予備費	
1	報 酬		
2	給 料		
3	職 員 手 当 等		
4	共 済 費		
5	災 害 補 償 費		
6	恩給及び退職年金		
7	報 償 費		
8	旅 費		
	費用弁償		
	普通旅費		
	特別旅費		
9	交 際 費		
10	需 用 費		
11	役 務 費		
12	委 託 料		
13	使用料及び賃借料		
14	工 事 請 負 費		
15	原 材 料 費		
16	公有財産購入費		
17	備 品 購 入 費		
18	負担金、補助及び交付金		
19	扶 助 費		
20	貸 付 金		
21	補償、補填及び賠償金		
22	償還金、利子及び割引料		
23	投 資 及 び 出 資 金		
24	積 立 金		
25	寄 付 金		
26	公 課 費		
27	繰 出 金		
	予 備 費	10,000	10,000
	計	10,000	10,000
財 源 内 訳	国庫支出金		
	繰 入 金	10,000	10,000
	そ の 他		
	事 業 収 入		

節 の 明 細

項	目	金額（千円）等
1 款	国民健康保険運営事業費	
1 項	国民健康保険運営事業費	
1 目	保険給付費等交付金	
負担金、補助及び交付金	保険給付費等交付金	43,297,369
	国特別調整交付金（市町村分）	365,921
	保険者努力支援制度（市町村分）交付金	325,387
	県繰入金（2号分）交付金	310,479
	特定健康診査等負担金	131,868
2 目	後期高齢者支援金等	
負担金、補助及び交付金	後期高齢者支援金	7,247,064
	後期高齢者関係事務費拠出金	429
3 目	前期高齢者納付金等	
負担金、補助及び交付金	前期高齢者納付金	11,636
	前期高齢者関係事務費拠出金	363
4 目	介護納付金	
負担金、補助及び交付金	介護納付金	2,169,004
5 目	病床転換支援金等	
負担金、補助及び交付金	病床転換助成関係事務費拠出金	22
6 目	共同事業拠出金	
負担金、補助及び交付金	特別高額医療費共同事業拠出金	92,362
7 目	基金運営事業費	
負担金、補助及び交付金	財政安定化基金交付金	1
貸付金	財政安定化基金貸付金	1
積立金	財政安定化基金積立金	1,129
2 項	総務費	
1 目	総務費	
報酬	会計年度任用職員	1人
	国民健康保険運営協議会委員	11人
負担金、補助及び交付金	保険者協議会負担金	41
	KDB負担金	39
	国民健康保険団体連合会負担金	208
2 目	保健事業費	
報酬	公募型プロポーザル審査会委員	10人
負担金、補助及び交付金	とっとり健康ビッグデータ活用事業負担金	60,891

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給 与 費										合計	備考			
	(人)	(千円)	給料	職員手当	計	共済費	初任給調整		特別勤務	住居手当	宿日直手当	(千円)					
本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
職員手当の内	区分	扶養手当	地域手当	時間外勤務手当	期末手当	勤労手当	通勤手当	通勤手当	管理職手当	初任給調整手当	特別勤務手当	住居手当	宿日直手当				
	本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区分	管理職員特別勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	定時制通学教育手当	へき地手当	特勤手当	養育教育等教員特別手当	単身赴任退職手当									
本年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※職員数欄()書は、短時間勤務職員数で外数

※職員数欄[]書は、予算定数外で外数

※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一一般職の職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

イ 会計年度任用職員

区分	職員数		給 与 費				合計	備考
	(人)	(千円)	報酬	給料	期末手当	計		
本年度	1	2,091	0	0	358	2,449	426	2,875
前年度	1	2,060	0	0	339	2,399	403	2,802
比較	0	31	0	0	19	50	23	73

※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員(事業費支弁に係る職員を含む。)で予算の積算の基礎となったものを計上

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
							国庫支出金	地方債	その他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和3年度 実績報告書作成システム等保守業務委託	医療・保険課	660	令和4年度	220	令和5年度から 令和6年度まで	440			440		
令和3年度 納付金等算定システム OSセキュリティパッチ 適用業務委託	医療・保険課	417	令和4年度	139	令和5年度から 令和6年度まで	278			278		

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p> <p>2 概 要 (1) 児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）並びに指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、児童等の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずることとする。 (2) 児童福祉施設（助産施設及び児童家庭支援センターを除く。）、指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等並びに認定こども園は、児童等の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により、児童等の所在を確認することとする。なお、保育所及び児童発達支援センター、指定障害児通所支援事業者等並びに認定こども園は、児童等の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき等は、当該自動車にブザー等を備え、児童等の降車の際にはこれを用いて児童等の所在の確認を行うこととする。 (3) 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めることとする。 (4) 民法の一部が改正され、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、児童発達支援及び医療型児童発達支援の事業を行う指定障害児通所支援事業者等の管理者が利用者に対して行う懲戒等について定めた規定を削る。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「保健師等」という。)のうち1人を保育士とみなすことができる。<u>ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>3～9 略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">サービスの提供</td> <td>1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">6 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u>	略	6 略	項目	基準	略		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 (保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3～9 略</p> <p>別表第1(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">サービスの提供</td> <td>1～4 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">5 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	略		サービスの提供	1～4 略	略	5 略	項目	基準	略	
項目	基準																								
略																									
サービスの提供	1～4 略 5 <u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u>																								
略	6 略																								
項目	基準																								
略																									
項目	基準																								
略																									
サービスの提供	1～4 略																								
略	5 略																								
項目	基準																								
略																									

略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 <u>児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>6 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p>9 略</p>
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。</u></p>

略	
サービスの提供	<p>1～4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p>
略	

別表第3（第9条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p>

	<p>また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</p> <p>6 略</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</p> <p>8 略</p>
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動</p>

	<p>4 略</p> <p>5 略</p>
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	1～3 略

	<p><u>のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p>
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p><u>(1) 児童の援助に関する事項</u></p> <p><u>(2) その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p><u>2 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p>

	<p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p>
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第1サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p>3 <u>児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>5 <u>児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>6 <u>非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。</u></p> <p>7 <u>業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p>8 <u>設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</u></p>
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービ	1～3 略

略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
略	
サービ	1～3 略

スの提 供	<p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</u></p> <p><u>8 略</u></p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動</u></p>

スの提 供	<p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p>

	<p><u>のために自動車を運行するとき</u> <u>は、児童の乗車及び降車の際に、</u> <u>点呼その他の児童の所在を確実に</u> <u>把握することができる方法によ</u> <u>り、児童の所在を確認すること。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 略</p>
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1 <u>次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p> <p>(2) <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p>2 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p>4 <u>児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画</u></p>

	<p>4 略</p> <p>5 <u>感染症又は非常災害の発生時に</u> <u>おいて、入所者に対してサービ</u> <u>スを継続的に提供し、及び非常時の</u> <u>体制で早期の業務再開を図るため</u> <u>の計画（以下「業務継続計画」と</u> <u>いう。）を策定し、当該業務継続</u> <u>計画に従い必要な措置を講ずるこ</u> <u>と。また、職員に対し、業務継続</u> <u>計画について周知するとともに、</u> <u>必要な研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。なお、業務継続</u> <u>計画は定期的に見直しを行い、必要</u> <u>に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>6 略</p>
略	

2 略

別表第8（第14条関係）

1 福祉型児童発達支援センター

項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>別表第7の1の表サービスの提供</u> <u>の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>に従い必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に關して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</u></p> <p><u>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員</u></p>		
--	---	--	--

	<u>と密接な関係を持たないこと。</u>
略	
2 医療型児童発達支援センター	
項目	基準
略	
サービスの提供	<p><u>1 次に掲げる事項について記載した規程を設けること。</u></p> <p>(1) <u>児童の援助に関する事項</u></p> <p>(2) <u>その他施設の管理についての重要事項</u></p> <p><u>2 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>3 児童の処遇について自己点検を行い、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p> <p><u>4 児童の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>5 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。また、児童の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的</u></p>

略	
2 医療型児童発達支援センター	
項目	基準
略	
サービスの提供	<u>別表第7の1の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

	<p>に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、児童の降車の際にはこれを用いて児童の所在の確認を行うこと。</p> <p>6 非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう児童及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。</p> <p>7 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p>8 設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。</p>		
略		略	

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第6条関係)		別表第1(第6条関係)	
1 児童発達支援		1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	1~4 略	サービスの提供	1~4 略 <u>5 児童発達支援センターの管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫</u>

	<u>11</u> 略
	<u>12</u> 略
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8</u> <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備</u></p>

	<u>10</u> 略
	<u>11</u> 略
略	

2 医療型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～3 略</p> <p><u>4</u> <u>管理者は、利用者に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。</u></p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>

	え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。
	<u>9</u> 略
	<u>10</u> 略
	<u>11</u> 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>9</u> 利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。また、利用者の送迎を目的とした自動車（利用の態様を勘案して利用者の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、利用者の降車の際にはこれを用いて利用者の所在の確認を行うこと。</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p>
略	

	<u>8</u> 略
	<u>9</u> 略
	<u>10</u> 略
略	

3 放課後等デイサービス

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p>
	<p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略	

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p>8 <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p>9 <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 略</p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p>7 <u>利用者の安全の確保を図るため、事業所ごとに、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。併せて、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。なお、安全計画は定期的に見</u></p>

4 居宅訪問型児童発達支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p>8 略</p> <p>9 略</p>
略	

5 保育所等訪問支援

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p>

	<p>直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</p> <p><u>8</u> <u>利用者の施設外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>入所者の安全を図るため、施設の設備の安全点検、従業者、入所者等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下この表において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> <u>入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>10</u> 略</p>

	<p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p>
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 略</p>

	<u>11</u> 略		<u>9</u> 略
	<u>12</u> 略		<u>10</u> 略
略		略	
2 医療型障害児入所施設		2 医療型障害児入所施設	
区分	基準	区分	基準
略		略	
サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7 安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。</u></p> <p><u>8 入所者の施設外での活動、取組等のための移動その他の入所者の移動のために自動車を運行するときは、入所者の乗車及び降車の際に、点呼その他の入所者の所在を確実に把握することができる方法により、入所者の所在を確認すること。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 略</p>	サービスの提供	<p>1～6 略</p> <p><u>7</u> 略</p> <p><u>8</u> 略</p> <p><u>9</u> 略</p>
略		略	

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及</p>	<p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数が一を超えない場合には、令和7年3月31日までの間、認定こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員（以下この条、附則第6条及び第7条において「配置義務職員」という。）のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の知識及び経</p>

び経験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第6条の2 別表第1職員配置の項第5号の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 別表第2職員配置の項第3号の規定により認定こども園に置かなければならない配置義務職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師等をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって配置義務職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項の場合において、当該保健師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第7条 前3条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者又は保健師等（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1（第3条関係）

項目	要件
略	
サービスの提	1～11 略 12 子どもの通園、園外における学

験を有すると認める者をもって代えることができる。

第6条 略

第7条 前2条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下この条及び次条において「同等職員等」という。）をもって代える場合においては、当該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表第1（第3条関係）

項目	要件
略	
サービスの提	1～11 略

供	<p><u>習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> <u>子どもの通園、園外における習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。また、通園を目的とした自動車（利用の態様を勘案して子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザー等を備え、子どもの降車の際にはこれを用いて子どもの所在の確認を行うこと。</u></p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> <u>感染症又は非常災害の発生時において、子どもに対してサービスを継続的に提供し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」と</u></p>

供	<p><u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略</p>
略	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
サービスの提供	<p>1～7 略</p> <p><u>8</u> 略</p>

	<p>いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めること。なお、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。</p> <p><u>11</u> 略</p> <p><u>12</u> 略</p>		<p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 略</p>
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第2サービスの提供の項第5号、別表第3サービスの提供の項第4号、別表第5サービスの提供の項第4号、別表第6サービスの提供の項第4号、別表第7の1の表サービスの提供の項第4号並びに別表第8の1の表サービスの提供の項第4号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第4号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、保育所又は児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第4サービスの提供の項第5号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号並びに新条例別表第8の1の表サービスの提供の項第5号及び別表第8の2の表サービスの提供の項第5号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該保育所又は児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。
(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(次項において「新条例」という。)別表第1の1の表サービスの提供の項第8号、別表第1の2の表サービスの提供の項第7号、別表第1の3の表サービスの提供の項第8号、別表第1の4の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の5の表サービスの提供の項第7号並びに別表第2の1の表サービスの提供の項第8号及び別表第2の2の表サービスの提供の項第7号の規定の適用については、これらの規定中「講ずること」とあるのは「講ずるよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「周知すること」とあるのは「周知するよう努めること」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、指定障害児通所支援事業者等において利用者の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等(新条例別表第1の1の表サービスの提供の項第9号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、同号、新条例別表第1の2の表サービスの提供の項第8号及び別表第1の3の表サービスの提供の項第9号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該指定障害児通所支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用者の所在の確認を行わなければならない。
(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、認定こども園において子どもの移動のために自動車を運行する場合であって、当該自動車にブザー等(第3条の規定による改正後の鳥取県認定こども園に関する条例(以下この項において「新条例」という。)別表第1のサービスの提供の項第12号に規定するブザー等をいう。以下この項において同じ。)を備えることにつき困難な事情があるときは、同号及び新条例別表第2のサービスの提供の項第8号の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を設けないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

条例名等	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例																																								
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 県内における医師の確保を図るため、医師養成確保奨学金の貸付けの対象者に学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）の学生を加えることに伴い、同奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1)自治医科大学で医学を専攻する者で将来知事が勤務を命ずる県内病院等（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに貸し付けられた医師養成確保奨学金については、自治医科大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して医師養成確保奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（その期間が6年を超えるときは、6年）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務に従事したときは、その返還を免除することができるものとする。 (2)その他所要の規定の整備を行う。 (3)施行期日等 ア 施行期日は、公布の日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【拡充する貸付制度】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">奨学金の種別</td> <td colspan="5">医師養成確保奨学金（一般貸付枠）</td> </tr> <tr> <td>貸付対象者</td> <td colspan="5"> 県内外の大学医学部医学科在学者 ① 鳥取大学医学部医学科在学者 ② その他大学医学部医学科在学者 →自治医科大学医学部在学者を追加（令和5年度以降の入学者） </td> </tr> <tr> <td>奨学金の額</td> <td colspan="5">月額100千円（年額1,200千円）</td> </tr> </table> <p>※一般貸付枠は、入学連動の貸付ではなく、在学生（1年～6年）からの申請に基づき貸付。</p> <p>3 参 考</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年、全国的に自治医科大学の志願者数が減少傾向にあり、質の高い学生を安定的に確保するため、志願者数の維持・増加が求められている。 この状況を受けて、昨年12月に自治医科大学から全国の都道府県に対して「地域医療を担う医学生への生活費支援の公平化（※）」について要望がなされたところ。 ※本要望は、自治医科大学の志願者数の維持・増加につなげるため、各都道府県に対して、自治医科大学の学生を対象とした返還免除（義務年限終了後）の生活費貸付制度の創設を求めるもの。 本県においても同様に、自治医科大学の志願者数が、近年減少傾向にあり、志願者数の確保が課題となっている。 <p>【自治医科大学の志願者数の推移】 全国定員は、123名（うち鳥取県定員は2～3名）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>入学年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和5年度／令和2年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>20</td> <td>15</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>2,728</td> <td>2,357</td> <td>2,179</td> <td>1,923（暫定）</td> <td>0.71</td> </tr> </tbody> </table>					奨学金の種別	医師養成確保奨学金（一般貸付枠）					貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者 ① 鳥取大学医学部医学科在学者 ② その他大学医学部医学科在学者 →自治医科大学医学部在学者を追加（令和5年度以降の入学者）					奨学金の額	月額100千円（年額1,200千円）					入学年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度／令和2年度比	鳥取県	30	26	20	15	0.50	全国	2,728	2,357	2,179	1,923（暫定）	0.71
奨学金の種別	医師養成確保奨学金（一般貸付枠）																																								
貸付対象者	県内外の大学医学部医学科在学者 ① 鳥取大学医学部医学科在学者 ② その他大学医学部医学科在学者 →自治医科大学医学部在学者を追加（令和5年度以降の入学者）																																								
奨学金の額	月額100千円（年額1,200千円）																																								
入学年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度／令和2年度比																																				
鳥取県	30	26	20	15	0.50																																				
全国	2,728	2,357	2,179	1,923（暫定）	0.71																																				

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。				知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。			
貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略				略			
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。） <u>（学校法人自治医科大学（以下「自治医科大学」という。）において医学を専攻する者にあつては、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は</u>	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常	債務の全部	医 師 養 成 確 保 奨 学 金	県内における医師の確保を図るため、大学 <u>（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）</u> において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の地方公共団体が設置する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得し、医師免許取得後直ちに県内の病院が管理を行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該臨床研修を修了した日から猶予期間が経過するまでに、免除条件期間以上、指定病院等において常	債務の全部

<p>県内の普通 地方公共団 体が設立す る診療所 (以下「勤 務命令病院 等」とい う。))に おいて医師 の業務に従 事しよう とするもの に対して貸 し付ける資 金</p>	<p>勤医師(当該指 定病院等にお いて定める医 師の勤務時間 の全てを勤務 し、かつ、1週 間当たり32時 間以上勤務す る医師をいう 。以下同じ。)と しての業務に 従事したとき (自治医科大学 を卒業した者 にあつては、 自治医科大学 を卒業した日 から起算して 2年(災害、疾 病その他やむ を得ない理由 により知事が 必要と認め たときは、知 事はその都度 定める期間)以 内に医師国家 試験に合格し 、当該試験に 合格した年度 の翌年度に医 師として県職 員に採用され 、当該採用さ れた日から起 算して医師養 成確保奨学金 の貸与を受け た期間の1.5 倍に相当する 期間(その期 間が6年を超 えるときは6 年とし、災害 、疾病その他 やむを得ない 理由により知 事が必要と認 めたときは知 事その</p>		<p>勤医師(当該指 定病院等にお いて定める医 師の勤務時間 の全てを勤務 し、かつ、1週 間当たり32時 間以上勤務す る医師をいう 。以下同じ。)と しての業務に 従事したとき。</p>
---	---	--	--

		<p><u>都度定める期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあっては、当該研修において同じ。）に従事したとき）。</u></p>			
		略			略
		略			略
緊急医師確保対策奨学金	<p>県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来勤務命令病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	略	緊急医師確保対策奨学金	<p>県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来<u>知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）</u>において医師</p>	略

				の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	
略			略		
備考			備考		
1～4 略			1～4 略		
<u>5 医師養成確保奨学金の項免除の条件の欄の規定による県職員としての業務に従事した期間の計算については、自治医科大学を卒業した医師の婚姻に関して都道府県が締結する協定に基づき県外の医療機関において当該他の都道府県の職員としての業務に従事した期間を加えるものとする。</u>					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例本則の表医師養成確保奨学金の項の規定は、令和5年度以後に医師養成確保奨学金の貸付けの決定を受けた者（この条例の施行の日において学校法人自治医科大学に在学する者を除く。）に係る債務について適用する。

条 例 名 等	財産を無償で貸し付けること (鳥取県赤十字血液センター用地) について						
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和 31 年法律第 160 号) に基づく採血業の円滑な実施及び災害救援物資の備蓄のため、引き続き当該用地を無償で貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>所 在 地</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>鳥取市江津字西皆竹318番 1 鳥取市江津字土橋370番 1</td> <td>4,110.71平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 広島市中区千田町二丁目 5 番 5 号 日本赤十字社中四国ブロック血液センター</p> <p>(3) 貸付期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで</p>	種 類	所 在 地	数 量	土 地	鳥取市江津字西皆竹318番 1 鳥取市江津字土橋370番 1	4,110.71平方メートル
種 類	所 在 地	数 量					
土 地	鳥取市江津字西皆竹318番 1 鳥取市江津字土橋370番 1	4,110.71平方メートル					

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

[変更契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	当初報告日	変更内容	
							変更前	変更後
1	倉吉総合看護専門学校	物品 保守	ノートパソコン デスクトップパソコン プリンター	36台 1台 2台	倉吉市広栄町941番地5 株式会社衣笠商会	平成30年6月14日	契約期間 平成30年4月1日 ～令和5年3月31日 契約金額 7,827,840円	契約期間 平成30年4月1日 ～令和5年3月30日 契約金額 7,823,550円